

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2) (4/10)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5. 2. 1-建 2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟前室は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 8] 放射線管理棟前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記[5. 2. 1-建1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟前室の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5. 2. 1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5. 2. 1-建 7] 非常用設備（非常用通報設備（放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火感知設備）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯））は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備（放送設備） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-21 参照 ・ 消火設備（屋外消火栓） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備（火感知設備） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-33 参照 ・ 緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-10 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5. 3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2) (5/10)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 放射線管理棟前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5. 4. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> 不凍式の屋外消火栓 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し、凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照) 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図ト建-8 に示すように最大で約 5.3m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>
-------------------	---

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2) (6/10)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2 に示す放射線管理棟前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2 参照)</p> <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。なお、放射線管理棟前室は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LP ガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ(液化プロパンガス)の爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第 1 種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象: 図ト建-7 参照 ・ 各評価対象の離隔距離: 図イ建-8-2 参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</p> <p>また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-2 に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2、7、8 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 放射線管理棟前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2) (7/10)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる放射線管理棟前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)</p> <p>[7.1-建 3] 放射線管理棟前室は第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッタを開放するため、止水シートを設置し漏洩の少ない設計とすることにより、シャッタ解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照
	遮蔽	<p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建 2] 放射線管理棟前室に設置するクレーン{821}は使用施設と共に用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([4.1-建 1] 参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建 1] 単純、明確かつ容易に識別できる避難口を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-10 参照 <p>[13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-10 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2) (8/10)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の貯蔵施設	-					
	廃棄施設	-					
	放射線管理施設	-					
	非常用電源設備	<p>[16. 1-建 1] <u>全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランクなし) 一般動力用ケーブル)</u> </p>					
	非常用設備電源接続系統一覧表						
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ		
	非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○		
	自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*2}	○	-	○		
	*1: 放送設備本体を介して接続			*2: 受信器を介して接続			
	<p>[16. 1-建 2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランクなし) 一般動力用ケーブル)</u> </p>						
	非常用設備電源接続系統一覧表						
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ		
	緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	○ ○	- -	○ ○		
	<p>[16. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> 放送設備 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> 火災感知設備 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備) 						
	通信連絡設備	<p>[17. 1-建 1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、及び工場内への放送連絡のために、以下の放送設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)): 1台 設置設備の配置 図リ建-21 参照 					
	<p>[25. 2-建 1] (7次)</p> <p><u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。{890, 893}</u></p>						

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請：表ト建-1-2) (9/10)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 放射線管理棟前室 <ul style="list-style-type: none"> 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ・ 放射線管理棟前室の外壁(鉄筋コンクリート) <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 放射線管理棟前室の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5]</p> <p>F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根、及び鉄扉は貫通しない構造とする。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6]</p> <p>放射線管理棟前室は、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>
---------------	--

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請：表ト建-1-2) (10/10)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む) 図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図 図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図 図ト建-4 放射線管理棟 桁及び基礎伏図 図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図 図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図 図ト建-7 付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図 図ト建-8 付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図 図ト建-9 付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図 図ト建-10 付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図 図ト建-17 付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2通り軸組図 図ト建-18 付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2通り軸組図 図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常用ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器 図リ電建-4 非常用照明、誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 <u>図リ非-6*</u> 非常用設備配置図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 ()内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (1/16)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{851} 建物 付属建物 除染室・分析室 {852} 壇 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照
機器名		付属建物除染室・分析室 壇 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う • 柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する • 鉄骨プレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨プレースを撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する • 屋根面鉄骨補強 (耐竜巻性能も向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する • エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う • 外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する • 鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する • 鉄扉及びシャッタ交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する • 折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する • 鉄扉新設 除染室・分析室の4次申請にて認可されたシャッタの外側に鉄扉 (SD-220) を新設する。	

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-3に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) [] 延べ床面積: 約 780 m²</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>—</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-3に示す	寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 780 m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎												
主要な構造材	表ト建-2-3に示す												
寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 780 m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (3/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、<u>臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。</u> 各領域の配置については、図臨-1 参照。 <u>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域 シリンド洗浄棟領域 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(2)領域 加工棟領域 <u>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。</u> <ul style="list-style-type: none"> 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(2)領域 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット
	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙): 1 個 感知器(熱): 19 個 感知器(空気管式): 6 基 警報設備(ベル): 3 個 設置設備の配置 図リ建-34 参照 <p>[4.1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型): 2 個 設置設備の配置 図リ建-34 参照 <p>[4.1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器 10型: 3 本 二酸化炭素消火器 7型: 16 本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-46 参照

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (4/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4. 1-建 5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓: 不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース: 20m ホース 2 本以上 ▪ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下 (図リ建-35 参照) ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離: 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) ▫ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置: 図リ建-35 参照 ▪ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ建-35-1 参照 <p>[4. 3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 材料 主要構造材を表ト建-2-3 に示す。 <p>[4. 3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象設備、配置 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){852}: ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建-57 に示す) ▪ 使用材料: 表ト建-2-3 参照 <p>[4. 3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。 なお、第 2 核燃料倉庫前室は、第 2 核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4. 3-建 4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 <p>[4. 3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の配置 図ト建-22 参照 ▪ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照
-------------------	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (5/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 火災等による損傷の防止 </td><td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>[4. 3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4. 3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 安全機能を有する施設の地盤 </td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>[5. 1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ▫ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ▪ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5. 1-建 2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5. 1-設 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td></tr> </table>	火災等による損傷の防止	<p>[4. 3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4. 3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5. 1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ▫ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ▪ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5. 1-建 2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5. 1-設 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
火災等による損傷の防止	<p>[4. 3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4. 3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>				
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5. 1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ▫ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ▪ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5. 1-建 2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5. 1-設 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>				

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請：表ト建-1-3) (6/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> [5. 2. 1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ▪ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 除染室・分析室 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ▪ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) [5. 2. 1-建 2] <p>耐震重要度分類第 1 類である除染室・分析室及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及の影響により破損しない構造とする。</p> [5. 2. 1-建 3] <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、除染室・分析室の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> [5. 2. 1-建 4] <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ エキスパンションジョイントの位置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 図イ建-5、図ト建-22~24 参照 ▪ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 図イ建-5 参照 [5. 2. 1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照 ▪ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ▪ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 [5. 2. 1-建 6] <p>緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 1 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-57 参照 ▫ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3 参照
-------------------	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (7/16)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5. 2. 1-建 7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ建-22 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ建-34 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ建-11 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5. 3-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 除染室・分析室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5. 4. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (8/16)

技 術 基 準 に 基 づ く 設 計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-23 に示すように最大で約 6.1m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-3 に示す除染室・分析室の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し 1 階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの後方にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ: 図イ建-1 参照
---	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (9/16)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年末満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象: 図ト建-22 参照 ・ 各評価対象の離隔距離: 図イ建-8-2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-3 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ(図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 除染室・分析室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 第 1 種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画: 図リ建-47 参照

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (10/16)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 堰の位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59 参照 <p>[5. 6. 1-建 3] <u>溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(853)を設置する。</u></p> <p>[5. 6. 1-建 4] 除染室・分析室内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57 参照)</p> <p>[5. 6. 1-建 6] 除染室・分析室の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図イ建-2 参照)</p> <p>[7. 1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 <p>[7. 1-建 6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p>

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (11/16)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-22~24 参照 エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建-57 参照)</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2 参照 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{ mSv/年}$ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人たちに入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建1] 115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建1] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 塗装範囲 床面から高さ 2m 以下

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (12/16)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建 1] 不純物分析設備は、使用施設と共にするが、使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建 5] 気体廃棄設備(1)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p> <p>[14.1-建 6] (6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建 1] <u>除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[13.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建 1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-11 参照 <p>[13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-11 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 <p>[13.3-建 1] (6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (13/16)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)																																	
		非常用設備電源接続系統一覧表																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用 通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(電話設備)</td><td>通信連絡設備 有線式*3</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">自動火災 報知設備</td><td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	(電話設備)	通信連絡設備 有線式*3	○	—	○	無線式	—	—	○	自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																															
非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																															
	放送設備*2	○	○	○																															
(電話設備)	通信連絡設備 有線式*3	○	—	○																															
	無線式	—	—	○																															
自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	—	○																															
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																															
	*1: 警報盤を介して接続																																		
	*2: 放送設備本体を介して接続																																		
	*3: 電話交換機を介して接続																																		
	*4: 受信器を介して接続																																		
	*5: 中継盤を介して接続																																		
	[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)																																		
	非常用設備電源接続系統一覧表																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○																
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																															
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																															
	誘導灯	○	—	○																															
[16.2-建1]																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ・ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ・ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 																																			

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (14/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[17.1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)): 9台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): 有線式4台、無線式1台 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備): 2個 ▪ 設置設備の配置 図リ建-22 参照 <p>[25.2-建 1] (7次) <u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。</u></p>
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の除染室・分析室は、静的地震力3Ciに対して概ね弹性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弹性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 竜巻防護ラインの設定について ▪ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ▪ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ▪ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ▪ 除染室・分析室 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ▪ 除染室・分析室の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▪ 除染室・分析室の鉄扉 鉄扉の補強、交換又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。</p> <p>[99-建 5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (15/16)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 桁及び基礎伏図 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T通り軸組図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23'通り軸組図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26'通り軸組図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 26'通り補強詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図 図ト遮-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)
-----	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (16/16)

添付図	図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 図リ建-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 壁（内部溢水止水用） 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 壁（一部脱着式）脱着部詳細図 図リ電建-1 非常用照明・誘導灯（転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室） 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図イ建-1-1* 敷地内建物配置図 図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び巻き戻しライン(1階) 図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-7* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-3-8* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-3-9* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-3-10* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価 <u>図リ非-6** 非常用設備配置図</u>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 []内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号、(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は6次申請の図番、**は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表ト建－3－5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建－1－1) (1/18)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{865}建物 付属建物 第1廃棄物処理所 {866}堰（内部溢水止水用） {868}飛散防止用防護ネット {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図（図イ建－1－1）参照
機器名		付属建物第1廃棄物処理所 堰（内部溢水止水用） 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(2/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚補強 第1廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する ・鉄骨プレース新設 第1廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨プレース(筋交い)を新設する ・鉄骨プレース交換補強 第1廃棄物処理所の既存鉄骨プレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨プレースの交換により補強する ・鉄骨梁交換補強 第1廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する ・屋根面プレース追設 第1廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平プレース(筋交い)を追設する ・柱補強 第1廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する ・柱梁仕口部補強 第1廃棄物処理所の大梁仕口部及び縦手部を溶接により補強する ・柱脚部溶接補強 第1廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 第1廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする ・鋼板新設 第1廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する ・シャッタ新設 第1廃棄物処理所前室の新設に伴い、第1廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャッタを新設する ・鉄扉補強 第1廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35 及び SD-74)を鉄扉補強材により補強する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止を目的に、第1廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する
------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(3/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第1廃棄物処理所の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第1廃棄物処理所の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1廃棄物処理所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>表ト建-2-1に示す</td></tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td><td>(本体) [] 延べ床面積: 約 410m²</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td><td>—</td></tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-1に示す	寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 410m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎												
主要な構造材	表ト建-2-1に示す												
寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 410m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(4/18)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m ▫ 配置：図ト建-1-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-設 2]</p> <p>第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {866} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第1廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {868} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(5) {680, 685, 686, 688~690} ▫ 非常用通報設備(放送設備 {890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902, 903}、誘導灯 {902, 904})

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(5/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消防設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消防設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、1-4 参照 ▪ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-16 参照 ▪ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ▪ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-6-3 参照 ▫ 寸法、構造、材料: 表ト建-2-1 参照 ▪ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-5-1 参照 ▫ 寸法、構造、材料: 表ト建-2-1 参照 </p>
-------------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1) (6/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消防設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-2-4 参照 ・ 消防設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-3-4、3-5 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置: 図リ非-1-4、1-5 参照 <p>[6.1-建 10] 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の水平地震力1.5Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の水平地震力については、[99-建 2]に示す。</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32m の高台に立地している。</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建 1] (竜巻) 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-14 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 第1廃棄物処理所の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建 2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> </p>
-------------------	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(7/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-1-3、1-4参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-1-4に示すように最大で約9.2mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-1に示す第1廃棄物処理所のALC屋根は、折板屋根と同等以上の強度を有しており、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外北側に設置のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-1-1参照)</p> <p>[8.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気吸入用ファンの後ろにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ:図イ建-1-1参照 フィルタ:図ト系5-3参照
-------------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(8/18)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止
	<p>[8. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 なお、第1廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離※を適用し、また、水素トレーラーの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象: 図ト建-1-1、1-2 参照 ・ 各評価対象の離隔距離: 図イ建-1-10(1/11)~(11/11) 参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁⑨14(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</p> <p>また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条 第 2 号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
人の不法な侵入等の防止	<p>[9. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、表ト建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-1-1、1-4 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(9/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1廃棄物処理所は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(5){679~690, 692}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧: 5Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] <u>第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ100mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-3参照)</u></p>
---------------------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-1)(10/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(熱) : 10個 (1階) ▫ 感知器(空気管式) : 4基 (2階) ▫ 警報設備(ベル) : 3個 (1階:2個、2階:1個) ▪ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5 参照 <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 3個 (1階:2個、2階:1個) ▪ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5 参照 <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器10型 : 11本 (1階:9本、2階:2本) ▪ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-9、4-10 参照 <p>[11.1-建5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓 : 不凍式 2基(第1廃棄物処理所の近傍) (図リ非-4-1 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2本以上 ▪ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m以下 (図リ非-4-1 参照) ▫ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第1廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 材料 主要構造材を表ト建-2-1に示す。 <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) : 図リ非-5-1 参照 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) : 図リ非-6-3 参照 ▪ 使用材料 : 表ト建-2-1 参照 ▪ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [] : ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、接合コイル、結束線 [] : 強力長シャックル ▪ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) : ステンレス鋼(固定式)
-------------------	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(11/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第1廃棄物処理所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-1-1、1-2参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
-------------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(12/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画:図リ非-6-1参照</p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-1、図リ非-6-3参照</p> <p>[12.1-建3] <u>溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[12.1-建4] 第1廃棄物処理所内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-3参照)</p> <p>[12.1-建6] 第1廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 　　図リ非-1-4参照</p> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(8台(1階:7台、2階:1台))及び誘導灯(7個(1階)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 　　図リ非-1-4、1-5参照 　　消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>・ 誘導灯の構造 　　消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備){782~794}は、使用施設と共にするが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(5)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1) (13/18)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-建 1] 第1廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[18. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11. 1-建 1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21. 1-建 1] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ 2m 以下 (床面から高さ 2m までは樹脂系塗料で塗装する)
	遮蔽	<p>[22. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{ mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	[23. 1-建 1] 20,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(5)を施設できる構造とする。

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(14/18)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)																													
		非常用設備電源接続系統一覧表																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">設備</th> <th style="width: 20%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用 通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 (電話設備) 有線式*2</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災 報知設備</td> <td>無線式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備*3</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="8">警報設備(ベル)*4</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>					設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用 通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備) 有線式*2	○	—	○	自動火災 報知設備	無線式	—	—	○	火災感知設備*3	○	—	○	警報設備(ベル)*4		○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																											
非常用 通報設備	放送設備*1	○	○	○																											
	通信連絡設備 (電話設備) 有線式*2	○	—	○																											
自動火災 報知設備	無線式	—	—	○																											
	火災感知設備*3	○	—	○																											
警報設備(ベル)*4		○	—	○																											
		*1: 放送設備本体を介して接続																													
		*2: 電話交換機を介して接続																													
		*3: 受信器を介して接続																													
		*4: 中継盤を介して接続																													
		[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)																													
		非常用設備電源接続系統一覧表																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">設備</th> <th style="width: 20%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○											
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																											
	誘導灯	○	—	○																											
[24.2-建1]																															
<ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ▪ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ▪ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 																															

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(15/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 3台 (1階) ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式1台 (1階)、無線式1台 (1階) ▪ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図リ非-2-4 参照 <p>[25.2-建1](7次) <u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。</u></p>
---------------------------	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-1)(16/18)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弹性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建 10]に示す。</p> <p>[99-建 3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第1廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> ▫ 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ▫ 第1廃棄物処理所の外壁(サイディング) <ul style="list-style-type: none"> サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 第1廃棄物処理所の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> 補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4]</p> <p>F3竜巻に対し、第1廃棄物処理所の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>位置：図リ非-5-1、5-3 参照</p> <p>建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。</p> <p>なお、第1廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。</p> <p>また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。</p> <p>[99-建 5]</p> <p>敷地境界から第1廃棄物処理所までの距離は140mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6]</p> <p>第1廃棄物処理所に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあるため、第2種管理区域として設定する。</p>
---------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(17/18)

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-1)(18/18)

添付図	図ト建-1-15 付属建物 第1廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び屋根面プレース補強概略図 図ト建-1-16 付属建物 第1廃棄物処理所 鉄骨プレース補強、柱梁仕口部補強、柱脚部溶接補強概略図 図ト遮-1 付属建物 第1廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面) 図ト系5-3 気体廃棄設備(5) 廃棄物処理室・排気室 給気系統 図リ非-1-4 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-1-5 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 2F) 図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-3-5 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 2F) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-9 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-4-10 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 2F) 図リ非-5-1 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(第1廃棄物処理所) 図リ非-5-3 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット取付概略図(第1廃棄物処理所) 図リ非-6-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画 図リ非-6-3 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(付属建物 第1廃棄物処理所 1階) 図リ電建-1 付属建物 第1廃棄物処理所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 <u>図リ非-6*</u> 非常用設備配置図
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(1/11)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	<p>{880}建物 付属建物 第1廃棄物処理所前室</p> <p>{890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備</p> <p><u>{890, 893}</u>非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備</p> <p>{894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓</p> <p><u>{894, 898}</u>非常用設備 消火設備 消火器</p> <p>{899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>{902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯</p> <p>{902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯</p> <p>{902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照
機器名		<p>付属建物第1廃棄物処理所前室</p> <p>非常用通報設備 放送設備</p> <p>消火設備 屋外消火栓</p> <p><u>消火設備 消火器</u></p> <p>自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>緊急対策設備 非常用照明</p> <p>緊急対策設備 誘導灯</p> <p>緊急対策設備 安全避難通路</p>
変更内容		<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1廃棄物処理所前室の新設 第1廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(放送設備)の増設 第1廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>屋根 : 鉄筋コンクリート</p> <p>基礎 : 直接基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積:約20m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(2/11)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 基礎梁下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第1廃棄物処理所前室1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第1廃棄物処理所前室及び消火設備(屋外消火栓){894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第1廃棄物処理所前室 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備){899, 900} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(3/11)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所前室は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所前室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備（消火設備（屋外消火栓）を除く）を上位の第1廃棄物処理所前室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所前室の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1～2-4 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-2-1～2-7 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建7] 非常用設備（非常用通報設備（放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯））は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備（放送設備） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ非-2-4 参照 ・ 消火設備（屋外消火栓） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備（火災感知設備） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ非-3-4 参照 ・ 緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ非-1-4 参照 </p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約30m～32m の高台に立地している。</p>

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(4/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-2、図ト建-2-1~2-7参照 F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 第1廃棄物処理所前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C 対象設備 不凍式の屋外消火栓 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水(150mm/h) 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-2-2、2-3 参照) 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p>
-------------------	---

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(5/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2-3に示すように最大で約4.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す第1廃棄物処理所前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火碎物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火碎物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 なお、第1廃棄物処理所前室は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離※を適用し、また、水素トレーラーの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象:(図ト建-2-1参照) ・ 各評価対象の離隔距離:図イ建-1-10(1/11)~(4/11)、(6/11)~(11/11)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。 <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p> </p>
-------------------	--

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(6/11)

技術基準に基づく設計 (注)	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 第1廃棄物処理所前室は、表ト建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-2-1、2-3参照)等の堅牢な障壁を有する。 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 第1廃棄物処理所前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建2]</p> <p>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1]</p> <p>汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建3]</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッタを解放するため、エキスパンションジョイントに止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャッタ解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1~2-4参照 エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5参照

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(7/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(熱) : 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4 参照 <p>[11.1-建3] <u>消防法上は消火器{894, 898}の設置義務は無いが、粉末消火器10型:1本を設置する。</u> <u>(図リ非-6(7次)参照)</u></p> <p>[11.1-建5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓 : 不凍式 1 基 (第1廃棄物処理所前室の近傍) (図リ非-4-1 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ非-4-1 参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第1廃棄物処理所前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2 に示す。 <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第1廃棄物処理所前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ : 図イ建-1-9(2/2) 参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-2-1 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(2/2) 参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 ・ 耐火シールを施工する貫通部の配置 図イ建-1-8 参照
-------------------	---

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(8/11)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 図リ非-1-4 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 図リ非-1-4 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーン{798}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(9/11)

技術基準に基づく設計 (注)	換気設備	-																
	非常用電源設備	<p>[24.1-建1]</p> <p>全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)</p>																
	非常用設備電源接続系統一覧表																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備</th><th>非常用ディーゼル発電機</th><th>無停電電源装置</th><th>内蔵バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td><td>放送設備^{*1}</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td><td>火災感知設備^{*2}</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>					設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*2}	○	-
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ														
非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○														
自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*2}	○	-	○														
<p>*1: 放送設備本体を介して接続</p> <p>*2: 受信器を介して接続</p>																		
<p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)</p>																		
非常用設備電源接続系統一覧表																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備</th><th>非常用ディーゼル発電機</th><th>無停電電源装置</th><th>内蔵バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急対策設備(1)</td><td>非常用照明</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr> <td>誘導灯</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>					設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○	
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ														
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○														
	誘導灯	○	-	○														
	<p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> 放送設備 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> 火災感知設備 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置[889]から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備) 																	
	通信連絡設備	<p>[25.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図リ非-2-4参照 <p>[25.2-建1](7次)</p> <p>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。<u>[890, 893]</u></p>																

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(10/11)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第1廃棄物処理所前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> □ 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所前室の外壁(鉄筋コンクリート) <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所前室の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建5]</p> <p>敷地境界から第1廃棄物処理所前室までの距離は135mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁、屋根及び鉄扉は貫通しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建6]</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>
添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 捕強箇所説明図(1階) 図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1) 図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図 図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置 図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン 図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表 図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図 図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図 図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p>

追表ト建-3-6 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(11/11)

添付図	図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1) 図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2) 図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3) 図イ建-1-10(4/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4) 図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6) 図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7) 図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8) 図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9) 図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10) 図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11) 図ト建-1-1 付属建物 第1廃棄物処理所 1階 平面図 図ト建-2-1 付属建物 第1廃棄物処理所前室 平面図 図ト建-2-2 付属建物 第1廃棄物処理所前室 屋根伏図 図ト建-2-3 付属建物 第1廃棄物処理所前室 立面図 図ト建-2-4 付属建物 第1廃棄物処理所前室 断面図 図ト建-2-5 付属建物 第1廃棄物処理所前室 伏図 図ト建-2-6 付属建物 第1廃棄物処理所前室 Y1, Y2通り軸組図 図ト建-2-7 付属建物 第1廃棄物処理所前室 X1, X2通り軸組図 図リ非-1-4 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 1F) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート <u>図リ非-6* 非常用設備配置図</u>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(1/17)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{869}建物 付属建物 第2廃棄物処理所 {870}堰(内部溢水止水用) {872}飛散防止用防護ネット {890, 891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照
機器名		付属建物第2廃棄物処理所 堰(内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(2/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とプレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する ・エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンドラ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンドラ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する ・鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する ・鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する ・折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する ・鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する
------	--

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(3/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p> <p>主要な構造材</p> <p>寸法 (単位: m)</p> <p>(本体) [] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [] (北渡り廊下(シリンドラ洗浄棟側)) [] 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p> <p>その他の構成機器</p> <p>その他の性能</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(4/17)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>一</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度：設計GLから-7.8m 配置：図ト建-3-6参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6){694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(5/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 8] 第2廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第2廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第2廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-3、3-4 参照 ▪ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建 5] 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-3、図ト建-3-1~3-21 参照 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-6-4 参照 ▫ 寸法、構造、材料:表ト建-2-3 参照 ▪ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-5-2 参照 ▫ 寸法、構造、材料:表ト建-2-3 参照 <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-2-5、2-6 参照 ▪ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-4-1 参照 ▪ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-3-6、3-7 参照 ▪ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置:図リ非-1-6、1-7 参照 </p>
-------------------	---

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(6/17)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-建10] 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の水平地震力1.5Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の水平地震力については、[99-建2]に示す。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建1] (竜巻) <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-3、図ト建-3-1~3-20参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。 ▫ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 [8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(7/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8. 1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-3-3、3-4参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 第2廃棄物処理所本体の屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-3-4に示すように最大で約9.5mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す第2廃棄物処理所のALC屋根及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の折板屋根は、降下火碎物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火碎物を除去する際は、屋外のタラップ又は梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-3-4参照)</p> <p>[8. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気吸入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ: 図イ建-1-1参照 フィルタ: 図ト系6-6参照
-------------------	---

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(8/17)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止
	<p>[8. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 なお、第2廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離※を適用し、また、水素トレーラーの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ト建-3-1、3-2 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(3/11)、(5/11)～(11/11) 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 <p>また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
人の不法な侵入等の防止	<p>[9. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第2廃棄物処理所は、表ト建-2-3に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-3-1、3-2、3-4 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第2廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(9/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2廃棄物処理所の一部(廃棄物プレス室等)は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4 参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(6){693~696, 698, 700~706}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧: 5Pa 以上 <p>[10.1-建6] 第2廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建3] 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントは、屋外との境界に止水シートを設置し、漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-3、3-4 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] <u>第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えい防止を目的として、第2廃棄物処理所本体の1階に、高さ200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-4 参照)</u></p>
---------------------------	---

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(10/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 2 個 (1 階南北渡り廊下) ▫ 感知器(熱) : 7 個 (1 階) ▫ 感知器(空気管式) : 5 基 (1 階 : 1 基、2 階 : 4 基) ▫ 警報設備(ベル) : 2 個 (1 階 : 1 個、2 階 : 1 個) ▪ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7 参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 2 個 (1 階 : 1 個、2 階 : 1 個) ▪ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7 参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 10 本 (1 階 : 8 本、2 階 : 2 本) ▪ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12 参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 <u>屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓 : 不凍式 3 基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ▪ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下(図リ非-4-1 参照) ▫ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照 <p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 材料 主要構造材を表ト建-2-3 に示す。 <p>[11.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) : 図リ非-5-2 参照 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) : 図リ非-6-4 参照 ▪ 使用材料 : 表ト建-2-3 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼 : ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼 : 強力長シャックル ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) : ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)
-------------------	--

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(11/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第2廃棄物処理所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は气体廃棄設備(6)で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-1-9(1/2)参照 </p> <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-3-1、3-2 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(1/2)参照 </p> <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール </p> <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
溢水による損傷の防止	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止、及び非管理区域から第1種管理区域への溢水の流入を防止するため、溢水防護区画を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画: 図リ非-6-1 参照 </p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出又は非管理区域から第1種管理区域への流入を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-3、図リ非-6-4 参照 </p> <p>[12.1-建3] <u>溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[12.1-建4] 第2廃棄物処理所本体内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-4 参照)</p> <p>[12.1-建6] 第2廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(12/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>安全避難通路等</p> <p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-6 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(17台(1階:9台、2階:8台))及び誘導灯(12個(1階:10個、2階:2個)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-6、1-7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。 <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備){799～803}は、使用施設と共にするが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(6)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに發揮する。</p>
---------------------------	--

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(13/17)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-建 1] <u>第2廃棄物処理所本体には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[18. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11. 1-建 1]参照)</p>
	放射線管理施設	<p>[19. 1-建 1] <u>放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。</u></p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21. 1-建 1] 第2廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する) </p>
	遮蔽	<p>[22. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{ mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 </p> <p>[22. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	<p>[23. 1-建 1] 32,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を施設できる構造とする。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(14/17)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)				
		非常用設備電源接続系統一覧表				
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ
		非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—
			放送設備*2	○	○	○
		通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	—	○
			無線式	—	—	○
		自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○
			警報設備(ベル)*5	○	—	○
		*1: 警報盤を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続	*4: 受信器を介して接続 *5: 中継盤を介して接続			
		[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランクなし)一般動力用ケーブル)				
		非常用設備電源接続系統一覧表				
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○
			誘導灯	○	—	○
		[24.2-建1] パッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、パッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none">▪ 非常用通報設備<ul style="list-style-type: none">・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))▪ 自動火災報知設備<ul style="list-style-type: none">・ 火災感知設備・ それに連動する警報設備▪ 緊急対策設備(1)<ul style="list-style-type: none">・ 非常用照明・ 誘導灯▪ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。<ul style="list-style-type: none">・ 非常用通報設備(非常ベル設備)・ 非常用通報設備(放送設備)▪ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、パッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。				

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-3)(15/17)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 5台 (1階:4台、2階:1台) ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式2台 (1階)、無線式1台 (1階) ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 2個 (1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-5、2-6 参照 <p>[25.2-建1](7次) <u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。</u></p>
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弹性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建10]に示す。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ▫ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 第2廃棄物処理所本体の鉄扉 新設又は補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 第2廃棄物処理所本体2階鉄筋コンクリート床 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、第2廃棄物処理所本体の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 位置: 図リ非-5-2、5-4 参照 建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。 なお、第2廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。 また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。 なお、第2廃棄物処理所南北渡り廊下の屋根(ALC+折板)もF3竜巻に対し損傷するおそれがあるが、内部に飛散物ではなく、かつ飛来物の飛来方向に対して建物の背面に位置するため飛散防止用防護ネットは設置しない。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(16/17)

その他事業許可で求める仕様	[99-建5] 敷地境界から第2廃棄物処理所までの距離は156mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 構造図(1階) 図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 構造図(2階) 図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 構造図(R階) 図イ建-1-3(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図 図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置 図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン 図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表 図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図 図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図 図イ建-1-9(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1) 図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1) 図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2) 図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3) 図イ建-1-10(5/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5) 図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6) 図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7) 図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8) 図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9) 図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10) 図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11) 図ト建-3-1 付属建物 第2廃棄物処理所 1階平面図 図ト建-3-2 付属建物 第2廃棄物処理所 2階平面図 図ト建-3-3 付属建物 第2廃棄物処理所 屋根伏図 図ト建-3-4 付属建物 第2廃棄物処理所 立面図 図ト建-3-5 付属建物 第2廃棄物処理所 断面図 図ト建-3-6 付属建物 第2廃棄物処理所 杣及び基礎及び1階伏図

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(17/17)

添付図	図ト建-3-7 付属建物 第2廃棄物処理所 2階床梁伏図 図ト建-3-8 付属建物 第2廃棄物処理所 小屋伏図 図ト建-3-9 付属建物 第2廃棄物処理所 2通り軸組図 図ト建-3-10 付属建物 第2廃棄物処理所 4通り軸組図 図ト建-3-11 付属建物 第2廃棄物処理所 7通り軸組図 図ト建-3-12 付属建物 第2廃棄物処理所 8通り軸組図 図ト建-3-13 付属建物 第2廃棄物処理所 D通り軸組図 図ト建-3-14 付属建物 第2廃棄物処理所 E通り軸組図 図ト建-3-15 付属建物 第2廃棄物処理所 F,Fa,Ca通り軸組図 図ト建-3-16 付属建物 第2廃棄物処理所 2通り外壁サイディング補強受材 軸組図 図ト建-3-17 付属建物 第2廃棄物処理所 8通り外壁サイディング補強受材 軸組図 図ト建-3-18 付属建物 第2廃棄物処理所 D通り外壁サイディング補強受材 軸組図 図ト建-3-19 付属建物 第2廃棄物処理所 F通り外壁サイディング補強受材 軸組図 図ト建-3-20 付属建物 第2廃棄物処理所 7a,7b通り外壁サイディング補強受材 軸組図 図ト建-3-21 付属建物 第2廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図 図ト遮-2 付属建物 第2廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面) 図ト系6-6 気体廃棄設備(6)廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室 給気系統 図リ非-1-6 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第2廃棄物処理所 1F) 図リ非-1-7 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第2廃棄物処理所 2F) 図リ非-2-5 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第2廃棄物処理所 1F) 図リ非-2-6 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第2廃棄物処理所 2F) 図リ非-3-6 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第2廃棄物処理所 1F) 図リ非-3-7 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第2廃棄物処理所 2F) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-11 消火設備 消火器(第2廃棄物処理所 1F) 図リ非-4-12 消火設備 消火器(第2廃棄物処理所 2F) 図リ非-5-2 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット(第2廃棄物処理所) 図リ非-5-4 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット取付概略図(第2廃棄物処理所) 図リ非-6-1 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 図リ非-6-4 緊急対策設備 (3) 堤(内部溢水止水用)(付属建物 第2廃棄物処理所 1階) 図リ非-6-5 緊急対策設備 (3) 堤(一部脱着式)脱着部詳細図 図リ電建-2 付属建物 第2廃棄物処理所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図リ非-6* 非常用設備配置図
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(1/12)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{876} 建物 付属建物 第3廃棄物倉庫 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照
機器名		付属建物第3廃棄物倉庫 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(2/12)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する ・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する ・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の改造 仮移設した電話設備の改造により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>表ト建-2-4に示す</td></tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td><td>(本体) [] 延べ床面積: 約 530m²</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td><td>—</td></tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 530m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎												
主要な構造材	表ト建-2-4に示す												
寸法(単位:m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 530m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(3/12)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度：設計CLから-7.7m 配置：図ト建-4-10 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消防設備(屋外消火栓){894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第3廃棄物倉庫 ▫ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ▫ 消防設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(4/12)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建8]</p> <p>第3廃棄物倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記 [6.1-建1] 参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）は、耐震重要度分類第3類の建物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第3廃棄物倉庫の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[6.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-4、図ト建-4-6～4-17 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建7]</p> <p>非常用設備（非常用通報設備（放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯））は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備（放送設備） <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-2-7 参照 ・ 消火設備（屋外消火栓） <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備） <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-3-8 参照 ・ 緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-1-8 参照
-------------------	--

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(5/12)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建1] (竜巻) ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-4、図ト建-4-6~4-17 参照 ▪ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3廃棄物倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▪ 第3廃棄物倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▪ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。
		[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。
		[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。 ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 ▪ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。
		[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 ▪ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-4-7、4-8 参照) ▪ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止
		[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。
		[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-4-8 に示すように最大で約 7.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。
		[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(6/12)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-4に示す第3廃棄物倉庫の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-4-8参照)</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象: 図ト建-4-6参照 ・ 各評価対象の離隔距離: 図ト建-4-5-2(1/7)~(7/7)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第3廃棄物倉庫は、表ト建-2-4に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ(図ト建-4-4, 4-6, 4-8参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第3廃棄物倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(7/12)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1]</p> <p>汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3廃棄物倉庫は第2種管理区域に設定する。(図ト建-4-3参照)</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(空気管式) : 4基 ▫ 警報設備(ベル) : 2個 ・ 設置設備の配置 <p>図リ非-3-8 参照</p> <p>[11.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 1個 ・ 設置設備の配置 <p>図リ非-3-8 参照</p> <p>[11.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器10型 : 3本 ・ 設置設備の配置 <p>消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。</p> <p>図リ非-4-13 参照</p> <p>[11.1-建5]</p> <p><u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓 : 不凍式3基(第3廃棄物倉庫の近傍)(図リ非-4-1参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-3 参照 <p>[11.3-建1]</p> <p>建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3廃棄物倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <p>主要構造材を表ト建-2-4に示す。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(8/12)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図ト建-4-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第3廃棄物倉庫各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図ト建-4-5-1参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 　　図ト建-4-6参照 ・ 設置設備の材料 　　図ト建-4-5-1参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------------------	--

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(9/12)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-8 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(6台)及び誘導灯(3個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-8 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 廃棄物貯蔵設備(5){822}は、使用施設と共に加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。また、使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-3 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(10/12)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)																																
		非常用設備電源接続系統一覧表																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用 通報設備</td><td style="text-align: center;">放送設備^{*1}</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信連絡設備 (電話設備) 有線式^{*2}</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自動火災 報知設備</td><td style="text-align: center;">無線式</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災感知設備^{*3}</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td style="text-align: center;">警報設備(ベル)^{*4}</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </tbody> </table>						設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用 通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*2}	○	—	○	自動火災 報知設備	無線式	—	—	○	火災感知設備 ^{*3}	○	—	○			警報設備(ベル) ^{*4}	○	—	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																													
非常用 通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○																														
	通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*2}	○	—	○																														
自動火災 報知設備	無線式	—	—	○																														
	火災感知設備 ^{*3}	○	—	○																														
		警報設備(ベル) ^{*4}	○	—	○																													
*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 有線式電話設備を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *4: 中継盤を介して接続																																		
<p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p>																																		
非常用設備電源接続系統一覧表																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="text-align: center;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 15%;">内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">緊急対策設備(1)</td><td style="text-align: center;">非常用照明</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">誘導灯</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </tbody> </table>							設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○															
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																														
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																														
	誘導灯	○	—	○																														
<p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ◦ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ◦ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ◦ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 																																		

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(11/12)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 2台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : <u>有線式1台</u>、無線式1台 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-7 参照 <p>[25.2-建1](7次) <u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。</u></p>
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(12/12)

添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図ト建-4-1(1/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 構造箇所説明図(1階) 図ト建-4-1(2/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 構造箇所説明図(R階) 図ト建-4-2 付属建物 第3廃棄物倉庫 建物の構造工事と各影響評価との関係 図ト建-4-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 管理区域区分図 図ト建-4-4 付属建物 第3廃棄物倉庫 鉄扉、シャッタ配置、建具表及び構造概要図 図ト建-4-5 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域図 図ト建-4-5-1 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧 図ト建-4-5-2(1/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1) 図ト建-4-5-2(2/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2) 図ト建-4-5-2(3/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3) 図ト建-4-5-2(4/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4) 図ト建-4-5-2(5/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5) 図ト建-4-5-2(6/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6) 図ト建-4-5-2(7/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7) 図ト建-4-6 付属建物 第3廃棄物倉庫 平面図 図ト建-4-7 付属建物 第3廃棄物倉庫 屋根伏図 図ト建-4-8 付属建物 第3廃棄物倉庫 立面図 図ト建-4-9 付属建物 第3廃棄物倉庫 断面図 図ト建-4-10 付属建物 第3廃棄物倉庫 柱及び基礎伏図 図ト建-4-11 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+2500) 図ト建-4-12 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+4700) 図ト建-4-13 付属建物 第3廃棄物倉庫 R階梁伏図 図ト建-4-14 付属建物 第3廃棄物倉庫 A通り軸組図 図ト建-4-15 付属建物 第3廃棄物倉庫 B通り軸組図 図ト建-4-16 付属建物 第3廃棄物倉庫 1通り軸組図 図ト建-4-17 付属建物 第3廃棄物倉庫 7通り軸組図 図ト遮-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 遮蔽関係図(建物平面) 図リ非-1-8 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3廃棄物倉庫) 図リ非-2-7 非常用通報設備 非常用ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3廃棄物倉庫) 図リ非-3-8 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3廃棄物倉庫) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-3 第3廃棄物倉庫 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-13 消火設備 消火器(第3廃棄物倉庫) 図リ電建-4 付属建物 第3廃棄物倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図リ非-6* 非常用設備配置図
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

表ト設一気1 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 气体廃棄設備(4) {667} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 給気ファン {675} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(4) 給気ファン (1) 給気ファン（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統） (2) 給気ファン（作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1式 (1) 1基 [SF-2] (2) 1基 [SF-1]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気1
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気1 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。{675}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{675}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 溢水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{675}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配-気1、図ト系-気4-4、図ト系-気4-5、図ト設-気3、図ト制-気1、図ト制配-気1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 2 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 气体廃棄設備(4) {668} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 排気ファン {675} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 給排気ファンの起動停止インターロック {678} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 負圧警報装置
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(4) 排気ファン (1) 排気ファン（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統） (2) 排気ファン（作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統） (3) 排気ファン（作業室(1)局所排気系統）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 基 [EF-2] (2) 1 基 [RF-1] (3) 2 基 [EF-1-1、EF-1-2]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 2
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気2 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。{675}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。{678}負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [668] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気2、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{675}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2) 図ト設一気1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{678}負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 溢水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{678}負圧警報装置を設置する。 [18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{675}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排氣するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(4)には、各系統合計で 20,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2) 図ト設一気1 参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一気1、図ト系一気4-1、図ト系一気4-2、図ト系一気4-3、図ト設一気1、図ト制一気1、図ト制一気2、図ト制配一気1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気3 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(4)) 气体廃棄設備(4) {669} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(4)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(4) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 高性能エアフィルタ (作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 (2) 改造 ・火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 (3) 改造 ・火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。
員数		1式 (1) 8×2個 [093-1~093-4 2段フィルタ、094-5~094-8 2段フィルタ] (2) 4×2個 [092-1~092-4 2段フィルタ] (3) 2×2個 [091-1 2段フィルタ、091-2 2段フィルタ]
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気3
	寸法 (単位: mm)	(1) _____ (2) _____ (3) _____
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2段: 99.997%以上
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

表ト設一気3 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタは耐震重要度分類第2類とする。 {669} 高性能エアフィルタ(タイプ8、9) ^{*1} 第2類 支持脚部材： 別表ト設一気3 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気3、図ト設一気2 ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設66] 排気に含まれるウランの除去のために、捕集効率99.997%以上の高性能エアフィルタ(2段)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設17] 延焼防止のために、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気に含まれるウランの除去のために、捕集効率99.997%以上の高性能エアフィルタ(2段)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設5] 再循環給気に含まれるウランの除去のために、高性能エアフィルタを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一気1、図ト系一気4-1、図ト系一気4-2、図ト系一気4-3、図ト設一気2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気4 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 气体廃棄設備(4) {670} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(4) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1式 (1) 1個 (2) 1個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気4 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {670} 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ^{※1} 第1類 ※1: ダクトの一部(質点)として評価している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弹性範囲となる設計とする。
	添付図	図ト配-気1、図ト系-気4-4、図ト系-気4-5、図ト設-気4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気5 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 气体廃棄設備(4) {671} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(4) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 (2) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 (3) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
員数		1式 (1) 1個 (2) 1個 (3) 1個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気5
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気5 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {671} 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ^{※1} 第1類 ※1: ダクトの一部(質点)として評価している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚1.5mm以上の逆流防止ダンパ(屋外境界)を設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 排気の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 排気の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弹性範囲となる設計とする。
	添付図	図ト配-気1、図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3、図ト設-気4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気6 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 气体廃棄設備(4) {672} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		气体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統） (2) 給気ダクト・ダンパ（作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、外気取入口（給気ダクト側）に防火ガラリを設置する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。
員数		1式 (1) 1式 (2) 1式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気6
	寸法（単位：mm）	(1) []以下 (2) []以下
	その他の構成機器	防火ガラリ、プレフィルタ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 6 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 〔672〕 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 79] 屋外境界形成のために、逆流防止ダンパと建物壁を接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入口(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。
	添付図	図ト系-気4-4、図ト系-気4-5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 7 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 气体廃棄設備(4) {673} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		气体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
員数		1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気7
	寸法(単位: mm)	(1) []以下 (2) []以下 (3) []以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

表ト設一気7 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第3類とする。 {673} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 8 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 气体廃棄設備(4) {674} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫
機器名		气体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。 (3) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 8
	寸法(単位: mm)	(1) [] 以下 (2) [] 以下 (3) [] 以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 8 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [6.1-設 12] 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)は耐震重要度分類第2類とする。(建物境界を除く) 〔674〕排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 第1類、第2類耐震重要度分類第1類及び第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 66] ウランを除去した気体を排気塔から排気するために、高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 [10.1-設 79] 屋外境界形成のために、逆流防止ダンパと建物壁を接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚1.5mm以上の逆流防止ダンパ(屋外境界)を設置し、ダクトに防火材を布設する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弹性範囲となる設計とする。
	添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気9 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 气体廃棄設備(4) {676} 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(4)） 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		气体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統） (2) 給気ダクト・ダンパ（作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。
員数		1式 (1) 1式 (2) 1式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気9
	寸法（単位：mm）	(1) []以下 (2) []以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気9 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 {676} 給気ダクト・ダンパ 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト系-気4-4、図ト系-気4-5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 10 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(4) 気体廃棄設備(4) {677} 気体廃棄物の廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫
機器名		气体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 10
	寸法(単位: mm)	(1) [] 以下 (2) [] 以下 (3) [] 以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

表ト設一気 10 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第3類とする。 [677] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液1 廃液貯槽（洗浄工程）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{727} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)) 廃液貯槽（洗浄工程） {728} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 廃液貯槽（洗浄工程）
変更内容		改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。（*1） *1: {728}液位高警報設備を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液1
	寸法（単位：mm）	□□□
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約□□L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{728}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液1 廃液貯槽（洗浄工程）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設6] {728} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））を設置する。（三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照）。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））に{875} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728} 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液1、図ト制-4、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 2 沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	[729] 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)）沈殿槽 [730] 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)）液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 沈殿槽	
変更内容	改造 ・閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : [730] 液位高警報設備を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 2
	寸法（単位：mm）	□□□
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約 □□L
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。[730] 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液2 沈殿槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設6] {730}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液2、図ト制-5、図ト配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 3 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） 〔731〕 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)）遠心ろ過機
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 遠心ろ過機
変更内容		改造 ・閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	横型遠心分離式
	主要な構造材	別表ト設一液 3
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、固体廃棄物回収容器
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	〔5.1-設 1〕 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液3 遠心ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1 参照）
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。（三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液4 液受槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{732} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液受槽 {733} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 液受槽(1)
変更内容		改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1:{733}液位高警報設備を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液4
	寸法 (単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{733}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液4 液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {733}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液4、図ト制-6、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液5 ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [734] 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) ろ過機
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) ろ過機
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液 5
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統 (逆止弁含む)
	その他の性能	—
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態 核燃料物質の臨界防止	液体廃棄物 —
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 5 ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 12] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 6 液受槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{735} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液受槽 {736} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 液受槽(2)
変更内容		改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : {736} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 6
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{736} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 6 液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {736} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃 第 20-0695 号の図イ建-1-1 参照) [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ 140mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第 20-0695 号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{736} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875} 堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2 参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{736} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{736} 液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液 1、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 6、図ト制一7、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液7 集水槽(チェック) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{737} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 集水槽(チェック) {738} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 集水槽(チェック) (1) 集水槽(チェック) (1) (2) 集水槽(チェック) (2)
変更内容		(1) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {738} 液位高警報設備を改造する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液7
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{738} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液7 集水槽(チェック) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {738} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1 参照） [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。（三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{738} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{738} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{738} 液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [20.1-設 11] 廃液処理設備(3)の排水は排水貯留池に排水する（図ト設一液16 参照）。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液1、図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液7、図ト制-8、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

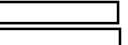
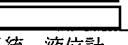
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液8 イオン交換塔 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{739} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) イオン交換塔 {740} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(イオン交換塔)
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) イオン交換塔 (1) イオン交換塔(1) (2) イオン交換塔(2)
変更内容		(1) 改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {740}液位高警報設備(イオン交換塔)を改造する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	別表ト設一液8
	寸法 (単位:mm)	(1)  (2) 
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{740}液位高警報設備(イオン交換塔)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液8 イオン交換塔 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {740} 液位高警報設備（イオン交換塔）の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照) [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリング洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{740} 液位高警報設備（イオン交換塔）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建 1(6次)] シリング洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢止水用))に{875} 堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{740} 液位高警報設備（イオン交換塔）を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{740} 液位高警報設備（イオン交換塔）を設置する。
その他事業許可で求める仕様		
添付図		

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

{99-設 1}は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液9 液受槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	[741] 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)) 液受槽 [742] 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)) 液位高警報設備（液受槽）
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 液受槽(3)
変更内容		改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。（＊1） ＊1：{742}液位高警報設備（液受槽）を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液9
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{742}液位高警報設備（液受槽）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液9 液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {742} 液位高警報設備（液受槽）の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止		[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。（三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照） [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
人の不法な侵入等の防止		—
閉じ込めの機能		[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。（三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照） [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{742} 液位高警報設備（液受槽）を設置する。
火災等による損傷の防止		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
溢水による損傷の防止		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		[18.1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{742} 液位高警報設備（液受槽）を設置する。
放射線管理施設		—
廃棄施設		[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{742} 液位高警報設備（液受槽）を設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液9、図ト制-11、図ト配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 10 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{743} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 乾燥機
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 乾燥機	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、圧力計を新設する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	温風乾燥式
	主要な構造材	別表ト設一液 10
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	固体廃棄物回収容器、圧力計
	その他の性能	最高使用温度 : 200°C
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表ト設一液 10 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して 9.8Pa 以上の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液 1、図ト系一液 1、図ト設一液 10

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 11 フードボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	[744] 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)）フードボックス
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) フードボックス	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表ト設一液 11
	寸法（単位：mm）	□□□□
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表ト設一液 11 フードボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト設一液11

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{745} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 廃液貯槽(チェック) {746} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック) (1) 廃液貯槽(チェック)(1) (2) 廃液貯槽(チェック)(2)
変更内容		(1) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {746} 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック)) を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 12
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)*1、液位計 *1: 屋外配管系統を含む
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎または地下共同溝床面に設置する。{746} 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック)) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {746} 液位高警報設備（廃液貯槽(チェック)）の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 章巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃 第 20-0695 号の図イ建-1-1 参照） [8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管（含む継手部）は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 24] 屋外に設置する配管は、外部方向への排水配管であり虫等の侵入はない。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設 6] 屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリング洗浄棟の1階には高さ 140mm 以上の緊急対策設備(3)（堰(内部溢水止水用)）を設置する。（三原燃 第 20-0695 号 図リ非-6-2 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{746} 液位高警報設備（廃液貯槽(チェック)）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-建 1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、[746]液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、[746]液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を設置する。 [20. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [20. 1-設 11] 廃液処理設備(3)の排水は排水貯留池に排水する(図ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外に設置する配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
	添付図	図ト配一液1、図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液12、図ト制-12、図ト制配-2

注 凡例 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

{ } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{747} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 廃液処理室回収ピット {748} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット
変更内容		改造 ・耐震補強のため、集水槽(廃液処理室)の据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	廃液処理室回収ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽(廃液処理室): 円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 13
	寸法(単位:mm)	廃液処理室回収ピット: [] 集水槽(廃液処理室): []
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
取扱う核燃料物質の状態		液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	廃液処理室回収ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ▪ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▪ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 集水槽(廃液処理室) [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の廃液処理室回収ピットの底版に設置する。{748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>廃液処理室回収ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 付属建物シリンダ洗浄棟 廃液処理室回収ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一液 1、図ト設一液 13 参照。 ◦ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽(廃液処理室)</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第1類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>集水槽(廃液処理室) 部材： — (高剛性のためボルト評価で代表) 集水槽(廃液処理室) アンカーボルト： □□ □□ (新規)</p> <p>[6.1-設 6] {748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>廃液処理室回収ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物シリンダ洗浄棟廃液処理室回収ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽(廃液処理室)</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽(廃液処理室)からの漏えいは廃液処理室回収ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物シリンダ洗浄棟に設置される廃液処理室回収ピットは、不燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-建 1] [14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-建 1] [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{748}液位高警報設備（廃液処理室回収ピット）を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（3）を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{748}液位高警報設備（廃液処理室回収ピット）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 項の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弹性範囲となる設計とする。
	添付図	図ト配一液 1、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 13、図ト制一10、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 14 壇（廃液貯槽（洗浄工程））仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {749} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)）壇（廃液貯槽（洗浄工程））
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 壇（廃液貯槽（洗浄工程））
変更内容		新設 ・閉じ込め性強化のため、ウラン溶液または液体廃棄物漏えい時の拡大防止のための壇を設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。（＊1） ＊1：{749}壇漏水検知警報設備を新設する。
員数		1 式
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表ト設一液 14
	寸法（単位：mm）	50H（図ト設一液 14 参照）
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	— (UF ₄ スラリ、SDUスラリ、UF ₄ ケーキ、SDUケーキ)
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンドラ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 14 壇（廃液貯槽（洗浄工程））仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 6] [749] 壇漏水検知警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [749] 壇（廃液貯槽（洗浄工程）） 第1類 壇（廃液貯槽（洗浄工程））部材：□ 壇（廃液貯槽（洗浄工程））アンカーボルト：□、□（新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の壇（[749] 壇漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 壇には[749] 壇漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弹性範囲となる設計とする。
	添付図	図イ系-1、図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液14、図ト制-19、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{750} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)） 測定室回収ピット {751} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)） 液位高警報設備
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 測定室
機器名		廃液処理設備(3) 測定室回収ピット
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、集水槽（測定室）の据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。（＊1） ＊1：{751}液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	測定室回収ピット：鉄筋コンクリート造 集水槽（測定室）：円筒紙型
	主要な構造材	別表ト設一液 15
	寸法（単位：mm）	測定室回収ピット： <input type="text"/> 集水槽（測定室）： <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積：約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>測定室回収ピット</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 100kN/m^2 以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>集水槽（測定室）</p> <p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の測定室回収ピットの底版に設置する。{751}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。</p>

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>測定室回収ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第1類 付属建物シリンドラ洗浄棟 測定室回収ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一液 1、図ト設一液 15 参照。 ▫ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽(測定室)</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第1類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>集水槽(測定室) 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 集水槽(測定室) アンカーボルト: □□、□□ (新規)</p> <p>[6.1-設 6] {751} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	<p>測定室回収ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物シリンドラ洗浄棟測定室回収ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽(測定室)</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽(測定室)からの漏えいは測定室回収ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、{751} 液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物シリンドラ洗浄棟に設置される測定室回収ピットは、不燃性材料を使用する。
	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 （注）	安全機能を有する施設	[14. 1-建 1] [14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-建 1] [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、{751} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（3）を構成している。凝集沈殿、遠心分離、 ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排 水貯留池に貯留する。 [20. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、{751} 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度 を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる 設計とする。
添付図		図ト配一液 1、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 15、図ト制一13、図ト制 配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4. 1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 16 排水貯留設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{777} 液位高警報設備
設置場所		(1) 屋外 (2) 屋外
機器名	排水貯留設備 (1) 排水貯留設備(1) (2) 排水貯留設備(2)	
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・ 耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・ 耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 *1 : {777} 液位高警報設備を改造する。
員数	2式 (1) 1式 (2) 1式	
一般仕様	型式	電極式
	主要な構造材	別表ト設一液 16
	寸法 (単位 : mm)	(1) 型番に規定 (2) 型番に規定
	その他の構成機器	配管系統*1 (ポンプ、排水口含む) *1 : 屋外配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表ト設一液 16 排水貯留設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 6] {777} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 章巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管(含む継手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 27] 排水貯留池から排水口までの配管は管理区域とつながっていないため、虫等が管理区域に侵入することはない。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設 6] 屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{777} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位計(接液部)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{777} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{777} 液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 9] 各廃液処理設備で放射性物質の濃度を確認後に排水貯留池に排水された廃液は、排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後に、排水口から専用排水管によって海洋に放出する設計とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] 屋外に設置する配管はF3 章巻に耐えるような支持間隔で保持する。
添付図		図ト配一液1、図ト配一液2、図ト系一液2、図ト系一液補2、図ト設一液16、図ト制一4、図ト制配一3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 17 保管棚 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{778} 液体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） 保管棚 {779} 液体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） 廃液容器 {780} 液体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） 受容器（保管棚） {781} 液体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） 漏水検知警報設備
設置場所		(1) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (2) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (3) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (4) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (5) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 保管棚 (1) 保管棚(1) (2) 保管棚(2) (3) 保管棚(3) (4) 廃液容器 (5) 受容器
変更内容		(1) 改造 · 容器落下防止のため、金属製の扉を設置する。 (2) 改造 · 容器落下防止のため、金属製の扉を設置する。 (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 改造 · 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1 : {781}漏水検知警報設備を新設する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 160 個 (5) 1 式
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表ト設一液 17
	寸法（単位：mm）	(1) (2) (3) (4) (5)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	保管廃棄能力 3m ³
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 17 保管棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類（{779}廃液容器を除く） [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 6] {781}漏水検知警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(原規規発第2003279号図リ建-58参照) [10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する(ストッパー(扉))。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 26] 受容器({781}漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{849}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設 4] 受容器には{781}漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 14] 廃液容器は漏えいのない構造とする。 [20.1-設 15] 廃液の漏えい拡大防止のため、受容器を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液1、図ト設一液17、図ト制-15、図ト制配-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{782} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 焼却炉 {783} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 投入フードボックス {784} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 抜出フードボックス {785} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 燃焼装置失火インターロック {786} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 排ガス温度高インターロック {787} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 燃焼用空気停止インターロック {788} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 送風機ファン
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 焼却炉
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・給油設備(ヘッドタンク)を屋外に移設し、一般設備に変更する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災・爆発防止強化のため、インターロックを改造する。(*1) ・竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。 <p>*1: {785}燃焼装置失火インターロック、{786}排ガス温度高インターロック、{787}燃焼用空気停止インターロックを改造する。</p>
員数		1基
一般仕様	型式	バッチ焼却式
	主要な構造材	別表ト設一固1
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統、燃焼用空気配管系統、給気ライン(フィルタ)、灯油供給弁、失火検知器、温度計、送風機ファン停止検知器
	その他の性能	最高使用温度: 1000°C
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。{785}燃焼装置失火インターロック、{786}排ガス温度高インターロック及び{787}燃焼用空気停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 {782} 焼却炉、{783} 投入フードボックス、{784} 抜出フードボックス：耐震重要度分類第2類 {788} 送風機ファン：耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</p> <p>[6.1-設 3] {785} 燃焼装置失火インターロック、{786} 排ガス温度高インターロック、{787} 燃焼用空気停止インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p> <p>{782} 焼却炉※1 第2類 焼却炉部材：—（高剛性のためボルト評価で代表） 焼却炉アンカーボルト：□ □ 給気ライン（フィルタ）支持脚部材：□ 給気ライン（フィルタ）支持脚アンカーボルト：□ □ □</p> <p>{783} 投入フードボックス 第2類 部材：□ アンカーボルト：□ □ □ □ (新規)</p> <p>{784} 抜出フードボックス 第2類 部材：□ アンカーボルト：□ □ (新規)</p> <p>※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1 参照）</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。</p> <p>[10.1-設 3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。</p> <p>[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。</p> <p>[10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。</p> <p>[11.3-設 21] 焼却炉の排気温度高の場合、焼却炉への灯油供給を停止する{786} 排ガス温度高インターロックを設置する。</p> <p>[11.3-設 22] 可燃性油類を使用する焼却炉は、可燃性油類の供給部に開口のない配管を使用することで可燃性油類の漏洩防止を図った設計とする。</p> <p>[11.3-設 23] 焼却炉へ燃焼用空気の送風が停止した場合、焼却炉への灯油供給を停止する{787} 燃焼用空気停止インターロックを設置する。</p> <p>[11.3-設 24] 焼却炉には、火炎が途切れることで失火を検知する失火検知器からの信号を受け、灯油の供給を停止する{785} 燃焼装置失火インターロックを設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14. 4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 2-設 36] 焼却炉には、火炎が途切れることで失火を検知する失火検知器からの信号を受け、灯油の供給を停止する{785}燃焼装置失火インターロックを設置する。 [18. 2-設 37] 焼却炉の排気温度高の場合、焼却炉への灯油供給を停止する{786}排ガス温度高インターロックを設置する。 [18. 2-設 38] 焼却炉へ燃焼用空気の送風が停止した場合、焼却炉への灯油供給を停止する{787}燃焼用空気停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト系一固 1、図ト系一固補 1、図ト設一固 1、図ト設一固 27、図ト制一1、図ト制一2、図ト制一3、図ト制配一1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固2 サイクロン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{789} 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備） サイクロン {790} 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備） フードボックス
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 サイクロン
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	サイクロン集塵式
	主要な構造材	別表ト設一固2
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固2 サイクロン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固3 フラッシュチャンバ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) [791] 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [791] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) フラッシュチャンバ
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 フラッシュチャンバ
変更内容		改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、工業用水供給配管系統を撤去する。
員数		1基
一般仕様	型式	冷却式
	主要な構造材	別表ト設一固3
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固3 フラッシュチャンバ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固4 イオン交換材混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	[793] 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）イオン交換材混合機
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 イオン交換材混合機
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	容器回転混合式
	主要な構造材	別表ト設一固4
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固4 イオン交換材混合機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト設一固4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固5 イオン交換材成型機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	[794] 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）イオン交換材成型機
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 イオン交換材成型機
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	充填押し込み式
	主要な構造材	別表ト設一固5
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固5 イオン交換材成型機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト設一固5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 6 ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{795} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) ピット {796} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 液位高警報設備
設置場所		付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 ピット
変更内容		改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・耐震補強のため、既設を撤去し、集水槽を新規に製作し据付ける。 ・耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 *1: {796} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽: 角型式
	主要な構造材	別表ト設一固 6
	寸法 (単位: mm)	ピット: [] (内寸) 集水槽: []
	その他の構成機器	配管系統*、液位計 *1: 屋外配管系統を含む
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計注	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>ピット</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>集水槽</p> <p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所ピットの底版に設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎または地下共同溝床面に設置する。{796} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。</p>

表ト設一固6 ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第2類 付属建物第1廃棄物処理所 ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一固1、図ト設一固6 参照。 ◦ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部0.1G)と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.125G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設 6] {796} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないよう支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する配管(含む縦手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外に設置する配管は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 6] 屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物第1廃棄物処理所ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽からの漏えいはピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{796}液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物第1廃棄物処理所に設置されるピットは、不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一固6 ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-建1] [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設と共に用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{796}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{796}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。 [99-設3] 屋外に設置する配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
	添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固6、図ト制-16、図ト制配-1、図ト配一液2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{798} 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備） クレーン
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所前室
機器名		焼却設備 クレーン（第1廃棄物処理所前室）
変更内容		新設 ・付属建物第1廃棄物処理所前室の設置に伴い、新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ト設一固7
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所前室の柱に設置する。

表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：0.48t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一固1、図ト設一固7

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
設備・機器名称		{799} 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）高性能エアフィルタ用廃棄物 プレス {800} 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）フードボックス
設置場所		付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室
機器名		固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 油圧ユニットにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固8
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	コンベア、リフタ、帶鋸
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>{799} 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類</p> <p>高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材 : []</p> <p>高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト : []</p> <p>※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。</p> <p>コンペア部材 : []</p> <p>コンペアアンカーボルト : []</p> <p>リフタ部材 : []</p> <p>リフタ取付ボルト : []</p> <p>リフタ架台部材 : []</p> <p>リフタ架台アンカーボルト : []、[]</p> <p>: [] (新規)</p> <p>帯鋸部材 : — (高剛性のためボルト評価で代表)</p> <p>帯鋸アンカーボルト : []</p> <p>{800} フードボックス 第2類</p> <p>部材 : []</p> <p>アンカーボルト : []、[] (新規)</p> <p>: [] (新規)</p> <p>取付ボルト : []</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。</p> <p>[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。</p> <p>[10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固1、図ト設一固8

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固9 破碎機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{801} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) 破碎機 {802} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) フードボックス
設置場所		付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室
機器名		固体廃棄物処理設備 破碎機
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	一軸回転式
	主要な構造材	別表ト設一固9
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	投入機、投入機カバー、ドラム缶フード
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固9 破碎機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>{801} 破碎機：耐震重要度分類第3類</p> <p>{802} フードボックス：耐震重要度分類第2類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>[802] フードボックス 第2類</p> <p>フードボックス(破碎機)部材 : <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>フードボックス(破碎機)取付ボルト : <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>破碎機架台部材 : <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>破碎機架台アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>投入機カバ一部材 : <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>投入機カバーアンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>[6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。</p> <p>[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。</p> <p>[10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。
添付図		図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 10 クレーン（第 2 廃棄物処理所）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） [803] 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備） クレーン
設置場所		付属建物 第 2 廃棄物処理所 廃棄物プレス室
機器名		固体廃棄物処理設備 クレーン（第 2 廃棄物処理所）
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、作業床に部材を追加する。
員数		1 基
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態	テルハクレーン 別表ト設一固 10 ■ 作業床 — 固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 10 クレーン（第2廃棄物処理所）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：1t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 10

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{804} 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備） ドラム缶用廃棄物プレス
設置場所		放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、油圧ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固 11
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

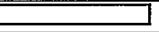
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一固 12 超音波洗浄機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） 〔805〕 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備）超音波洗浄機
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 超音波洗浄機 (1) 超音波洗浄機 (1) (2) 超音波洗浄機 (2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 耐竜巻補強のため、据付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般 仕様	型式	振動子固定式
	主要な構造材	別表ト設一固 12
	寸法（単位：mm）	(1)  (2) 
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準 に基づく 設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 12 超音波洗浄機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（原規規発第 2003279 号の図イ建-1 参照）
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物・除染室・分析室には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)（堰(内部溢水止水用)）を設置する（原規規発第 2003279 号 図リ建-57 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(853)堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト系一固 2、図ト系一固補 2、図ト設一固 12

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 13 廃水中和設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{806} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 廃水中和設備 {807} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 液位高警報設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (4) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 廃水中和設備 (1) 廃水受槽 (2) 中和槽 (3) 遠心分離機 (4) ろ液受槽
変更内容		(1) 改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (3) 変更なし (4) 改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {807} 液位高警報設備を改造する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基
一般仕様	型式	(1) 角型、(2) 円筒縦型、(3) 円筒横型、(4) 角型
	主要な構造材	別表ト設一固 13
	寸法 (単位: mm)	(1) (2) (3) (4)
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: (1) 約 (2) 約 (4) 約
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。{807} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固 13 廃水中和設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {807} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(原規規発第 2003279 号 図リ建-57 参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{853} 壁漏水検知警報設備を設置する(表リ設一2 参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807} 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト系一固 2、図ト系一固補 2、図ト設一固 13、図ト制一17、図ト制配一4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 14 分別・解体フード 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) [808] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 分別・解体フード
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 分別・解体フード
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 風災対策のため、ドラム缶固定治具を設置する。 ・ 風災対策のため、ドラム缶傾転機に固定ワイヤを設置する。
員数		1 式
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	別表ト設一固 14
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	ドラム缶傾転機
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 14 分別・解体フード 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 8] 被水による電気火災防止のため、ドラム缶傾転機のバッテリーが被水しないようカバー内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 14、図ト設一固 29

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 15 水洗槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{809} 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備） 水洗槽
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 水洗槽
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	角型流し台式
	主要な構造材	別表ト設一固 15
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 15 水洗槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（原規規発第 2003279 号の図イ建-1 参照）
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物・除染室・分析室には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（原規規発第 2003279 号 図リ建-57 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{853}堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設一2 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト系一固 2、図ト系一固補 2、図ト設一固 15

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 16 切断フード 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） ⑧10} 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備）切断フード
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 切断フード
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般 仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表ト設一固 16
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 16 切断フード 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 16

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 17 排水受槽 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{811} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 排水受槽 {812} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 排水受槽	
変更内容	改造 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : {812}液位高警報設備を改造する。	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	排水受槽：鉄筋コンクリート造 集水槽：角型式
	主要な構造材	別表ト設一固 17
	寸法 (単位 : mm)	排水受槽 : [] (内寸) 集水槽 : []
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積 : 約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>排水受槽 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>集水槽 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の排水受槽底版に設置する。{812}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。</p>

表ト設一固 17 排水受槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>排水受槽</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第 1 類 付属建物除染室・分析室 排水受槽 <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一固 1、図ト設一固 17 参照。 ▫ 一次設計 <p>建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</p> <p>集水槽</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設 6] [812] 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>排水受槽</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物除染室・分析室排水受槽の床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽からの漏えいは排水受槽に保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、[812] 液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物除染室・分析室に設置される排水受槽は、不燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一固 17 排水受槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-建 1] [14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-建 1] [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、{812}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、{812}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるような支持間隔 で保持する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト系一固 2、図ト系一固補 2、図ト設一固 17、図ト制一18、図ト制 配一4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 18 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [813] 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 乾燥機
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 乾燥機 (1) 乾燥機(1) (2) 乾燥機(2) (3) 乾燥機(3)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般 仕様	型式	強制送風循環式
	主要な構造材	別表ト設一固 18
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度 : (1) 230°C、(2) 200°C、(3) 240°C
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 18 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 18

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 19 プラスト装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） 〔814〕 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備） プラスト装置
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)
変更内容		(1) 改造 ・閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・耐竜巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	微粒子噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一固 19
	寸法（単位：mm）	(1) [] (2) []
	その他の構成機器	配管系統（逆止弁含む）、サイクロン、集塵機
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 19 プラスト装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 38] 放射性廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 19

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 20 クレーン（除染室(2)）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{815} 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備）クレーン
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 クレーン（除染室(2)）
変更内容		改造 ・ 建物の耐竜巻性能向上に係る工事に伴って、既設を撤去し、クレーンを新規に製作し設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	テルハククレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 20
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 20 クレーン(除染室(2)) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する(定格荷重: 0.5t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 20

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 21 解体用フードボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) 〔816〕 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 解体用フードボックス
設置場所		放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		除染設備 解体用フードボックス
変更内容		変更なし
員数		1 式
一般仕様	型式	閉い式
	主要な構造材	別表ト設一固 21
	寸法(単位: mm)	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	〔5.1-設 1〕 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 21 解体用フードボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 22 切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） 〔817〕 固体廃棄物の廃棄設備（除染設備） 切断機
設置場所		(1) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室 (2) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		除染設備 切断機 (1) 切断機(1) (2) 切断機(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパンを設置する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般 仕様	型式	バンド切断式
	主要な構造材	別表ト設一固 22
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 22 切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 22

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) [818] 固体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備) 廃棄物貯蔵設備(1)
設置場所		放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。
員数		1 式
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	別表ト設一固 23
	寸法(単位:mm)	[](原規規発第 2003279 号 図ト建-1 及び図ト建-11 参照)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 1] 廃棄物貯蔵設備(1)を設ける建物は、十分な支持性能を有する N 値 30 以上の砂礫層に達する杭基礎により支持する。1 階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する。

表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-建 1] 廃棄物貯蔵設備(1)は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-建 5] 廃棄物貯蔵設備(1)を設ける放射線管理棟は、耐震重要度分類第1類に分類（原規規発第2003279号にて認可済み）していることから、廃棄物貯蔵設備(1)が地震により損傷することはない。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ストッパー（パレット））。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ドラム缶固定ワイヤには不燃性材料を使用する。 [11.3-建 9] 鋼製のドラム缶に放射性固体廃棄物を収納する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置。 [14.4-建 1] 使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 6] 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の貯蔵エリアに、200L ドラム缶を 350 本相当保管する設計とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。 [99-建 9] ドラム缶を 2 段積みにする場合は、ドラム缶をドラム缶固縛治具で固縛し、S クラスに属する施設に求められる程度の地震力（水平震度 0.6G）に対して転倒及び落下を防止する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 23

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称	{819} 固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） ドラム缶ウラン量測定装置	
設置場所	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	
機器名	保管廃棄設備 ドラム缶ウラン量測定装置	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	Ge 検出方式
	主要な構造材	別表ト設一固 24
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	校正用標準ドラム缶（ドラム缶 5 本、ウラン線源合計 205 gU（校正用ウラン線源 4 本（5gU/本）、検出限界評価用ウラン線源 1 本（5gU/本）））
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する(ストッパー(ドラム缶ガイド))。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。ウラン線源(被覆管、栓)は難燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 24

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） 〔820〕 固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） クレーン
設置場所		放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 クレーン（廃棄物一時貯蔵所）
変更内容		改造 ・ 建物の耐竜巻性能向上に係る工事に伴って、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	テルハクレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 25
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：1t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 25

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{821} 固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） クレーン
設置場所	付属建物 放射線管理棟前室	
機器名	保管廃棄設備 クレーン（放射線管理棟前室）	
変更内容	新設 ・付属建物放射線管理棟前室の設置に伴い、新設する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立クレーン型
	主要な構造材	別表ト設一固 26
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物放射線管理棟前室の柱に設置する。

表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：0.48t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 26

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設一気1 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {667}

別表ト設一気2 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {668}

別表ト設一気3 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ ^{*1}	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {669}

*1: フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気4 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {666} {670}

別表ト設一気5 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {666} {671}

別表ト設一気6 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {672}

別表ト設一気7 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {673}

別表ト設一気8 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	防火材	

事業許可との対応 : {666} {674}

別表ト設一気9 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {676}

別表ト設一気10 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {677}

別表ト設一液 1 廃液貯槽（洗浄工程） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液貯槽（洗浄工程）	主要な構造材	廃液貯槽（洗浄工程）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	廃液貯槽（洗浄工程） 配管 廃液抜出しポンプ	
	その他	アンカーボルト 金属製カバー 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {727}, {728}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 2 沈殿槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
沈殿槽	主要な構造材	沈殿槽	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	沈殿槽 配管 沈殿槽ポンプ	
	その他	アンカーボルト 逆止弁 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {729}, {730}

別表ト設一液3 遠心ろ過機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心ろ過機	主要な構造材	遠心ろ過機 柱（遠心ろ過機架台） はり（遠心ろ過機架台）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	遠心ろ過機 シート部 固体廃棄物回収容器 配管	
	その他	アンカーボルト（遠心ろ過機架台） 取付ボルト（遠心ろ過機） 逆止弁	

事業許可との対応 : {731}

別表ト設一液4 液受槽(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(1)	主要な構造材	液受槽(1) 柱（液受槽(1)架台） はり（液受槽(1)架台）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	液受槽(1) 液受槽(1)ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（液受槽(1)架台） 取付ボルト（液受槽(1)） 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {732}, {733}

別表ト設一液5 ろ過機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機	主要な構造材	ろ過機	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	ろ過機 配管	
	その他	アンカーボルト 逆止弁	

事業許可との対応 : {734}

別表ト設一液6 液受槽(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(2)	主要な構造材	液受槽(2)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	液受槽(2) 配管 液受槽(2)ポンプ	
	その他	アンカーボルト 金属製カバー 液位計 (接液部)	

事業許可との対応 : {735}, {736}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液7 集水槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	主要な構造材	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2) 集水槽ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（集水槽(チェック)(1)) アンカーボルト（集水槽(チェック)(2)) 金属製カバー 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {737}, {738}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液8 イオン交換塔 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)	主要な構造材	柱（イオン交換塔(1)） 柱（イオン交換塔(2)） 柱（イオン交換塔架台） はり（イオン交換塔架台）	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2) 配管	
	その他	アンカーボルト（イオン交換塔架 台） 取付ボルト（イオン交換塔(1)） 取付ボルト（イオン交換塔(2)） 液位計（接液部）（イオン交換塔 (1)） 液位計（接液部）（イオン交換塔 (2)）	

事業許可との対応 : {739}, {740}

別表ト設一液9 液受槽(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(3)	主要な構造材	液受槽(3) 柱 (液受槽(3)架台) はり (液受槽(3)架台)	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	液受槽(3) 液受槽(3)ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト (液受槽(3)架台) 取付ボルト (液受槽(3)) 金属製カバー 液位計 (接液部)	

事業許可との対応 : {741}, {742}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 10 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	主要な構造材	乾燥機 柱（乾燥機架台） はり（乾燥機架台）	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	乾燥機 固体廃棄物回収容器	
	その他	アンカーボルト（乾燥機架台） 取付ボルト（乾燥機）	

事業許可との対応 : {743}

別表ト設一液 11 フードボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フードボックス	主要な構造材	柱（フードボックス） はり（フードボックス） 柱（フードボックス架台） はり（フードボックス架台）	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フードボックス（パネル）	
	その他	アンカーボルト（フードボックス架台） 取付ボルト（フードボックス）	

事業許可との対応 : {744}

別表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2)	主要な構造材	廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2)	
	放射性液体廃棄物と接 触する部位	廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2) 廃液貯槽ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト (廃液貯槽(チ ェック)(1)) アンカーボルト (廃液貯槽(チ ェック)(2)) 保温材 金属製カバー 液位計 (接液部) (廃液貯槽(チ ェック)(1)) 液位計 (接液部) (廃液貯槽(チ ェック)(2))	

事業許可との対応 : {745}, {746}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液処理室回収ピット	主要な構造材	廃液処理室回収ピット本体 柱（集水槽（廃液処理室））	
	放射性液体廃棄物 と接触する部位	集水槽（廃液処理室） 配管	
	その他	アンカーボルト（集水槽（廃液処理室）） 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {747}, {748}

別表ト設一液 14 塙（廃液貯槽（洗浄工程）） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
塙（廃液貯槽（洗浄工程））	主要な構造材	塙（廃液貯槽（洗浄工程））	
	その他	廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室 床表面（接液部） 漏水検知器（接液部） アンカーボルト コーティング材	

事業許可との対応 : {749}

*1 廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室床表面（接液部）には難燃性の [] 塗料を使用す
るため火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 15 測定室回収ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
測定室回収ピット	主要な構造材	測定室回収ピット本体 柱（集水槽（測定室））	
	放射性液体廃棄物 と接触する部位	集水槽（測定室） 配管	
	その他	アンカーボルト（集水槽（測定室）） 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {750}, {751}

別表ト設一液 16 排水貯留設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排水貯留設備(1)	主要な構造材	—	
排水貯留設備(2)	その他	液位計（接液部） 排水口 排水貯留設備(1)ポンプ 排水貯留設備(2)ポンプ 配管 保温材	

事業許可との対応 : {777}

別表ト設一液 17 保管棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保管棚(1)	主要な構造材	柱（保管棚(1)）	
保管棚(2)		はり（保管棚(1)）	
保管棚(3)		柱（保管棚(2)）	
廃液容器		はり（保管棚(2)）	
受容器		柱（保管棚(3)）	
	放射性液体廃棄物と接 触する部位	廃液容器	
	その他	アンカーボルト（保管棚(1)） アンカーボルト（保管棚(2)） アンカーボルト（保管棚(3)） 漏水検知器（接液部） ストッパー（扉） 受容器	

事業許可との対応 : {778}, {779}, {780}, {781}

*1 []に使用していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一固1 焼却炉 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
焼却炉	主要な構造材	焼却炉 柱(投入フードボックス) はり(投入フードボックス) 柱(拔出フードボックス) はり(拔出フードボックス) 柱(給気ライン(フィルタ)) はり(給気ライン(フィルタ))	
	放射性固体廃棄物と 接触する部位	焼却炉 焼却炉内底部 排気ダクト	

別表ト設一固1 焼却炉 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
焼却炉	その他	アンカーボルト(焼却炉) アンカーボルト(投入フードボックス) アンカーボルト(拔出フードボックス) アンカーボルト(給気ライン(フィルタ)) 取付ボルト(給気ライン(フィルタ)) アンカーボルト(送風機ファン) 給気ライン(フィルタ) 投入フードボックス(パネル) 拔出フードボックス(パネル) 送風機ファン 助燃用灯油配管 燃焼用空気配管 灯油供給弁 溫度計(検知部) 固定ワイヤ(ドラム缶) ワイヤ固定ボルト(ドラム缶)	

事業許可との対応 : {782}, {783}, {784}, {785}, {786}, {787}, {788}

別表ト設一固2 サイクロン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
サイクロン	主要な構造材	柱(サイクロン) 柱(サイクロン架台) はり(サイクロン架台) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	サイクロン フードボックス(パネル) 配管	
	その他	取付ボルト(サイクロン) アンカーボルト(サイクロン架台(下部)) 取付ボルト(サイクロン架台(上部)) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応 : {789}, {790}

別表ト設一固3 フラッシュチャンバ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フラッシュチャンバ	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フラッシュチャンバ 配管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {791}

別表ト設一固4 イオン交換材混合機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換材混合機	主要な構造材	柱(イオン交換材混合機) はり(イオン交換材混合機) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	イオン交換材混合機 フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(イオン交換材混合機) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応 : {793}

別表ト設一固5 イオン交換材成型機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換材成型機	主要な構造材	イオン交換材成型機 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	イオン交換材成型機 フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(イオン交換材成型機) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応 : {794}

別表ト設一固6 ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ピット	主要な構造材	ピット本体 柱（集水槽） はり（集水槽）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	集水槽 配管	
	その他	アンカーボルト 保温材 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {795}, {796}

別表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（第1廃棄物処理所前室）	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {798}

別表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	主要な構造材	柱 (高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) はり (高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) 柱(コンベア) はり(コンベア) 柱(リフタ) はり(リフタ) はり(リフタ架台) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス (パネル)	
	その他	アンカーボルト (高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) アンカーボルト (コンベア) アンカーボルト (帶鋸) アンカーボルト (リフタ架台) アンカーボルト (フードボックス) 取付ボルト (フードボックス) オイルパン (油圧ユニット) 遮熱板 (油圧ユニット)	

事業許可との対応 : {799}, {800}

別表ト設一固9 破碎機 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
破碎機	主要な構造材	破碎機 柱(破碎機架台) はり(破碎機架台) 柱(フードボックス(破碎機)) はり(フードボックス(破碎機)) 柱(投入機) はり(投入機) 柱(投入機カバー) はり(投入機カバー) 柱(ドラム缶フード) はり(ドラム缶フード)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フードボックス(破碎機)(パネル) 投入機カバー(パネル) フードボックス(破碎機架台)(パネル)	

別表ト設一固9 破碎機 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
破碎機	その他	取付ボルト(破碎機) アンカーボルト(破碎機架台) 取付ボルト(フードボックス(破碎機)) アンカーボルト(投入機) アンカーボルト(投入機カバー) アンカーボルト(ドラム缶フード) 固定ワイヤ(ドラム缶) ワイヤ固定ボルト(ドラム缶)	

事業許可との対応 : {801}, {802}

別表ト設一固 10 クレーン（第 2 廃棄物処理所） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（第 2 廃棄物処理所）	主要な構造材	柱（クレーン） はり（クレーン） 柱（作業床） はり（作業床）	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {803}

別表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ドラム缶用廃棄物プレス	主要な構造材	ドラム缶用廃棄物プレス 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(ドラム缶用廃棄物プレス) アンカーボルト(フードボックス) オイルパン 遮熱板	

事業許可との対応 : {804}

別表ト設一固 12 超音波洗浄機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
超音波洗浄機(1) 超音波洗浄機(2)	主要な構造材 放射性液体廃棄物と 接触する部位	柱(超音波洗浄機(1)) はり(超音波洗浄機(1)) 柱(超音波洗浄機(2)) はり(超音波洗浄機(2))	
		超音波洗浄機(1) 超音波洗浄機(2) 配管	
		その他 アンカーボルト(超音波洗浄機 (1)) アンカーボルト(超音波洗浄機 (2))	

事業許可との対応 : {805}

別表ト設一固 13 廃水中和設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	主要な構造材	中和槽 廃水受槽 ろ液受槽 遠心分離機 はり（遠心分離機架台） 柱（遠心分離機架台）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	中和槽 廃水受槽 ろ液受槽 遠心分離機 ろ液ポンプ 廃水ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（中和槽） アンカーボルト（廃水受槽） アンカーボルト（ろ液受槽） アンカーボルト（遠心分離機架台） 取付ボルト（遠心分離機） 液位計（接液部）（中和槽） 液位計（接液部）（廃水受槽） 液位計（接液部）（ろ液受槽）	

事業許可との対応 : {806}, {807}

別表ト設一固 14 分別・解体フード 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
分別・解体フード	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フードボックス（パネル）	
	その他	アンカーボルト 固定ワイヤ（ドラム缶） ワイヤ固定ボルト（ドラム缶） ドラム缶傾転機 固定ワイヤ（ドラム缶傾転機） ワイヤ固定ボルト（ドラム缶傾転機）	

事業許可との対応 : {808}

別表ト設一固 15 水洗槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
水洗槽	主要な構造材	柱 はり 水洗槽	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	水洗槽 配管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {809}

別表ト設一固 16 切断フード 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
切断フード	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	フードボックス（パネル）	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {810}

別表ト設一固 17 排水受槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排水受槽	主要な構造材	排水受槽本体 柱（集水槽） はり（集水槽）	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	集水槽 配管	
	その他	アンカーボルト 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {811}, {812}

別表ト設一固 18 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	主要な構造材	乾燥機(1) はり (乾燥機(1)架台) 柱 (乾燥機(1)架台) 乾燥機(2) はり (乾燥機(2)架台) 柱 (乾燥機(2)架台) 乾燥機(3) はり (乾燥機(3)架台)	
	放射性固体廃棄物と 接触する部位	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	
	その他	アンカーボルト (乾燥機(1)架台) アンカーボルト (乾燥機(2)架台) アンカーボルト (乾燥機(3)架台)	

事業許可との対応 : {813}

別表ト設一固 19 プラスト装置 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
プラスト装置(1) プラスト装置(2)	主要な構造材	プラスト装置(1) サイクロン(1) 集塵機(1) プラスト装置(2) サイクロン(2) 集塵機(2)	
	放射性固体廃棄物と 接觸する部位	プラスト装置(1) サイクロン(1) 集塵機(1) プラスト装置(2) サイクロン(2) 集塵機(2) 配管	

別表ト設一固 19 プラスト装置 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
プラスト装置(1) プラスト装置(2)	その他	アンカーボルト (プラスト装置(1)) アンカーボルト (サイクロン(1)) アンカーボルト (集塵機(1)) アンカーボルト (プラスト装置(2)) アンカーボルト (サイクロン(2)) アンカーボルト (集塵機(2)) 逆止弁	

事業許可との対応 : {814}

別表ト設一固 20 クレーン (除染室(2)) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン (除染室(2))	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {815}

別表ト設一固 21 解体用フードボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
解体用フードボックス	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	解体用フードボックス	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {816}

別表ト設一固 22 切断機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
切断機(1) 切断機(2)	主要な構造材	切断機 (1) 切断機 (2)	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	アンカーボルト (切断機 (1)) アンカーボルト (切断機 (2)) オイルパン (切断機 (2))	

事業許可との対応 : {817}

別表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃棄物貯蔵設備(1)	主要な構造材	—	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	固定ワイヤ (ドラム缶) ワイヤ固定ボルト (ドラム缶) ドラム缶パレット (上段) ドラム缶パレット (中段、下段) ターンバックル 連結ボルト ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応 : {818}

別表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ドラム缶ウラン量測定装置	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接觸する部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（ドラム缶ガイド） 校正用標準ドラム缶（ドラム缶） 校正用ウラン線源（被覆管） 校正用ウラン線源（栓） 検出限界評価用ウラン線源（被覆管） 検出限界評価用ウラン線源（栓）	

事業許可との対応 : {819}

別表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（廃棄物一時貯蔵所）	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {820}

別表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（放射線管理棟前室）	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {821}

追表ト設－1(4次) 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般 仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設－1【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約[]L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-1(4次) 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-2(4次) 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (762) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 (763) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-2【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設－2(4次) 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設－3(4次) 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設－3【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一 3 (4 次) 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第 3 類に耐えるようボルトで固定、部材（配管を含む）を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に {835} 漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1(4 次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備（廃液処理設備(5)）により排出基準値以下にウランを除去した後、(776) 排水貯留池に貯留する（表ト設-液 16 参照）。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【三原燃第 19-0801 号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1] は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1] は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2003279 号にて認可済み

追表ト設－4(4次) 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [764] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))遠心分離機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	遠心分離機	
変更内容	新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	横置分離板型
	主要な構造材	別表ト設-4【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	一
	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	一
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設－4(4次) 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-2【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-5(4次) ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[765] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽 [766] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(1)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設-5【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-5(4次) ろ液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-1液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(1/3)【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設－6(4次) ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(2)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-6【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 []L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-6(4次) ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-1液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(2/3)【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-7(4次) ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応		許可番号(日付) 原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(3)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設-7【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-7(4次) 汚液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-1液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(3/3)【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-8(4次) ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (767) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ過機(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-8【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	一
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	一
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一8(4次) ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(1/2)【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-9(4次) ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (767) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(2)
変更内容		改造 ・既設の付属建物廃水処理所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。
員数		1基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-9【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設-9(4次) ろ過機(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(2/2)【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-10(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-10【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一10(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章「重大事故等対処施設」第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-11(4次) チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-11【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約[]L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-11(4次) チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設 1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-1液16参照)。 [14.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設 11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設-1液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-12(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-12【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一12(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設一液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-13(4次) イオン交換装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [770] 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) イオン交換装置
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	イオン交換装置	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	別表ト設-13【三原燃第 19-0801 号】
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

追表ト設-1 3(4次) イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようワイヤ・ボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-1液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-6【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-15(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応		許可番号(日付) 原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		[772] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) チェックタンク [773] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-15【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-15(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[849]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は[776]排水貯留池に排水する(表ト設-1液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-16(4次) チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) ⑦72) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) チェックタンク ⑦73) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-16【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一16(4次) チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[849]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は[776]排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み

追表ト設-17(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-17【三原燃第19-0801号】
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-17(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[849]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【三原燃第19-0801号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 () 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2003279号にて認可済み。

追表ト設-1 (5次) 気体廃棄設備(1)スクラバ (蒸発・加水分解系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) スクラバ (蒸発・加水分解系統)
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		气体廃棄設備(1) スクラバ (蒸発・加水分解系統) (原料倉庫局所排気系統)
変更内容		改造 ・耐震補強のためにスクラバ架台(1)を改造する ・耐震補強のためにスクラバ架台(2)を追設する ・スクラバ排風機/スクラバポンプ(作動端)の基数を増加する (1基→2基) ・既設のスクラバ排風機(作動端)を移設する ・延焼防止のため金属製カバーで覆う ・耐震補強のためにダクト材質を変更する
員数		2基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-1
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	排気系統(スクラバ排風機A,B)・循環液配管系統(スクラバポンプA,B(1段目、2段目)・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	UF ₆ 捕集効率(99%以上(HF 99.5%以上)) スクラバ排風機風量 60m ³ /min以上、スクラバポンプ水量 280L/min以上
	取扱う核燃料物質の状態	放射性气体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 11] UF ₆ ガス漏えい時に局所排気中の UF ₆ 等の除去を行うスクラバ (蒸発・加水分解系統) は耐震重要度分類第2類とする。 {618} スクラバ 第2類 部材 : []、[] アンカーボルト (スクラバ2基分) : (本体) [] [] (補強枠) [] [] {618} (スクラバ架台(1)) 第2類 部材 : [] アンカーボルト : [] [] {618} (スクラバ架台(2)) 第2類 部材 : [] [] アンカーボルト : [] []

追表ト設-1 (5次) 気体廃棄設備(1)スクラバ (蒸発・加水分解系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する (三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する (三原燃 第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設13(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックを設置する。 (図イ制-106) [10.1-設50] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用するスクラバは金属製カバーで覆う。 [11.3-設9] スクラバは金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設6] UF ₆ を加圧で取り扱う配管破断によりUF ₆ がフードボックス内へ漏えいした状態を想定(温度:85°C)しても、スクラバ到達時は給気風量による希釈効果により常温まで低下するため、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設3(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックを設置する。 (図イ制-106) [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する (4次申請の13.1-建1参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設75] 耐腐食性材料を使用する。 [20.1-設76(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックの信号を受けて、排気中のUF ₆ を処理するスクラバ(スクラバポンプ(作動端)とスクラバ排風機(作動端)は独立二系統)と高性能エアフィルタ2段(2段目は耐HF性)を設置する(高性能エアフィルタ2段(2段目は耐HF性)は図ト系1-5参照)。 (図イ制-106) [20.1-設84] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設4] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-1、図ト系-1、図ト設-1、図リ電設-1 【三原燃第20-0273号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

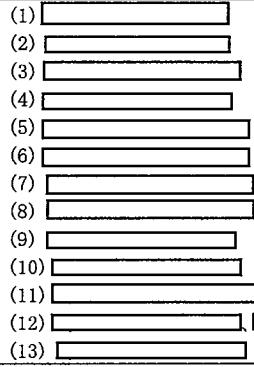
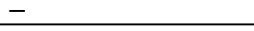
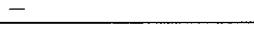
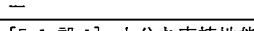
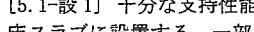
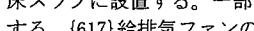
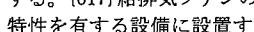
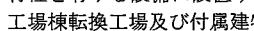
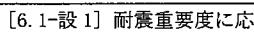
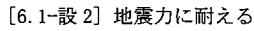
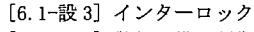
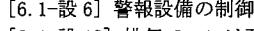
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号にて認可済。既認可申請からの追加点に二重下線を付し示す。

追表ト設一気 4(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	(608) 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室
機器名		气体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン（フィルタ室室内排気系統） (2) 排気ファン（付帯設備室室内排気系統） (3) 排気ファン（原料倉庫室内排気系統） (4) 排気ファン（原料倉庫局所排気系統） (5) 排気ファン（転換加工室室内排気系統(1)） (6) 排気ファン（転換加工室室内排気系統(2)） (7) 排気ファン（転換加工室局所排気系統(2)） (8) 排気ファン（転換加工室局所排気系統(4)） (9) 排気ファン（転換加工室局所排気系統(5)） (10) 排気ファン（廃棄物処理室室内排気系統(1)） (11) 排気ファン（廃棄物処理室室内排気系統(2)） (12) 排気ファン（チェックタンク室局所排気系統(2)） (13) 排気ファン（計器室室内排気系統）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 · 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 · 耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。

追表ト設一気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (2/3)

員数		1式 (1) 1基 [17E] (2) 1基 [18E] (3) 1基 [13RE] (4) 2基 [23E、231E] (5) 1基 [14RE] (6) 1基 [15RE] (7) 2基 [21E、211E] (8) 2基 [25E、251E] (9) 1基 [26E] (10) 1基 [30E] (11) 1基 [19E] (12) 2基 [27E、271E] (13) 1基 [16RE]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気4
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12)  (13) 
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。一部の排気ファンは十分な支持性能を有する転換工場に設置する。 [617]給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。 [627] [639]負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [610] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気4、図ト設一気1 排気ファン架台(架台置き型タイプ1)部材 : 
技術基準に基づく設計(注)		

追表ト設一気 4(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。</p> <p>[10.1-設 16] UF₆の漏えい拡大遅延用ガス溜めバッファを設置する(バッファ容積を決める排気ファン能力: 60Nm³/min)。(バッファ構造については三原燃第 20-0273 号にて申請済)</p> <p>[10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。</p> <p>[10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。</p> <p>[10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 21E, 211E, 23E, 231E, 25E, 251E) 図ト設-気 1 参照</p> <p>[10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{627} {639} 負圧警報装置を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 2] 主要な構造材、ケーシング、ファン据付部には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。</p> <p>[11.3-設 11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>[12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。</p> <p>[12.1-設 12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{627} {639} 負圧警報装置を設置する。</p> <p>[18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。</p> <p>[20.1-設 71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で 115,000m³/時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 21E, 211E, 23E, 231E, 25E, 251E) 図ト設-気 1 参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-1、図ト系 1-3、図ト系 1-4、図ト系 1-5、図ト系 1-6、図ト系 1-7、図ト系 1-9、図ト系 1-11、図ト系 1-12、図ト系 1-13、図ト系 1-14、図ト系 1-18、図ト系 1-22、図ト設-気 1、図ト制-気 1、図ト制配-気 1 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気5(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {610} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(1)) 排気ファン {617} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック {627} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 {639} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(1)) 负压警报装置
	設置場所	(1) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (2) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (3) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (4) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (5) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (6) 工場棟 転換工場 フィルタ室
	機器名	气体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(1)) (2) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(3)) (3) 排気ファン(第2核燃料倉庫、前室内排気系統) (4) 排気ファン(除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (5) 排気ファン(分析室、分光分析室室内排気系統) (6) 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(2))
	変更内容	(1) 改造 · 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 · 耐震補強のため、架台の部材を追加する。 (3) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (4) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (5) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (6) 改造 · 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。
	員数	1式 (1) 2基 [24E、241E] (2) 2基 [31E、311E] (3) 1基 [40E] (4) 1基 [38E] (5) 1基 [29E] (6) 1基 [33E]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気5
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 5(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{617}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{627}{639}負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [610] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気 5、図ト設一気 1 排気ファン架台(架台置き型タイプ 2)部材 : <input type="text"/> 排気ファン架台(架台置き型タイプ 2)アンカーボルト : <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 排気ファン架台(架台置き型タイプ 3)部材 : <input type="text"/> 排気ファン架台(架台置き型タイプ 3)アンカーボルト : <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象 : 24E, 241E, 31E, 311E, 33E, 40E) 図ト設一気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{627}{639}負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材、ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—

追表ト設一気 5(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14. 4-設 1] 分析室・分光分析室の排気を行う排気ファンは使用施設と共に十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{627} {639} 負圧警報装置を設置する。 [18. 2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617} 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20. 1-設 71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で 115,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23. 1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24. 1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。 (対象: 24E, 241E, 31E, 311E, 33E, 40E) 図ト設-気 1 参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう溶接で固定する。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-8、図ト系 1-10、図ト系 1-23、図ト系 1-25、図ト系 1-26、図ト系 1-28、図ト設-気 1、図ト制-気 1、図ト制配-気 1 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 6(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {610} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 排気ファン {627} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 {639} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 负压警报装置
設置場所		工場棟 転換工場 計器室
機器名		气体廃棄設備(1) 排気ファン (分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性向上のため、屋外の排気ファンを撤去し屋内に新設する。
員数		1 式 1 基 [28E]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 6
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 6(6 次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{627} {639} 負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 {610} 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気6、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 28E) 図ト設一気1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する {627} {639} 負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 分析室・分光分析室の排気を行う排気ファンは使用施設と共に十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する {627} {639} 負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で 115,000m³/時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 28E) 図ト設一気1 参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一気1、図ト系1-27、図ト設一気1 【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号にて認可済み

追表ト設一気 15(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {626} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥 機系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		气体廃棄設備(1) スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (1)スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (転換加工室局所排気系統(2))
変更内容		(1)改造 ・ 保全のため貯槽を撤去し、新設する。 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。
員数		(1)4 基
一般 仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 15
	寸法 (単位 : mm)	(1)-a (1)-b (1)-c (1)-d
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 15(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図り建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設 63] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中のアンモニアガス、ふつ素を除去する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設 9] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中のアンモニアガス、ふつ素を除去する。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-9、図ト設-気 8 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 18(6 次) 気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(608) 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) (630) 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		气体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 18
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 18(6 次) 気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
地震による損傷の防止		[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能		[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図り建-50 参照)。 [10.1-設 61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設 62] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx 含む)を除去する。
火災等による損傷の防止		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
溢水による損傷の防止		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設		[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等		[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設 8] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx 含む)を除去する。
添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-10、図ト設-気 9 【三原燃第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気19(6次) 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {631} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		气体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排氣系統(3))
変更内容		改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気19
	寸法 (単位:mm)	[]
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 19(6 次) 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統)

仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設 62] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx 含む)を除去する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に {835} 壁漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設 8] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx 含む)を除去する。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-10、図ト設-気 10 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 20(6 次) 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {632} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室
機器名	气体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 火災対策のため、循環液タンクに金属カバーを設置する。
員数	1 基
一般仕様	型式 液噴霧式
	主要な構造材 別表ト設一気 20
	寸法 (単位 : mm) []
	その他の構成機器 循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能 最高使用温度 : 100°C
取扱う核燃料物質の状態	
气体廃棄物	

追表ト設一気 20(6 次) 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統)

仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 [632] 排ガス冷却装置 第 2 類 排ガス冷却装置部材 : [] 排ガス冷却装置取付ボルト : []、[] [632] 排ガス冷却装置架台 第 2 類 排ガス冷却装置架台部材 : []、[] 排ガス冷却装置架台取付ボルト : []、[] 架台は、複数の気体廃棄設備 ([632]・[633]) を設定しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 59] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に {835} 堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 5] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-10、図ト設-気 5 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

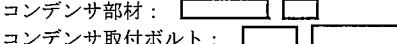
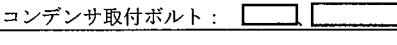
[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 21(6 次) 気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {633} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		气体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		改造 ・耐震補強のため、架台を撤去、新設する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 21
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度 : 100°C
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 21(6 次) 気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-設 1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6. 1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6. 1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 [633] コンデンサ 第 2 類 コンデンサ部材 :  コンデンサ取付ボルト : 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。 [10. 1-設 59] 排気の経路に冷媒配管を設置し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13. 1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13. 1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 5] 排気の経路に冷媒配管を設置し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 5] 排気の経路に冷媒配管を設置し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
		図ト配-気 1、図ト系 1-10、図ト設-気 6 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 22(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {634} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) スクラバ (ウラン回収第 2 系列 系統)
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		气体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) (チェックタンク室局所排 気系統(2))
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 22
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度 : 70°C
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 22(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 59] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。 [10.1-設 64] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。なお、構造部材として繊維強化樹脂(FRP)を使用するスクラバ本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に [835] 堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 5] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。 [99-設 10] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-18、図ト設-気 11 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 25(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (分析系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) 气体廃棄設備(1) {638} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(1)) スクラバ (分析系統)
設置場所		付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		气体廃棄設備(1) スクラバ (分析系統) (分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加する。 ・ 排水タンク移設のため配管を改造する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 25
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

追表ト設一気 25(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 〔注〕	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 60] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の酸性ガスを中和する。 [10.1-設 61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建 1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 6] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の酸性ガスを中和する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
	添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-27、図ト設-気 12 【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号にて認可済み

追表ト設一気 31(6 次) 気体廃棄設備(2)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(2)) 气体廃棄設備(2) {642} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(2)) 排気ファン {649} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止インターロック {652} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(2)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 機械室 (2) 工場棟 成型工場 機械室 (3) 工場棟 成型工場 機械室 (4) 工場棟 成型工場 機械室 (5) 工場棟 成型工場 機械室 (6) 工場棟 成型工場 機械室 (7) 工場棟 成型工場 機械室 (8) 工場棟 成型工場 機械室
機器名		气体廃棄設備(2) 排気ファン (1) 排気ファン (燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (2) 排気ファン (ペレット加工室室内排気系統) (3) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(1)) (4) 排気ファン (ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) (5) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(4)) (6) 排気ファン (作業室室内排気系統(1)) (7) 排気ファン (廃棄物缶詰室局所排気系統(1)) (8) 排気ファン (廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (2) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (4) 変更なし (5) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。 (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 · 耐震補強のため、据付部を改造する。
員数		1 式 (1) 2 基 [25V、251V] (2) 4 基 [18RV、19RV、20RV、181RV] (3) 2 基 [17V、171V] (4) 4 基 [10V、11V、12V、13V] (5) 4 基 [14V、15V、16V、141V] (6) 1 基 [EF4] (7) 1 基 [37V] (8) 2 基 [38RV、381RV]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 31
	寸法 (単位 : mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8) 
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 31(6 次) 気体廃棄設備(2)排気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。{649}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{652}負圧警報装置は十分な支持性能を有する放射線管理棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [642] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材:(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト: 別表ト設一気 31、図ト設-気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{649}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 13V, 16V, 17V, 171V, 20RV, 25V, 251V, 37V) 図ト設-気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{652}負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{652}負圧警報装置を設置する。 [18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{649}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排氣するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(2)には、各系統合計で 143,000m ³ /時以上の排氣能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: 13V, 16V, 17V, 171V, 20RV, 25V, 251V, 37V) 図ト設-気 1 参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-気 2、図ト系 2-2、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-11、図ト系 2-13、図ト系 2-15、図ト設-気 1、図ト制-気 3、図ト制配-気 2 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 44(6 次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(653) 気体廃棄物の廃棄設備(3) 気体廃棄設備(3) (655) 気体廃棄物の廃棄設備(3) 排気ファン (662) 気体廃棄物の廃棄設備(3) 給排気ファンの起動停止インターロック (665) 気体廃棄物の廃棄設備(3) 負圧警報装置
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (2) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (3) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (4) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (5) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (6) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (7) 加工棟 成型工場 フィルタ室
機器名		气体廃棄設備(3) 排気ファン (1) 排気ファン(ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(2)) (4) 排気ファン(ペレット貯蔵室室内排気系統) (5) 排気ファン(燃料棒溶接室室内排気系統) (6) 排気ファン(燃料棒溶接室局所排気系統) (7) 排気ファン(フィルタ室室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (2) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (3) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (4) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (5) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (6) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。
員数		1式 (1) 1基 [RF-1] (2) 2基 [EF-2-1、EF-2-2] (3) 2基 [EF-1-1、EF-1-2] (4) 1基 [RF-2] (5) 1基 [RF-3] (6) 2基 [EF-3-1、EF-3-2] (7) 1基 [EF-4]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 44
	寸法(単位:mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 44(6 次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。{662}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{665}負圧警報装置は十分な支持性能を有する加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 {655} 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気 44、図ト設-気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{662}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象 : EF-1-1, EF-1-2, EF-2-1, EF-2-2, EF-3-1, EF-3-2) 図ト設-気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する {665} 負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、ファン本体に被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する {665} 負圧警報装置を設置する。 [18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{662}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(3)には、各系統合計で 60,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象 : EF-1-1, EF-1-2, EF-2-1, EF-2-2, EF-3-1, EF-3-2) 図ト設-気 1 参照
	通信連絡設備	—

追表ト設一気44(6次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-気3、図ト系3-1、図ト系3-2、図ト系3-4、図ト系3-8、図ト系3-9、図ト系3-10、図ト系3-11、図ト設-気1、図ト制-気4、図ト制配-気3 【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号にて認可済み

追表ト設一気 64(6 次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(5)) 气体廃棄設備(5) {681} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(5)) 排気ファン {688} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(5)) 給排気ファンの起動停止インターロック {691} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(5)) 負圧警報装置 (第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟共用)
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室
機器名		气体廃棄設備(5) 排気ファン (1) 排気ファン (廃棄物処理室・排気室室内排気系統) (2) 排気ファン (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 · 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 · 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 式 (1) 1 基 [EF-B1] (2) 3 基 [EF-A1、EF-A2、EF-A3]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 64
	寸法 (単位 : mm)	(1) [] (2) []、[]、[]
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 64(6 次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の床スラブに設置する。{688}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{691}負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 {681} 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気 64、図ト設-気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{688}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: EF-A3) 図ト設-気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟共用)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室の排気を行う排気ファンは使用施設と共に用するに十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟共用)を設置する。 [18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{688}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(5)には、各系統合計で 20,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: EF-A3) 図ト設-気 1 参照
	通信連絡設備	—

追表ト設一気 64(6 次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-気 5、図ト系 5-1、図ト系 5-2、図ト設-気 1、図ト制-気 6、図ト制配-気 5 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一気 75(6 次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(6)) 气体廃棄設備(6) {695} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(6)) 排気ファン {704} 气体廃棄物の廃棄設備(气体廃棄設備(6)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (3) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 排気室 (4) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 排気室
機器名		气体廃棄設備(6) 排気ファン (1) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室室内排気系統) (2) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室室内排気系統) (4) 排気ファン(廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 基 [EF-3] (2) 2 基 [EF-4-1、EF-4-2] (3) 1 基 [EF-1] (4) 2 基 [EF-2-1、EF-2-2]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 75
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気 75(6 次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ洗浄棟の床スラブに設置する。{704}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{691}負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [695] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材 : (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト : 別表ト設一気 75、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{704}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: EF-2-1, EF-2-2, EF-4-1, EF-4-2) 図ト設一気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟共用)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室の排気を行う排気ファンは使用施設と共に十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟共用)を設置する。 [18.2-設 20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{704}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(6)には、各系統合計で 32,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象: EF-2-1, EF-2-2, EF-4-1, EF-4-2) 図ト設一気 1 参照
	通信連絡設備	—

追表ト設一気 75(6 次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-気 6、図ト系 6-1、図ト系 6-2、図ト系 6-3、図ト系 6-4、図ト設-気 1、図ト制-気 7、図ト制配-気 6 【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号にて認可済み

追表ト設一液 1(6 次) 転換第 1 廃液貯槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{707} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 転換第 1 廃液貯槽 {708} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) 転換第 1 廃液貯槽
変更内容		<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、架台を撤去し、新設する。 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) <p>*1 : {708} 液位高警報設備を改造する。</p>
員数		1 基
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 1【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 : 約 [] L
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{708} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 1(6 次) 転換第 1 廃液貯槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {708} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{714} ロ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708} 液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{714} ロ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776} 排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708} 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 1、図ト制一液 1、図ト制配一、図イ系一液 1(1/4)【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液2(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{709} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 洗浄液受槽 {711} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	廃液処理設備(1) 洗浄液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) *1: {711}洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液2【三原燃第20-0695号】
	寸法 (単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計、工業用水供給弁
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{711}液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 2(6 次) 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類 3 類に分類する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照） [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{711} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835} 壇漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{711} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776} 排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] オーバーフローを防止するため、{711} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 2、図ト制一液 2、図ト制配-1【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液3(6次) 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） {710} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 洗浄液バグフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) 洗浄液バグフィルタ (1) 洗浄液バグフィルタA (2) 洗浄液バグフィルタB
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液3【三原燃第20-0695号】
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液3(6次) 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-50参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液3【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

追表ト設一液4(6次) ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{712} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) ろ液受槽 {714} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) ろ液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) *1: {714} ろ液受槽液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液4【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{714} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 4(6 次) ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類 3 類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図り建-50 参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{714} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835} 堰漏水検知警報設備を設置する（表り設-2 参照）。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{714} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、{776} 排水貯留池に貯留する（表り設-液 16 参照）。 [20.1-設 2] オーバーフローを防止するため、{714} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 4、図ト制一液 3、図ト制配一【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液5(6次) ろ液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） 〔713〕液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）ろ液バグフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) ろ液バグフィルタ (1) ろ液バグフィルタA (2) ろ液バグフィルタB
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液5【三原燃第20-0695号】
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液 5(6 次) ろ液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する (三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に {835} 堰漏水検知警報設備を設置する (表リ設-2 参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776} 排水貯留池に貯留する (表ト設一液 16 参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト設一液 5【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液 6(6 次) 地下集水槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{715} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 地下集水槽 {717} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 {718} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 壇漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット
機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B
変更内容		(1) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) (2) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 *1 : {717} 液位高警報設備を改造、{718} 壇漏水検知警報設備を新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 6 【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位 : mm)	(1) [] (2) []
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ピット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽
	その他の性能	有効容積 : 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{717} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

追表ト設一液 6(6 次) 地下集水槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 ピット内液回収配管系統については、耐震重要度分類第 1 類とする。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（{718}堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{717}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 構造部材としてポリエチレンを使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{717}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 地下ピットには{718}堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{717}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 6、図ト制一液 4、図ト制一液 5、図ト制配一2、図イ設-97【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液 7(6 次) 転換第 2 廃液貯槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{719} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 転換第 2 廃液貯槽 {720} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		廃液処理設備(1) 転換第 2 廃液貯槽
変更内容		改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : {720} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 7【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{720} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 7(6 次) 転換第 2 廃液貯槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 7、図ト制一液 6、図ト制配-2【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液 8(6 次) 混合槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {721} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 混合槽 {722} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	廃液処理設備(1) 混合槽	
変更内容	改造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保全のため、既存設備を撤去し、新設する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 <p>*1 : {722} 混合槽液位高インターロックを新設する。</p>
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 8【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{722} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。	

追表ト設一液8(6次) 混合槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する（表り設-2参照）。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する（表ト設一液16参照）。 [20.1-設 2] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液8、図ト制配-2【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

追表ト設一液 9(6 次) 集水槽(チェック) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{723} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 集水槽(チェック) {724} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (3) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 *配管系統の一部は屋外に設置	
機器名	廃液処理設備(1) 集水槽(チェック) (1) 集水槽(チェック) A (2) 集水槽(チェック) B (3) 集水槽(チェック) C	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (3) 改造 ・ 火災対策(耐火壁追加設置による干渉回避)のため、既設を撤去し、形状変更、配置を見直して新設する。 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {724} 液位高警報設備を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	(1)、(2)円筒縦型、(3)角型
	主要な構造材	別表ト設一液 9【三原燃第 20-0695 号】
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 集水槽(チェック) A, B : 約 <input type="text"/> L 集水槽(チェック) C : 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{724} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。屋外配管系統は、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

追表ト設一液 9(6 次) 集水槽(チェック) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {724} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ (60 メッシュ) を設置する。（三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照） [8.1-設 13] 屋外に設置する配管内の廃水はアンモニア水であり、最低気温-12.7°C でも凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 23] 屋外に設置する配管は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、槽には{724} 液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 構造部材として [] を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、槽には{724} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—

追表ト設一液 9(6 次) 集水槽(チェック) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{724}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 11] 廃液処理設備(1)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設一液 16 参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図		図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 9、図ト制一液 8、図ト制配一液【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液 10(6 次) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{725} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統) {726} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		廃液処理設備(1) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統)
変更内容		改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {726} 液位高警報設備を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 10【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{726} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 10(6 次) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] {726} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 構造部材として [] を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835} 壁漏水検知警報設備を設置する（表リ設-2 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726} 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776} 排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726} 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト系一液補 1、図ト設一液 10、図ト制一液 9、図ト制配一3、図イ系-10【三原燃第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表ト設一液 11(6 次) 貯留タンク 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{752} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 貯留タンク {753} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室 (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 貯留タンク (1) 貯留タンク (1) (2) 貯留タンク (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : {753} 液位高警報設備を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般 仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 11【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、逆止弁、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、{753} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 11(6 次) 貯留タンク 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 壁には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（4）を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液 処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する (表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう に、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 11、図ト制一液 10、図ト 制配一3【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

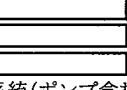
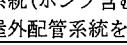
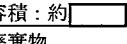
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

追表ト設一液 12(6 次) 貯留タンク(チェック) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{754} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 貯留タンク(チェック) {755} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) (3) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) *1 : {776} 排水貯留池までの配管の一部は屋外に設置する(図ト配-液 1 参照)。	
機器名	廃液処理設備(4) 貯留タンク(チェック) (1) 貯留タンク(チェック) (1) (2) 貯留タンク(チェック) (2) (3) 貯留タンク(チェック) (3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1 : {755} 液位高警報設備を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 12【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位: mm)	(1)  (2)  (3) 
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)*1、逆止弁、液位計 *1 : 屋外配管系統を含む
	その他の性能	有効容積: 約 
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する加工棟成型工場の壁面、試験棟の壁面、共同溝の床面及び屋外サポート基礎に設置する。{755} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。

追表ト設一液 12(6 次) 貯留タンク(チェック) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 24] 屋外に設置する配管は外部方向への排水配管であり虫等の侵入の影響を受けない。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 6] 麻液処理設備(4)屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管(加工棟北面及び{776}排水貯留池北面)は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。</p>
人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能		<p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{755}液位高警報設備を設置する。</p> <p>[10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。</p>
火災等による損傷の防止		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設		<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等		<p>[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{755}液位高警報設備を設置する。</p> <p>[18.1-設 4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。</p>
放射線管理施設	—	
廃棄施設		<p>[20.1-設 1] 当該設備は麻液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の麻液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。</p> <p>[20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{755}液位高警報設備を設置する。</p> <p>[20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。</p> <p>[20.1-設 11] 麻液処理設備(4)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設一液 16 参照)。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] 屋外に設置する配管はF3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
添付図		図ト配一液 1、図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 12、図ト設一液 13、 図ト制一液 11、図ト制配一液 3【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

追表ト設一液 13(6 次) ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) (756) 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) ろ過機
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) ろ過機
変更内容		改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液 13【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液 13(6 次) ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備 (4) を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776) 排水貯留池に貯留する (表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 12] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ (ろ紙) を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 14【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

追表ト設一液 14(6 次) ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{757} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(4)) ろ液受槽 {758} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) ろ液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。（*1） *1 : {758} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	角型式
	主要な構造材	別表ト設一液 14【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 : [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、{758} 液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 14(6 次) ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 15、図ト制一液 12、図ト制配一液 3【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

{99-設 1} は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

追表ト設一液 16(6 次) 集水ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{760} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 集水ピット {761} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備(集水ピット)
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 集水ピット
変更内容		改造 ・耐震補強のため集水槽据付部を改造する。 ・耐震補強のため配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {761} 液位高警報設備(集水ピット)を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	集水ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽: 角型式
	主要な構造材	別表ト設一液 16【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位: mm)	集水ピット: [] (内寸) 集水槽: []
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>集水ピット</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>集水槽</p> <p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された集水ピットの底版に設置する。また、{761} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。</p>

追表ト設一液 16(6 次) 集水ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>集水ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第 1 類 加工棟成型工場 集水ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一液 3、図ト設一液 17 参照。 ◦ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数（地下部 0.1G）と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 1 類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</p> <p>集水槽部材 : 取付ボルト : (新規)</p> <p>[6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>集水ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>加工棟成型工場ピットの床、及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料（建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料）で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽からの漏えいは集水ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{761}液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の加工棟成型工場に設置される集水ピットは、不燃性材料を使用する。
	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1][14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。
		[14.2-建 1][14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{761}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—

追表ト設一液 16(6 次) 集水ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（4）を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、[776] 排水貯留池に貯留する（表ト設一液 16 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には[761] 液位高警報設備（集水ピット）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 17、図ト制一液 13、図ト制配一3【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

チ 放射線管理施設

1. 変更の概要

放射線管理施設の新たな申請対象機器及び変更内容を表チ一に、申請機器の名称対比表を表チ一付1に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 原子力災害対策特別措置法
- (3) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (4) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (5) 加工施設の技術基準に関する規則
- (6) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10)建築基準法・同施行令・告示等
- (11)日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12)鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13)鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (14)建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15)2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16)建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査または使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回新たに申請する設備・機器に関する仕様を表チ設-1～6に、配置を図チ配-1～6に示す。

表チー1 放射線管理施設の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第1種管理区域内（下記） 工場棟 転換工場 工場棟 成型工場 加工棟 成型工場 放射線管理棟 付属建物 第2核燃料倉庫 付属建物 除染室・分析室 付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 第1廃棄物処理所 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 シリンダ洗浄棟	エアスニファ	1式 (採取口 129箇所)	改造
工場棟 転換工場 転換加工室 工場棟 成型工場 ペレット加工室 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室	エリアモニタ	8台	改造
第1種管理区域出入口（下記） 放射線管理棟 付属建物 除染室・分析室 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 第3核燃料倉庫	ハンドフットモニタ	1式	改造
排気塔（工場棟 転換工場） 排気塔（工場棟 成型工場） 排気塔（加工棟 成型工場） 排気塔（付属建物 第3核燃料倉庫） 排気塔（付属建物 第1廃棄物処理所） 排気塔（付属建物 シリンダ洗浄棟）	ダストモニタ	6台	改造
加工棟 成型工場	環境モニタリング設備 ダストモニタ	1式	撤去*
屋外	モニタリングポスト	1基	改造
放射線管理棟 付属建物 シリンダ洗浄棟	放射能測定装置（ α 、 β 線用）	13台	変更なし
放射線管理棟	気象観測装置	1式	変更なし

*「環境モニタリング設備ダストモニタ」は、排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのものであるが、この機能は「ダストモニタ」で十分であることから、不要のため撤去する。

表チ一付1 申請機器名称対比表（放射線管理施設）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
828	エアスニファ	エアスニファ
829	エリアモニタ(臨界警報装置)	エリアモニタ
830	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ
831	ダストモニタ	ダストモニタ
832	—	モニタリングポスト
—	—	放射能測定装置(α、β線用)
—	—	気象観測装置

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 設備・機器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図チ2-1に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第1908096号、原規規発第1904115号、原規規発第2003279号、原規規発第2008051号、原規規発第2102254号)に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図チ2-2参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 撤去を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図チ2-3参照)。

- 1) 対象設備・機器を撤去する前に以下の作業を実施する。
 - ・ 必要に応じ周辺をシート等で養生する。
 - ・ 第1種管理区域に設置されている設備・機器は、付着しているウランを回収し、

除染する。

- ・ 局所ダクトが接続されている設備・機器は元栓閉止後、切り離しを行い、閉止栓または閉止板を用いて縁切りを実施する。
 - ・ 電源が接続されている設備・機器は、主電源を切断後、不要なケーブル類を撤去する。
- 2) 設備・機器が固定されているボルト等を外し、解体または保管場所に移動する。
- 3) 第1種管理区域より撤去する設備・機器の内、核燃料物質で汚染されているものは、放射性固体廃棄物として200Lドラム缶に収納する形に減容して、保管廃棄設備に搬送して保管する。

c. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う（図チ2-4参照）。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

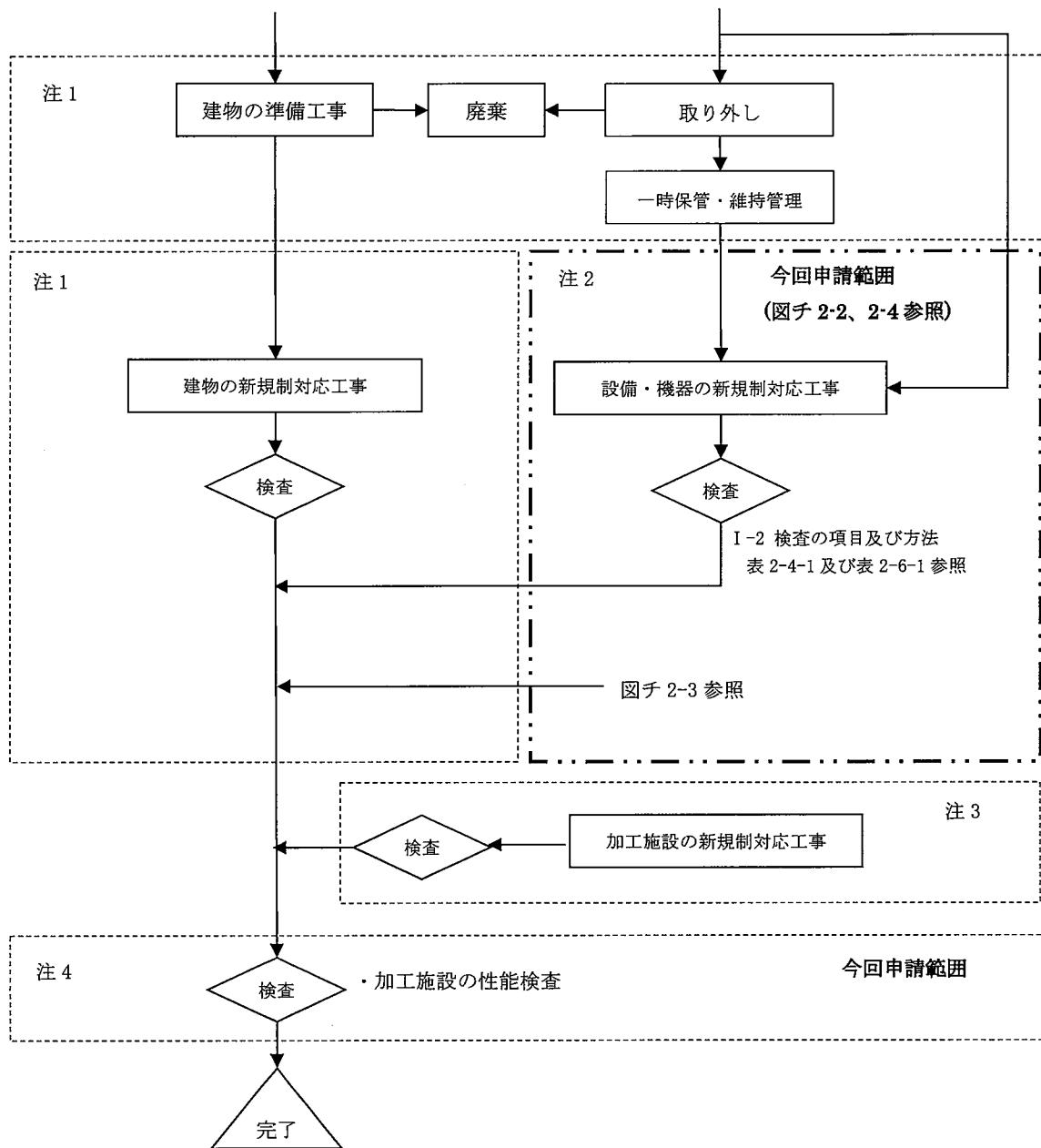
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、
加工棟成型工場、放射線管理棟、
付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、
付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、
付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンドラ洗浄棟

設備・機器



注1：先行設工認申請済み。

(凡例)

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

□ : 工事

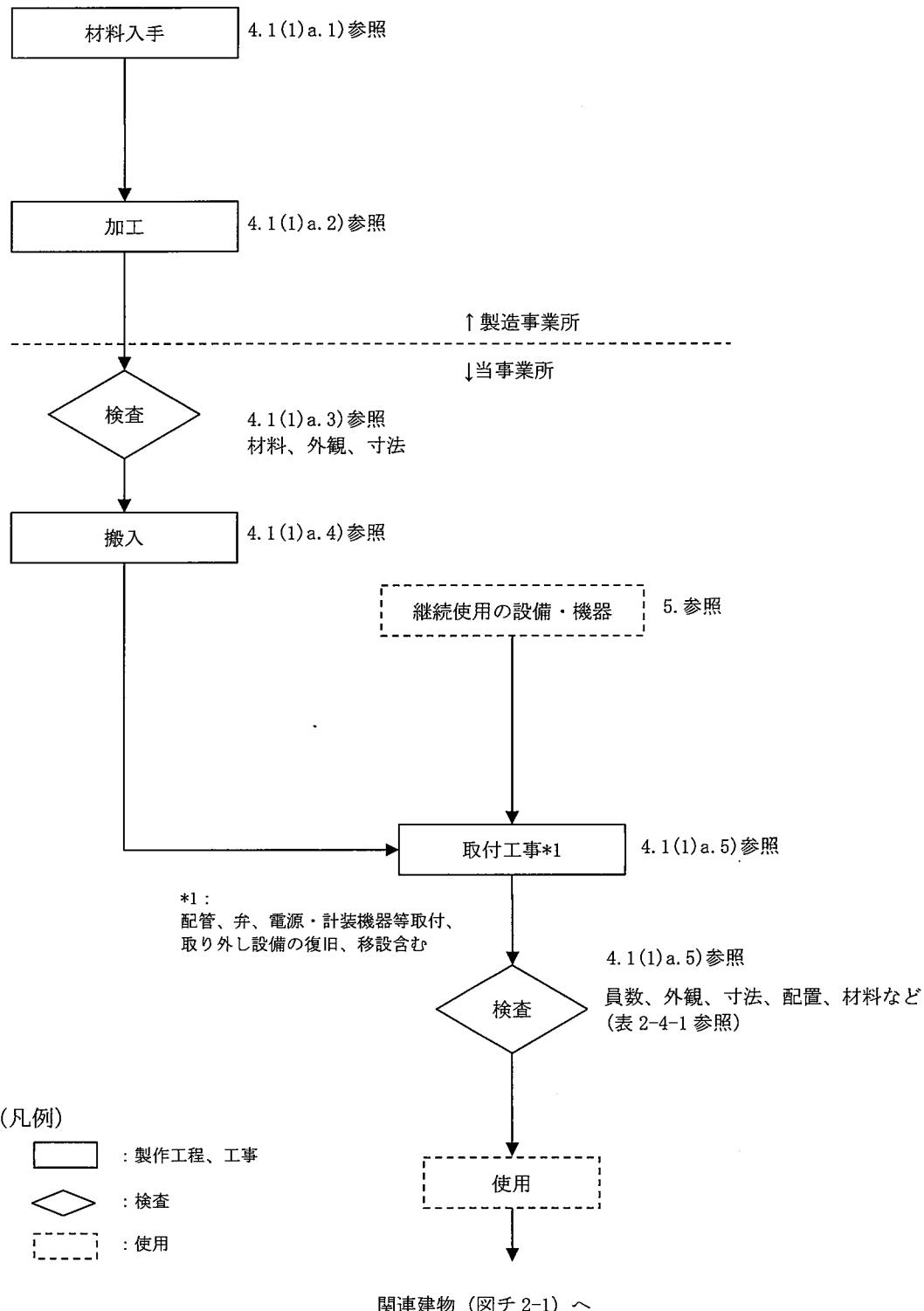
注3：関連する建物以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。



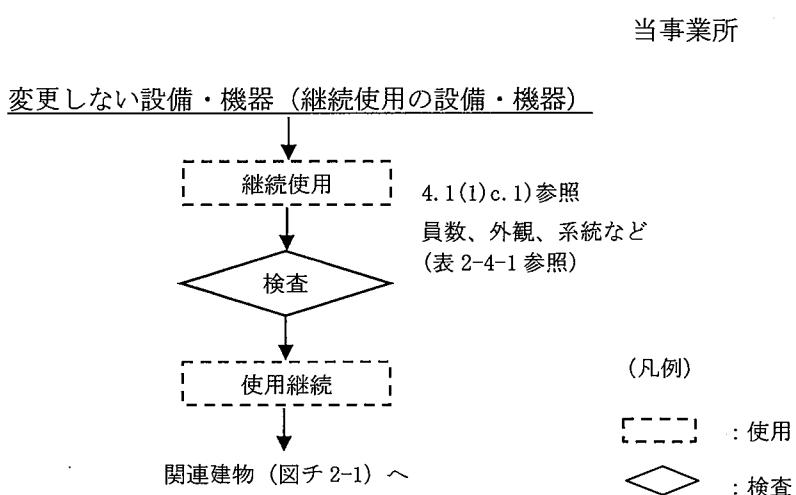
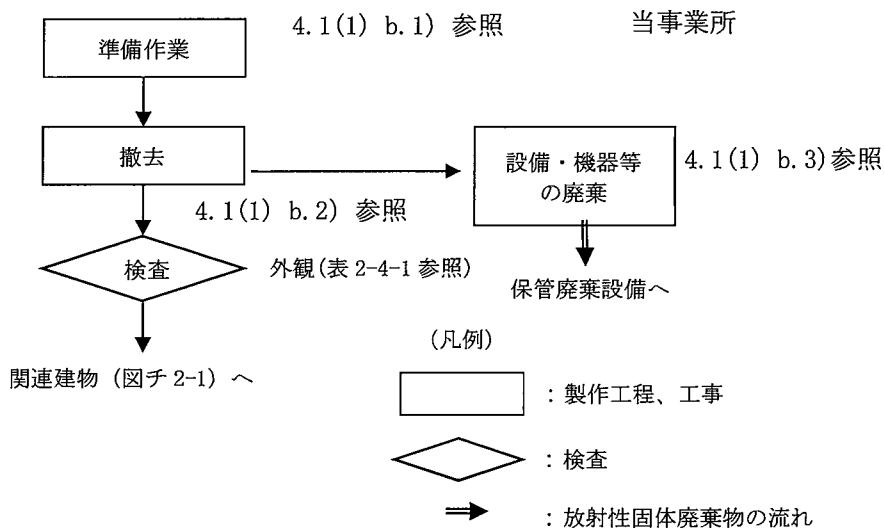
△ : 検査

注4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の3.項に示す。

図チ2-1 建物工事と設備工事との関係図



図チ 2-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)



(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I - 2 検査の項目及び方法」の表2-4-1に、検査の方法を表2-6-1及び表2-6-2に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ及び放射能測定装置（ α 、 β 線用）は、工事作業者等の放射線被ばくを測定・監視するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。ダストモニタ、モニタリングポスト及び気象観測装置は、敷地周辺の公衆の放射線被ばくを測定・監視するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴うエアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ及びモニタリングポストは、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ、モニタリングポスト、放射能測定装置（ α 、 β 線用）及び気象観測装置は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表チ設-1 エアスニファ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） [828] 放射線管理施設 エアスニファ
設置場所		<p>第1種管理区域内</p> <p>(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 放射線管理棟 (5) 付属建物 第2核燃料倉庫 (6) 付属建物 除染室・分析室 (7) 付属建物 第3核燃料倉庫 (8) 付属建物 第1廃棄物処理所 (9) 付属建物 第2廃棄物処理所 (10) 付属建物 シリンダ洗浄棟</p>
機器名		<p>放射線管理施設 エアスニファ</p> <p>(1) エアスニファ（工場棟 転換工場） (2) エアスニファ（工場棟 成型工場） (3) エアスニファ（加工棟 成型工場） (4) エアスニファ（放射線管理棟） (5) エアスニファ（付属建物 第2核燃料倉庫） (6) エアスニファ（付属建物 除染室・分析室） (7) エアスニファ（付属建物 第3核燃料倉庫） (8) エアスニファ（付属建物 第1廃棄物処理所） (9) エアスニファ（付属建物 第2廃棄物処理所） (10) エアスニファ（付属建物 シリンダ洗浄棟）</p>
変更内容		<p>改造</p> <p>(1) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。 · 放射線管理強化のため、採取口を追加する。</p> <p>(2) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。 · 放射線管理強化のため、プロワ設置位置を非管理区域から管理区域に変更する。</p> <p>(3) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(4) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。 · 放射線管理強化のため、プロワ設置位置を非管理区域から管理区域に変更する。 (プロアは(2)と共用) · 放射線管理強化のため、採取口を付属建物廃水処理所から放射線管理棟廃水処理室に変更する。</p> <p>(5) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(6) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(7) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(8) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(9) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。</p> <p>(10) 改造 · 放射線管理強化のため、プロワからの排出先を排気塔から第1種管理区域内に変更する。 · 放射線管理強化のため、採取口を追加する。</p>

表チ設-1 エアスニファ 仕様表 (2/3)

員数		1式 (採取口 129箇所) (1) 34箇所 (2) 33箇所 (3) 17箇所 (4) 5箇所 (5) 3箇所 (6) 7箇所 (7) 13箇所 (8) 6箇所 (9) 5箇所 (10) 6箇所
一般仕様	型式	TD-95-100L 又は TD85-80L 相当
	主要な構造材	別表チ設-1
	寸法 (単位 : mm)	型番に規定
	その他の構成機器	配管系統 (プロワ含む)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1]十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物除染室・分析室、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟及び放射線管理棟の建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する。

表チ設-1 エアスニファ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系統含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 7] 第1種管理区域内の空気中の放射性物質を監視するためのエアスニファを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] エアスニファ（採取口）には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (付属建物 第1廃棄物処理所、付属建物 第2廃棄物処理所、付属建物 除染室・分析室)
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-設 1] 第1種管理区域内の空気中の放射性物質を監視するためのエアスニファを設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、エアスニファ（プロワ）は非常用ディーゼル発電機に接続する（接続ケーブルは、交流200V（変圧器なし）一般動力用ケーブル）。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する（工場棟軸換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所）。
	添付図	図チ配-1、図チ系-1、図チ系-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

非常用電源設備接続系統一覧表			
設備	非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ
エアスニファ（プロワ）	○	—	—

表チ設-2 エリアモニタ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） [829] 放射線管理施設 エリアモニタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (7) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (8) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器名		放射線管理施設 エリアモニタ (1) エリアモニタ Ch-1 (2) エリアモニタ Ch-2 (3) エリアモニタ Ch-3 (4) エリアモニタ Ch-4 (5) エリアモニタ Ch-5 (6) エリアモニタ Ch-6 (7) エリアモニタ Ch-7 (8) エリアモニタ Ch-8
変更内容		改造 (1) 改造 ・耐震性向上のため、エリアモニタの据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (3) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (4) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (5) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (6) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (7) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (8) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) *1：放射線監視盤は、エリアモニタ Ch-1～8 で共用

表チ設-2 エリアモニタ 仕様表 (2/3)

員数		8台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台 (7) 1台 (8) 1台
一般仕様	型式	電離箱式
	主要な構造材	別表チ設-2
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	放射線監視盤
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態 核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] エリアモニタ Ch-1, 2は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。エリアモニタ Ch-3~8は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び工場棟組立工場の建物に設置する。また、放射線監視盤は十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表チ設-2 エリアモニタ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。												
	津波による損傷の防止	—												
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 *1 警報機能を対象とする。												
	人の不法な侵入等の防止	—												
	閉じ込めの機能	[10.1-設72] 建物内における空間線量を監視するためのエリアモニタを設置する。												
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。												
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。												
	安全避難通路等	—												
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。												
	材料及び構造	—												
	搬送設備	—												
	核燃料物質の貯蔵施設	—												
	警報設備等	[18.1-設7] 建物内における空間線量が警報設定値を超えた場合に警報を表示/吹鳴又は放送設備より警報を吹鳴するエリアモニタを設置する。												
	放射線管理施設	[19.1-設2] 建物内における空間線量を監視するためのエリアモニタを設置する。												
	廃棄施設	—												
	核燃料物質等による汚染の防止	—												
	遮蔽	—												
	換気設備	—												
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、エリアモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する（接続ケーブルは、交流100V（変圧器なし）一般動力用ケーブル）。 [24.2-設1] 放射線監視盤は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置に接続する。												
	非常用電源設備接続系統一覧表													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設備</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">非常用 ディーゼル 発電機</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">無停電 電源装置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内蔵 バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">エリアモニタ (Ch-1～Ch-8) *1</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="radio"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="radio"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">放射線監視盤</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="radio"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="radio"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td></tr> </tbody> </table>			設備	非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ	エリアモニタ (Ch-1～Ch-8) *1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	放射線監視盤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
設備	非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ											
エリアモニタ (Ch-1～Ch-8) *1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—											
放射線監視盤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—											
*1：放射線監視盤を経由して給電														
通信連絡設備	—													
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する（工場棟転換工場、工場棟組立工場）。													
添付図	図チ配-2、図チ系-4、図チ設-1、図チ制-1													

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表チ設-3 ハンドフットモニタ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） [830] 放射線管理施設 ハンドフットモニタ
設置場所		第1種管理区域出入口 (1) 放射線管理棟 (2) 付属建物 除染室・分析室 (3) 付属建物 第2廃棄物処理所 (4) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		放射線管理施設 ハンドフットモニタ (1) ハンドフットモニタ1~6 (2) ハンドフットモニタ7 (3) ハンドフットモニタ8 (4) ハンドフットモニタ9
変更内容		改造 (1) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (4) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。
員数		1式 (1) 6台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	別表チ設-3
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1]十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物第3核燃料倉庫の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。

表チ設-3 ハンドフットモニタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。								
	津波による損傷の防止	—								
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 *1 警報機能を対象とする。								
	人の不法な侵入等の防止	—								
	閉じ込めの機能	[10.1-設73] 被ばく監視及び管理のための退出管理用としてハンドフットモニタを設置する。								
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。								
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。								
	安全避難通路等	—								
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (ハンドフットモニタ7、8)								
	材料及び構造	—								
	搬送設備	—								
	核燃料物質の貯蔵施設	—								
	警報設備等	[18.1-設7] 従業員の被ばく防止のための退出管理に係る警報設定値を超えた場合に警報を表示/吹鳴するハンドフットモニタを設置する。								
	放射線管理施設	[19.1-設3] 被ばく監視及び管理のための退出管理用としてハンドフットモニタを設置する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、ハンドフットモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。								
	非常用電源設備接続系統一覧表									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備</th><th style="text-align: center;">非常用 ディーゼル 発電機</th><th style="text-align: center;">無停電 電源装置</th><th style="text-align: center;">内蔵 バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ハンドフットモニタ1~9</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </tbody> </table>			設備	非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ	ハンドフットモニタ1~9	○	—
設備	非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ							
ハンドフットモニタ1~9	○	—	—							
通信連絡設備	—									
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。(付属建物除染室・分析室、付属建物第2廃棄物処理所)									
添付図	図チ配-3、図チ系-4、図チ設-2、図チ制-2									

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (1/5)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） {831}放射線管理施設 ダストモニタ
設置場所		(1) 排気塔（工場棟 転換工場） (2) 排気塔（工場棟 成型工場） (3) 排気塔（加工棟 成型工場） (4) 排気塔（付属建物 第3核燃料倉庫） (5) 排気塔（付属建物 第1廃棄物処理所） (6) 排気塔（付属建物 シリンダ洗浄棟）
機器名		放射線管理施設 ダストモニタ (1) 転換工場ダストモニタ (2) 成型工場ダストモニタ (3) 加工棟ダストモニタ (4) 第3核燃料倉庫ダストモニタ (5) 第1廃棄物処理所ダストモニタ (6) シリンダ洗浄棟ダストモニタ
変更内容		<p>改造</p> <p>(1) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する ・耐震性向上のため、ダストモニタ放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) <p>(2) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、ダストモニタ放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) <p>(3) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、加工棟警報盤の部材を追加及び据付部を改造する。 <p>(4) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) <p>(5) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) <p>(6) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) <p>*1: ダストモニタ放射線監視盤は、転換工場ダストモニタと成型工場ダストモニタで共用</p> <p>*2: 廃棄物、貯蔵施設警報監視盤は、第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンダ洗浄棟ダストモニタ及び第3核燃料倉庫ダストモニタで共用</p>

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (2/5)

員数		6台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	別表チ設-4
	寸法 (単位 : mm)	(1) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部) (2) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部) (3) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部) (4) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部) (5) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部) (6) [] (集塵検出部) [] (サンプラ部)
	その他の構成機器	配管系統(*1)、測定部(*2)、警報監視盤 (*1)屋外配管系統を含む (*2)転換工場ダストモニタ及び成型工場ダストモニタの測定部は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 転換工場ダストモニタ、成型工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンドラ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタは、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物シリンドラ洗浄棟、付属建物第3核燃料倉庫及び加工棟成型工場の建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する。 第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンドラ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタの測定部は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所、付属建物シリンドラ洗浄棟、付属建物第3核燃料倉庫及び加工棟成型工場の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。転換工場ダストモニタ、成型工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンドラ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタの警報監視盤は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。 第1廃棄物処理所ダストモニタの屋外に設置された一部の配管系統は、十分な支持性能を有する排気塔に設置する。

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (3/5)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</p> <p>[6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。</p> <p>[831] ダストモニタ※1 第2類</p> <p>集塵検出部（転換工場ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（転換工場ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>集塵検出部（成型工場ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（成型工場ダストモニタ）支持脚取付ボルト：□</p> <p>集塵検出部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>集塵検出部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>集塵検出部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>集塵検出部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>集塵検出部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>サンプラー部（転換工場ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（転換工場ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>サンプラー部（成型工場ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（成型工場ダストモニタ）支持脚取付ボルト：□</p> <p>サンプラー部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>サンプラー部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>サンプラー部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>サンプラー部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>サンプラー部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>測定部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>測定部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>測定部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>測定部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>測定部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>測定部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>測定部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材：□</p> <p>測定部（シリンドラ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>警報監視盤（ダストモニタ放射線監視盤^{※1}、加工棟警報盤）支持脚部材：□</p> <p>警報監視盤（ダストモニタ放射線監視盤^{※1}、加工棟警報盤）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>本（新規）</p> <p>警報監視盤（廃棄物、貯蔵施設警報監視盤）支持脚部材：□</p> <p>警報監視盤（廃棄物、貯蔵施設警報監視盤）支持脚アンカーボルト：□</p> <p>*1) 測定部（転換工場ダストモニタ）及び測定部（成型工場ダストモニタ）は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。</p> <p>※1 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施</p>
津波による損傷の防止	—	

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (4/5)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外及び排気塔内に設置する配管は F1 章巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 15] ダストモニタ配管内は空気であり、屋外及び排気塔内に設置する配管は凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管（含む縦手部）は降水の影響を受けないように金属製とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降水の影響を受けない。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は積雪の影響を受けない。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降下火砕物の影響を受けない。 [8.1-設 23] 管理区域内のダストモニタ配管には開口部がないため、屋外から虫等が管理区域内に侵入することはない。 [8.2-設 4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。なお、排気塔により排気塔内に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない。 [8.2-設 1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 75] 排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのダストモニタを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (転換工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ)
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 7] 排気に含まれる放射性物質濃度の濃度異常で警報を表示/吹鳴するダストモニタを設置する。
	放射線管理施設	[19.1-設 5] 排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのダストモニタを設置する。 [19.1-設 7] 放射線管理棟の安全管理室にダストモニタの測定状況を監視するための警報監視盤を設ける。

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計 (注)	廃棄施設	—																																																																																																					
	核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																					
	遮蔽	—																																																																																																					
	換気設備	—																																																																																																					
	非常用電源設備	<p>[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、ダストモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流200V, 100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。</p> <p>[24.2-設1] 警報監視盤は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置に接続する。</p>																																																																																																					
	非常用電源設備接続系統一覧表																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>非常用 ディーゼル 発電機</th> <th>無停電 電源装置</th> <th>内蔵 バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換工場</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>成型工場</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加工棟</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3核燃料倉庫</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1廃棄物処理所</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シリンドラ洗浄棟</td> <td>集塵検出部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>サンプラ部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定部</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報監視盤(ダストモニタ放射線監視盤*1)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報監視盤(加工棟警報盤)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報監視盤(廃棄物、貯蔵施設警報監視盤)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ	転換工場	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—	成型工場	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—	加工棟	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—		測定部	○	—	—	第3核燃料倉庫	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—		測定部	○	—	—	第1廃棄物処理所	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—		測定部	○	—	—	シリンドラ洗浄棟	集塵検出部	○	—	—	ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—		測定部	○	—	—	警報監視盤(ダストモニタ放射線監視盤*1)		○	○	—	警報監視盤(加工棟警報盤)		○	○	—	警報監視盤(廃棄物、貯蔵施設警報監視盤)		○	○
		非常用 ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリ																																																																																																			
転換工場	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
成型工場	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
加工棟	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
	測定部	○	—	—																																																																																																			
第3核燃料倉庫	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
	測定部	○	—	—																																																																																																			
第1廃棄物処理所	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
	測定部	○	—	—																																																																																																			
シリンドラ洗浄棟	集塵検出部	○	—	—																																																																																																			
ダストモニタ	サンプラ部	○	—	—																																																																																																			
	測定部	○	—	—																																																																																																			
警報監視盤(ダストモニタ放射線監視盤*1)		○	○	—																																																																																																			
警報監視盤(加工棟警報盤)		○	○	—																																																																																																			
警報監視盤(廃棄物、貯蔵施設警報監視盤)		○	○	—																																																																																																			
<p>*1: 測定部(転換工場ダストモニタ)及び測定部(成型工場ダストモニタ)は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。</p>																																																																																																							
通信連絡設備	—																																																																																																						
その他事業許可で求める仕様		<p>[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物第1廃棄物処理所)。</p> <p>[99-設3] 屋外に設置する配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。(付属建物第1廃棄物処理所の屋外配管系統)</p>																																																																																																					
添付図		図チ配-4、図チ系-2、図チ系-4、図チ設-3、図チ制-3、図チ制-盤1																																																																																																					

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表チ設-5 モニタリングポスト 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) [832] 放射線管理施設 モニタリングポスト	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設置場所	屋外	
機器名	放射線管理施設 モニタリングポスト	
変更内容		改造 ・耐竜巻性の向上のため、モニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を新設する ・モニタリングポストの伝送系を多様化するために、モニタリングポスト筐体内に表示モニタとインターネットにつながるカメラを新設する ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。
員数	1基	
一般仕様	型式	電離箱式(高線量計検出器)、シンチレーション式(低線量計検出器)
	主要な構造材	別表チ設-5
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	モニタリングポスト収集表示、タブレット
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] モニタリングポストは、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。また、モニタリングポスト収集表示は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設17] 屋外に設置するモニタリングポストは金属製の耐竜巻壁内に設置しており、降水の影響を受けることはない。検出器は樹脂製のカバーで覆われており、降水の影響を受けない。 [8.1-設19] 屋外に設置するモニタリングポストは耐竜巻壁内に設置しており、竜巻壁の部材には積雪に耐える強度を有する部材を使用する。検出器は表面が積雪の影響を受けにくい球形のカバーで覆う。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置するモニタリングポストは耐竜巻壁内に設置しており、耐竜巻壁の部材には降下火碎物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。検出器は表面が降下火碎物の堆積の影響を受けにくい球形カバーで覆う。 [8.1-設23] 屋外に設置するモニタリングポストの筐体は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。検出器は生物学的影響を受けないように開口部の無い樹脂製のカバーで覆う。 [8.1-設25] 屋外に設置するモニタリングポスト(検出器を含む)は茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7°Cでも作動するようなものを選定する。 [8.1-設26] F1竜巻に耐えるようにモニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を設置する。検出器はF1竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [8.2-設2] 電源には避雷器を設置する。 [8.2-設4] 屋外に設置するモニタリングポスト(検出器を含む)は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	[9.1-設1] モニタリングポスト筐体の測定値表示モニタをカメラで撮影し、その映像表示を伝送することで外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。

表チ設-5 モニタリングポスト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計（注）	閉じ込めの機能	[10.1-設 74] 周辺監視区域境界における空間線量を監視するためのモニタリングポストを設置する。モニタリングポストには非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリを有する設計とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 7] 周辺監視区域境界付近における空間線量が警報設定値を超えた場合に警報を表示/吹鳴するモニタリングポストを設置する。
	放射線管理施設	[19.1-設 4] 周辺監視区域境界における空間線量を監視するためのモニタリングポストを設置する。モニタリングポストには非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリを有する設計とする。 [19.1-設 6] モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。具体的には社内伝送網を使用した有線による伝送、社外伝送網を使用した無線による伝送の両方を有する設計とする。 [19.1-設 7] 放射線管理棟の安全管理室にモニタリングポストの測定状況を監視するためのモニタリングポスト収集表示を設ける。
廃棄施設	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、モニタリングポストは非常用ディーゼル発電機に接続する（接続ケーブルは、交流 200V, 100V（変圧器なし）一般動力用ケーブル）。 [24.2-設 1] 放射線管理棟の安全管理室に集中して設置している放射線管理設備（モニタリングポスト収集表示）には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を接続する。 [24.2-設 2] モニタリングポストは非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持するため個別にバッテリを内蔵する設計とする。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外に設置するモニタリングポストはF3 竜巻に耐えるよう、モニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を設置する。また、検出器はF3 竜巻に耐えるよう、ボルトで固定する。
	添付図	図チ配-5、図チ系-3、図チ系-4、図チ設-4、図チ制-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 () 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表チ設—6 その他の放射線管理施設 仕様表

安全機能 番号	設備	変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員数	設置場所	添付図
—	放射線管理施設 放射能測定装置 (α 、 β 線用)	変更なし	測定装置本体	放射線管理施設*3	11台	放射線管理棟	図チ配—6
—		変更なし	測定装置本体	放射線管理施設*3	2台	付属建物シリンドラ洗浄棟	図チ配—6
—	放射線管理施設 気象観測装置	変更なし	気象観測装置*1	放射線管理施設*4 非常用電源設備*5	1式	放射線管理棟*2	図チ配—6

*1：温度計、雨量計、風向・風速計を含む。

*2：温度計、雨量計は転換工場東側（屋外）、風向・風速計は放射線管理棟屋上。

*3：[19.1設8] 試料中の放射性物質の濃度を測定するための放射能測定装置（ α 、 β 線用）を設置する。

*4：[19.1設9] 放射線監視のために、風向、風速、降雨量等の気象状況を測定記録するため気象観測装置を設ける。

*5：[24.1設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、気象観測装置は非常用ディーゼル発電機に接続する。

[24.2設1] 気象観測装置は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電电源装置に接続する。

別表チ設-1 エアスニファ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エアスニファ（工場棟 転換工場）	主要な構造材	—	
エアスニファ（工場棟 成型工場）	ウランを取り扱う部位	—	
エアスニファ（加工棟 成型工場）	その他	エアスニファ（採取口） ブロワ 配管 取付ボルト（エアスニファ（採取 口））	
エアスニファ（放射線 管理棟）			
エアスニファ（付属建 物 第 2 核燃料倉庫）			
エアスニファ（付属建 物 除染室・分析室）			
エアスニファ（付属建 物 第 3 核燃料倉庫）			
エアスニファ（付属建 物 第 1 廃棄物処理所）			
エアスニファ（付属建 物 第 2 廃棄物処理所）			
エアスニファ（付属 建物 シリンダ洗浄 棟）			

事業許可との対応 : {828}

別表チ設-2 エリアモニタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エリアモニタ Ch-1	主要な構造材	柱(エリアモニタ検出器 Ch-1~8 架台)	
エリアモニタ Ch-2		はり(エリアモニタ検出器 Ch-1 ~8 架台)	
エリアモニタ Ch-3	ウランを取り扱う部位	—	
エリアモニタ Ch-4		取付ボルト(エリアモニタ検出器 Ch-1、3 架台)	
エリアモニタ Ch-5	その他	アンカー ボルト(エリアモニタ検 出器 Ch-4~8 架台)	
エリアモニタ Ch-6			
エリアモニタ Ch-7			
エリアモニタ Ch-8			

事業許可との対応 : {829}

別表チ設-3 ハンドフットモニタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ハンドフットモニタ 1 ～6	主要な構造材	ハンドフットモニタ（本体）	
ハンドフットモニタ 7 ハンドフットモニタ 8	ウランを取り扱う部位	—	
ハンドフットモニタ 9	その他	アンカーボルト(ハンドフットモニタ)	

事業許可との対応 : {830}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (1/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ	主要な構造材	柱 (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
成型工場ダストモニタ		はり (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
加工棟ダストモニタ		柱 (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
第3核燃料倉庫ダストモニタ		はり (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
第1廃棄物処理所ダストモニタ		柱 (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
シリンドラ洗浄棟ダストモニタ		はり (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ))	
		柱 (サンプラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		はり (サンプラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		柱 (サンプラ部 (成型工場ダストモニタ))	
		はり (サンプラ部 (成型工場ダストモニタ))	
		柱 (サンプラ部 (加工棟ダストモニタ))	
		はり (サンプラ部 (加工棟ダストモニタ))	

事業許可との対応 : {831}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (2/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ	主要な構造材	柱 (サンプラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
成型工場ダストモニタ		はり (サンプラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
加工棟ダストモニタ		柱 (サンプラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
第3核燃料倉庫ダストモニタ		はり (サンプラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
第1廃棄物処理所ダストモニタ		柱 (サンプラ部 (シリンド洗浄棟ダストモニタ))	
シリンド洗浄棟ダストモニタ		はり (サンプラ部 (シリンド洗浄棟ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (加工棟ダストモニタ))	
		はり (測定部 (加工棟ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		はり (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		はり (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (シリンド洗浄棟ダストモニタ))	
		はり (測定部 (シリンド洗浄棟ダストモニタ))	
		柱 (警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))	
		はり (警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))	

事業許可との対応 : {831}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (3/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ	主要な構造材	柱 (警報監視盤 (廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
成型工場ダストモニタ		はり (警報監視盤 (廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
加工棟ダストモニタ	ウランを取り扱う部位	—	
第3核燃料倉庫ダストモニタ	その他	アンカーボルト (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
第1廃棄物処理所ダストモニタ		取付ボルト (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
シリンドラ洗浄棟ダストモニタ		アンカーボルト (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンプラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		取付ボルト (サンプラ部 (成型工場ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンプラ部 (加工棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンプラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンプラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンプラ部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (測定部 (加工棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		アンカーボルト (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	

事業許可との対応 : {831}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (4/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ	その他	アンカーボルト(測定部(シリンドラ洗浄棟ダストモニタ))	
成型工場ダストモニタ		アンカーボルト(警報監視盤(ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))	
加工棟ダストモニタ		アンカーボルト(警報監視盤(廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
第3核燃料倉庫ダストモニタ		配管(転換工場ダストモニタ)	
第1廃棄物処理所ダストモニタ		配管(成型工場ダストモニタ)	
シリングダ洗浄棟ダストモニタ		配管(加工棟ダストモニタ)	
		配管(シリングダ洗浄棟ダストモニタ)	
		配管(第1廃棄物処理所ダストモニタ)	
		配管(第3核燃料倉庫ダストモニタ)	

事業許可との対応 : {831}

別表チ設-5 モニタリングポスト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
モニタリングポスト	主要な構造材	モニタリングポスト(筐体)	
		柱(モニタリングポスト(耐竜巻壁))	
		はり(モニタリングポスト(耐竜巻壁))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(モニタリングポスト(筐体)) アンカーボルト(モニタリングポスト(耐竜巻壁)) 取付ボルト(モニタリングポスト(高線量計検出器)) 取付ボルト(モニタリングポスト(低線量計検出器)) カバー(モニタリングポスト(高線量計検出器)) カバー(モニタリングポスト(低線量計検出器))	

事業許可との対応 : {832}

リ その他の加工施設

1. 変更の概要

申請対象建物、構築物及び申請対象機器と変更内容を表リー1～7に、申請機器の名称対比表を表リー付1に示す。

建物工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表リー8に示す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。取り外した設備・機器は、仮置き場所(既認可分含む)に一時保管後、復旧する。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表リー1及び追表リー2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (13) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 (建築研究所)
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)
- (16) 電気事業法

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属施設空シリンダ置場

今回は付属施設空シリンダ置場を申請する。空シリンダ置場に関する仕様を表リ建-1-1に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-1に示す。

・申請範囲の概要

付属施設空シリンダ置場に関する概要を以下の図に示す。

図ヘ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ建-1：付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図

(2) 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)を申請する。また、工場棟組立工場屋外北側及び放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)の更新を申請する。

防火水槽に関する仕様を表リ建-1-2に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-2に示す。

・申請範囲の概要

消火設備防火水槽に関する概要を以下の図に示す。

図ヘ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ非-4-5：防火水槽配置図

(3) 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備可搬消防ポンプ(1)及び(2)を申請する。

消火設備可搬消防ポンプに関する仕様を表リ建-1-3に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-3に示す。

・申請範囲の概要

消火設備可搬消防ポンプに関する概要を以下の図に示す。

図リ非-4-6：可搬消防ポンプ配置図

(4) 付属建物発電機室

今回申請する付属建物発電機室の建物は、5次設工認にて申請し認可されている。

付属建物発電機室に関する仕様を追表リ建-3-1に示す。

(5) 非常用設備

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫に関する非常用設備の仕様を表ヘ建-1-1に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する非常用設備の仕様を表ヘ建-1-2に示す。

・申請範囲の概要

非常用設備に関する概要を以下の図に示す。

図ヘ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ非-4-1～2：消火設備 屋外消火栓配置図(1)～(2)

図リ非-4-3：第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート

図リ非-4-4：劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート

図リ電建-1：付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

(6) 非常用通報設備（所内）

所内各建屋に対し、通信連絡および放送を行うことができるように、多様性を確保した通信回線（固定式、無線式）を設けるとともに、発信側装置を設ける。当社の周辺監視区域内に設置する非常用通報設備（所内）の仕様を表リ建-1-4(1/5) (2/5)に、設置する位置を以下の図に示す。

図リ非-6：非常用設備配置図

(7) 非常用通報設備（所外）

設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるように、多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける。

当社の周辺監視区域内に設置する通信連絡設備の仕様を表リ建-1-4(3/5)(4/5)に、設置する位置を以下の図に示す。

図リ非-6：非常用設備配置図

(8) 自動火災報知設備（受信機、中継盤）

所内各建屋に設けた自動火災報知設備の受信機及び中継盤を設ける。

当社の周辺監視区域内に設置する自動火災報知設備の受信機及び中継盤仕様を表リ建-1-4(5/5)に、設置する位置を以下の図に示す。

図リ非-6：非常用設備配置図

(9) その他の加工施設の設備・機器

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表リ設-1～10に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前事業者検査で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前事業者検査は実施しないものとする。非常用設備のうち汎用の設備機器等に関する仕様を表リ-9～15に示す。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表リ-2に示す。

表リー1 その他の加工施設の申請対象構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属施設空シリンダ置場	1式	変更なし
	非常用設備消火設備防火水槽(1)～(2)	1式	変更なし
	非常用設備消火設備防火水槽(3)～(4)		更新
	非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)	1式	改造
	非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(2)		増設

表リー2 その他の加工施設の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
非常用設備	無停電電源装置	1基	改造
付属設備	窒素ガス供給配管系統	1式	改造
	水素ガス供給配管系統	1式	改造
	溢水源供給停止設備(手動)	1式	新設
	溢水源供給停止設備(自動)	1式	新設
	保安秤量器 (シリンダ1)～(シリンダ3)	3台	改造
	保安秤量器 (ウラン管理5)～(ウラン管理7)	3台	改造
	UF ₆ シリンダ秤量器	1台	改造
	保安秤量器(分析1)、(分析2)	2台	改造
建物	堰漏水検知警報設備	1式	新設

表リー付1 申請機器名称対比表（その他の加工施設）

事業許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
835	—	堰漏水検知警報設備
839	—	
846	—	
849	—	
853	—	
857	—	
860	—	
867	—	
871	—	
875	—	
887	—	無停電電源装置
889	—	
910	—	窒素ガス供給配管系統
911	—	
912	高圧ガス貯蔵設備	水素ガス供給配管系統
913		
915	—	溢水源供給停止設備(手動)
916	—	
917	—	
918	—	
919	—	溢水源供給停止設備(自動)
920	—	
921	—	
923	保安秤量器（シリンド1）～（シリンド3）	
	保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）	
		保安秤量器（分析1）、（分析2）
921	秤	UF ₆ シリンド秤量器
922		

表リー3 その他の加工施設 付属建物第3核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
			変更なし
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1：屋外に設置

表リー4 その他の加工施設 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
劣化・天然ウラン 倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リ－5 非常用通報設備（所内）の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
防災ルーム	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	1式	変更なし
警備所	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	1式	変更なし
事務本館	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	変更なし
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	非常用通報設備 非常ベル設備	4基	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	1式	変更なし
転換工場	非常用通称設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	1基	変更なし
防災組織要員 が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	変更なし

表リ-6 非常用通報設備（所外）の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
防災ルーム	非常用通報設備 通信連絡設備 (オフサイトセンター専用)	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (県災害時優先)	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (ファクシミリ装置)	1基	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (衛星電話)	1基	変更なし
警備所	非常用通報設備 通信連絡設備 (消防署専用)	2式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (警察災害時優先)	1式	変更なし
事務本館	非常用通報設備 通信連絡設備 (衛星電話)	2式	変更なし
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	非常用通報設備 通信連絡設備 (ファクシミリ装置)	1基	変更なし
防災組織要員が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (携帯電話(災害時優先電話))	1式	変更なし
防災組織要員が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (携帯電話(外線))	1式	変更なし

表リ－7 自動火災報知設備の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更なし
放射線管理棟 工場棟成型工場 加工棟成型工場 容器管理棟 第2廃棄物処理所 原料貯蔵所 第3核燃料倉庫 廃棄物管理棟	自動火災報知設備 警報設備	8式	変更なし

表リ－8 取り外し対象機器（既認可^{＊1}）

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
付属建物 第3核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	903 904	区分2
付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	非常用設備 非常用通報設備	非常用通報設備	890	区分2
		非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備）	891 892 893	
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	区分2
		火災感知設備 警報設備	900 901	
	非常用設備 消火設備	消火器	898	区分2

* 1 : 既認可 (6次申請：図へ配準-1(1/2)～(2/2)「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-3「付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 設備・機器準備工事範囲図」)

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

表リ-9 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)		第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リー10 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
劣化・天然ウラン 倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置（ベル）、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体（スピーカー、音量調節器）、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置（ベル）、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、 配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

表リ－11 消火設備防火水槽(1)～(4)のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
屋外	消火設備 防火水槽	配管、給水装置、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	4式

表リ－12 消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	ホース、ノズル、配管、バッテリ、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	2式

表リー13 非常用通報設備（所内）のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
防災ルーム	非常用通報設備 放送設備	マイク、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	固定電話、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式
警備所	非常用通報設備 放送設備	マイク、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	固定電話、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式
事務本館	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話交換機、 配線	通信連絡設備等	1式
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	非常用通報設備 非常ベル設備	警報盤、 配線	通信連絡設備等	4基
	非常用通報設備 放送設備	放送設備本体、 マイク、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	固定電話、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式
転換工場	非常用通称設備 通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	通信連絡設備等	1基
防災組織要員 が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	携帯電話(内線)	通信連絡設備等	1式

表リ-14 非常用通報設備（所外）のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
防災ルーム	非常用通報設備 通信連絡設備 (オフサイトセンター専用)	固定電話、 配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (県災害時優先)	固定電話、 配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (ファクシミリ装置)	ファクシミリ 装置、配線	通信連絡設備等	1基
	非常用通報設備 通信連絡設備 (衛星電話)	携帯式 衛星電話	通信連絡設備等	1基
警備所	非常用通報設備 通信連絡設備 (消防署専用)	固定電話、 配線	通信連絡設備等	2式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (警察災害時優先)	固定式通報 装置、配線	通信連絡設備等	1式
事務本館	非常用通報設備 通信連絡設備 (衛星電話)	固定式衛星 電話、配線	通信連絡設備等	2式
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	非常用通報設備 通信連絡設備 (ファクシミリ装置)	ファクシミリ装 置、配線	通信連絡設備等	1基
防災組織要員 が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (携帯電話(災害時優先 電話))	携帯電話	通信連絡設備等	1式
防災組織要員 が所持	非常用通報設備 通信連絡設備 (携帯電話(外線))	携帯電話	通信連絡設備等	1式

表リ-15 自動火災報知設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	自動火災 報知設備 火災感知設備	受信機、 配線	火災等による損傷の 防止等	1式
放射線管理棟 工場棟 成型工場 加工棟 成型工場 付属建物 容器管理棟 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 原料貯蔵所 付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 廃棄物管理棟	自動火災 報知設備 警報設備	中継盤、 配線	火災等による損傷の 防止等	8式

追表リ-1 その他の加工施設の申請対象建物及び申請対象機器

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物発電機室	1式	追表リ建-3-1 注 (5次申請:表リ建-1-1)

注：申請時の仕様表番号

追表リー2(1) その他の加工施設（保安秤量器）の申請対象設備・機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟 成型工場 ペレット加工室 (フードボックス (1)～(3)内含む)	保安秤量器 (加工棟 1)～(加工棟 9)	9 台	追表リ設-1 (2 次)
工場棟 転換工場 転換加工室	保安秤量器 (転換工場 1)～(転換工場 10)	10 台	追表リ設-1 (6 次)
工場棟 成型工場 ペレット加工室	保安秤量器 (成型工場 1)～(成型工場 10)	10 台	追表リ設-2 (6 次)
工場棟 転換工場 原料倉庫 工場棟 成型工場 ペレット加工室 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	保安秤量器 (ウラン管理 1)～(ウラン管理 4)	4 台	追表リ設-3 (6 次)

追表リー2(2) その他の加工施設（非常用設備）の申請対象設備・機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
付属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2 基 (1 基は予備)	追表リ設-1 (5 次)

追表リー2(3) その他の加工施設（分析設備）の申請対象機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備	1 式	追表リ設-2 (5 次)
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備	1 式	追表リ設-3 (5 次)
	分析設備 物性測定設備	1 式	追表リ設-4 (5 次)
	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1 基	追表リ設-5 (5 次)

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属施設空シリンダ置場

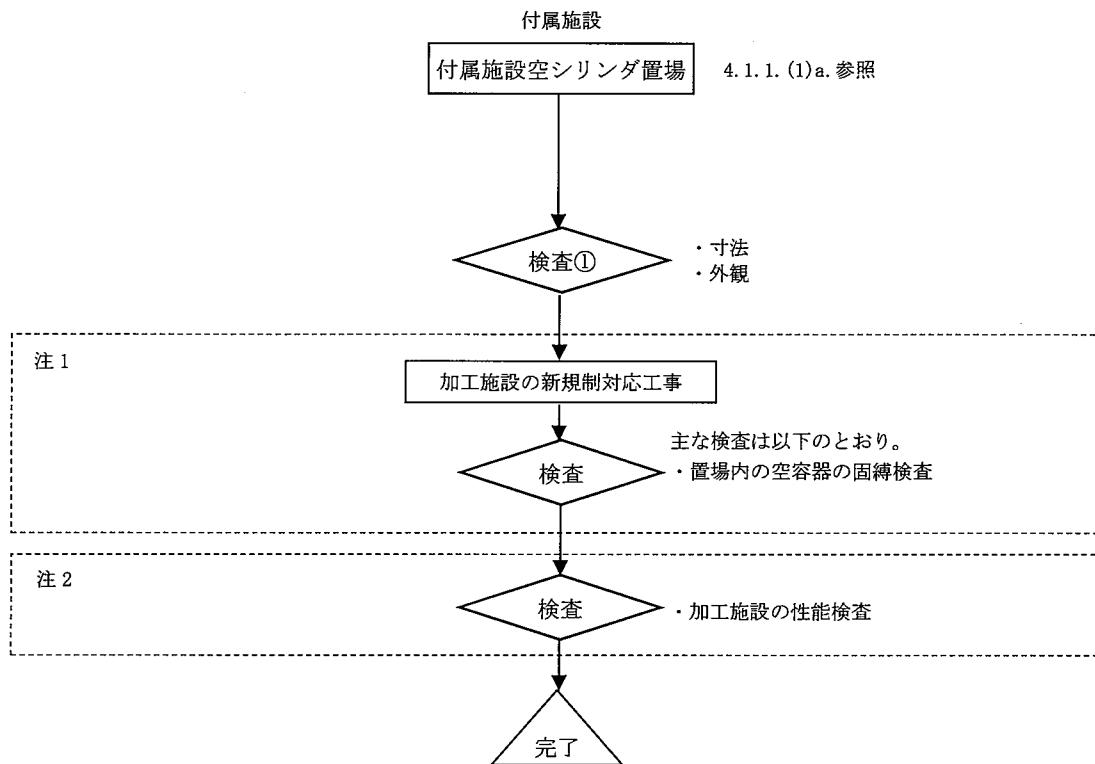
(1) 手順

今回申請の付属施設空シリンダ置場は改造工事を伴わない。以下に示す手順（図リ 1-1 参照）により検査を行い適合の確認を実施する。また、付属施設空シリンダ置場の工事番号とその検査の方法を a. に示す。

a. 空シリンダ置場の検査：付属施設空シリンダ置場の検査をする。

配置を図リ建-1 に示す。

- 1) 空シリンダ置場について I - 2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。



図リ 1-1 空シリンダ置場の検査フロー図

(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

注 1 : 付属施設空シリンダ置場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。

注 2 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-4に示す。

4. 1. 2. 非常用設備

加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー5に示す。

4. 1. 2-1 非常用設備消火設備防火水槽

(1) 手順

今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図リ1-2-1参照)により行う。また、工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)は改造工事を伴わない。以下に示す手順(図リ1-2-2)により検査を行い適合の確認を実施する。

- a. 防火水槽(3)及び(4)の更新^(注1、注2)：工場棟組立工場屋外北側及び付属建物放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)を更新する。
防火水槽(3)及び(4)に関する図を図リ非-4-5及び図リ非-4-5-2に示す。
- b. 変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査：変更しない設備である工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)の検査をする。
防火水槽(1)及び(2)に関する図を図リ非-4-5及び図リ非-4-5-1に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

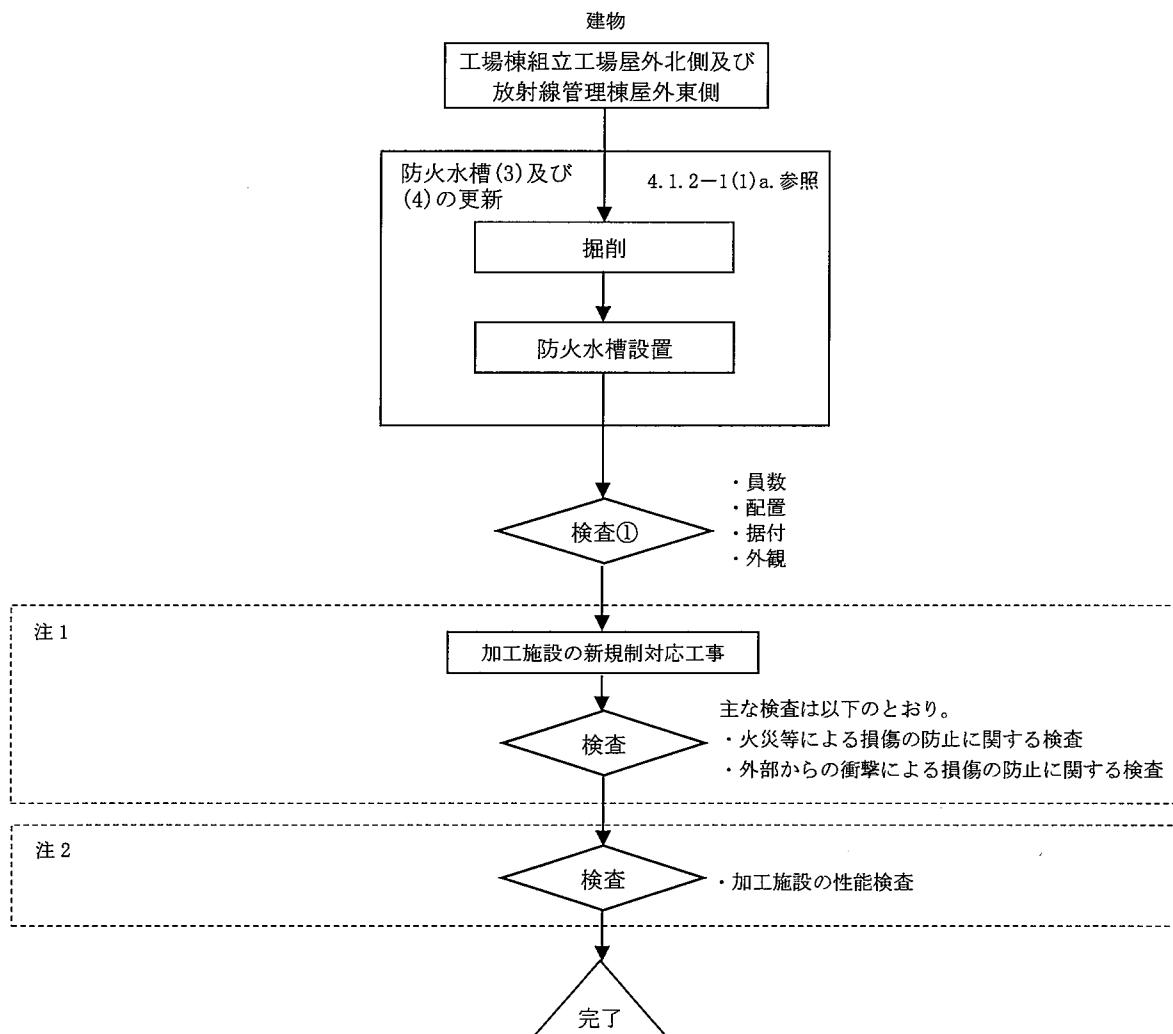
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 1-2-1 防火水槽(3)及び(4)の更新の手順フロー図

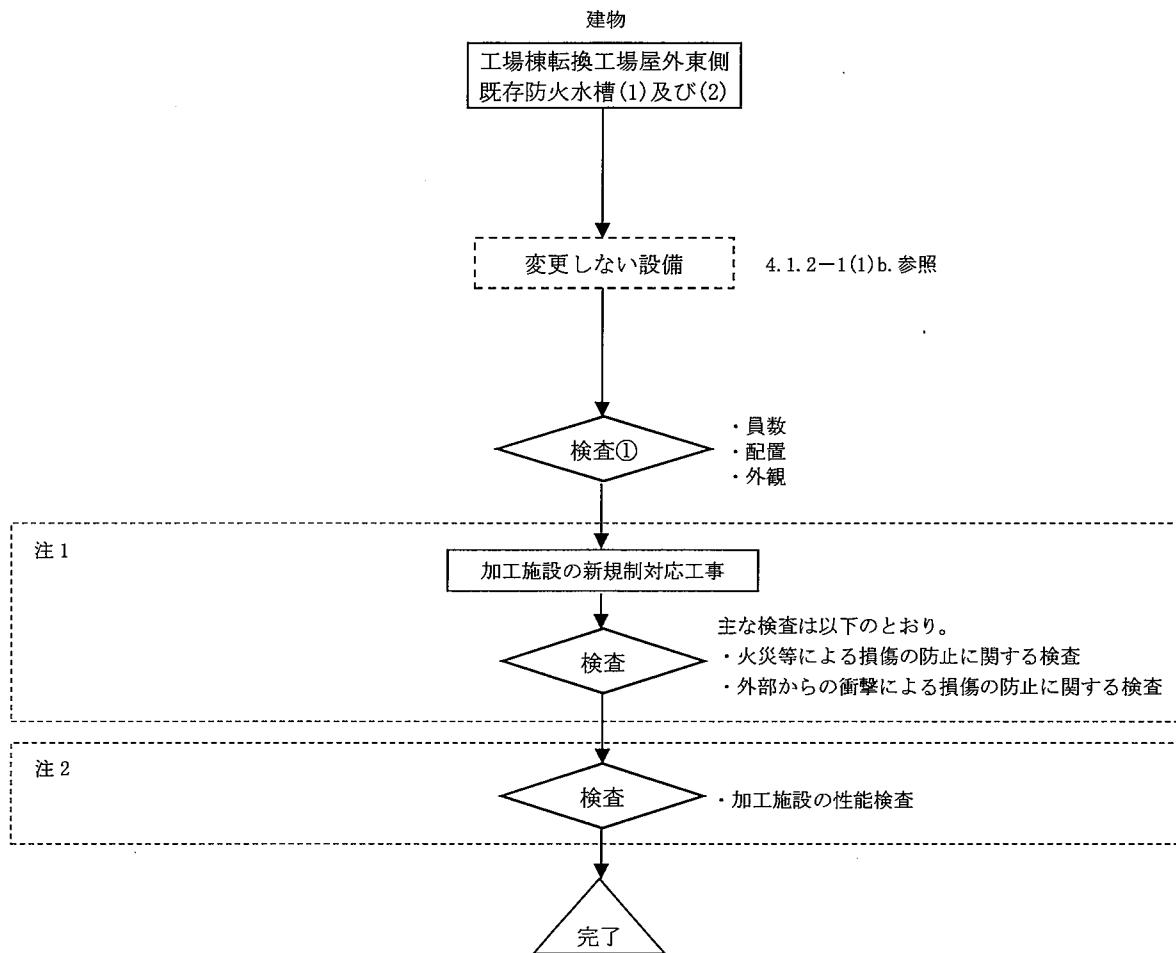
(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

注 1 : 消火設備防火水槽(3)及び(4)
以外の建物・構築物及び設備・
機器で安全機能を担保している
条項に関する工事及び検査を行
う。

注 2 : 加工施設の性能検査について
は、I-2 検査の項目及び方法
の 3. 項に示す。



図リ 1-2-2 変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査フロー図

(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

注 1 : 消火設備防火水槽(1)及び(2)
以外の建物・構築物及び設備・
機器で安全機能を担保している
条項に関する工事及び検査を行
う。

注 2 : 加工施設の性能検査について
は、I-2 検査の項目及び方法
の 3. 項に示す。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表1－1(1/3)に、検査の方法を表1－3－5に示す。

4. 1. 2-2 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ

(1) 手順

今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ 1-3-1～2 参照）により行う。

- a. 可搬消防ポンプ(1)の改造：工場棟転換工場屋外東側の既存消火設備可搬消防ポンプ(1)をアンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。
配置を図リ非-4-6に、固縛概要図を図リ非4-6-1に示す。
- b. 可搬消防ポンプ(2)の増設：付属建物容器管理棟屋外南側に消火設備可搬消防ポンプ(2)を増設し、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。
配置を図リ非-4-6に、固縛概要図を図リ非4-6-1に示す。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

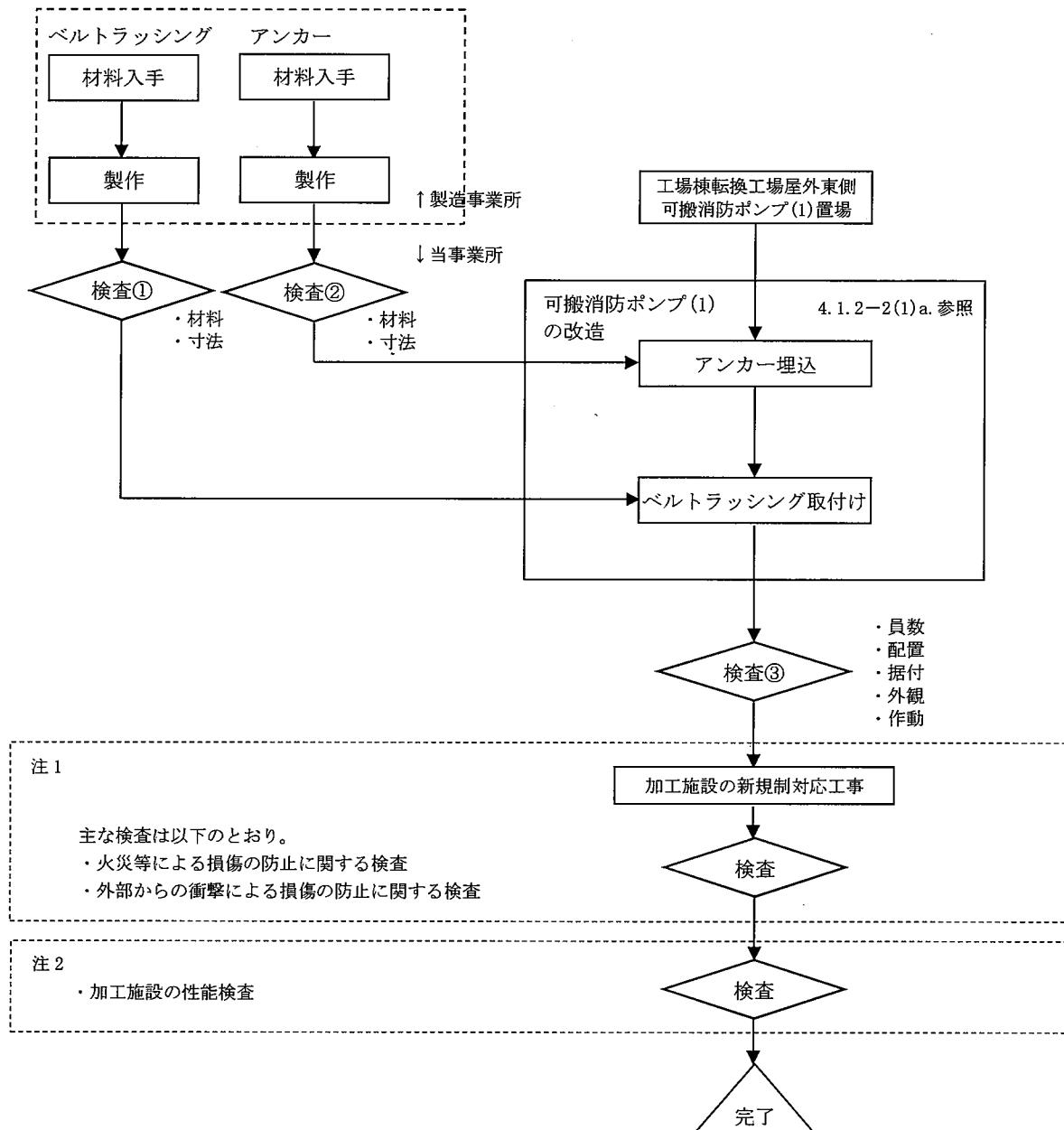
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 1-3-1 可搬消防ポンプ(1)の改造の手順フロー図

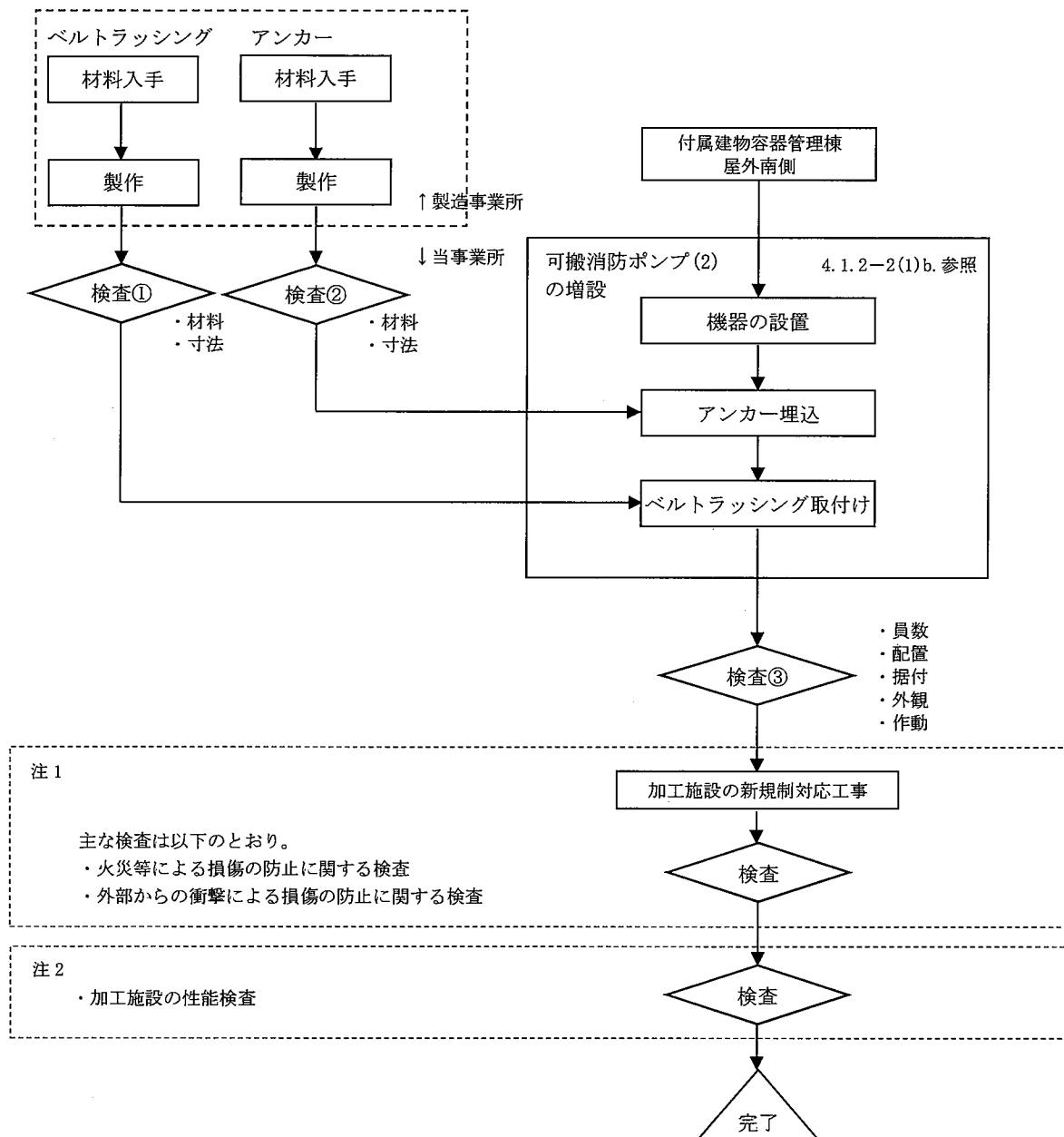
(凡例)

[] : 製作工程、工事

◇ : 検査

注1：可搬消防ポンプ(1)以外の建
物・構築物及び設備・機器で安
全機能を担保している条項に関
する工事及び検査を行う。

注2：加工施設の性能検査について
は、I-2 検査の項目及び方法
の3. 項に示す。



図リ 1-3-2 可搬消防ポンプ(2)の増設の手順フロー図

(凡例)

[] : 製作工程、工事

◇ : 検査

注 1 : 可搬消防ポンプ(2)以外の建
物・構築物及び設備・機器で安
全機能を担保している条項に關
する工事及び検査を行う。

注 2 : 加工施設の性能検査について
は、I-2 検査の項目及び方法
の 3. 項に示す。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/3)に、検査の方法を表1-3-6に示す。

4. 1. 2-3 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る。(図リ 1-4-1 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。(図リ 1-4-2 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ 1-4-3 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設：付属建物第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ 1-4-4 参照)
配置を図リ非-5-2 に示す。
- e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ 1-4-5 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ 1-4-6 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ 1-4-7 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注6)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ 1-4-8 参照)
配置を図リ非-3-1~2 に示す。
- i. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ 1-4-9 参照)
配置を図リ非-4-7~8 に示す。

- j. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である付属建物第3核燃料倉庫本体1階の堰及び屋外消火栓の検査により、溢水防護区画内からの漏えい防止及び初期消火における設備の確保を図る。(図リ1-4-10参照)

堰の配置を図リ非-5-1に、屋外消火栓の配置を図リ非-4-1~2に示す。

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

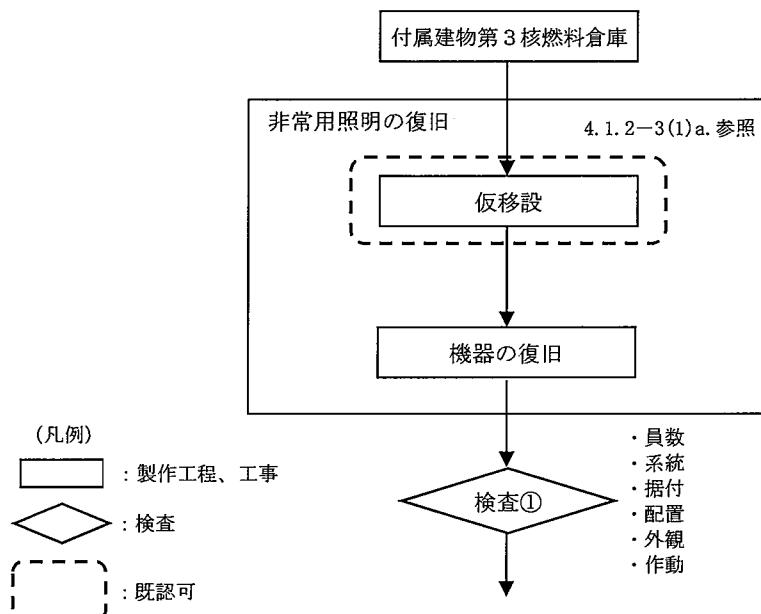
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

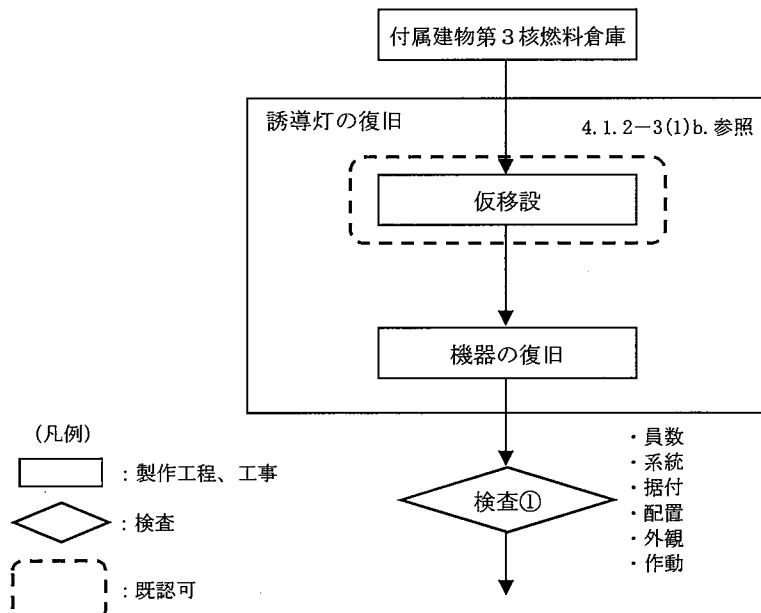
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



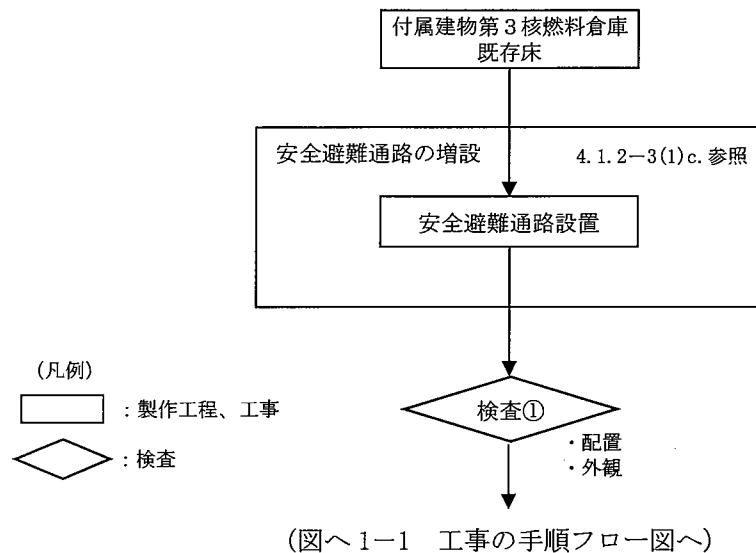
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

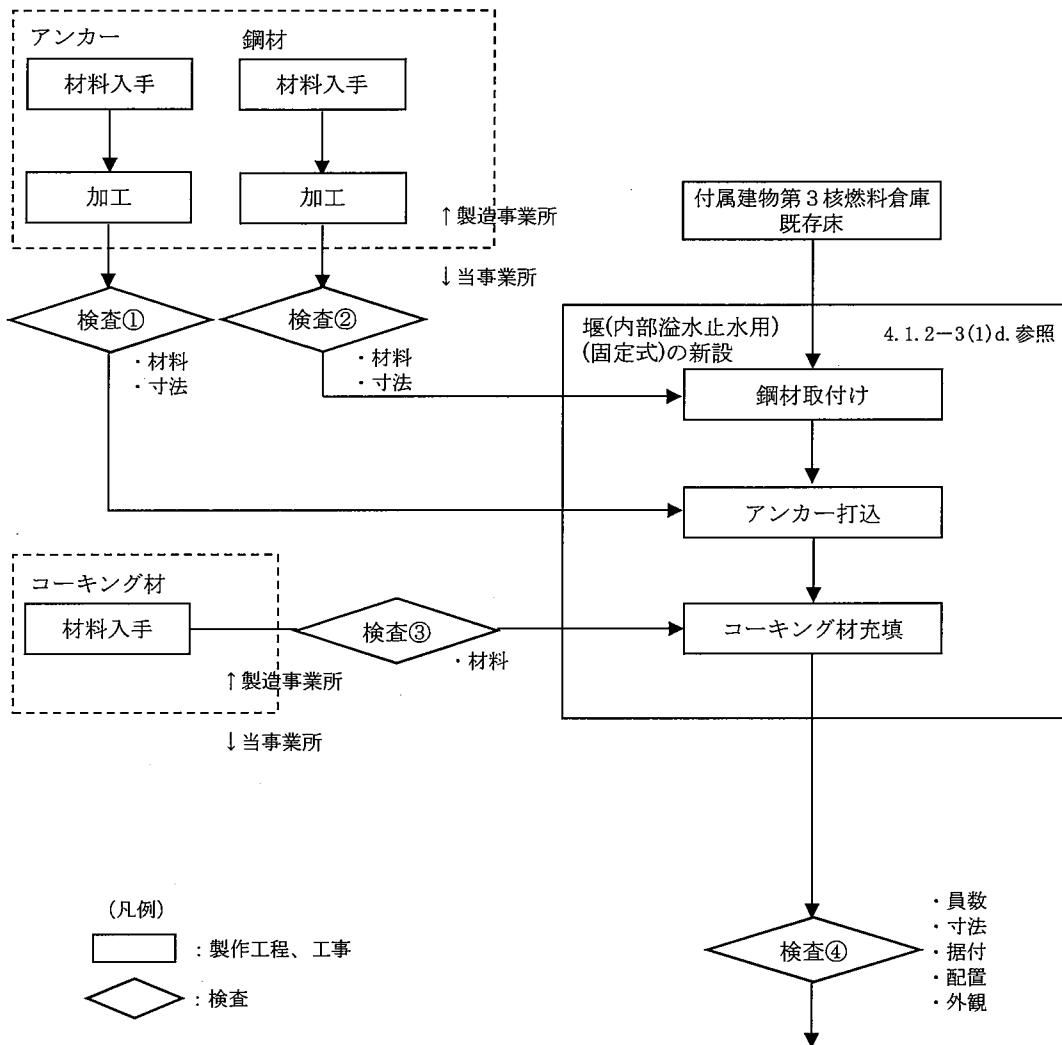


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図

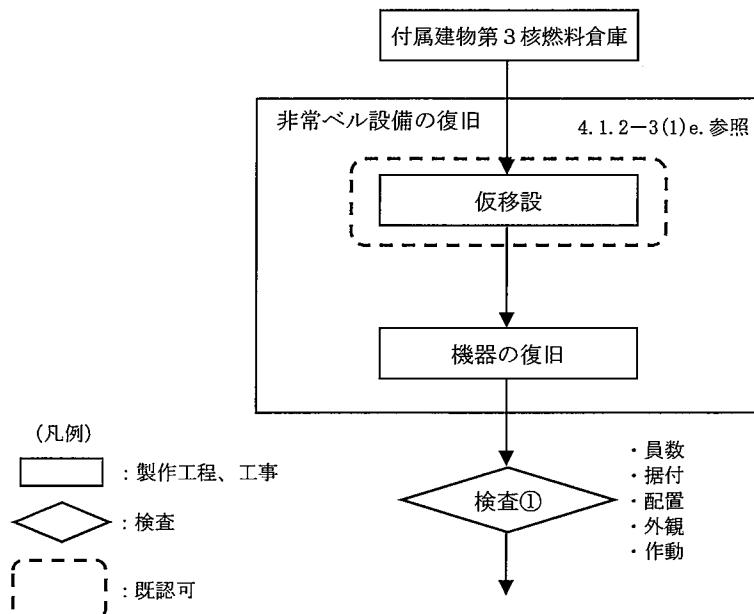


図リ 1-4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



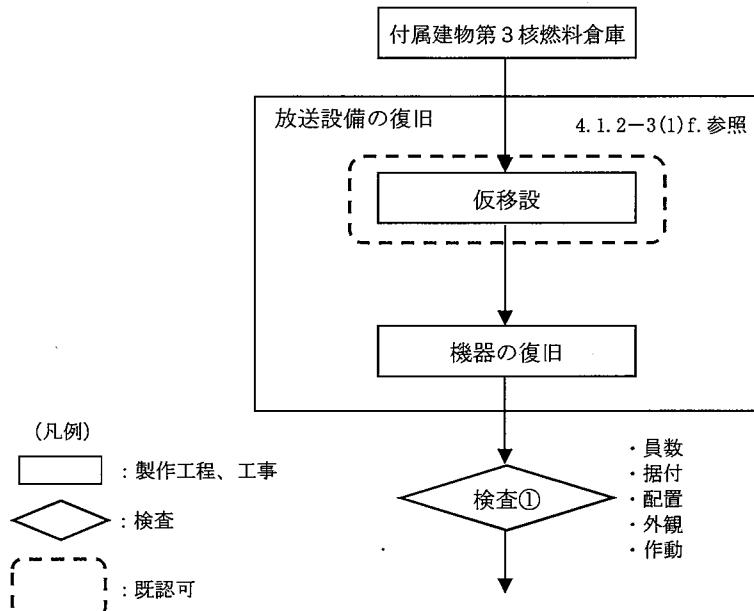
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設の手順フロー図



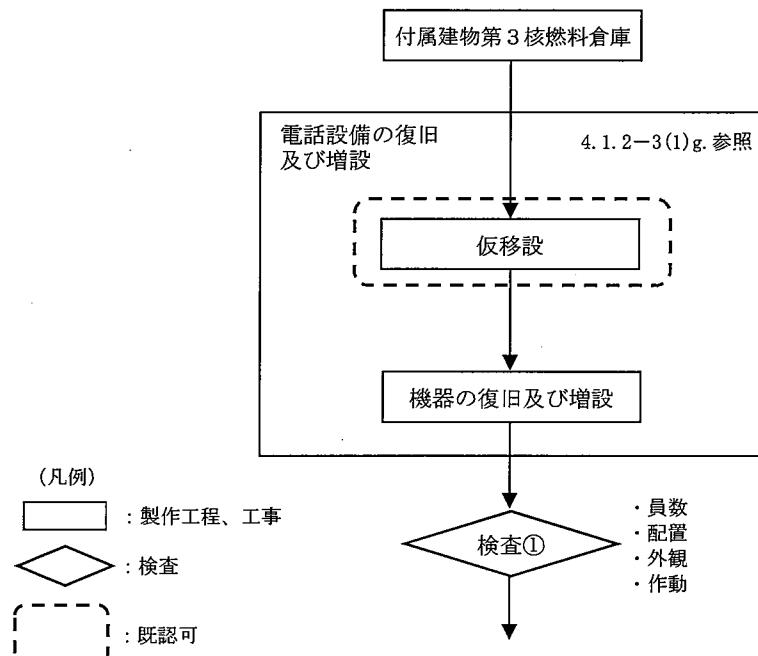
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-5 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



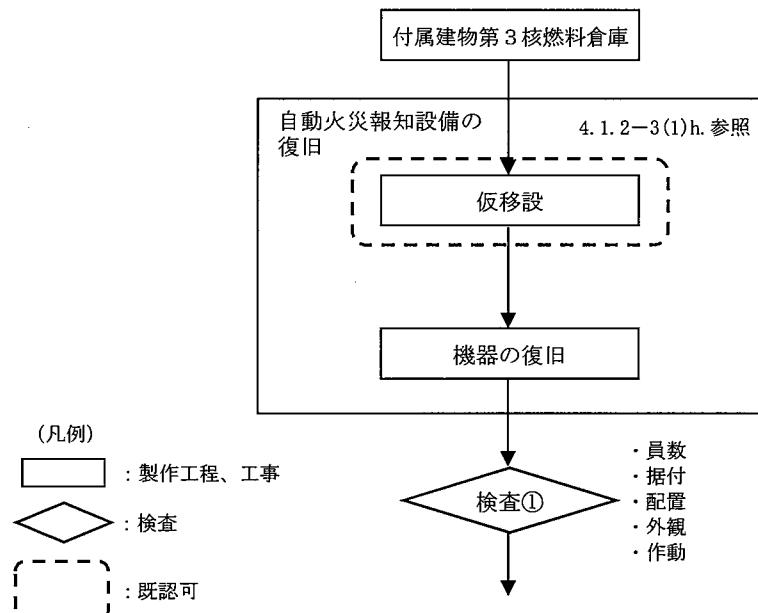
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



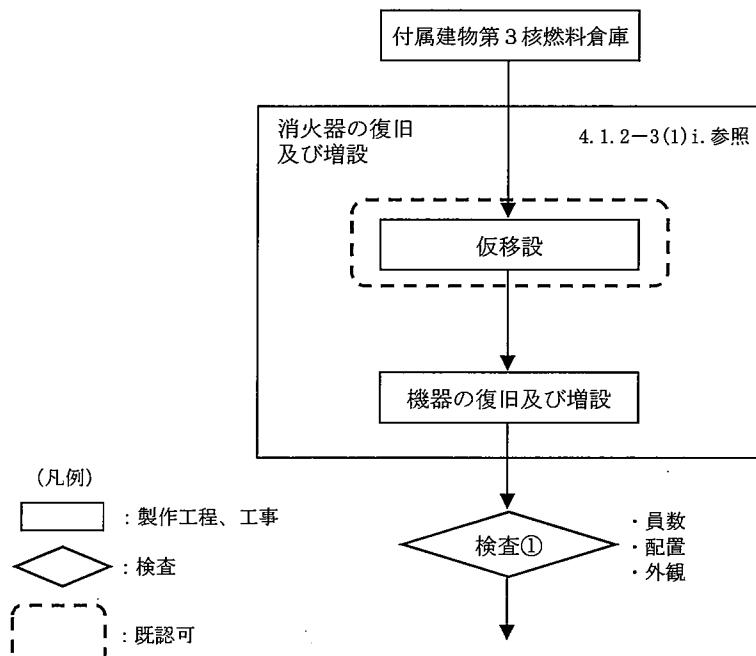
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))
の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



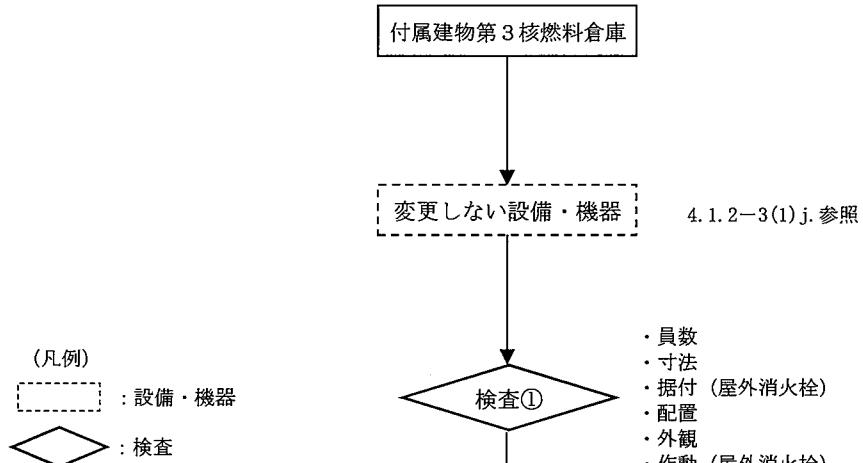
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
の仮移設及び復旧の手順フロー図



(図ヘ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 1-4-9 消火設備(消火器)の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



(図ヘ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 1-4-10 変更しない設備・機器
緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)、消火設備(屋外消火栓)の検査フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表1－1(2/3)に、検査の方法を表1－2－1(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 2-4 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

- a. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物劣化・天然ウラン倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ1-5-1参照)
配置を図リ非-1-3に示す。
- b. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：付属建物劣化・天然ウラン倉庫に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ1-5-2参照)
配置を図リ非-2-3に示す。
- c. 変更しない設備・機器の検査^{注1)}：変更しない設備・機器である緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)、非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)の検査を行う。
検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る。(図リ1-5-3参照)
配置を図リ非-1-3、2-3、3-3、図リ非-4-1~2、及び4-9に示す。

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
非常用設備のうち非常用通報設備(非常用ベル設備)の仮移設は既認可
非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局

所排気設備を仮設する。

- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

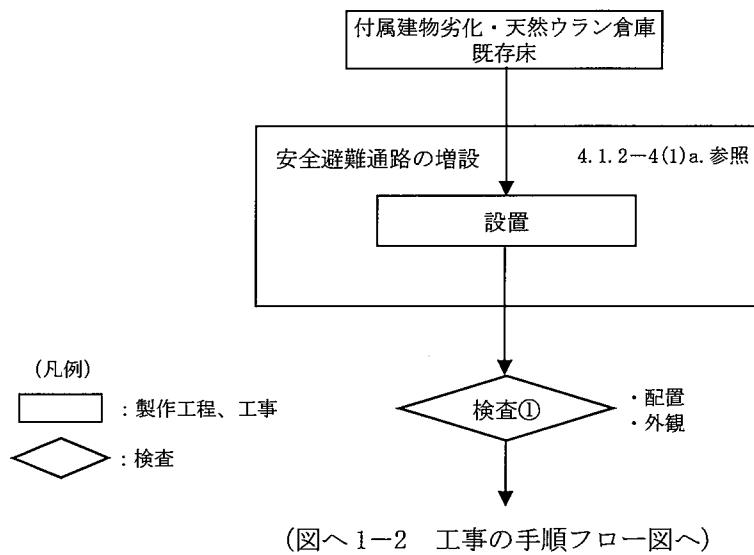
- ・管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

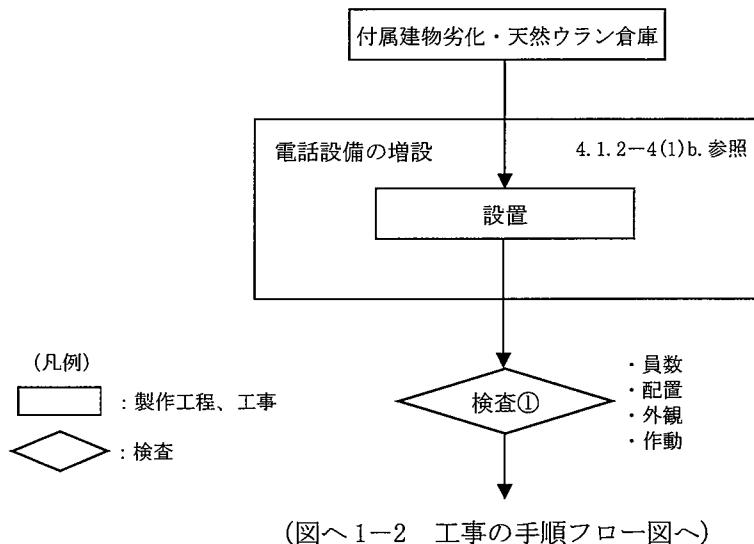
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

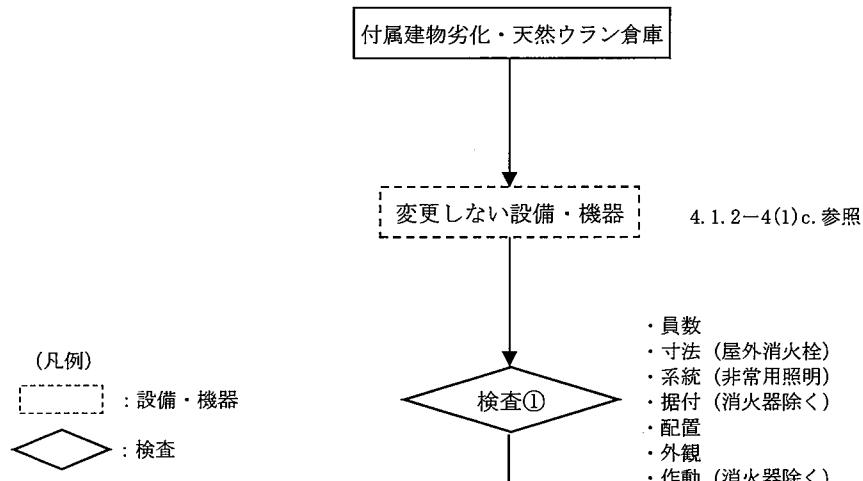
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 1-5-1 安全避難通路の増設の手順フロー図



図リ 1-5-2 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5-3 変更しない設備・機器

緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)、非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)の検査フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表1－1(2/3)に、検査の方法を表1－2－2(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 2-5 非常用通報設備及び自動火災報知設備（建物に付隨する設備を除く）

(1) 手順

今回申請する各建物に付隨しない非常用通報設備^(注1) 及び自動火災報知設備^(注2) は改造工事を伴わない。

以下に示す手順(図リ1-6-1)により検査を行い適合の確認を実施する。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備・機器である非常用通報設備（非常ベル設備（警報盤）、放送設備、通信連絡設備（電話設備、無線通信設備、ファクシミリ装置）及び自動火災報知設備（火感知設備及びそれに連動する警報設備）の検査を行う。

配置を図リ非-6 に示す。

注)：申請対象設備

注1) 非常用通報設備：表リ-5及び表リ-6参照。

注2) 自動火災報知設備：表リ-7参照。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

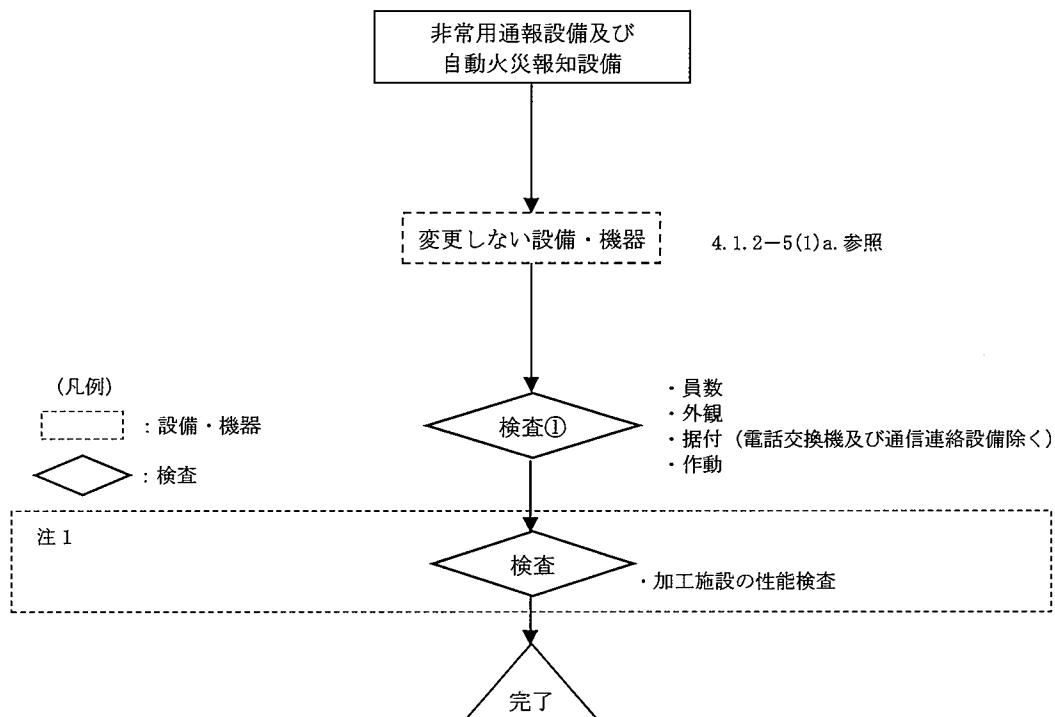
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図リ1-6-1 変更しない設備・機器
 非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備、通信連絡設備)及び
 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
 の検査フロー図

注1：加工施設の性能検査については、I-2検査の項目及び方法の3.項に示す。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表1－1(3/3)に、検査の方法を表1－5に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2. 1. 無停電電源装置

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図2-1に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第1904115号、原規規発第2003279号)に示している。

非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火等)

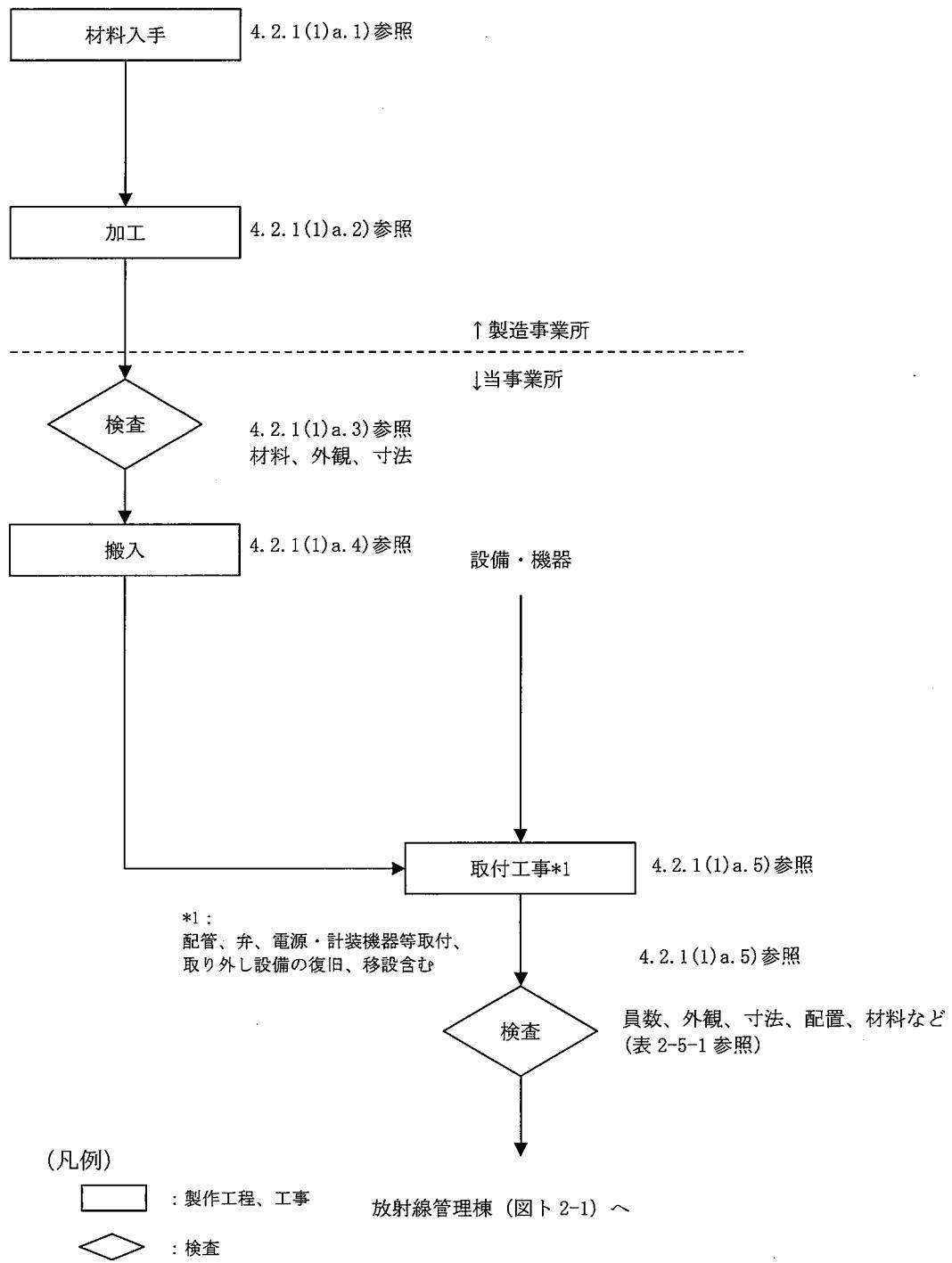
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 2-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 2. 壇漏水検知警報設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図リ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1908096 号、原規規発第 1904115 号、原規規発第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、原規規発第 2102254 号)に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第 1 種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象機器には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ 2-3 参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及び I - 2 の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大

が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。

- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

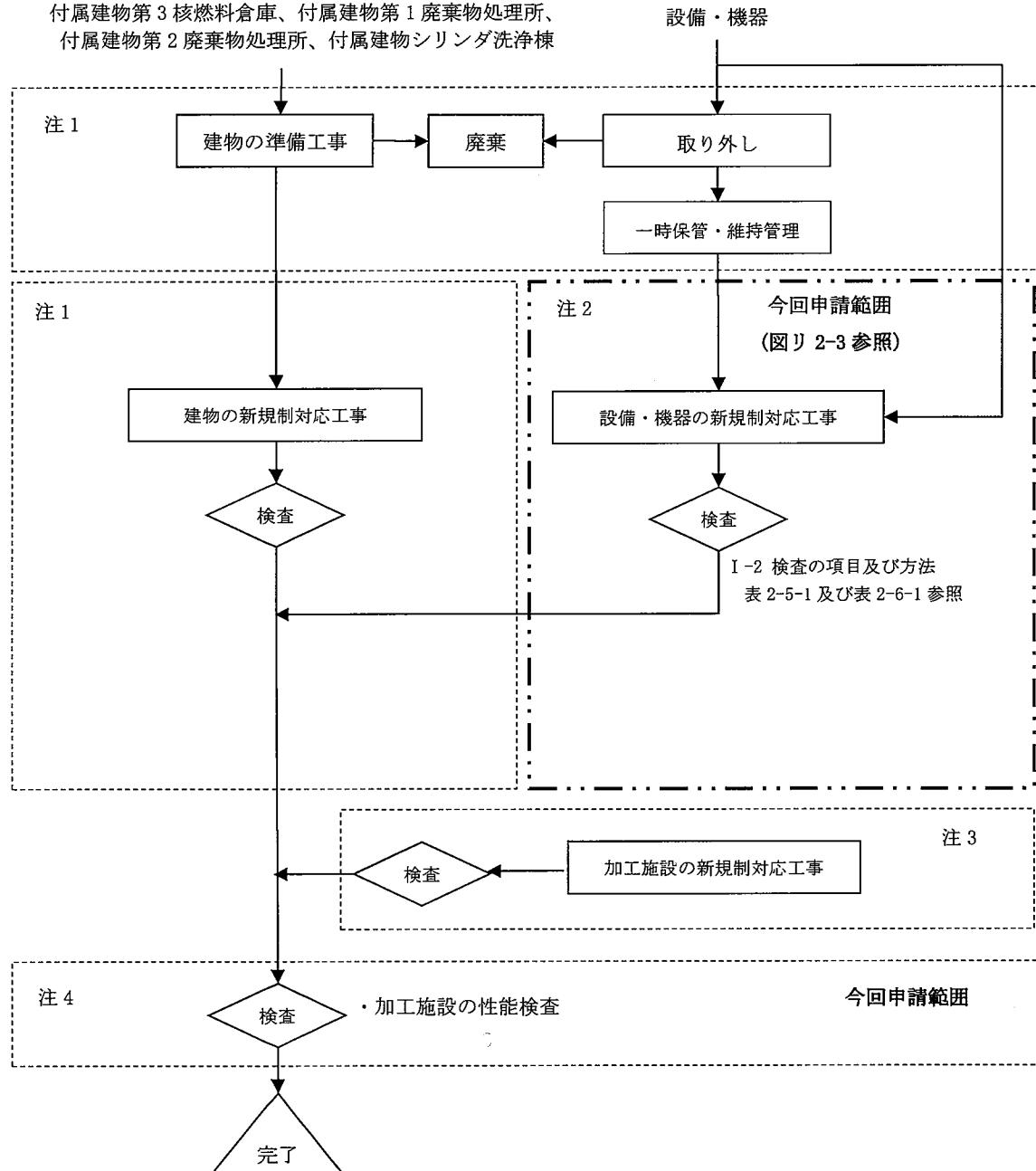
c. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

工場棟転換工場、工場棟成型工場、
加工棟成型工場、放射線管理棟、
付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、
付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、
付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シンクダ洗净棟



注1：先行設工認申請済み。

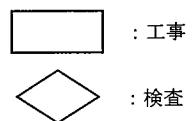
(凡例)

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

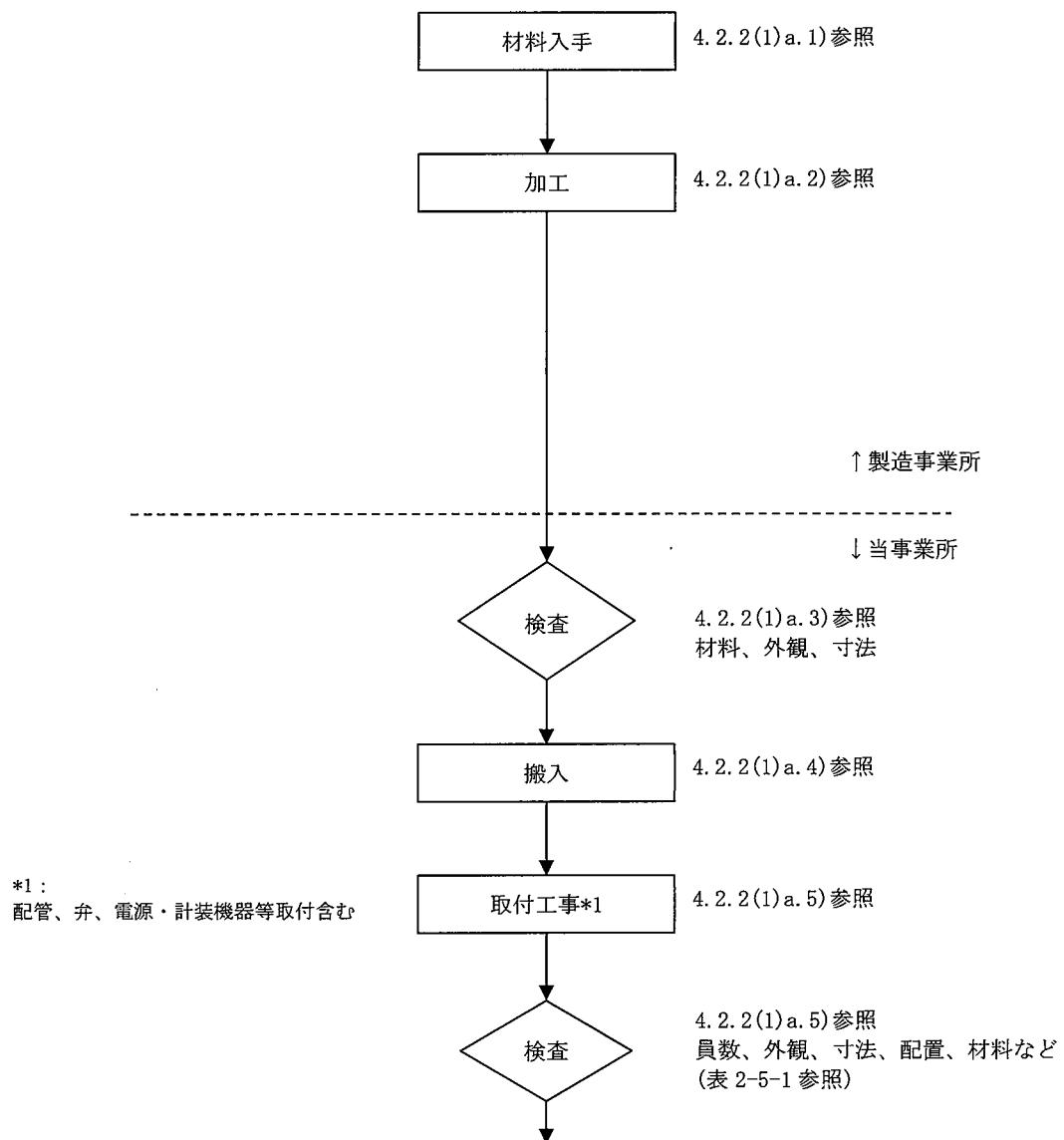
· 丁酉

注 3 : 工場転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している
条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請

注4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の3. 項に示す。



図リ2-2 建物工事と設備工事との関係図



(凡例)

関連建物 (図リ 2-2) へ

[] : 製作工程、工事

{ } : 検査

図リ 2-3 工事の手順フロー図 (新設する設備・機器)

(3)品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4)検査

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表2－5－1に、検査の方法を表2－6－1に示す。

4. 2. 3. 窒素供給設備、水素供給設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、屋外工事であるため、建物工事と設備・機器の工事の関係はない。

非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-4参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火等)

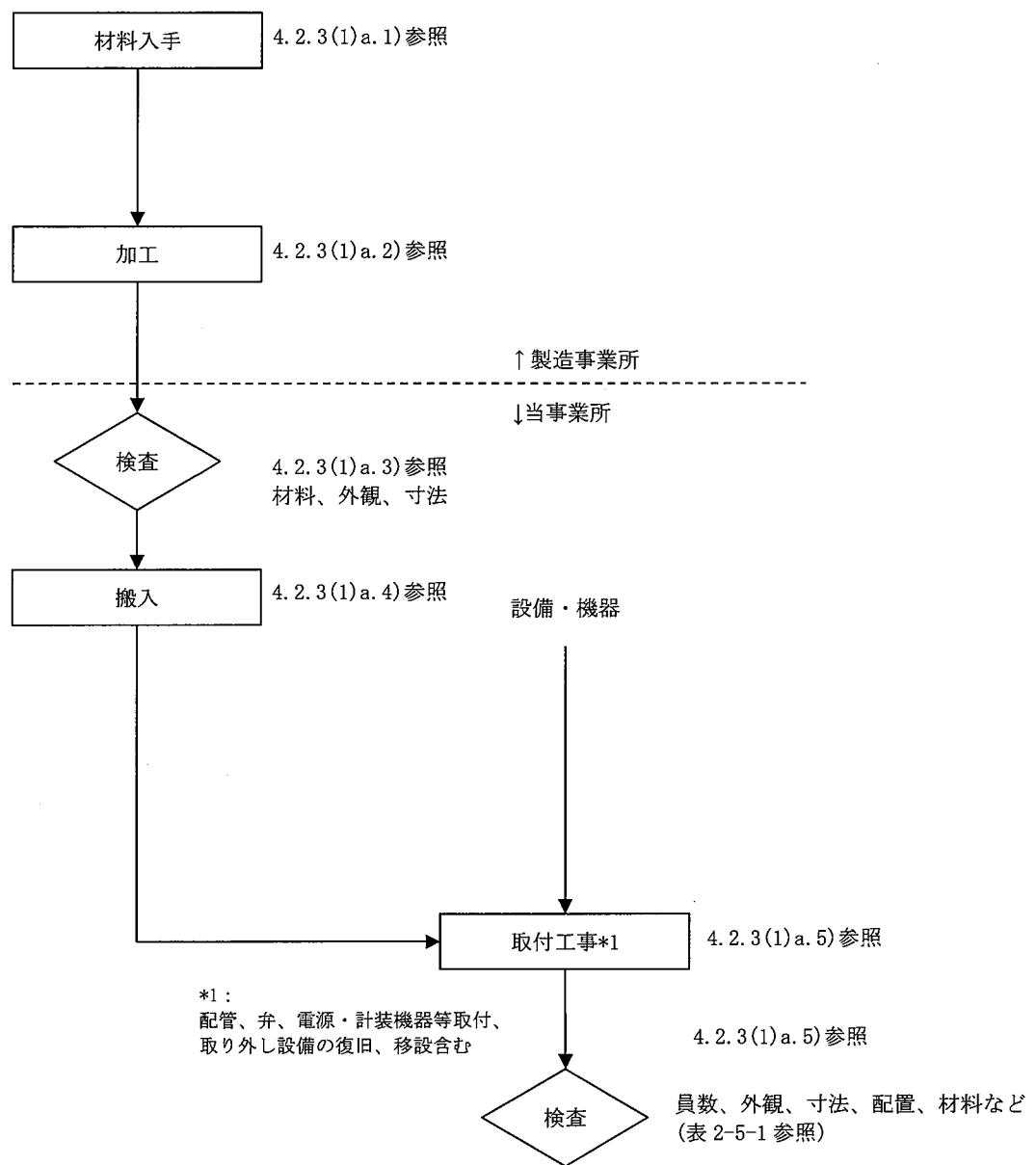
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

図リ 2-4 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 4. 溢水源供給停止設備（手動）、溢水源供給停止設備（自動）

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図ト 2-1、図リ 2-5 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1904115 号、原規規発第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、原規規発第 2102254 号)に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第 1 種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象機器には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-6参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及び I - 2 の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

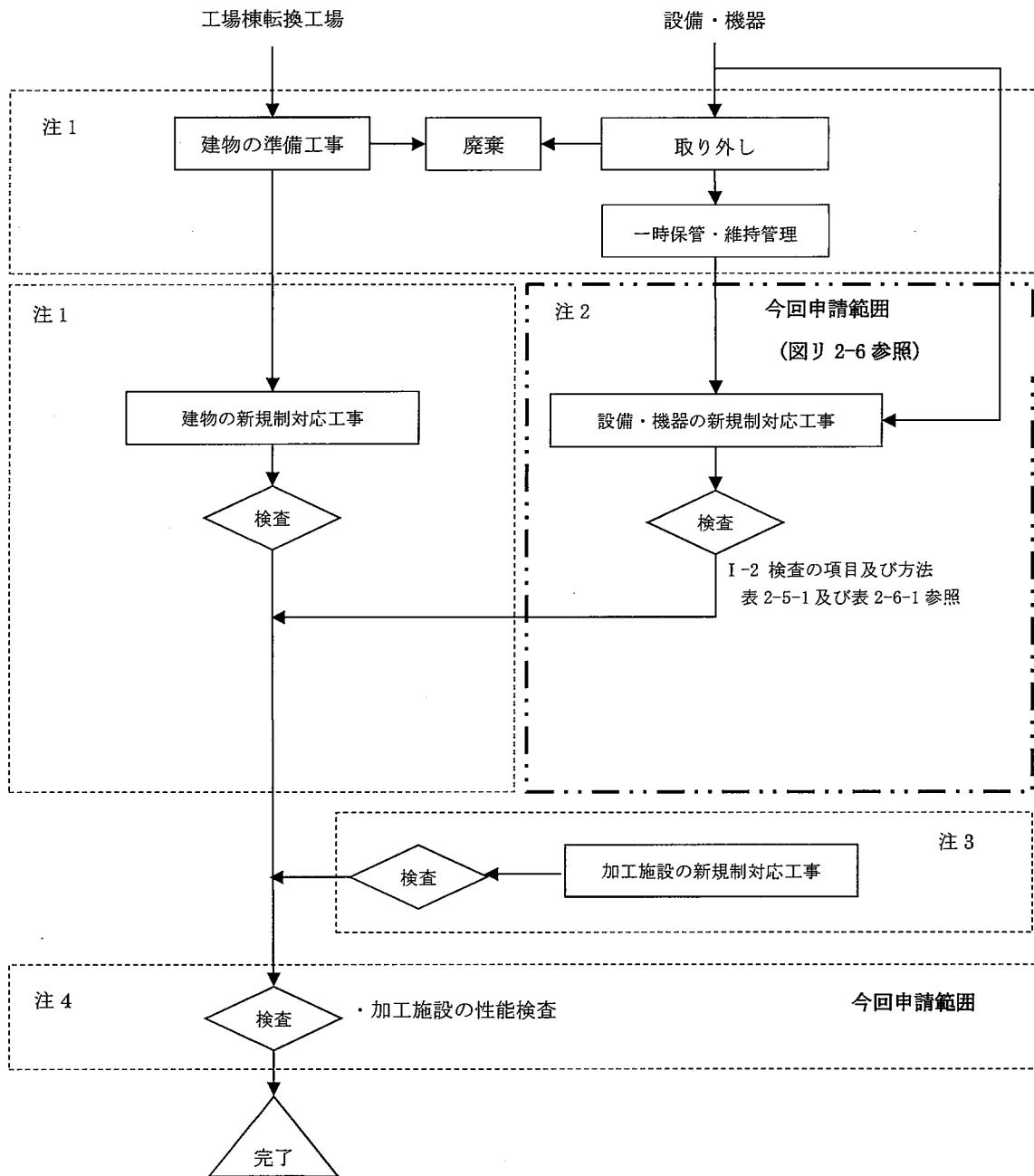
a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

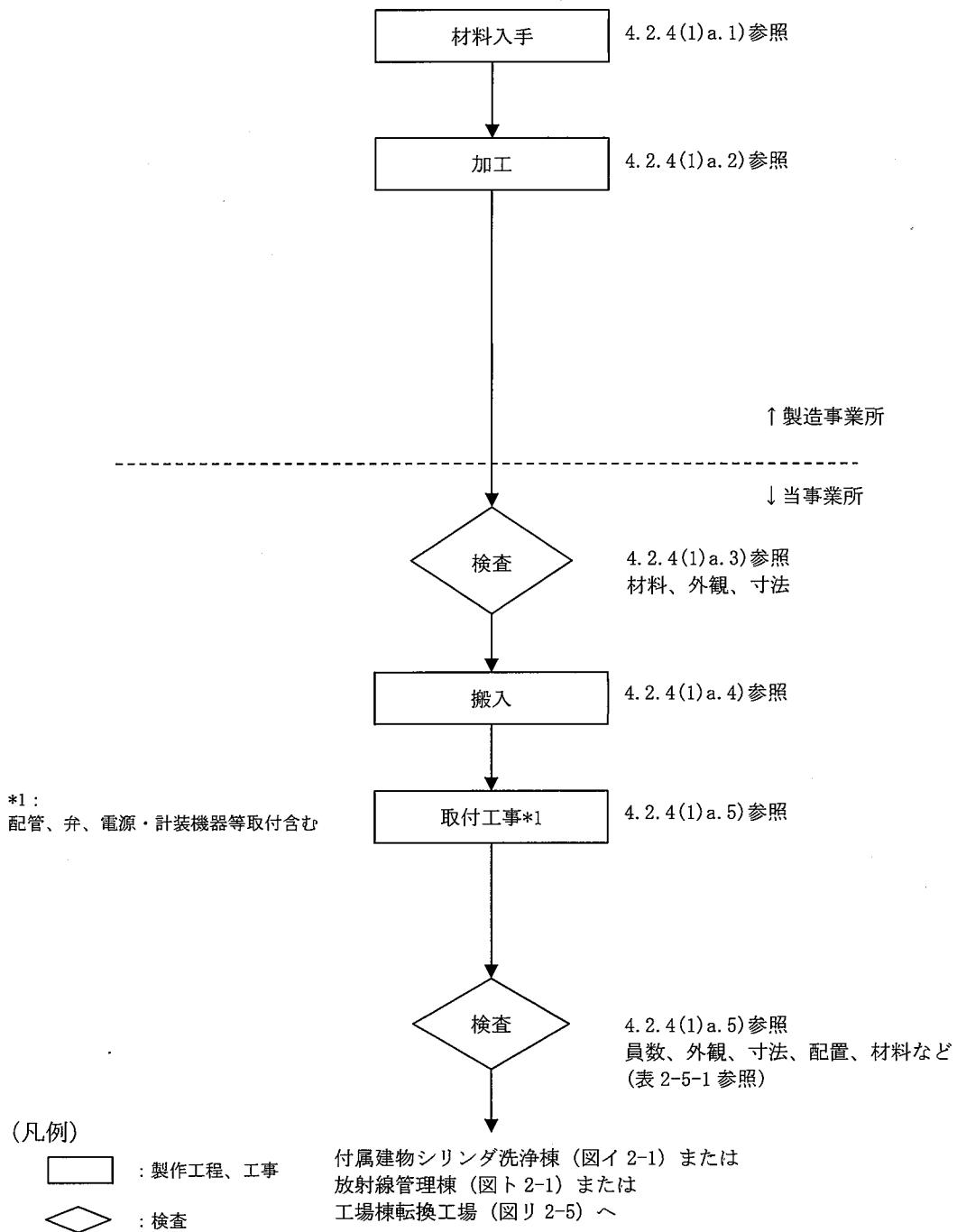
b. 安全管理（防火等）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- d. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ2-5 建物工事と設備工事との関係図（工場棟転換工場）



図リ 2-6 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 5. 保安秤量器、UF₆シリンドラ秤量器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図リ 2-7、図リ 2-8 参照）。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については 5 項参照。

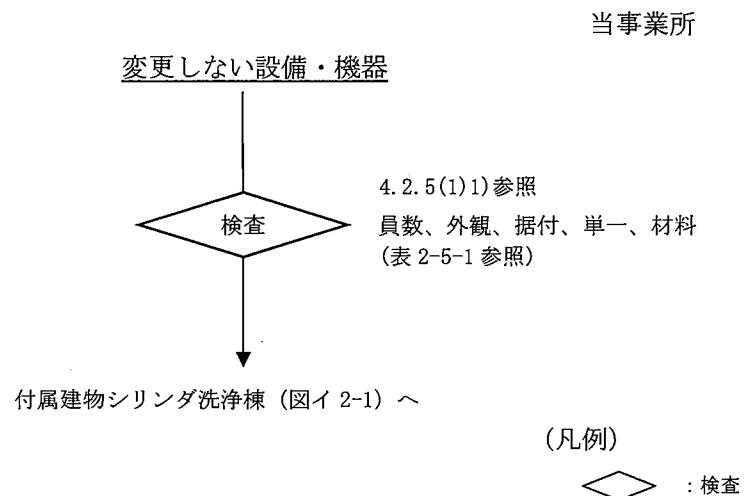
- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 品質保証計画

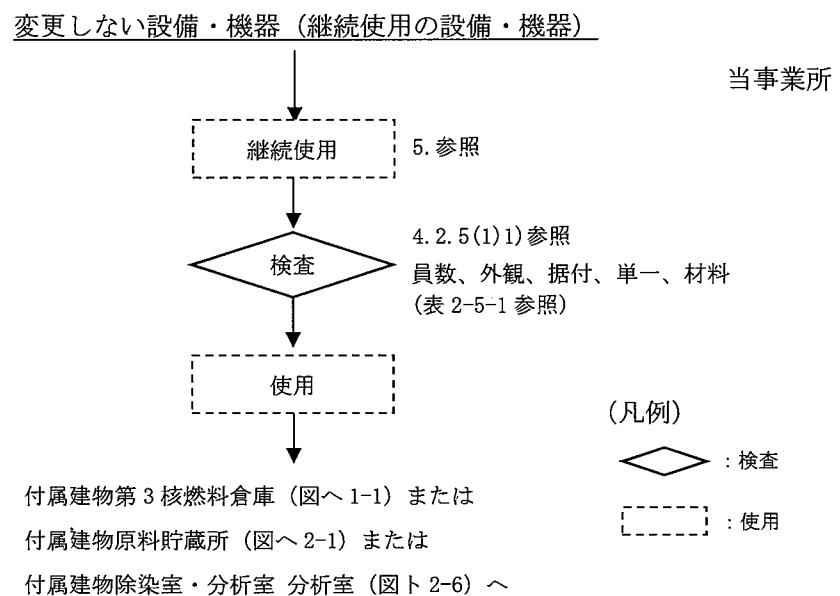
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-5-1 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。



図リ 2-7 工事の手順フロー図（変更しない設備・機器）



図リ 2-8 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

4. 2. 6. 非常用ディーゼル発電機

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図リ2-9に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第2008051号)に示している。

非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 非常用ディーゼル発電機の発電機室外の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-10参照)

- 1) アンカーボルト等の補強部材、機器、配管、弁等(本項では以下「部品」と記載)の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所へ提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について、製造事業所にて検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品及びケーブルの据え付けを行い、I-2の検査(系統切替を除く)を実施する。

b. 停止措置

- 1) 保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。
 - ・加工設備本体の運転停止
 - ・核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵)
 - ・計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底
- 2) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離す。
- 3) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離されていることをI-2の検査に従い確認する。

c. 系統切替(既設非常用ディーゼル発電機から新設非常用ディーゼル発電機への切替)の工事手順

- 1) 新設非常用ディーゼル発電機2基(1基は予備)に屋外ケーブル系統を接続する。
- 2) 新設非常用ディーゼル発電機2基(1基は予備)に負荷系統(副変電所)が接続されていることをI-2の検査に従い確認する。

d. 既設非常用ディーゼル発電機の撤去の工事手順

- 1) 動力室内の既設非常用ディーゼル発電機を固定しているボルト等を取り外し、既設非常用ディーゼル発電機を撤去する。なお、撤去した設備は廃棄処分する。既設非常用ディーゼル発電機を撤去した動力室(図リ配-1(3/3)参照)内のボイラー、暖冷房設備は加工施設外とし、一般設備とする。動力室は加工施設外とし、一般建物とする。
- 2) 既設非常用ディーゼル発電機が撤去されていることをI-2の検査に従い確認する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の

各種要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火等）

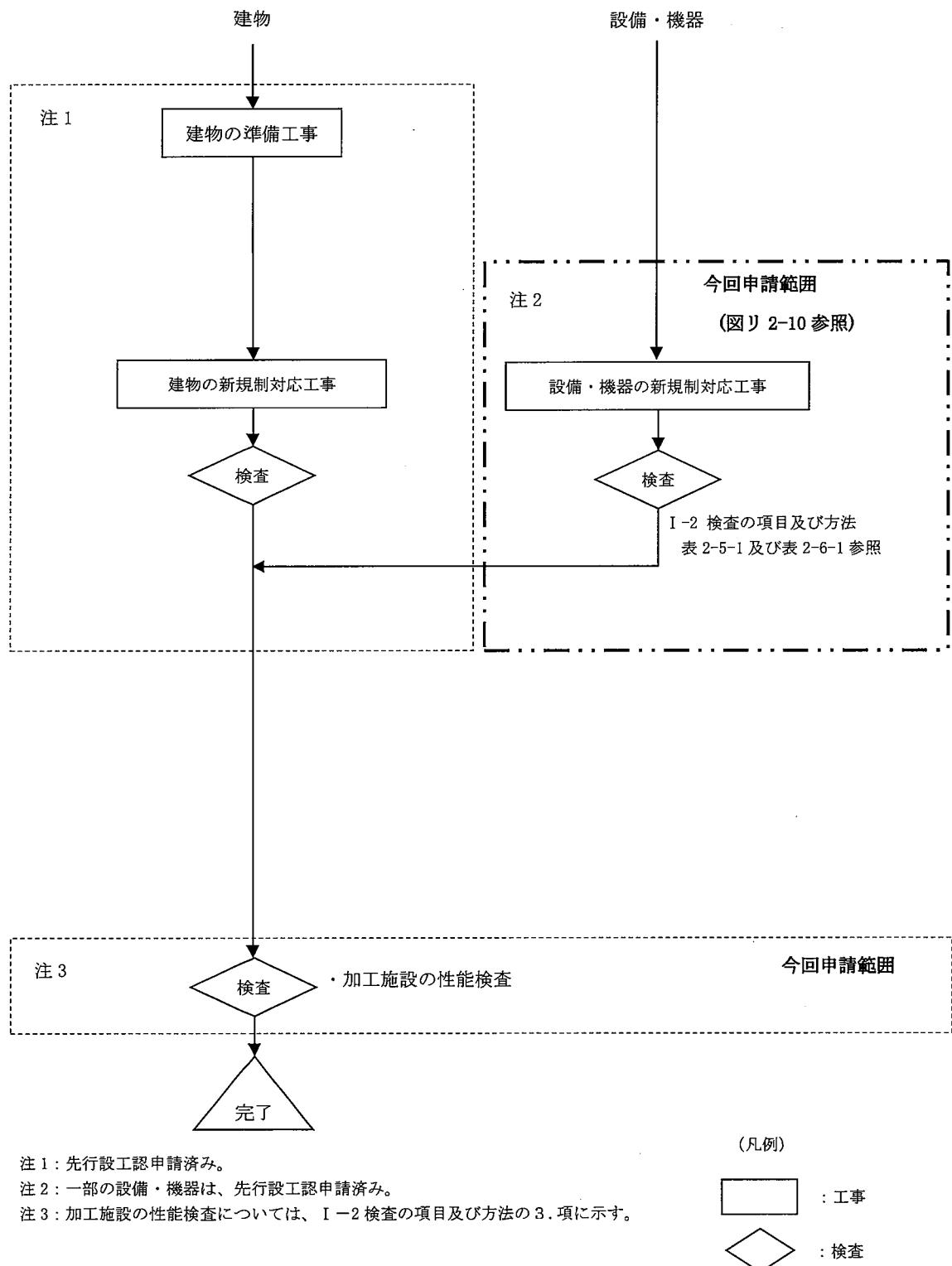
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

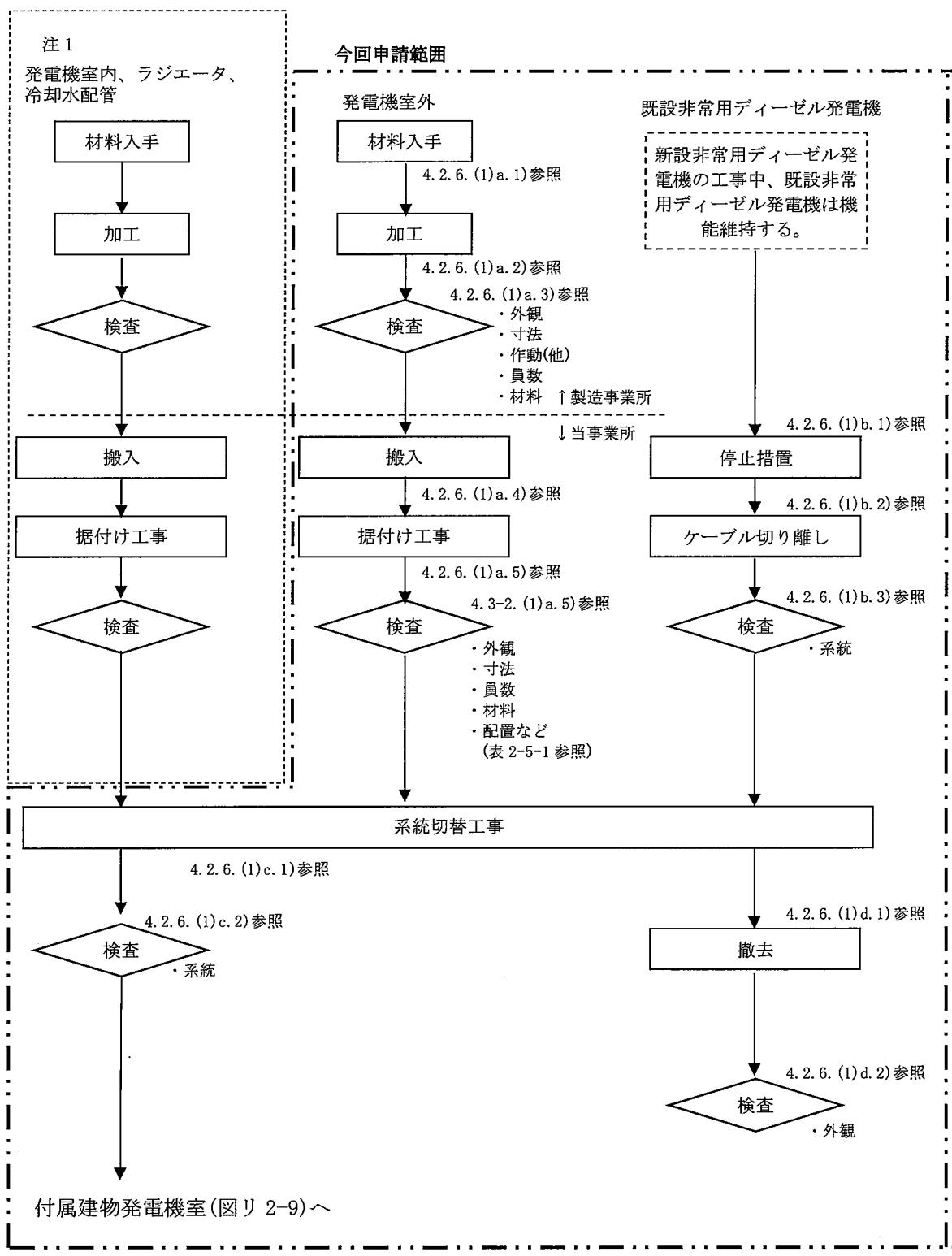
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ2-9 建物工事と設備工事との関係図（付属建物発電機室）



注 1：先行設工認申請済み。

(凡例)

[] : 製作工程、工事

{ } : 検査

図リ 2-10 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

空シリンダ置場は、空シリンダを保管しており、施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

改造する無停電電源装置は、経過措置期限後の新規制対応工事中においても、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間、放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備に給電する必要があることから、継続使用する。このため、無停電電源装置は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ 2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

経過措置期限後の新規制対応工事中においても、工業用水は管理区域で発生する廃棄物を廃棄するための設備に、水道水は各建物の手洗い水の用途に、それぞれ必要であることから使用する必要がある。このため、これら工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2 の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図リ 2-5 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

保安秤量器（シリンド 1）～（シリンド 3）、保安秤量器（ウラン管理 5）～（ウラン管理 7）、UF₆シリンド秤量器及び保安秤量器（分析 1）、（分析 2）は、加工施設の維持管理に不可欠な活動である IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。このため、保安秤量器（シリンド 1）～（シリンド 3）、保安秤量器（ウラン管理 5）～（ウラン管理 7）、UF₆シリンド秤量器及び保安秤量器（分析 1）、（分析 2）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ 2-9 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表リ建-1-1 付属施設空シリンダ置場 仕様表(1/3)

事業許可との対応		許可番号（日付） [886] 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） [886] 付属施設空シリンダ置場
設置場所		敷地内建物配置図（図ヘ建-1-1）参照	
機器名		付属施設空シリンダ置場	
変更内容		変更なし	
員数		1式	
一般仕様	型式	空シリンダ置場：土間コンクリート造	
	主要な構造材	表リ建-2-1に示す	
	寸法（単位：m）	<input type="text"/>	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	取扱う核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 空シリンダ置場は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>	

表リ建-1-1 付属施設空シリンダ置場 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 空シリンダ置場は、フェンス、及び門扉を有する。(図リ建-1 参照) ・ 管理区域の出入管理は施錠管理する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 空シリンダ置場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、空シリンダ置場は第2種管理区域に設定する。(図リ建-1 参照)</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建1] 空シリンダ置場の主要構造部は、不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表リ建-2-1に示す。
	溢水による損傷の防止 安全避難通路等	—
安全機能を有する施設		<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>

表リ建-1-1 付属施設空シリンダ置場 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.2-建2] 従業員が空シリンダに近接し外部被ばくすることを防止するために空シリンダ置場の周囲にフェンスを設置する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ヘ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-1 付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(1/3)

事業許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{894, 896} 非常用設備 消火設備 防火水槽
設置場所		消火設備防火水槽配置図（図リ非-4-5）参照
機器名		消火設備 防火水槽 ・防火水槽(1) ・防火水槽(2) ・防火水槽(3) ・防火水槽(4)
変更内容		1. 非常用設備の変更 1-1. 非常用設備の更新 ・防火水槽(3) 及び(4)の更新 工場棟組立工場屋外北側及び付属建物放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3) 及び(4)を更新する。
員数		1 式
一般仕様	型式	既設 防火水槽(1)、(2)：鉄筋コンクリート造 新設 防火水槽(3)、(4)：横置きボックスカルバート型鉄筋コンクリート造
	主要な構造材	表リ建-2-2 に示す
	寸法（単位：m）	防火水槽(1) : [] (内寸) 防火水槽(2) : [] (内寸) 防火水槽(3)、(4) : [] (内寸) 防火水槽(1)、(2)容量 : [] 防火水槽(3)、(4)容量 : []
	その他の構成機器	配管（消火栓ポンプから屋外消火栓） 配管：消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 呼び径：125A 及び 100A 消火栓ポンプ： 吐出量：800ℓ/min 全揚程：80m
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none">▫ 防火水槽(1)、(2)、(3)、(4)▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：ローム層 [5.1-建2] 防火水槽、配管（消火栓ポンプ含む）は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。

表リ建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 防火水槽{894, 896} <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-2、図リ非-4-5 参照 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部0.1)に耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(地下部0.1G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>[6.1-建 7]</p> <p>配管(消火栓ポンプ含む)は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m～32mの高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 6]</p> <p>(地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 3]</p> <p>(ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4]</p> <p>(船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 5]</p> <p>消防法施行令第二十条第一項に基づき、防火水槽を設置する。</p> <p>屋外消火栓は、防火水槽と消火水配管により接続される。</p> <p>防火水槽(2)～(4)は、火災時の消防などの消火用に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟(転換工場、成型工場、組立工場)、付属建物(容器管理棟)、放射線管理棟及び事務棟から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下(表リ非-4-5 参照) <p>[11.3-建 1]</p> <p>防火水槽の主要構造部は、不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表リ建-2-2 に示す。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表リ建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24. 1-建 1] 消火栓ポンプは非常用ディーゼル発電機(888)に接続する。(接続ケーブルは交流200V (変圧器無し) 一般動力用ケーブル)
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-建 9] 大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないように、更新する 2 基の防火水槽は、既存の防火水槽から離れた場所に設置する。(表リ非-4-5 参照)
添付図		図リ非-4-2 消火設備屋外消火栓配置図(2) 図リ非-4-5 消火設備防火水槽配置図 図リ非-4-5-1 消火設備防火水槽(1)(2)平面図、断面図 図リ非-4-5-2 消火設備防火水槽(3)(4)平面図、断面図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 ()内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

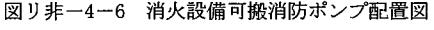
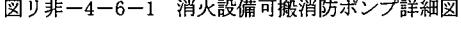
(例) [4. 1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建ー1ー3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ 仕様表(1/2)

事業許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） 設備・機器名称 [894,897] 非常用設備 消火設備 可搬式消防ポンプ
設置場所		屋外 消火設備可搬消防ポンプ配置図（図リ非ー4ー6）参照
機器名		消火設備 可搬消防ポンプ ・可搬消防ポンプ(1) ・可搬消防ポンプ(2)
変更内容		1. 非常用設備の変更 1-1. 非常用設備の改造 ・可搬消防ポンプ(1)の改造 工場棟転換工場の屋外東側の既存消火設備可搬消防ポンプ(1)をアンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する 1-2. 非常用設備の増設 ・可搬消防ポンプ(2)の増設 付属建物容器管理棟の屋外南側に消火設備可搬消防ポンプ(2)を増設し、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する
員数		1式
一般仕様	型式	改造 可搬消防ポンプ(1)：ポンプ級別：B-3級 吐出量：1.13m ³ /min (規格放水時) 0.78m ³ /min (高圧放水時) 吐出圧：0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時) 増設 可搬消防ポンプ(2)：ポンプ級別：B-3級 吐出量：1.13m ³ /min (規格放水時) 0.78m ³ /min (高圧放水時) 吐出圧：0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時)
	主要な構造材	表リ建ー2ー3に示す
	寸法（単位：mm）	可搬消防ポンプ(1) : [] (ポンプ寸法) 可搬消防ポンプ(2) : [] (ポンプ寸法)
	その他の構成機器	吸水管、消防用ホース、管鉗
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建1] (竜巻) F1 竜巻襲来時の転倒・飛散防止対策として、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。（図リ非ー4ー6ー1参照）
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.1-建5] 建物及びその周辺の火災を消火するため、可搬消防ポンプを設置する。 ・ 設置設備の配置 ▫ 配置；図リ非ー4ー6 参照
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機能を發揮する。 [14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。

表リ建ー1ー3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 8] 原料倉庫の周囲への散水により、加工施設周辺への気体状の UF₆ 等の拡散を防止できるように、可搬消防ポンプの放水高さは、原料倉庫の高さ 12.6m を上回る。</p> <p>[99-建 9] 大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないように、2 台の可搬消防ポンプは離れた場所に設置する。(図リ非ー4ー6 参照) F3 竜巻時に転倒・飛散しないように、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。(図リ非ー4ー6ー1 参照)</p> <p>[99-建 10] UF₆ 漏えい及び火災に対処するため、可搬消防ポンプを設置する。可搬消防ポンプの保管場所を図リ非ー4ー6 に示す。</p>
添付図		 

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

○非常用通報設備（所内）

表り建ー1ー4(1/5) 非常用設備仕様表

安全機能番号	設備*	変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員数	設置場所	添付図	各建物での設備 (申請次数)
{891}	非常用通報設備	変更なし	警報盤、配線	通信連絡設備等	4基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	表り建ー1ー4ー2 参照
{892}	非常用通報設備	放送設備	放送設備本体、マイク、配線	通信連絡設備等	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	表り建ー1ー4ー2 参照

[25.1 建ー1]事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、通信連絡設備、および多様性を確保した電話機を設置する。
 *1)外部電源喪失時の供給電源は表り建ー1ー4ー1 参照。

表り建-1-4 (2/5) 非常用設備 仕様表

○非常用通報設備 (所内)

安全機能番号	設備*1		変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員数	設置場所	添付図	各建物での設備 (申請次数)
{893} 非常用通報設備 (電話設備)	通信連絡設備 (電話設備)	有線式	変更なし	電話交換機、配線	通信連絡設備等	1式	事務本館	図リ非-6	表り建-1-4-2 参照
			変更なし	固定電話、配線	通信連絡設備等	1式	防災ルーム	図リ非-6	該当なし
		無線式	変更なし	固定電話、配線	通信連絡設備等	1式	警備所	図リ非-6	該当なし
			変更なし	携帯電話 (内線)	通信連絡設備等	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	該当なし
		通信連絡設備 (無線通信設備)	無線式	変更なし	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式	防災組織要員が持 所持	一 該当なし
			変更なし	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式	防災ルーム	図リ非-6	該当なし
			変更なし	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式	警備所	図リ非-6	該当なし
			変更なし	業務用無線設備	通信連絡設備等	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	該当なし
			変更なし	業務用無線設備	通信連絡設備等	1基	転換工場	図リ非-6	該当なし

[25.1 建-1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、通信連絡設備、および多様性を確保した電話機を設置する。
 *1)外部電源喪失時の供給電源は表り建-1-4-1 参照。

表リ建－1－4(3/5) 非常用設備 仕様表

○非常用通報設備 (所外)

安全機能番号	設備名称 *1	機器名称	変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員数	設置場所	添付図	各建物での設備 (申請次数)
{893}	非常用通報設備	通信連絡設備 (オフセンター専用) *2	変更なし	固定電話、 配線	通信連絡設備等	1式	防災ルーム	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (県災害時優先) *2	変更なし	固定電話、 配線	通信連絡設備等	1式	防災ルーム	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (アクシミリ装置)	変更なし	ファクシミリ 装置、配線	通信連絡設備等	1基	防災ルーム	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (消防署専用) *2	変更なし	固定電話、 配線	通信連絡設備等	2式	警備所	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (警察災害時優先)	変更なし	固定式通報 装置、配線	通信連絡設備等	1式	警備所	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (衛星電話) *3	変更なし	固定式衛星 電話、配線	通信連絡設備等	2式	事務本館	図リ非－6	該当なし
		通信連絡設備 (アクシミリ装置)	変更なし	ファクシミリ 装置、配線	通信連絡設備等	1基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非－6	該当なし

[25.2 建－1]加工施設外との通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に設置する。

*1) 外部電源喪失時の供給電源は表リ建－1－4－1 参照。

*2) 幅等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備

*3) 幅等による制限を受けてくい衛星電話

表リ建-1-4(4/5) 非常用設備 仕様表

○非常用通報設備 (所外)

安全機能番号	設備名称 *1	機器名称	変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員数	設置場所	添付図	各建物での設備 (申請次数)
{833}	非常用通報設備 *3	通信連絡設備 (衛星電話)	変更なし	携帯式衛星電話	通信連絡設備等	1基	防災ルーム	図リ非-6	該当なし
		通信連絡設備 (携帯電話 (災害時優先 電話)) *4	変更なし	携帯電話	通信連絡設備等	1式	防災組織要員が 所持	—	該当なし
		通信連絡設備 (携帯電話 (外線))	変更なし	携帯電話	通信連絡設備等	1式	防災組織要員が 所持	—	該当なし

[25.2 建-1]加工施設外との通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に設置する。

*1) 外部電源喪失時の供給電源は表リ建-1-4-1 参照。

*3) 較換等による制限を受けにくく衛星電話

*4) 較換等による制限を受けにくく携帯電話

○自動火災報知設備（受信機、中継盤）

表リ建－1－4(5/5) 非常用設備 仕様表

安全機能 番号	設備名称 ＊1	機器名称	変更内容	構成機器 (汎用品)	適合させるべき 技術基準	員 数	設置場所	添付図	各建物での設備 (申請次数)
{900}	自動火災 報知設備	火災感知設備	変更なし	受信機、 配線	火災等による 損傷の防止等	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非－6	表リ建－1－4－2 参照
{901}	自動火災 報知設備	警報設備	変更なし	中継盤、 配線	火災等による 損傷の防止等	8式	放射線管理棟 工場棟 成型工場 加工棟 成型工場 付属建物 容器管理棟 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 原料貯蔵所 付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 廃棄物管理棟	図リ非－6	表リ建－1－4－2 参照

[11.1 建－1]火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障のある場合において、警報設備として自動火災報知設備を設置する。
 *1)外部電源喪失時の供給電源は表リ建－1－4－1 参照。

表リ建ー1ー4ー1 非常用通報設備、自動火災報知設備の外部電源喪失時の供給電源

設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	バッテリ	その他
非常用通報設備	非常ベル設備 放送設備	警報盤 放送設備本体	○ ○	○ ○	— —
通信連絡設備(所内)	(有線式) (無線式)	電話交換機 固定電話 携帯電話	○ — —	— ○ ○	— — —
通信連絡設備(所外)	(有線式) (無線式)	業務用無線設備 オフサイトセンター 専用固定電話 ・県災害時優先固定電話 ・消防署事用固定電話 ・警察災害時優先固定式 通報装置 ファクシミリ装置	— — — —	— — — ○	— — — (所外からの回線接続(所外からの電源))
自動火災報知設備	火災感知設備 警報設備	受信機 中継盤	○ ○	○ ○	— —

[24.1 建-1]

全ての非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)、ファクシミリ装置(有線式)、固定式衛星電話(無線式))と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する(所外からの回線接続は所外から電源給電されるので除外)。

[24.2 建-1]

バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。

・非常用通報設備

・放送設備(放送設備本体、マイク)

・通信連絡設備(所内)(有線式:電話交換機、固定電話)

・通信連絡設備(所外)(有線式:ファクシミリ装置)

・通信連絡設備(所外)(無線式:固定式衛星電話)

・自動火災報知設備

・火災感知設備(受信機)

・警報設備(中継盤)

以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。

・非常ベル設備(警報盤)

・放送設備(放送設備本体、マイク)

尚、通信連絡設備(所内)(無線式:携帯電話、業務用無線設備)及び通信連絡設備(所外)(無線式:携帯電話、携帯式衛星電話)は、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。

表リ建-1-4-2 非常用通報設備、自動火災報知設備の申請次数と建物名

申請次数	仕様表番号	建物名	申請対象(○)					
			非常ベル 設備	放送設備	通信連絡 設備(所内)	通信連絡 設備(所外)	火災感知 設備	自動火災報知設備
1	表ト-1	付属建物 廃棄物管理棟	-	○	○	-	○	○
2	表ハ建-1	加工棟 成型工場	○	○	○	-	○	○
4	表イ建-1	工場棟 転換工場	○	○	○	-	○	○
	表ヘ建-1	工場棟 成型工場	○	○	○	-	○	○
	表ホ建-1-1	工場棟 組立工場	○	○	○	-	○	○
	表ヘ建-1-1	付属建物 第2核燃料倉庫	○	○	○	-	○	○
	表ヘ建-1-2	付属建物 容器管理棟	○	○	○	-	○	○
	表ト建-1-1	放射線管理棟	-	○	○	-	○	○
	表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	-	○	-	-	○	-
	表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	○	○	○	-	○	○
5	表リ建-1-1	付属建物 発電機室	-	○	○	-	○	○
6	表イ建-1-1	付属建物 シリンダ洗浄棟	○	○	○	-	○	○
	表ヘ建-1-1	付属建物 原料貯藏所	○	○	○	-	○	○
	表ト建-1-1	付属建物 第1廃棄物処理所	-	○	○	-	○	○
	表ト建-1-2	付属建物 第1廃棄物処理所前室	-	○	-	-	○	-
	表ト建-1-3	付属建物 第2廃棄物処理所	○	○	○	-	○	○
	表ト建-1-4	付属建物 第3廃棄物倉庫	-	○	○	-	○	○
7	表ヘ建-1-1	付属建物 第3核燃料倉庫	○	○	○	-	○	○
	表ヘ建-1-2	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	○	○	○	-	○	-
	追表ト建-3-2	放射線管理棟	-	-	-	○	-	-

表リ建-2-1 付属施設空シリンダ置場 主要な構造材の仕様表

建物の種類	(1)付属施設空シリンダ置場 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 $50\text{kN}/\text{m}^2$ 以上、短期許容応力度 $100\text{kN}/\text{m}^2$ 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)付属施設空シリンダ置場 ①コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート
基本仕様	(1)付属施設空シリンダ置場 ①設置箇所：組立工場屋外北側 ②寸法 □m (東西) □m (南北) □m (門扉部)

(参考)

付属施設空シリンダ置場：図リ建-1

表リ建-2-2 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4) 主要な構造材の仕様表(1/2)

構築物の種類	<p>(1) 消火設備防火水槽 ①防火水槽(1)及び(2) 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 $50\text{kN}/\text{m}^2$以上、短期許容応力度 $100\text{kN}/\text{m}^2$以上のローム層 ②防火水槽(3)及び(4) 構造：横置きボックスカルバート型鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 $50\text{kN}/\text{m}^2$以上、短期許容応力度 $100\text{kN}/\text{m}^2$以上のローム層</p>
主要な構造材	<p>(1) 消火設備防火水槽 ①防火水槽(1)及び(2) • 鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 • コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート 設計基準強度 $18.0\text{N}/\text{mm}^2$ ②防火水槽(3)及び(4) • 鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 • コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート 設計基準強度 $40.0\text{N}/\text{mm}^2$</p>

(参考)

消火設備防火水槽配置図：図リ非-4-5

消火設備防火水槽(1)(2)平面図、断面図：図リ非-4-5-1

消火設備防火水槽(3)(4)平面図、断面図：図リ非-4-5-2

表リ建ー2ー2 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4) 主要な構造材の仕様表(2/2)

その他の加工施設 非常用設備消火設備防火水槽に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
a. 防火水槽(3)～(4)の更新 ^(注1)	<p>防火水槽(3)</p> <p>①設置箇所：工場棟組立工場屋外北側 ②容量：20m³級 ③鉄筋コンクリート 天井厚：□ mm 壁厚：□ mm 底版：□ mm 鉄筋：D13、D16 □ D19 □</p> <p>防火水槽(4)</p> <p>①設置箇所：放射線管理棟屋外東側 ②容量：20m³級 ③鉄筋コンクリート 天井厚：□ mm 壁厚：□ mm 床厚：□ mm 鉄筋：D13、D16 □ D19 □</p>	a. 防火水槽(3)～(4) の更新 図リ非-4-5、 図リ非-4-5-2
b. 変更しない設備 (消火設備防火水槽(1)及び(2)) の検査 ^(注1)	<p>防火水槽(1)</p> <p>①設置箇所：工場棟転換工場屋外東側 ②容量：100m³級 ③鉄筋コンクリート 天井厚：□ mm 壁厚：□ mm 底版：□ mm 鉄筋：D13 □ D19 □</p> <p>防火水槽(2)</p> <p>①設置箇所：工場棟転換工場屋外東側 ②容量：100m³級 ③鉄筋コンクリート 天井厚：□ mm 壁厚：□ mm 底版：□ mm 鉄筋：D13、D16 □ D19 □</p>	b. 変更しない非常用 設備(防火水槽(1) ～(2))の検査 図リ非-4-5、 図リ非-4-5-1

注 1) リ 他の加工施設 4. 工事の方法 4.1.2-1(1)a. 及び b. 参照

表リ建-2-3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2) 主要な構造材の仕様表

その他の加工施設 非常用設備消火設備可搬消防ポンプに関する基本仕様

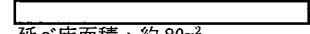
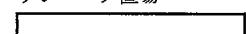
基 本 仕 様	(1)非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2) ①消防ポンプ ポンプ級別：B-3級 吐出量：1.13m ³ /min (規格放水時) 0.78m ³ /min (高圧放水時) 吐出圧：0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時) ②消防ポンプ固縛治具 ・ベルトラッシング：JIS B 8850に定めるベルトラッシング 幅寸法： <input type="text"/> mm ・アンカーボルト： <input type="text"/> 

(参考)

消火設備可搬消防ポンプ配置図：図リ非-4-6

消火設備可搬消防ポンプ固縛概要図：図リ非-4-6-1

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (1/9)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	<p>{878} 付属建物発電機室</p> <p>{890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備</p> <p>{890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備</p> <p>{894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓</p> <p>{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器</p> <p>{899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>{899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備</p> <p>{902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯</p> <p>{902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯</p> <p>{902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
	設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1) 参照
	機器名	<p>付属建物発電機室</p> <p>非常用通報設備 放送設備</p> <p>非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)</p> <p>消火設備 屋外消火栓</p> <p>消火設備 消火器</p> <p>自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>自動火災報知設備 警報設備</p> <p>緊急対策設備(1) 非常用照明</p> <p>緊急対策設備(1) 誘導灯</p> <p>緊急対策設備(1) 安全避難通路</p>
変更内容		<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属建物発電機室新設 非常用ディーゼル発電機を設置するための発電機室を新設する。 <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1) 非常用照明の増設 付属建物発電機室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る。 ・緊急対策設備(1) 誘導灯の増設 付属建物発電機室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る。 ・緊急対策設備(1) 安全避難通路の増設 付属建物発電機室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。 ・非常用通報設備(放送設備)の増設 付属建物発電機室に放送設備の増設により、事故発生時における付属建物発電機室内への放送連絡を図る。 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 付属建物発電機室に通信連絡設備(電話設備)の増設により、事故発生時における付属建物発電機室外への通信連絡を図る。 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設 付属建物発電機室に火災感知設備及びそれに連動する警報設備の増設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。 ・消防設備(屋外消火栓)の増設 付属建物発電機室屋外に屋外消火栓の増設により、初期消火における設備の確保を図る。 ・消防設備(消火器)の増設 付属建物発電機室出入口近傍に消火器の増設により、初期消火における設備の確保を図る。
員数		1式
一般仕様	型式	<p>付属建物発電機室 : 鉄筋コンクリート造、平屋建て</p> <p>壁、屋根、床スラブ : 鉄筋コンクリート造</p> <p>基礎 : 直接基礎</p> <p>地盤 : 改良コラム</p> <p>ラジエータ置場 : 鉄筋コンクリート造(構造スラブ)</p>
	主要な構造材	表リ建-2-1 に示す
	寸法(単位:m)	<p>付属建物発電機室</p>  <p>延べ床面積: 約 80m²</p> <p>ラジエータ置場</p>  <p>延べ床面積: 約 11m² × 2</p>
	その他の構成機器	—

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (2/9)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 付属建物発電機室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎: 直接基礎 <ul style="list-style-type: none"> 改良コラム材料: [] 改良コラム径: [] 改良コラム深さ: 地盤改良下端面: GL-7.5m(参考値)^(注) 改良コラム配置: 図リ建-12 参照 改良コラム構造・寸法: 表リ建-2-1 ▫ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する N 値 30 以上の砂礫層に達する改良コラムで支持 ▫ 支持地盤: N 値 30 以上の砂礫層 ▪ ラジエータ置場 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎: 付属建物発電機室から連続した地中梁による構造(図リ建-12、13 参照) ▫ 構造: 鉄筋コンクリート造構造スラブ ▫ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤: N 値 30 以上の砂礫層 <p>[5.1-建2]</p> <p>付属建物発電機室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>付属建物発電機室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、付属建物発電機室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <p>耐震重要度分類第2類である付属建物発電機室は、耐震重要度分類第3類の設備の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 付属建物発電機室 ▫ ラジエータ置場 ▪ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) {894, 895} ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>付属建物発電機室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、発電機室の耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、発電機室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の発電機室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とするため、付属建物発電機室は耐震重要度分類第2類とする。</p>	

(注)

柱状図を採取した近傍の試掘結果により、掘削攪拌抵抗値(仕事量)が N 値 30 以上の砂礫層の地盤であることを確認し、この値を基準とし改良コラム設置部の掘削を行う。

掘削場所により N 値 30 相当の掘削攪拌抵抗値(仕事量)となる深さが変動するため、参考値とする。

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (3/9)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6. 1-建 4]</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料: 表リ建-2-1、図リ建-4、6、7、12~16 参照 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割り増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6. 1-建 5]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> 位置: 図リ建-9 参照 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> 位置: 図リ建-11 参照 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> 位置: 図リ建-10 参照 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> 位置: 図リ建-8 参照 <p>津波による損傷の防止</p> <p>[7. 1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料: 表リ建-2-1 図リ建-4、6、7、12~16 参照 F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、付属建物発電機室の保有水平耐力が上回る構造とする。 付属建物発電機室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消防に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温条件 <p>茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温 -12.7°C</p> 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> 不凍式の屋外消火栓 設置状況 <p>当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</p>
---------------------------	---

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (4/9)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8. 1-建 4] (降水) 降水時に付属建物発電機室内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水量(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図リ建-5、6参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、付属建物発電機室全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8. 1-建 6] (落雷) 付属建物発電機室の高さは図リ建-6に示すように最大で約6.45mであり、建築基準法第三十三条规定ある高さ20m以上に該当しないが、危険物の規制に関する政令第十九条第2項三号に定める一般取扱所に該当する。但し、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設ではないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8. 1-建 7] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 8] (火山の影響) 表リ建-2-1に示す付属建物発電機室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物の除去は、屋外の梯子を使用し、屋上に登り行う。(図リ建-4、6参照)</p> <p>[8. 1-建 9] (生物学的事象) 給気フード、及び排気フードの開口部にフィルタ(防虫網付)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 防虫網: 図リ建-7参照 <p>[8. 1-建 10] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p>
---------------------------	---

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請:表リ建-1-1) (5/9)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.2-建1] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付属建物発電機室の火災・爆発の影響評価対の危険物の位置:図リ建-3(1/2)参照 ・ 付属建物発電機室の火災・爆発に対する影響評価を実施する箇所及び危険物からの距離:図リ建-3(2/2)参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所と付属建物発電機室の離隔距離は、危険距離及び危険限界距離を上回っており火災・爆発の影響を受けないが、高圧ガス貯蔵所の周囲を障壁{914} (鉄筋コンクリート製)で囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建2] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 出入口は施錠管理する。 ・ 付属建物発電機室の建物は、表リ建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図リ建-4、6 参照)等の堅牢な障壁を有する。 <p>付属建物発電機室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p>
	閉じ込めの機能	一
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条の設置基準を準用して自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 煙感知器: 2 個 ▫ 警報設備(ベル): 2 個 ・ 設置設備の配置:図リ建-10 参照 <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条を準用して手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型): 2 個 ・ 設置設備の配置:図リ建-10 参照 <p>[11.1-建3] 所轄消防の指導により付属建物発電機室は危険物の一般取扱所であることから、危険物の規制に関する政令第二十条第1項ニに基づき、消火器{894, 898}を設置する。屋外に設置する消火器の最低使用温度は-30℃以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第四種消火設備: 粉末消火器 50 型 1 本 ▫ 第五種消火設備: 粉末消火器 10 型 2 本 ・ 設置設備の配置:図リ建-11 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第四種消火設備: 危険物の規制に関する規則第三十二条の十に基づき、消火器に至る歩行距離を 30m 以下とする。 ▫ 第五種消火設備: 危険物の規制に関する規則第三十二条の十一に基づき、消火器に至る歩行距離を 20m 以下とする。

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (6/9)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建 4] 消防法施行令第十九条に基づく屋外消火栓の設置は必要とされていないが、付属建物発電機室及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋外消火栓：不凍式 1 基(図リ建-11 参照) ▫ 消火栓に設置するホース：20m ホース 2 本 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下 (図リ建-11 参照) <p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物の付属建物発電機室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表リ建-2-1 に示す。 <p>[11.3-建 2] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図リ建-2 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 3] 付属建物発電機室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図リ建-4、6、7 及び表リ建-2-1 参照 <p>[11.3-建 4] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、及び防火ダンパを設置する。防火ダンパは、火災時に温度ヒューズが溶断することにより自動閉止し延焼を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置、材料 図リ建-4、6、7、16 及び表リ建-2-1 参照 <p>[11.3-建 5] 電力用、計測用、制御用ケーブルが貫通する火災区域境界の壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建 6] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
-------------------	--

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (7/9)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	—																							
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-8 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に作業者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明、及び誘導灯)を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用照明 : 2台 ▫ 誘導灯 : 避難口誘導灯を2個 ・ 位置 : 図リ建-8 参照 ・ 誘導灯の構造 : 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。 																							
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>																							
	材料及び構造	—																							
	搬送設備	—																							
	核燃料物質の貯蔵施設	—																							
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 消防法に基づく自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の設置は必要とされていないが、火災を早期に感知し報知するため、付属建物発電機室に自動火災報知設備を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>																							
	放射線管理施設	—																							
	廃棄施設	—																							
	核燃料物質等による汚染の防止	—																							
	遮蔽	—																							
	換気設備	—																							
	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用通報設備</td> <td>放送設備^{*1}</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 (電話設備) 有線式^{*2}</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備^{*3}</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)^{*4}</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1: 放送設備本体を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p>		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*2}	○	—	○	自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*3}	○	—	○	警報設備(ベル) ^{*4}	○	—
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																				
非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○																					
	通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*2}	○	—	○																					
自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*3}	○	—	○																					
	警報設備(ベル) ^{*4}	○	—	○																					

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (8/9)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	<p>[24. 1-建 2] 付属建物発電機室の全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第2変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。<u>(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">非常用設備電源接続系統一覧表</th> </tr> <tr> <th></th><th>設備</th><th>非常用ディーゼル発電機</th><th>無停電電源装置</th><th>内蔵バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急対策設備(1)</td><td>非常用照明</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>—</td><td><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>誘導灯</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>—</td><td><input checked="" type="radio"/></td></tr> </tbody> </table>	非常用設備電源接続系統一覧表						設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	<input checked="" type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>	誘導灯	<input checked="" type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>
非常用設備電源接続系統一覧表																					
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																	
緊急対策設備(1)	非常用照明	<input checked="" type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>																	
	誘導灯	<input checked="" type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>																	
	通信連絡設備	<p>[24. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)) ▫ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ▫ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 非常用通報設備(放送設備)は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 <p>[25. 1-建 1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知、及び工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 2台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式1台、無線式1台 ・ 設置設備の配置 : 図リ建-9 参照 <p>[25. 2-建 1] (7次)</p> <p><u>加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。</u></p>																			

追表リ建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表リ建-1-1) (9/9)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 2] 付属建物発電機室は、核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物ではないが、停電時に核燃料物質を取り扱う建物に給電する非常用発電機を設置しているため、更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、付属建物発電機室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ライン 図リ建-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 付属建物発電機室 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ▫ 付属建物発電機室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 付属建物発電機室の鉄扉 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] 敷地境界から付属建物発電機室までの距離は 240m 以上あり、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物であるプレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス [885] を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待していない。</p> <p>[99-建 5] 新設する付属建物発電機室の配置を図イ建-1 に示す。</p>
添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図リ建-1 付属建物 発電機室 鉄扉配置及び竜巻防護ライン 図リ建-2 付属建物 発電機室 火災区域図 図リ建-3(1/2) 付属建物 発電機室 外部火災・爆発の影響評価(1) 図リ建-3(2/2) 付属建物 発電機室 外部火災・爆発の影響評価(2) 図リ建-4 付属建物 発電機室 建物平面図 図リ建-5 付属建物 発電機室 屋根伏図 図リ建-6 付属建物 発電機室 建物立面図 図リ建-7 付属建物 発電機室 建物断面図 図リ建-8 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-9 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-10 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-11 消火設備 屋外消火栓、消火器 図リ建-12 付属建物 発電機室 地盤改良及び基礎伏図 図リ建-13 付属建物 発電機室 1階床梁伏図 図リ建-14 付属建物 発電機室 R階床梁伏図 図リ建-15 付属建物 発電機室 X1、X2、X3 通り軸組図 図リ建-16 付属建物 発電機室 Y1、Y2 通り軸組図 図リ電建-1 付属建物 発電機室 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 <u>図リ非-6*</u> 非常用設備配置図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字 : 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字 : 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

設計番号に(7 次)と記載しているものは 7 次申請の設計番号を示す。また、* は 7 次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は 5 次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2008051 号、及び原規規発第 2102254 号で認可済み。既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

表リ設-1 無停電電源装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) {887, 889} 非常用設備 非常用電源設備 無停電電源装置
設置場所		放射線管理棟 管理室
機器名		非常用電源設備 無停電電源装置
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	常時インバータ・商用並列運転方式
	主要な構造材	別表リ設-1
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	・ 電源容量 : 5kVA (4kW) ・ 電圧(周波数) : 100V (50Hz)
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表リ設-1 無停電電源装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 〔889〕無停電電源装置※1 第2類 無停電電源装置支持脚部材 : [] 無停電電源装置支持脚アンカーボルト : [] ※1 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施		
	津波による損傷の防止	—		
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 5] 電気回路を鋼製筐体で覆うとともに、筐体は接地する。		
	人の不法な侵入等の防止	—		
	閉じ込めの機能	[10.1-設 77] 放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を設置する。		
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		
	溢水による損傷の防止	—		
	安全避難通路等	—		
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。		
	材料及び構造	—		
	搬送設備	—		
	核燃料物質の貯蔵施設	—		
	警報設備等	—		
	放射線管理施設	—		
	廃棄施設	—		
	核燃料物質等による汚染の防止	—		
	遮蔽	—		
	換気設備	—		
	非常用電源設備	[24.2-設 1] 放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を設置する。（接続ケーブルは、交流 200V（変圧器あり）一般動力用ケーブル）		
	無停電電源装置の負荷設備一覧表			
	無停電電源装置 5kVA(4kW)	非常用電源設備	負荷設備	負荷容量
		放送設備		0.4kW
		エリアモニタ		0.2kW
		気象観測装置		0.1kW
		モニタリングポスト収集表示		0.1kW
		警報設備（非常ベル設備）（警報監視盤）		0.4kW
	通信連絡設備	—		
	その他事業許可で求める仕様	—		
	添付図	図リ配-1、図リ設-1		

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表り設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (1/5)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{835} 建物 堰漏水検知警報設備 {839} 建物 堰漏水検知警報設備 {846} 建物 堰漏水検知警報設備 {849} 建物 堰漏水検知警報設備 {853} 建物 堰漏水検知警報設備 {857} 建物 堰漏水検知警報設備 {860} 建物 堰漏水検知警報設備 {867} 建物 堰漏水検知警報設備 {871} 建物 堰漏水検知警報設備 {875} 建物 堰漏水検知警報設備
	設置場所	(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 放射線管理棟 (5) 付属建物 除染室・分析室 (6) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 (7) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (8) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (9) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (10) 付属建物 シリンダ洗浄棟
	機器名	建物 堰漏水検知警報設備 (1) 堰漏水検知警報設備 (転換工場) *1 (2) 堰漏水検知警報設備 (成型工場) *2 (3) 堰漏水検知警報設備 (加工棟) *3 (4) 堰漏水検知警報設備 (放射線管理棟) *4 (5) 堰漏水検知警報設備 (除染室・分析室) *5 (6) 堰漏水検知警報設備 (第 2 核燃料倉庫) *6 (7) 堰漏水検知警報設備 (第 3 核燃料倉庫) *7 (8) 堰漏水検知警報設備 (第 1 廃棄物処理所) *8 (9) 堰漏水検知警報設備 (第 2 廃棄物処理所) *9 (10) 堰漏水検知警報設備 (シリンダ洗浄棟) *10 *1{835}、*2{839}、*3{846}、*4{849}、*5{853}、*6{857}、*7{860}、*8{867}、 *9{871}、*10{875}
	変更内容	(1) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (2) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (3) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (4) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (5) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (6) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (7) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (8) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (9) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (10) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。

表リ設-2 壓漏水検知警報設備 仕様表 (2/5)

員数		(1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式
一般仕様	型式	(1) 電極式 (2) 電極式 (3) 電極式 (4) 電極式 (5) 電極式 (6) 電極式 (7) 電極式 (8) 電極式 (9) 電極式 (10) 電極式
	主要な構造材	別表リ設-2
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリング洗浄棟の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐えるようボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—

表リ設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (3/5)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上、2階には高さ200mm以上、3階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{835}を設置する。</p> <p>[7.1-建 5(4次)] 工場棟成型工場は、以下の目的のため1階に高さ60mm以上及び160mm以上(工場棟転換工場側からの溢水止水用)、2階に高さ70mm以上、3階に高さ30mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{839}を設置する。</p> <p>[7.1-建 5(2次)] 第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場本体1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には高さ40mm以上の堰に漏水検知警報設備{846}を設置(廃液処理室は、フロアレベルより240mm低いためフロアレベルより80mm以上の高さとなる堰に漏水検知警報設備{846}を設置)。</p> <p>[7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{849}を設置する。</p> <p>[7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{853}を設置する。</p> <p>[7.1-建 5(4次)] 第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{857}を設置する。</p> <p>[10.1-建 5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{860}を設置する。(図リ非-5-2参照)</p> <p>また、第3核燃料倉庫1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図リ非-5-1参照)</p> <p>[10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ100mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{867}を設置する。</p> <p>[10.1-建 5(6次)] 以下の目的のために、第2廃棄物処理所の1階に、200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{871}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えい防止 ・非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えい防止 <p>[10.1-建 5(6次)] シリンダ洗浄棟の1階に、第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えい防止用として、高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))と、耐震重要度分類が異なる建物間の溢水の流入防止用として、高さ200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備{875}を設置する。。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 漏水検知器には不燃性材料を使用する。

表リ設-2 堀漏水検知警報設備 仕様表 (4/5)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 3(4 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堀に漏水検知警報設備[835]を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 3(4 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堀に漏水検知警報設備[839]を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 2(2 次)] 加工棟成型工場の溢水拡大防止のための堀に漏水検知警報設備[846]を設置する設計。</p> <p>[5.6.1-建 3(4 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堀に漏水検知警報設備[849]を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 3(4 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堀に漏水検知警報設備[853]を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 3(4 次)] 溢水防護区画から溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堀に漏水検知警報設備[857]を設置する。</p> <p>[12.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堀(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備[860]を設置する。</p> <p>[12.1-建 3(6 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堀(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備[867]を設置する。</p> <p>[12.1-建 3(6 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堀(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備[871]を設置する。</p> <p>[12.1-建 3(6 次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堀(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備[875]を設置する。</p> <p>[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ設-2 壁漏水検知警報設備 仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計 (注)	警報設備等	<p>[13. 1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための壁に漏水検知警報設備 {835} を設置する。</p> <p>[13. 1-建 1(4 次)] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための壁に漏水検知警報設備 {839} を設置する。</p> <p>[5.6. 1-建 2(2 次)] 加工棟成型工場の溢水拡大防止のための壁に漏水検知警報設備 {846} を設置する設計。</p> <p>[13. 1-建 1(4 次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための壁に漏水検知警報設備 {849} を設置する。</p> <p>[13. 1-建 1(4 次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための壁に漏水検知警報設備 {853} を設置する。</p> <p>[13. 1-建 1(4 次)] 第 2 核燃料倉庫本体内への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止するための壁に漏水検知警報設備 {857} を設置する。</p> <p>[18. 1-建 1] 第 3 核燃料倉庫には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備 (3) (壁(内部溢水止水用)) に漏水検知警報設備 {860} を設置する。</p> <p>[18. 1-建 1(6 次)] 第 1 廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備 (3) (壁(内部溢水止水用)) に漏水検知警報設備 {867} を設置する。</p> <p>[18. 1-建 1(6 次)] 第 2 廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備 (3) (壁(内部溢水止水用)) に漏水検知警報設備 {871} を設置する。</p> <p>[18. 1-建 1(6 次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備 (3) (壁(内部溢水止水用)) に漏水検知警報設備 {875} を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する(漏水検知警報設備(転換工場(原料倉庫、転換加工室、3 階フィルタ室)、放射線管理棟(廃棄物一時貯蔵所)、除染室・分析室、第 2 核燃料倉庫(前室)、第 1 廃棄物処理所 1 階、第 2 廃棄物処理所(廃棄物プレス室))。
添付図		図リ配-2、図リ制-5、図リ制-6、図リ制-7、図リ制-8、図リ制-9、図リ制-10、図リ制-11、図リ制-12、図リ制-13、図リ制-14、図リ制配-1、図リ制配-2、図リ制配-3、図リ制配-4、図リ制配-5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

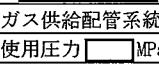
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表リ設-3 窒素供給設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称	[910] 付属設備 窒素供給設備 [911] 付属設備 窒素ガス供給配管系統 (屋外供給系統)
設置場所	屋外
機器名	付属設備 窒素ガス供給配管系統 (1) レシーバータンク (1) (2) レシーバータンク (2) (3) レシーバータンク (3) (4) レシーバータンク (4)
変更内容	(1) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (2) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (3) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (4) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する
員数	1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式 円筒縦型
	主要な構造材 別表リ設-3
	寸法 (単位: mm) (1)  (2)  (3)  (4) 
	その他の構成機器 窒素ガス供給配管系統 (逆止弁含む)
	その他の性能 最高使用圧力 <input type="text"/> MPa
	取扱う核燃料物質の状態 —
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止 —
	安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎、工場棟成型工場の壁面 (レシーバータンク (2)、(3) の配管系統) 及び加工棟成型工場の壁面 (レシーバータンク (4) の配管系統) に設置する。

表り設-3 窒素供給設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する窒素供給設備はF1竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 15] 窒素供給設備内は窒素であり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設 17] 屋外に設置する窒素供給設備は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する窒素供給設備には積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する窒素供給設備には降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 23] 屋外に設置する窒素供給設備は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 屋外に設置する窒素供給設備は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.7-設 13] 炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンクを設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 窒素供給設備はF3竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
	添付図	図リ配-3、図リ配-6、図リ系-1、図リ設-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-4 水素供給設備 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{912} 付属設備 水素供給設備 (屋外供給系統) {913} 付属設備 水素ガス供給配管系統 {915} 付属設備 地震インターロック
設置場所		屋外
機器名		付属設備 水素ガス供給配管系統
変更内容		改造 ・耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 ・水素爆発防止対策を多重化するため、インターロックを新設、改造する。 (*1) ・外部火災対策のため、{915} 地震インターロックの制御盤に遮熱板を新設する。 *1 : {915} 地震インターロックを新設、改造する。
員数		1 式
一般仕様	型式	エア駆動式 (SNA-10)
	主要な構造材	別表リ設-4
	寸法 (単位 : mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	水素供給設備遮断弁、減圧弁、安全弁、地震計、水素ガス配管系統、遮熱板
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 水素供給設備遮断弁及び配管はそれぞれ十分な支持性能を有する {914} 障壁及び屋外サポート基礎に設置する。 {915} 地震インターロック (地震計) は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表リ設-4 水素供給設備 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。</p> <p>{913} 水素ガス供給配管系統 第3類</p> <p>[6.1-設 4] {915} 地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。</p> <p>{915} 地震インターロック 第1類</p> <p>地震計 部材：一（高剛性のためボルト評価で代表）</p> <p>地震計 取付ボルト：□、□（新規）(1基分) 計2基</p> <p>地震計 アンカーボルト：□、□（新規）(1基分) 計2基</p> <p>制御盤 部材：□</p> <p>制御盤 アンカーボルト：□、□（新規）(1基分) 計2基</p> <p>遮熱板 部材：□、□</p> <p>遮熱板 アンカーボルト：□、□（新規）(1基分) 計2基</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する水素供給設備はF1竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 15] 水素ガス供給配管系統内は水素であり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する水素供給設備は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する水素供給設備は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤には積雪に耐える強度を有する材料を使用する。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する水素供給設備は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤には降下火砕物の堆積に耐える強度を有する材料を使用する。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外に設置する水素供給設備（{915}地震インターロックの制御盤含む）は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</p> <p>[8.1-設 25] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7°Cでも作動するように屋外用盤とする。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する水素供給設備（{915}地震インターロックの制御盤を除く）は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>[8.2-設 7] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤は外部火災の影響を軽減するために遮熱板を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する{915}地震インターロックの制御盤は爆発の影響を受けない位置に設置する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—

表リ設-4 水素供給設備 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設7] {915} 地震インターロックに係るケーブルは金属製カバーに収納する。 [11.5-設7] 高圧ガス保安法に基づき、漏えいのないよう開口のない配管を敷設する。 [11.7-設6] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する{915}地震インターロック(独立二系統)を設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設10] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する{915}地震インターロック(独立二系統)を設置する。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設18] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する{915}地震インターロック(独立二系統)を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弹性範囲となる設計とする。 [99-設3] 水素供給設備はF3巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管はF3巻に耐えるような支持間隔で保持する。
添付図		図リ配-3、図リ配-6、図リ系-2、図リ制-1、図リ制-盤1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-5 溢水源供給停止設備（手動）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{916} 付属設備 遮断弁（工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管）
設置場所		(1) 屋外 (2) 屋外
機器名		付属設備 溢水源供給停止設備（手動） (1) 工業用水遮断弁（手動） (2) 水道水遮断弁（手動）
変更内容		(1) 新設 ・溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 (2) 新設 ・溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	ゲート式
	主要な構造材	別表リ設-5
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表リ設-5 溢水源供給停止設備（手動）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 遮断弁に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {916} 遮断弁*1 第1類 *1：配管の一部（質点）として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する遮断弁は F1 竜巻により損傷しないよう固定された配管に設置する。 [8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する遮断弁は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 23] 屋外に設置する遮断弁は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 屋外に設置する遮断弁は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 67] 地震時においても手動で溢水源を遮断できるように、工業用水及び水道水の供給配管に、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる手動遮断弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 工業用水遮断弁（手動）、水道水遮断弁（手動）には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 17] 地震時においても手動で溢水源を遮断できるように、工業用水及び水道水の供給配管に、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる手動遮断弁を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻に耐えるよう固定された配管に設置する。
	添付図	図リ配-4、図リ配-6、図リ系-3、図リ設-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-6 溢水源供給停止設備（自動）仕様表（1/4）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{917} 付属設備 地震インターロック {918} 付属設備 漏水インターロック {919} 付属設備 遮断弁（蒸気配管） {920} 付属設備 地震インターロック
設置場所		(1) 屋外 (2) 屋外 (3) 屋外 (4) 屋外 (5) 屋外 (6) 屋外 (7) 屋外 *{917} 地震インターロックの検出端となる地震計は、放射線管理棟内に設置 *{918} 漏水インターロックの検出端となる漏水検知器は、工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリング洗浄棟内に設置 *{920} 地震インターロックの検出端となる地震計は、工場棟転換工場及び付属建物シリング洗浄棟内に設置
機器名		付属設備 溢水源供給停止設備（自動） (1) 工業用水遮断弁（自動）*1 (2) 水道水遮断弁（自動）*1 (3) 冷却水ポンプ停止インターロック*1,*2 (4) 純水ポンプ停止インターロック*1,*2 (5) アンモニア水ポンプ停止インターロック*1,*2 (6) 空調用水ポンプ停止インターロック*1,*2 (7) 蒸気遮断弁(1)(2) *3 *1 : {917}、{918} *2 : インターロックとしているのはポンプを停止させる機能のこと。 *3 : {919}、{920}
変更内容		(1) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (2) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (3) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (4) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (5) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (6) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (7) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*2) *1 : {917} 付属設備 地震インターロック、{918} 付属設備 漏水インターロックを新設する。 *2 : {920} 付属設備 地震インターロックを新設する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 2基

表リ設-6 溢水源供給停止設備（自動） 仕様表（2/4）

一般仕様	型式	電磁式
	主要な構造材	別表リ設-6
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) — (4) — (5) — (6) — (7) <input type="text"/>
	その他の構成機器	地震計*1、地震計(1)(2) *1 : {917} (1)(2)(3)(4)(5)(6)で共用。 ※漏水検知器は堰漏水検知警報設備（表リ設-2）の構成機器を共有使用する。
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく設計（注）	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 工業用水遮断弁（自動）及び水道水遮断弁（自動）は、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。 {917} 地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。 {919} 蒸気遮断弁(1)は、十分な支持性能を有する工場棟組立工場の壁面に設置する。 {919} 蒸気遮断弁(2)は、十分な支持性能を有する付属建物シリンドラ洗浄棟の壁面に設置する。 {920} 地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場及び付属建物シリンドラ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 遮断弁に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する {917} 遮断弁*1 第3類 {918} 遮断弁*1 第3類 {919} 遮断弁*1 第1類 *1: 配管の一部(質点)として評価 [6.1-設3] {918}インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設4] {920}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。 なお、{917}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {920} 地震インターロック 第1類 地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）部材： 一（高剛性のためボルト評価で代表） 地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）取付ボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> （新規） (1基分) 計2基 地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> （新規） (1基分) 計2基 制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟）部材： <input type="text"/> 制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟）アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> （新規） (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	—

表リ設一6 溢水源供給停止設備（自動）仕様表（3/4）

技術基準に基づく設計 （注）	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する遮断弁はF1竜巻により損傷しないよう固定された配管に設置する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する遮断弁は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外に設置する遮断弁は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する遮断弁は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 68] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する{918}漏水インターロックを設置する。</p> <p>[10.1-設 69] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p> <p>[10.1-設 70] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に 1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する{920}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 15] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する{918}漏水インターロックを設置する。</p> <p>[12.1-設 16] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p> <p>[12.1-設 18] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に 1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する{920}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ設一6 溢水源供給停止設備（自動）仕様表（4/4）

技術基準に基づく設計 （注）	警報設備等	[18. 2-設 31] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する{917}地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。 [18. 2-設 31] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に 1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する{920}インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。 [18. 2-設 32] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する{918}漏水インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
その他事業許可で求める仕様	通信連絡設備	—
		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] 屋外設置の遮断弁は F3 竜巻に耐えるよう固定された配管に設置する。F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 (工場棟転換工場に設置する地震計)
添付図		図リ配-4、図リ配-6、図リ系-3、図リ設-4、図リ制-2、図リ制-3、図リ制-4、図リ制-盤 2、図リ制配-1、図リ制配-2、図リ制配-3、図リ制配-4、図リ制配-5、図リ制配-6

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表リ設-7 保安秤量器（シリンド1）～（シリンド3）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗净棟 貯蔵室(3) (2) 付属建物 シリンダ洗净棟 沈殿槽室 (3) 付属建物 シリンダ洗净棟 貯蔵室(3)
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（シリンド1）～（シリンド3） (1) 保安秤量器（シリンド1） (2) 保安秤量器（シリンド2） (3) 保安秤量器（シリンド3）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		3台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PB303-S (2) LPO-20K (3) LPO-50K
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	一
	その他の性能	(1) 最大秤量値 310g (2) 最大秤量値 20 kg (3) 最大秤量値 50 kg
	取扱う核燃料物質の状態	UF4等粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 保安秤量器（シリンド1～3） 濃縮度 5%以下 積載制限 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (粉末は容器に入れて計量するため容器の形状寸法で制限する。) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] シリンダ洗净棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	一

表リ設-7 保安秤量器（シリンド1）～（シリンド3）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-8 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 原料貯蔵所 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1) (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7） (1) 保安秤量器（ウラン管理5） (2) 保安秤量器（ウラン管理6） (3) 保安秤量器（ウラン管理7）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		3台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台
一般仕様	型式	ロードセル式、電子天秤式 (1) HS-CD-30 (2) ARX-30K (3) HX-400 ※市販品（秤量機）型式
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 3,000 kg (2) 最大秤量値 30 kg (3) 最大秤量値 410g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 等粉末、粉末、ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (保安秤量器（ウラン管理5）) (UF ₆ シリンドラを扱う場合) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 積載制限 UF ₆ シリンドラ 1 以下 (粉末輸送容器を扱う場合) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下 積載制限 粉末輸送容器 1 以下 (保安秤量器（ウラン管理6、7）) (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載制限 容器の直径25.1cm以下又は容積26.8L以下 (粉末は容器に入れて計量するため容器の形状寸法で制限する。) (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量制限 14.8kgU以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット：1個) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 保安秤量器（ウラン管理5）は、原料貯蔵所領域に設置する。また、保安秤量器（ウラン管理6、7）は、第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
技術基準に基づく設計（注）	安全機能を有する施設の地盤	—

表リ設一8 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 保安秤量器（ウラン管理5）は、核燃料物質の落下を防止する（ラッчик式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置する保安秤量器（ウラン管理5）は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。（耐荷重：保安秤量器（ウラン管理5）3ton）
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-9 UF₆シリンドラ秤量器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {922} 付属設備 秤
設置場所	付属建物 原料貯蔵所	
機器名	付属設備 秤量設備 UF ₆ シリンドラ秤量器	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1 台	
一般 仕様	型式	シリンドラ横置型
	主要な構造材	別表リ設-7
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大秤量値 3,000kg
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{922} [4. 1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 積載制限 UF ₆ シリンドラ 1 以下 [4. 2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4. 2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の土間コンクリートに設置する。

表り設-9 UF₆ シリンダ秤量器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [922] UF ₆ シリンダ秤量器 ※1 第1類 UF ₆ シリンダ秤量器 支持脚部材 : [] UF ₆ シリンダ秤量器 支持脚アンカーボルト : [] ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
	添付図	図リ配-5、図リ設-5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-10 保安秤量器（分析1）、（分析2）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（分析1）、（分析2） (1) 保安秤量器（分析1） (2) 保安秤量器（分析2）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		2台 (1) 1台 (2) 1台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PG802-S (2) SB8001
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 810g (2) 最大秤量値 8,100g
	取扱う核燃料物質の状態	粉末、ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する（6次申請（三原燃第20-0695号）にて評価済）。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表り設-10 保安秤量器（分析1）、（分析2）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する。	
添付図	—	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表リ設一1 無停電電源装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
無停電電源装置	主要な構造材	柱(無停電電源装置) はり(無停電電源装置)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(無停電電源装置) 鋼製筐体(無停電電源装置)	

許可との対応 : {887} {889}

別表リ設-2 堰漏水検知警報設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰漏水検知警報設備（転換工場）	主要な構造材	—	
堰漏水検知警報設備（成型工場）			
堰漏水検知警報設備（加工棟）			
堰漏水検知警報設備（放射線管理棟）			
堰漏水検知警報設備（除染室・分析室）			
堰漏水検知警報設備（第2核燃料倉庫）			
堰漏水検知警報設備（第3核燃料倉庫）			
堰漏水検知警報設備（第1廃棄物処理所）			
堰漏水検知警報設備（第2廃棄物処理所）			
堰漏水検知警報設備（シリンドラ洗净棟）			
ウランを取り扱う部位		—	
その他		漏水検知器(接液部)	

許可との対応 : {835}, {839}, {846}, {849}, {853}, {857}, {860}, {867}, {871}, {875}

別表リ設-3 窒素供給設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
レシーバータンク(1)	主要な構造材	柱(レシーバータンク(1)本体)	
レシーバータンク(2)		柱(レシーバータンク(1)脚部)	
レシーバータンク(3)		柱(レシーバータンク(2)本体)	
レシーバータンク(4)		柱(レシーバータンク(2)脚部)	
		柱(レシーバータンク(3)本体)	
		柱(レシーバータンク(3)脚部)	
		柱(レシーバータンク(4)本体)	
		柱(レシーバータンク(4)脚部)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	配管 逆止弁 アンカーボルト(レシーバータンク(1)) アンカーボルト(レシーバータンク(2)) アンカーボルト(レシーバータンク(3)) アンカーボルト(レシーバータンク(4))	

許可との対応 : {910}, {911}

別表リ設-4 水素供給設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
水素ガス供給配管系統	主要な構造材	柱 (制御盤 A) はり (制御盤 A) 柱 (制御盤 B) はり (制御盤 B) 柱 (遮熱板 A) はり (遮熱板 A) 柱 (遮熱板 B) はり (遮熱板 B)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (制御盤 A) アンカーボルト (制御盤 B) アンカーボルト (地震計 A) アンカーボルト (地震計 B) アンカーボルト (遮熱板 A) アンカーボルト (遮熱板 B) 取付ボルト (地震計 A) 取付ボルト (地震計 B) 減圧弁 安全弁 水素供給設備遮断弁(1) 水素供給設備遮断弁(2) 配管 保温材 金属製カバー (地震インターロックケーブル) 遮熱板パネル (水素貯蔵所地震計 IL 盤 A, B)	

許可との対応 : {912}, {913}, {915}

別表リ設-5 溢水源供給停止設備（手動） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
工業用水遮断弁(手動) 水道水遮断弁(手動)	主要な構造材	—	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	工業用水遮断弁（手動） 水道水遮断弁（手動） 保温材	

許可との対応 : {916}

別表リ設一6 溢水源供給停止設備（自動） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
工業用水遮断弁（自動）	主要な構造材	柱（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟））	
水道水遮断弁（自動）		柱（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟））	
冷却水ポンプ停止インターロック		はり（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟））	
純水ポンプ停止インターロック		はり（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟））	
アンモニア水ポンプ停止インターロック		はり（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟））	
空調用水ポンプ停止インターロック			
蒸気遮断弁（1）（2）	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） アンカーボルト（制御盤（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） アンカーボルト（地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） アンカーボルト（地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） 取付ボルト（地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） 取付ボルト（地震計（転換工場、シリンドラ洗浄棟）） 地震計 工業用水遮断弁（自動） 水道水遮断弁（自動） 蒸気遮断弁（1） 蒸気遮断弁（2） 保温材	

許可との対応 : {917}, {918}, {919}, {920}

別表リ設-7 UF₆シリンドラ秤量器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
UF ₆ シリンドラ秤量器	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {921}, {922}

追表リ設-1(2次) 保安秤量器 (加工棟1) ~ (加工棟9) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備秤量設備 {923} 付属設備秤
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 フードボックス(2)内 (5) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 フードボックス(3)内 (6) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 フードボックス(1)内 (7) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		保安秤量器 (加工棟1) ~ (加工棟9) (1) 保安秤量器(加工棟1) (2) 保安秤量器(加工棟2) (3) 保安秤量器(加工棟3) (4) 保安秤量器(加工棟4) (5) 保安秤量器(加工棟5) (6) 保安秤量器(加工棟6) (7) 保安秤量器(加工棟7) (8) 保安秤量器(加工棟8) (9) 保安秤量器(加工棟9)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 変更なし (9) 変更なし
員数		9台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台 (7) 1台 (8) 1台 (9) 1台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) HJR-33KT (2) HJR-33KT (3) ARX-30K (4) CG-30K (5) CG-30K (6) CG-30K (7) PB-303 (8) FX-300 (9) HW-60KGL
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定

追表リ設-1(2次) 保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) 仕様表(2/2)

一般仕様	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 33,000g (2) 最大秤量値 33,000g (3) 最大秤量値 30,000g (4) 最大秤量値 30,000g (5) 最大秤量値 30,000g (6) 最大秤量値 30,000g (7) 最大秤量値 310g (8) 最大秤量値 310g (9) 最大秤量値 60,000g
	取扱う核燃料物質の状態	粉末(UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ スラッジ)、ペレット(UO ₂ ペレット)
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[3.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、サンプル容器、ペレット：1) ただし、質量管理されたフードボックス内の秤量器(保安秤量器(加工棟4), 保安秤量器(加工棟5), 保安秤量器(加工棟6))については使用する容器の制限は不要。 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料(金属材料)を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	—

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096号にて認可済み

追表リ設-1 (5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{887, 888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機
設置場所		(1) 付属建物 発電機室 発電機室(1) (2) 付属建物 発電機室 発電機室(2)
機器名		非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 (1) 非常用ディーゼル発電機(1) (2) 非常用ディーゼル発電機(2)
変更内容		(1) 改造 ・既設の設備より容量を増加させ、外部電源系統の機能喪失時における必要な機器を動作させるのに、十分な容量へ改造する。 ・既設の動力室から既設を撤去し、発電機室へ新規に製作し設置する。 ・非常用ディーゼル発電機の新規製作にともない、屋外ケーブル系統を改造する。 (2) 改造 ・既設の設備より容量を増加させ、外部電源系統の機能喪失時における必要な機器を動作させるのに、十分な容量へ改造する。 ・既設の動力室から既設を撤去し、発電機室へ新規に製作し設置する。 ・非常用ディーゼル発電機の新規製作にともない、屋外ケーブル系統を改造する。
員数		2 基 (1 基は予備) (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	4 サイクル、水冷、直接噴射式
	主要な構造材	別表リ設-1【三原燃 第 20-0273 号】、追別表リ設-1 (5 次)
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	燃料油タンク(2基)、潤滑油タンク(2基)、ラジエータ(2基) 燃料油配管、潤滑油配管、冷却水配管、屋内ケーブル、発電機始動盤 <u>屋外ケーブル(切替器、配線用遮断器、変圧器(電圧 3300/200, 100V、200/200, 100V) 含む)、切替配電盤、遮熱板</u>
	その他の性能	・発電機出力 : 750kVA(600kW)/基 ・電圧(周波数) : 3300V(50Hz) ・燃料油 : A 重油
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物発電機室の床スラブに設置する。 [5.1-設 1] 切替配電盤は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

追表リ設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 <u>[6.1-設 1] 切替配電盤は耐震重要度に応じ分類する。</u> <u>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</u> <u>[6.1-設 2] 切替配電盤は地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</u> (非常用ディーゼル発電機) 第2類 部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) アンカーボルト：□□ (新規) (燃料油タンク※1) 第2類 支持脚部材：□□ 支持脚アンカーボルト：□□ □□ (新規) (潤滑油タンク※1) 第2類 支持脚部材：□□ 支持脚アンカーボルト：□□ □□ (新規) (ラジエータ※1) 第2類 支持脚部材：□□ 支持脚アンカーボルト：□□ □□ (新規) (発電機始動盤) 第2類 発電機始動盤部材：□□ 発電機始動盤アンカーボルト：□□ □□ (新規) <u>(切替配電盤※1) 第2類</u> 支持脚部材：□□ □□ <u>支持脚アンカーボルト：□□ □□ (新規)</u> ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 </p>
	津波による損傷の防止	<p>—</p>
外部からの衝撃による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)はF1竜巻に耐えられるようボルトで固定する。 <u>[8.1-設 13] 不凍液を含めた冷却水とする。</u> <u>[8.1-設 17] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)は降水の影響を受けないように金属製とし、ケーブルは導体が露出しない構造とする。</u> <u>[8.1-設 19] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)は積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</u> <u>[8.1-設 20] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)は建築基準法及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。</u> <u>[8.1-設 21] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)は降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の影響を受けにくい円筒形とする。</u> <u>[8.1-設 23] 屋外設置のラジエータ配管系統は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</u> <u>[8.2-設 4] 屋外設置のラジエータ(配管系統含む)は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</u> <u>[8.2-設 5] 電気回路を鋼製筐体で覆うとともに、筐体は接地する。</u> <u>[8.2-設 5] 屋外に設置する切替配電盤は電気回路を鋼製筐体で覆うとともに、筐体は接地する。</u> <u>[8.1-設 6] 屋外に設置する切替配電盤はF1竜巻に耐えられるようボルトで固定する。</u> <u>[8.1-設 17] 屋外に設置する切替配電盤は降水の影響を受けないように金属製とする。</u> <u>[8.1-設 19] 屋外に設置する切替配電盤は積雪に耐える強度を有する材料を使用する。</u> <u>[8.1-設 20] 屋外に設置する切替配電盤は建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</u> <u>[8.1-設 21] 屋外に設置する切替配電盤は降下火砕物の堆積に耐える強度を有する材料を使用する。</u> <u>[8.1-設 28] 屋外に設置する切替配電盤は生物学的影響を受けないように開口部にメッシュ(粉塵除去用)を有する屋外用盤とする。</u> <u>[8.1-設 25] 屋外に設置する切替配電盤は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7°Cでも作動するように屋外用盤とする。</u> <u>[8.2-設 4] 屋外に設置する切替配電盤は、爆発の影響を受けない位置に設置する。</u> <u>[8.2-設 7] 屋外に設置する切替配電盤は、外部火災の影響を軽減するため、遮熱板を設置する。</u> </p>

追表リ設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 41] 第1種管理区域の負圧維持に必要な給電量(170kW)を有する非常用ディーゼル発電機を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 切替配電盤は主要な構造材に不燃性材料を使用する。 [11.3-設 15] 室内に可燃性油以外の可燃物を設置しないこととし、可燃性油の漏えいの拡大を防止するため、防油堤を設置する。 [11.3-設 16] JIS C 3005に定める60度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 [11.3-設 16] 屋外ケーブルはJIS C 3005に定める60度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 1] 切替配電盤は設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.2-設 1] 切替配電盤は検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設と共に非常用ディーゼル発電機は、使用施設の負荷も考慮した電源容量を確保する設計により、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。 [14.4-設 3] 非常用ディーゼル発電機より給電される機器までの間に配線用遮断器を設置する。 [14.4-設 3] 切替配電盤に配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設 35] 停電時、必要な負荷容量(480kW)に対し、十分に余裕を持った600kWの発電容量を有する非常用ディーゼル発電機を2基(うち1基は予備)設置する。また、停電時、40秒以内に非常用ディーゼル発電機が起動すること。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設 1] 停電時、必要な負荷容量(480kW)に対し、十分に余裕を持った600kWの発電容量を有する非常用ディーゼル発電機を2基(うち1基は予備)設置する。また、停電時、40秒以内に非常用ディーゼル発電機が起動すること。 [24.1-設 2] ディーゼル機関を原動力とし、既設同様接続設備で要求されるのに必要な電圧3300Vを有する非常用ディーゼル発電機を設置する(図リ系-4)。 (接続ケーブルは、交流3300V(変圧器なし)難燃性ケーブル、交流200V(変圧器あり) 一般動力用ケーブル) [24.1-設 3] 給電系統に過電流保護機構を設置する。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外設置のラジエータはF3竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 3] 屋外設置の切替配電盤(遮熱板)はF3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図リ配-1、図リ系-1、図リ系-2、図リ設-1【三原燃 第20-0273号】 図リ配-6、図リ配-7、図リ系-4、図リ設-6

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2008051号にて認可済み

追表リ設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) {906} 分析設備 同位体分析設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室
機器名		分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表リ設-2
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する (図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表リ設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 分析装置本体に収納することにより、核燃料物質の落下を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 章巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図リ配-2、図リ設-5、図リ設-6 【三原燃 第 20-0256 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2008051 号、及び原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表リ設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) {907} 分析設備 不純物分析設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP質量分析装置 (3) ICP発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α 線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 ・既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基
一般 仕様	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
	主要な構造材	別表リ設-3

追表リ設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法 (単位 : mm)	(1) [] (2) [] (3) [] (4) [] (5) [] (6) [] (7) [] (8) [] (9) []
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約 [] (廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設 1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(廃水タンクを除く)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材 : [] (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト : [] [] (新規) 設置架台部材 : [] 設置架台アンカーボルト : [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする(廃水タンク)。 [10.1-設 5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する(廃水タンクを除く)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する(廃水タンク)。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図リ建-57 参照)(廃水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする(廃水タンクを除く)。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する(サンプル保管庫除く)。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)。

追表リ設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する（廃水タンク）（表リ設-2参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3竜巻に耐えるようボルト（含む拘束金具）で固定する。
添付図		図リ配-2、図リ配-3、図リ配-4、図リ系-3、図リ設-3、図リ設-4、図リ設-7、図リ設-8、図リ設-9、図リ設-10、図リ設-11、図リ設-12、図リ設-13 【三原燃 第20-0256号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

追表リ設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) [908] 分析設備 物性測定設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般 仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AA0T※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AA8M-AA0T※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表リ設-4
	寸法 (単位: mm)	(1) [] (2) [] (3) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)

追表リ設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{906}・{907}・{908}・{909}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。</p> <p>濃縮度 5%以下</p> <p>質量 14.8kgU 以下</p> <p>(分光分析室及び分析室全体で質量制限)</p> <p>[4.2-設 1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する (図臨配-2、図臨転-121)。</p> <p><u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 分析装置のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として木材を使用する平均粒径測定装置は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。</p> <p>[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。</p> <p>[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 章巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。
	添付図	図リ配-3、図リ設-14、図リ設-15、図リ設-16 【三原燃 第 20-0256 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2008051 号、及び原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表リ設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {909} 分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)
設置場所	機器名	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)
変更内容		(1) 改造 ・ 作業性改善のため、下部へのシート部を閉止する。
員数		1 基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表リ設-5
	寸法 (単位 : mm)	(1) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設 1] ワランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

追表リ設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] フードボックスの開口部は風速0.5m/秒以上を維持する（局所排気設備は図ト系1-28参照）。 [10.1-設 4] 排気は局所排気設備に接続する（局所排気設備は図ト系1-28参照）。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図リ配-3、図リ設-2 【三原燃 第20-0256】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

追表リ設-1 (6 次) 保安秤量器 (転換工場 1) ~ (転換工場 10) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室 (8) 工場棟 転換工場 転換加工室 (9) 工場棟 転換工場 転換加工室 (10) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器 (転換工場 1) ~ (転換工場 10) (1) 保安秤量器 (転換工場 1) (2) 保安秤量器 (転換工場 2) (3) 保安秤量器 (転換工場 3) (4) 保安秤量器 (転換工場 4) (5) 保安秤量器 (転換工場 5) (6) 保安秤量器 (転換工場 6) (7) 保安秤量器 (転換工場 7) (8) 保安秤量器 (転換工場 8) (9) 保安秤量器 (転換工場 9) (10) 保安秤量器 (転換工場 10)
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (6) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (7) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (8) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (9) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (10) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		10 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台 (5) 1 台 (6) 1 台 (7) 1 台 (8) 1 台 (9) 1 台 (10) 1 台

追表リ設-1 (6 次) 保安秤量器 (転換工場 1) ~ (転換工場 10) 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PB303-S (2) PB303-S (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) ARX-30K (10) ARX-30K ※市販品(秤量機)型式
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位 : mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 310g (2) 最大秤量値 310g (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 30kg (5) 最大秤量値 30kg (6) 最大秤量値 30kg (7) 最大秤量値 30kg (8) 最大秤量値 30kg (9) 最大秤量値 30kg (10) 最大秤量値 30kg
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 等粉末、粉末
	核燃料物質の臨界防止	[923] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表リ設-1 (6次) 保安秤量器 (転換工場1) ~ (転換工場10) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する（保安秤量器（転換工場1）（転換工場2）を除く）。
	添付図	-

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

追表リ設-2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) (1) 保安秤量器 (成型工場1) (2) 保安秤量器 (成型工場2) (3) 保安秤量器 (成型工場3) (4) 保安秤量器 (成型工場4) (5) 保安秤量器 (成型工場5) (6) 保安秤量器 (成型工場6) (7) 保安秤量器 (成型工場7) (8) 保安秤量器 (成型工場8) (9) 保安秤量器 (成型工場9) (10) 保安秤量器 (成型工場10)
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (6) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (7) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (8) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (9) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (10) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		10台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台 (7) 1台 (8) 1台 (9) 1台 (10) 1台

追表リ設-2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) ARX-30K (2) ARX-30K (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) AJ-220 (10) PB303
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	一
	その他の性能	(1) 最大秤量値 30kg (2) 最大秤量値 30kg (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 30kg (5) 最大秤量値 30kg (6) 最大秤量値 30kg (7) 最大秤量値 30kg (8) 最大秤量値 30kg (9) 最大秤量値 220g (10) 最大秤量値 310g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 等粉末、粉末、ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット: 1個) [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	一
技術基準に基づく設計(注)		

追表リ設-2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

追表リ設-3 (6次) 保安秤量器 (ウラン管理1) ~ (ウラン管理4) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理1) ~ (ウラン管理4) (1) 保安秤量器 (ウラン管理1) (2) 保安秤量器 (ウラン管理2) (3) 保安秤量器 (ウラン管理3) (4) 保安秤量器 (ウラン管理4)
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		4台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台
一般仕様	型式	ロードセル式、電子天秤式 (1) HS-CD-30 (2) FJ-T001is (3) ARX-30K (4) AJ-220JS
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 3,000kg (2) 最大秤量値 1,000kg (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 220g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 等粉末、粉末、ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (保安秤量器 (ウラン管理1)) 濃縮度 5%以下 積載 UF ₆ シリンドラ1以下 (保安秤量器 (ウラン管理2)) 濃縮度 5%以下 積載 大型粉末容器1以下 (保安秤量器 (ウラン管理3)、保安秤量器 (ウラン管理4)) (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm以下又は容積 26.8L以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット: 1個) [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	—

追表リ設-3 (6次) 保安秤量器 (ウラン管理1) ~ (ウラン管理4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 保安秤量器 (ウラン管理1) (ウラン管理2) は、核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 保安秤量器 (ウラン管理3) (ウラン管理4) には、被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置する保安秤量機(ウラン管理(1)、ウラン管理(2))は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 (耐荷重: 保安秤量器(ウラン管理1)3ton、保安秤量器(ウラン管理2)1ton)
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する (保安秤量器(ウラン管理2)(ウラン管理4)を除く)。
	添付図	図ハ設-11、図ハ設-13、図ヘ設-3【三原燃 第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

追別表リ設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	主要な構造部材	非常用ディーゼル発電機本体 はり(燃料油タンク) 柱(燃料油タンク) はり(潤滑油タンク) 柱(潤滑油タンク) ラジエータ はり(発電機始動盤) 柱(発電機始動盤) <u>はり(切替配電盤)</u> <u>柱(切替配電盤)</u>	
	その他	アンカーボルト 非常用ディーゼル発電機本体 燃料油タンク本体 潤滑油タンク本体 防油堤 ケーブル <u>屋外ケーブル</u> 燃料油配管、潤滑油配管 冷却水配管	

追別表リ設-1(5 次) 非常用ディーゼル発電機 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
		冷却水 鋼製筐体(発電機始動盤, <u>切替配電盤</u>) <u>遮熱板(切替配電盤)</u> <u>フィルター(切替配電盤)</u>	

事業許可との対応 : {887}, {888}

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2008051 号にて認可済み

I－1－1 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を下記に示す。

本加工施設では、

- ・安全上重要な施設に該当するものはない。
- ・発電所等で考慮すべき原子力特有の高放射線領域での材料劣化等を考慮すべきといった原子力特有の部品はない。

このため、原子力施設特有の重要度の観点からの配慮は不要である。

一般産業用工業品の更新や交換等については、保安品質保証計画書に基づき実施する。

- (1) 供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める※。

※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。

- ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。
- ・設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。

- (2) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項を含める。

また、

- ・一般産業用工業品の更新や交換等は、設工認申請書で記載している仕様に合致していることを事業者検査で確認の上、使用を開始し、定期事業者検査等で性能を維持していることを確認する。
- ・インターロック及び警報の系統を構成する機器等については、測定精度を確認し、インターロック設定値、警報設定値を逸脱しないように、必要に応じてインターロックセット値、警報セット値を変更する。
- ・消防法に定める機器等（消火器、自動火災報知設備等）は、消防法に基づき消防法に合致したものと交換し、所轄消防へ必要な届出を実施する。

「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの」とは、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の安全機能を実現するために、核燃料物質を取り扱う加工施設用に設計開発及び製造されたものとする。具体例としては、UF₆ シリンダ、核的制限値を担保するための寸法・形状制限を設けるために専用に設計開発及び製造された塔槽類等が挙げられる。

「一般産業用工業品」は上記以外の機器等である。具体例としては、通信連絡設備（放送設備本体、電話機本体）、安全避難通路に係る設備（非常用照明、誘導灯）、消防法・高圧ガス保安法等で定められている設備（自動火災報知設備感知器本体、音響装置（ベル）、発信機本体、消火栓本体、ホース、ノズル、給水装置、ポンプ起動装置、消火器本体）、カタログ品（安全機能を有

する施設に組み込まれたポンプ、配管、ファン、ケーブル、秤、ランプ、バッテリ、配線、堰のシール材、非常用ディーゼル発電機本体（消耗部）、HEPA フィルタ、熱電対、放射線測定器、飛散防止用防護ネット（ワイヤーロープ、ネット）が挙げられる。

I-2 検査の項目及び方法

1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、付属施設空シリンダ置場、消火設備防火水槽及び可搬消防ポンプの検査の項目を表1-1(1/3)に、検査の方法を表1-3-1~1-3-6に示す。

付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/3)に、検査の方法を表1-2-1~1-2-2に示す。

放射線管理棟及び防災ルーム等に設置しており、各建物に付随しない非常用通報設備及び自動火災報知設備の検査の項目を表1-1(3/3)に、検査の方法を表1-5に示す。また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッタ、ガラリの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 檢査の項目 (1/3)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項										
				員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	作動	二号 (注2)	三号 (注3)
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	第3核燃料倉庫	改造	-	①	○	○	-	○	-	-	○	○
放射性廃棄物の処理施設	屋外	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫	改造	-	①	○	○	-	○	-	-	○	○
排水貯留池(1)	屋外	排水貯留池(1)	変更なし	○	①	○	-	-	-	-	-	-	○	○
排水貯留池(2)	屋外	排水貯留池(2)	変更なし	○	①	○	-	-	-	-	-	-	○	○
その他の中間施設	屋外	付属施設	空シンクダ置場	変更なし	-	①	○	-	-	-	-	-	○	○
排水用設備	屋外	非常用設備	防火水槽(1) 転換工場屋外東側)	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	○	○
消防用設備	屋外	非常用設備	防火水槽(2) 転換工場屋外東側)	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	○	○
			防火水槽(3) (組立工場屋外北側)	更新	○	①	-	○	-	○	-	-	○	○
			防火水槽(4) (放射線管理棟屋外東側)	更新	○	①	-	○	-	○	-	-	○	○
非常用設備	屋外	非常用設備	可搬消防ポンプ(1) (転換工場屋外東側)	改造	○	①	-	○	-	○	-	○	○	○
消防用設備	屋外	消防用設備	可搬消防ポンプ(2) (容器管理棟屋外南側)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	○	○

(注1)：外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

(注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3)：その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するためには十分な方法

(注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 検査の項目 (2/3)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項							
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 (注2)			
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物第3核燃料倉庫前室、貯藏室(1)、貯藏室(2)、作業室(1)、フィルタ室、更衣室(1)、更衣室(2)、備品室屋外	非常用設備緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	○	—	○	○
		誘導灯	変更なし	○	○	—	○	○	—	○	○
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	○
		扉(内部溢水止水用)(固定式)	新設	○	○	○	○	—	○	—	○
		扉(内部溢水止水用)	変更なし	○	①	○	○	—	—	—	○
		非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		非常用通報設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	—	○
		非常用設備自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(火災感知設備)(警報設備)	○	①	—	○	—	○	—	○
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物第3核燃料倉庫屋外	非常用設備消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	—	○	—	○
		消火器	増設	○	①	—	○	—	—	—	○
		非常用設備緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	—	○
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	○
		非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	—	○
		非常用設備自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(火災感知設備)(警報設備)	○	①	—	○	—	○	—	○
		非常用設備消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	—	○	—	○	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の疏認)

(注2) : 機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3) : その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4) : 品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 検査の項目（3/3）

設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項								QMS (注4)
			一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 (注2)				
			員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配管	材料	系統	据付	着底	作動
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—	○
	放送設備	通信連絡設備	○	○	—	○	—	—	○	—	○
防災ルーム	非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
	放送設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
倉庫所	非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
	放送設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
事務本館	非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
	非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
転換工場	非常火災報知設備	火災感知設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
	自動火災報知設備	警報設備 変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	○
放射線管理棟 (代替防災ルーム)	放射線管理棟 加工機成型工場 付属建物容器管理棟 付属建物第2施設物処理所 付属建物廃棄物管理棟										

(注1)：外観検査（①機器の外觀、②配管の確認）

(注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3)：その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ1-4-1	非常用照明の仮移設及び復旧 検査①	員数 系統 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	員数 系統 非常用照明が非常用電源により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とのおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。
配管	非常用照明の配置を目視により確認する。	外観 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容とのおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 非常用照明により点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とのおり点灯していること。
誘導灯の仮移設及び復旧 図リ1-4-2	誘導灯の員数を目視により確認する。 検査①	作動 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 系統 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	作動 誘導灯が非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯の員数が申請内容とのおりであること。
配管	誘導灯の配置を目視により確認する。	外観 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯が申請内容とのおりであること。
安全避難通路の増設 図リ1-4-3	安全避難通路の配置を目視により確認する。 検査①	外観 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容とのおりであること。
非常用設備 緊急対策設備(3) 図リ1-4-4	固定式堰 (内部溢水止水用) (固定式)の新設 検査②	材料 寸法 アンカーワークの寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	材料 寸法 アンカーワークの寸法及び鋼材の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーワークの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
非常用設備 緊急対策設備(3) 図リ1-4-4	コーネング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 検査③	材料 コーケング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	材料 コーケング材が耐薬品性を有する□であること。	コーケング材が耐薬品性を有する□であること。
固定式堰	固定式堰の員数を目視により確認する。 検査④	員数 寸法 固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	員数 寸法 固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
固定式堰	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	外観 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備の取 扱い及び復旧 図リ1-4-5	検査① 員数 据付 配置	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観 作動	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。 非常ベル設備が正常に作動すること。
放送設備の取扱い 及び復旧	図リ1-4-6	検査① 員数 据付 配置	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備の配置を目視により確認する。
通信連絡設備(電話 設備)の取扱い、復 旧及び増設	図リ1-4-7	検査① 員数 配置	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備により確認する。
非常用設備	火災感知設備及び 報設備の取扱い 図リ1-4-8	検査① 員数 据付 配置	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備の員数を申請内容のとおりであること。 通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
自動火災報知設備	それに関する記 録	外観 作動	自動火災報知設備の員数を目標、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。
		配置	自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。
		外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正 常に作動することを確認する。又は記録により確認する。
			自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。
			自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(送信機)について、作動試験を行い、正常に作動す ることを確認する。又は記録により確認する。
			自動火災報知設備(送信機)が正常に作動すること。

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目			検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備 図り1-4-9	消火器の取扱い 後旧及び増設 図り1-4-9	検査① 員数 配置 外観	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目視により確認する。 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備： 機器の検査	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用) 図り1-4-10	検査① 員数 寸法 配置 外観	堰の員数を目視により確認する。 堰の厚さ及び高さ寸法を目視により確認する。 堰の配置を目視により確認する。 堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	堰の員数が申請内容のとおりであること。 堰の厚さ及び高さ寸法が申請内容のとおりであること。 堰の配置が申請内容のとおりであること。 堰に有害な傷及び変形がないこと。
消火設備(屋外消火栓設備) 図り1-4-10	検査① 員数 寸法 据付 配置 外観	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
品質マネジメントシステムに係る検査		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。
			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを。

表1-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目			検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ1-5-1	安全避難通路の増設① 検査① 外観 員数	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。			安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
非常用設備 非常用通報設備 図リ1-5-2	通信連絡設備(電話 設備)の増設 図リ1-5-2	通信連絡設備の員数を目視により確認する。			通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	緊急対策設備(1) 非常用照明 図リ1-5-3	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	作動 員数	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備が正常に作動すること。 非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。 通信連絡設備が正常に作動すること。
緊急対策設備(1) 誘導灯 図リ1-5-3	誘導灯の員数 検査① 外観 員数 系統 据付 配置	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	作動 外観 員数 系統 据付 配置	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目			検査の方法	判定基準
変更しない設備 機器の検査	非常用通報設備 非常ベル設備 図リ1-5-3	検査① 員数 据付 配置	非常ベル設備の員数を目視により確認する。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備 機器の検査	非常用通報設備 放送設備 図リ1-5-3	検査① 員数 据付 配置 外観 作動	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備の配置を目視により確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 放送設備の配置が申請内容のとおりであること。 放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備が正常に作動すること。
変更しない設備 機器の検査	火災感知設備及び それに連動する警 報設備 図リ1-5-3	検査① 員数 据付 配置 外観 作動	自動火災報知設備の員数を目標、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正 常に作動することを確認する。又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。 自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。 自動火災報知設備(ペル)について、作動試験を行い、正常に作動する ことを確認する。又は記録により確認する。 自動火災報知設備(ペル)が正常に作動すること。

表1-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
変更した以外の機器の検査	消防設備(消火栓) 図リ1-5-3	検査① 員数 配置 外観	消火栓の員数を目視により確認する。 消火栓の配置を目視により確認する。 消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火栓の員数が申請内容どおりであること。 消火栓の配置が申請内容どおりであること。 消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
消防設備(屋外消火栓設備) 図リ1-5-3	検査① 寸法 据付 配電 外観	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓が申請内容どおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定したこと。 屋外消火栓の配置が申請内容どおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定されていること。
作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	屋外消火栓が正常に作動すること。	
品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。		

表1-3-1 付属建物第3核燃料倉庫の検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
耐火壁追設 図へ1-1-1	検査① 寸法	材料 石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。		石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。
	検査② 寸法	材料 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
	検査③ 配置 外観	材料 石膏ボードの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。		下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
鉄扉補強 図へ1-1-2	検査① 寸法 据付	材料 外観 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。		石膏ボードが申請内容のとおりであること。 石膏補強材が不燃性材料であること。 鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。 鉄扉補強材が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	材料 外観 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。		鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
鉄扉交換 図へ1-1-3	検査① 寸法 据付 外観	材料 外観 鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。		鉄扉が不燃性材料であること。 鉄扉の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 付属建物第3核燃料倉庫の検査の方法（2/2）

検査の項目	検査の方法			判定基準
	寸法	材料	外観	
鉄扉新設 図へ1-1-4	寸法	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。	
	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
鋼板新設 図へ1-1-5	寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	据付	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	据付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
外観			鋼板に有害な傷及び変形がないこと。	
品質マネジメントシステムによる検査			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを審査する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の検査の方法

検査の項目 鉄扉補強 図へ1-2-1	検査の方法		判定基準
	検査① 寸法	材料 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	
検査② 寸法	材料 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の断面寸法が不燃性材料であること。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法 配置 据付 外観	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 鋼板及び鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鋼板、鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の配置が申請内容のとおりであること。 鋼板及び鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鋼板、鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。 皆無により確認する。
品質マネジメントシステムに係る検査			

表1-3-3 排水貯留池の検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準
排水貯留池(1)及び(2)の検査 図ト1-1	検査①	員数	排水貯留池の員数を目視により確認する。	排水貯留池の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法		排水貯留池の寸法を目視、又は記録により確認する。	排水貯留池の寸法が申請内容のとおりであること。
	外観		排水貯留池に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	排水貯留池に有害な傷及び変形がないこと。
	品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを審査により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-4 付属施設空シリンド置場の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
空シリンド置場の検査 図リ1-1	検査① 寸法 外観	空シリンド置場の寸法を日記、又は記録により確認する。 空シリンド置場が施設管理されていることを目視、又は記録により確認する。 空シリンド置場に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	空シリンド置場の寸法が申請内容のとおりであること。 空シリンド置場が施設管理されていること。 空シリンド置場に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

表1-3-5 非常用設備消火設備防火水槽の検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準
防火水槽(3)及び(4)の更新 図り1-2-1	検査①	員数	防火水槽の員数を目視により確認する。	防火水槽の員数が申請内容のとおりであること。
	配置		防火水槽の配置を目視、又は記録により確認する。	防火水槽の配置が申請内容のとおりであること。
	据付		防火水槽が所定の場所に設置されていることを目視、又は記録により確認する。	防火水槽の設置位置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査 図り1-2-2	検査①	員数	防火水槽に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	防火水槽に有害な傷及び変形がないこと。
	配置		防火水槽の配置を目視、又は記録により確認する。	防火水槽の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		防火水槽に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	防火水槽に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを告額により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-6 非常用設備消火設備可搬消防ポンプの検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
可搬消防ポンプ(1)の改造 図り1-3-1	検査① 材料 寸法	ベルトラッシングの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 ベルトラッシングの幅寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの材質が申請内容のとおりであること。 ベルトラッシングが不燃性材料であること。
	検査② 材料 寸法	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの幅寸法が申請内容のとおりであること。 アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 員数	可搬消防ポンプの具数を目視により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	可搬消防ポンプの配置を目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプの具数が申請内容のとおりであること。
	据付	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定された下部構成部に固定されていることを目視により確認する。	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定された下部構成部に固定されていること。
	外観	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないこと。
	作動	可搬消防ポンプが正常に作動することを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプが正常に作動すること。
可搬消防ポンプ(2)の増設 図り1-3-2	検査① 材料 寸法	ベルトラッシングの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 ベルトラッシングの幅寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの材質が申請内容のとおりであること。 ベルトラッシングが不燃性材料であること。
	検査② 材料 寸法	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの幅寸法が申請内容のとおりであること。 アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 員数	可搬消防ポンプの具数を目視により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	可搬消防ポンプの配置を目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプの具数が申請内容のとおりであること。
	据付	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定された下部構成部に固定されていることを目視により確認する。	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定された下部構成部に固定されていること。
	外観	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないこと。
	作動	可搬消防ポンプが正常に作動することを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプが正常に作動すること。
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを審査する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法 配置	寸法が申請内容のとおりであること。 配置が申請内容のとおりであること。
材料	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
鉄筋	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
コンクリート	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
軽量気泡コンクリート(ALC)	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
鉄扉	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
シャッタ	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
ガラリ	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
建物	寸法 配置	寸法を記録により確認する。 ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	ガラリにフィルタが設置されていること。 ガラリが電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
外観	系桿	ガラリがワイヤロープで固縛されていることを記録により確認する。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。
外観	配置	建物の配置を目視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
	エキスパンションジョイントの配置	エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
	雨樋が団面のとおりに設置されていることを目視により確認する。	雨樋が団面のとおりに設置されていること。	
	供給配管の外部との接続部にストレーナ(80メッシュ)が設置されていることを目標視により確認する。	接続部にストレーナ(80メッシュ)が設置されていること。	
	既設建物の床は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを目標視により確認する。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。	
	既設建物の外観を目視により確認する。	既設建物の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと。	
	屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。	

表1-5 非常用通報設備及び自動火災報知設備の検査の方法

検査の項目 変更しない設備・機器の検査	非常ベル設備 図リ1-6-1	検査①		検査の方法 外観 据付 作動 検査①	判定基準 非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。 非常ベル設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。
		検査①	員数		
放送設備 図リ1-6-1				放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		外観 据付 作動		放送設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	放送設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
通信連絡設備 図リ1-6-1		検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備が申請内容のとおりであること。
		外観 作動		通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
自動火災報知設備 火災感知設備 図リ1-6-1		検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
		外観 据付 作動		自動火災報知設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 自動火災報知設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
自動火災報知設備 警報設備 図リ1-6-1		検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
		外観 据付 作動		自動火災報知設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 自動火災報知設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の床、壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
品質マネジメントシステムに係る検査				設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

2. 各設備に関する検査の項目及び方法

今回新たに申請する化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設の検査の項目をそれぞれ表 2-1-1～表 2-5-1 に示す。また、これらの検査の方法を表 2-6-1 及び表 2-6-2 に示す。

一方、先行して申請した設備・機器のうち、一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する機器の検査項目を追表 2-1-1（5 次）に示す。また、これらの検査の方法を表 2-6-1 に示す。

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										三号※2 Q M S n ₃					
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法															
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 n ₂	面速	保持	IL	他	仕様 性能 n ₁
ラン 回收設備 (第4系列)	付属建物 シリンドラ洗浄槽 洗浄室	シリンドラ洗浄装置 堰(シリンドラ洗浄装置)	改造	①	①②③⑧	①⑥	①②	①②③	①	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
			新設	①	①②③⑦	①②⑦	①②	①②③	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		スクラバ	改造	①	①②③⑦	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
			改造	①	①②③⑦	①⑥⑦	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
		洗浄液受槽(1)	改造	①	①②③⑦	①⑥⑦	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
			改造	①	①②③⑦	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		洗浄液受槽(2)	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
			クレーン(洗浄室)	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		シリンドラ貯蔵ピット (シリンドラ傾転台含む)	シリンドラ貯蔵ピット (シリンドラ傾転台含む)	-	①①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
			改造	①	①②③⑦	①⑤⑥	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
付属建物 シリンドラ洗浄槽 沈殿槽室	洗浄残渣沈殿槽	シリンドラ洗浄装置 ろ過器	改造	①	①②③⑦	①⑧	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
			改造	①	①②③⑧	①⑥	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
		遠心分離機	改造	①	①②③⑧	①⑤⑥	①②	①②③	①	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
			改造	①	①②③⑦	①⑤⑥	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
		液受槽	改造	①	①⑧	①⑦	①②	①②③	①	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「Q M S」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他の設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 及び表 2-6-2 参照

表 2-2-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (1/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の二 第1項※3														
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法					二号 ※1									
				員数	外観	寸法	配置	掘付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2					
原料貯 蔵 設備	付属建物 原料貯蔵所	粉未輸送容器貯蔵艶 シリンドラム倒置装置 (原料貯蔵所)	改造 改造	①	①②③	①	①	①②③	—	①	③	—	①	—	—	—	—	①
		天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)	改造	①	①②③	①	①	①②③	—	①	③	—	①	—	①	—	—	①
粉末貯 蔵 設備	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉末回収・ペレット 瓦板ボックス	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	①	③	—	①	—	①	—	—	①
		粉末容器ハンドリング 装置	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	①	③	—	①	—	①	—	—	①
内 容 器 用 台 車		内容器用台車	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	①	③	—	①	—	①	—	—	①
		他社缶用台車	変更なし	①	①③	③	①	—	—	①	③	—	①	—	①	—	—	①
SUS容器用台車(2)		SUS容器用台車(2)	変更なし	①	①③	③	①	—	—	①	③	—	①	—	①	—	—	①
		付属建物 第3核燃料倉庫 未用) (第3核燃料倉 庫)	スクランプ貯蔵艶 (粉未用)	改造	①	①②③	①	①	①②③	—	①	②	—	①	—	①	—	—
付属建物	第3核燃料倉庫 前室	粉末容器構内運搬車	改造	①	①③	—	—	—	—	①	—	①	—	—	①	—	—	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他の設置又は変更の工事がその説明及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-2-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (2/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										二号 ※1					
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1						二号 ※1					
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	端界安全	複数	遮蔽	材料	仕様性能 _{II,2}	面速	保持	IL	他	仕様性能 _{II,2}
粉末貯蔵 設備	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	クレーン(第3核燃料 倉庫)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	①	-	-	①	-	-	-	-	-	①
劣化・天然 ウラン貯蔵 設備	付属建物 劣化・天然ウラン 倉庫	保管容器(劣化・天然 ウラン用)	変更なし	①	①③	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
UO ₂ ペレット 貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	ペレット貯蔵胴	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
前室	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	金属缶用台車(2)	変更なし	①	①③	③	①	-	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
燃料棒貯 蔵設備	加工棟 成型工場 前室(1)	ペレット構内運搬容器	改造	①	①③	-	-	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	-	①
	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒構内運搬車	改造	①	①③	-	-	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(5)	保存燃料棒貯蔵棚 ロッドチャンネル用台 車(5)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
		ロッドチャンネル用 リフタ	変更なし	①	①③	-	-	-	-	①	③	-	①	-	①	-	-	-	①

表 2-2-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (3/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										二号 ※1					
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1						二号 ※1					
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	单一複数	遮蔽	材料	仕様性能	面速	保持	IL	作動注1	他
洗浄残渣 貯蔵設備	付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	改造 洗浄残渣貯蔵	改造 洗浄残渣コンベア	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①
洗浄残渣 貯蔵設備	付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室	改造 洗浄残渣	改造 洗浄残渣コンベア	①	①②③⑧	①⑥	①	①②③	①	①	③	-	①	-	①	-	-	-	①
洗浄残渣 貯蔵設備	付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	改造 洗浄残渣	改造 チャッキングリフト	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
洗浄残渣 貯蔵設備	付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	改造 SUS容器用台車(5)	改造 洗浄残渣乾燥機	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①
洗浄残渣 貯蔵設備	回転混合機(金属容器 (粉末)混合)	改造 回転混合機(金属容器 (粉末)混合)	改造 回転混合機(金属容器 (粉末)混合)	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①

表 2-3-1 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（1/2）

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										二号※1	三号※2	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												
				臨界安全		遮蔽		材料		仕様性能 ⁿ¹		面速		保持		
廃液処理 設備(3)	付属建物 シリンドラ洗浄兼 廃液処理室	改造	員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	①	②	IL	他	仕様 性能 ⁿ²	QMS ⁿ³
		改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
		改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
		遠心ろ過機	①	①②③⑧	①	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	①
		改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
		ろ過機	①	①②③⑧	①	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	①	—
		改造	①	①②③⑦ ⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
		液受槽(2)	①	①②③⑧	①	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	①
		集水槽(チエック)	①	①②③⑦ ⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	①
		イオン交換塔	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
液受槽(3)		改造	①	①②③⑦ ⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	②	—
		乾燥機	①	①②③⑧	①	①	①②③	①④	—	—	①	—	—	—	—	①
		改造	①	①②③⑦ ⑧⑨	①⑦	①	①②③	①④	—	—	①	—	—	—	—	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号、機能及び性能を確認するためには十分な方法

※2：三号、その他の設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-3-1 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目 (2/2)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3												三号 ※2 ※3			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法															
				員数	外観	寸法	配盤	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 ※2	面速	作動性 ¹	保持	IL	他	仕様 性能 ※2
廃液処理 設備(3)	付属建物 シリンドラ洗浄棟 廃液処理室	フードボックス	改造	①	①②③	①	①	①②③	①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	①
		廃液貯槽(チェック)	改造	①	①②③⑦ ⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①
		廃液処理室回収ピット	改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①
		堰(廃液貯槽(洗浄工 程))	新設	①	①②③⑦	①②⑦	①②	①②③	—	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①
付属建物 測定室	シリンドラ洗浄棟 測定室	測定室回収ピット	改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①
		排水貯留設備	改造	①	①②③⑦	①⑦	①	—	①	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①
屋外	保管兼 放射線管理棟	放射性廃棄物一時 貯藏所	改造、 変更なし	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	—	—	—	①	—	—	—	—	—	—	①

表 2-3-2 放射性廃棄物の処理施設（固体廃棄物の処理設備）の検査の項目（1/3）

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3												三号 ※2				
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1				三号 ※2				仕様 性能 ※2				
				員数	外観	寸法	配管	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
焼却設備	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	焼却炉	改造 変更なし	① ①②③⑦ ⑧	① ①②③⑧	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
サイクロン	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	サイクロン	改造 変更なし	① ①②⑥	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
フランシュチャノバ	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	フランシュチャノバ	改造 変更なし	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
イオン交換機混合機	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	イオン交換機混合機	変更なし	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
イオン交換機成型機	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	イオン交換機成型機	変更なし	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
ピット	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	ピット	改造 変更なし	① ①②③⑦ ⑧	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
クレーン（第1廃棄物 処理所前室）	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	クレーン（第1廃棄物 処理所前室）	新設	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
清浄化装置	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室	清浄化装置	改造 変更なし	① ①②③⑤	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
破碎機	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室	破碎機	改造 変更なし	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3
クレーン（第2廃棄物 処理所）	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室	クレーン（第2廃棄物 処理所）	改造 変更なし	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	① ①②③	① ①	单一 複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ※2	面返	保持	作動※1	IL	他	仕様 性能 ※2	QM S ※3

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインダーロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するため十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-3-2 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目 (2/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3												三号 ※2			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												QM S H3			
				員数		外観		寸法		配置		据付		系統		臨界安全		仕様 性能	
				单一	複数	单一	複数	单一	複数	单一	複数	材料	遮蔽	面返	保持	IL	他	仕様 性能	①
固体廃棄物 処理設備	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	ドラム缶用廃棄物プレ 改造	① ①②③ ①⑤	①	①②③ ①	①	①②③ ①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
除染設備	付属建物	改造、 変更なし	① ①②③⑧ ⑨	①	①	①②③ ①	①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	除染室・分析室 (汚水受槽、中和槽、ろ 液受槽)	改造	① ①②③⑦ ⑧	① ①②③ ①	①	①②③ ①	①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	廃水中和設備 (遠心分離装置)	変更なし	① ①②③⑧	①	①	①②③ ①	①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	—
	分別・解体フード	改造	① ①②③	①	①	①②③ ①	①	—	—	①	—	①	—	①	—	—	—	—	①
	水洗槽	変更なし	① ①②③⑧ ⑨	①	①②③ ①	①	①②③ ①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	切断フード	変更なし	① ①②③	①	①②③ ①	①	①②③ ①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	排水受槽	改造	① ①②③⑦ ⑧	① ①②③ ①	①	①②③ ①	①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	乾燥機	改造、 変更なし	① ①②③⑧	①	①②③ ①	①	①②③ ①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①
	プラスチックレーン (除染室(2))	改造	① ①②③⑧	①	①②③ ①	①	①②③ ①	—	—	①	—	①	—	—	—	—	—	—	①

表 2-3-2 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（3/3）

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												二号 ^{*1}			
				加工規則第三条の四の二 第1項 ^{*3}			臨界安全			仕様		作動 ^{*1}		二号 ^{*1}		仕様性能			
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	単一	複数	遮蔽	材料	性能	面返	保持	IL	他	QM S H ₃
除染設備	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	解体用フードボックス	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	—	—	—	①	—	—	—	—	—	①
	切断機(1)		変更なし	①	①②③	①	①	①②③	—	—	—	—	①	—	—	—	—	—	①
	切断機(2)		改造	①	①②③	①⑤	①	①②③	—	—	—	—	①	—	—	—	—	—	①
保管廃棄設備	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	廃棄物貯蔵設備(1) ドラム缶ラン量測定装置	改造	①	①②③	①	①	①②③	—	—	—	—	①	—	—	—	—	—	①
	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)		改造	①	①②③	①	①	①②③	—	—	—	—	①	—	—	—	—	—	①
付属建物	放射線管理棟 前室	クレーン(放射線管理棟前室)	新設	①	①②③	①	①	①②③	—	—	—	—	①	—	—	①	—	—	①

表 2-3-3 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										二号※1	二号※2							
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法																		
				員数		外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能注2	面速	保持	IL	他	仕様性能注2		
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物第3核燃料倉庫	給気ファン 排気ファン	変更なし 変更なし	①	①②③ ⑦	①	①	①② ③	②	①	单一	複数		①	-	-	③	-	-	①		
		高性能エアフィルタ	改造	①	①②③ ⑦	①④	①	①② ③	②	②③	-	-	①	-	-	-	③	②	①②	①		
		給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	変更なし	①	①②③ ⑦	-	①	③	②	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	③	①	
		排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	改造	①	①②③ ⑦	-	①	③	②	②	-	①	-	①	-	-	①	-	-	④	①	
		給気ダクト・ダンバ	改造	①	①②③ ⑦	⑧	①	③	②	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造	①	①② ⑧	①	③	②	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造	①	①②③ ⑧	①	③	②	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		給気ダクト・ダンバ	改造	①	①② ⑧	①	③	②	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造	①	①② ⑧	①	③	②	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	④	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他の表示。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-4-1 放射線管理施設の検査の項目 (1/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3														
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1										
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	仕様 H_2	面速	遮蔽	材料	仕様 H_2	保持	IL	他
放射線 管理施設	工場棟 転換工場																	
	工場棟 成型工場																	
	加工棟 成型工場																	
	放射線管理棟																	
	付属建物 第2核燃料倉庫																	
	付属建物 除染室・分析室																	
	付属建物 第3核燃料倉庫																	
	付属建物 第1廃棄物処理所																	
	付属建物 第2廃棄物処理所																	
	付属建物 シンダ洗浄棟																	

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するためには十分な方法

※2：三号 その他の設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表2-6-1及び表2-6-2参照

表 2-4-1 放射線管理施設の検査の項目 (2/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3													
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法				二号 ※1									
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	仕様 性能 ^{※2} _{H2}	面速	保持	IL	他	仕様 性能 ^{※2}
放射線 管理施設	工場棟 転換加工室																
	工場棟 成型工場 ペレット加工室																
	工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室																
	工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	エリアモニタ 改造	①	①②③	①	①	①②③	③	—	—	—	①	—	—	—	—	①
	工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室																
	工場棟 組立工場 燃料集合体 貯蔵室																

表 2-4-1 放射線管理施設の検査の項目 (3/3)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3								Q M S ※2		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能※2	
放射線 管理施設	放射線管理棟													
	付属建物 除染室・分析室	ハンドシャットモニタ	改造	①	①②③	①	①	①②③	③	—	—	①	—	①
	付属建物 第2廃棄物処理所													
	付属建物 第3核燃料倉庫													
	排気塔 (工場棟 計換工場)													
	排気塔 (工場棟 成型工場)													
	排気塔 (加工棟 成型工場)													
	排気塔 (付属建物 第3核 燃料倉庫)	ダストモニタ	改造	①	①②③	①	①	①②③	①③	—	—	①	—	①
	排気塔 (付属建物 第1廃棄 物処理所)													
	排気塔 (付属建物 シリン ダ洗浄棟)													
屋外	モニタリングボスト	改造	①	①②③	①	①	①②③	③	—	—	①	—	—	①
加工棟 成型工場	環境モニタリング設備 ダストモニタ	撤去	—	⑩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	①
放射線管理棟	放射能測定装置 (α 、 β 線用)	変更なし	①	①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	①
	付属建物 洗浄棟													
	放射線管理棟	気象観測装置	変更なし	①	①	—	—	③	—	—	—	—	—	①

表 2-5-1 その他の加工施設の検査の項目 (1/2)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3									
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1					
				員数	外観	寸法	配管	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様性能
その他の 加工施設	放射線管理棟 工場棟 転換工場 工場棟 成型工場 加工棟 成型工場 放射線管理棟	無停電電源装置 改修	①	①②③	①	①	①②③	③	单一	複数	①	①	①④
	付属建物 除染室・分析室 付属建物 第2核燃料倉庫 付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 第1廢棄物処理所 付属建物 第2廢棄物処理所 付属建物 シンク洗浄棟	新設 煙漏水検知警報設備	①	①②⑦	⑦	①	③	—	—	—	①	—	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインダーロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-5-1 その他の加工施設の検査の項目 (2/2)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3										三号※2	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法											
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	仕様性能	面速	材料	遮蔽	
その他の加工施設	屋外	窒素ガス供給配管系統	改造	①	①②③	①	①	①②③	①	单一	複数	①	①	—	①
		水素ガス供給配管系統	改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑤⑥⑧	①	①②③	①	—	—	①	—	—	①
		溢水源供給停止設備 (手動)	新設	①	①②③	①	①	③	①	—	—	①	—	—	①
		溢水源供給停止設備 (自動)	新設	①	①②③⑦	①	①	①②③	①	—	—	①	—	—	①
		付属建物 シリンドラ洗浄棟 貯蔵室(3)	改造	①	①③	—	①	—	—	①	③	—	①	—	①
		付属建物 シリンドラ洗浄棟 沈殿槽室	改造	①	①③	—	①	—	—	①	③	—	①	—	①
		付属建物 原料貯蔵所 UF ₆ シリンドラ秤量器 作業室(1)	改造	①	①③	—	①	—	—	①	③	—	①	—	—
		付属建物 原料貯蔵所 第3核燃料倉庫	改造	①	①②	①	①	①②③	—	①	③	—	①	—	①
		付属建物 原料貯蔵所 分析室	改造	①	①③	—	①	—	—	①	③	—	①	—	①
		付属建物 原料貯蔵所 分析室	改造	①	①③	—	①	—	—	①	③	—	①	—	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

注4：(917)地震インターロックの検出端となる地震計は放射線管理棟、(918)漏水インターロックの検出端となる地震計は工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物シリンドラ洗浄棟及び付属建物第3核燃料倉庫、(920)地震インターロックの検出端となる地震計は工場棟転換工場及び付属建物シリンドラ洗浄棟の内部に設置する。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (1/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
員数	① 員数を目視により確認する。	① 員数が申請内容の通りであること。
外観	① 設備・機器の外観を目視により確認する。 ② 設備・機器の設置状態を目視で確認する。 ③ 所定の安全機能部位が設置されていることを目視で確認する。 ④ ウランが存在する部位へ溢水が浸入しない構造であることを目視により確認する。 ⑤ 設備・機器の所定の位置に被水防護カバーを目視により確認する。 ⑥ 設備・機器の消火水侵入防止機構を目視により確認する。 ⑦ 警報設備の検出端またはILの検出端及び作動端が設置されていることを目視により確認する。 ⑧ 設備・機器に開口部がないことを目視により確認する。なお、液体を取り扱う機器については、通水試験を行い確認する。 ⑨ ウラン溶液液面に対するユーティリティ、排気配管の設置位置を目視により確認する。	① 有害な傷及び変形がないこと。また、外観が申請内容の通りであること。 ② 設備・機器が申請内容の通り床、または機器に取り付けられていること。 ③ 設備・機器が申請内容の通り取り付けられていること。 ④ 溢水、被水が侵入しない構造であること。 ⑤ 設備・機器の被水防護カバーが、申請内容の通り設置されていること。 ⑥ 設備・機器の消火水侵入機構が、申請内容の通り設置されていること。 ⑦ 申請書に記載の系統の通りに設置されていること。 ⑧ 申請内容の通りに開口部がない構造である（漏えいがない）こと。 ⑨ ユーティリティ、排気配管はウラン溶液と接触しない位置に設置されていること。
寸法*	① 外寸（幅、奥行き、高さ）、配管の支持間隔を測定により確認する。 ② 壇高さを測定により確認する。 ③ スペーサ寸法を測定により確認する。 ④ 設備・機器の高さを測定により確認する。 ⑤ オイルパンの寸法（幅、奥行き、高さ）、遮熱板（板厚）の寸法及び設置位置を測定により確認する。 ⑥ 設備・機器のウランの存在高さまたは、開口部の高さを測定により確認する。 ⑦ 液位計の取り付け位置を測定により確認する。 ⑧ ダクトの支持間隔を測定により確認する。	① 寸法が申請内容の通りであること。 (支持間隔は添付説明書一設3-2に基づく) ② 寸法が申請内容の通りであること。 ③ 寸法が申請内容の通りであること。 ④ 高性能エアフィルタ、幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の高さが溢水高さ以上であること。 ⑤ 寸法、設置位置が申請内容のとおりであること。 ⑥ ウランの存在高さまたは開口部の高さが溢水高さ以上であること。 ⑦ 寸法が申請内容の通りであること。 ⑧ 適切な支持間隔であること。（支持間隔は添付説明書一設3-3に基づく）

*品質記録による確認も含む

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
配置	<p>① 設備・機器の配置を目視により確認する。</p> <p>② 設備・機器(堰、防護カバー)の配置を目視により確認する。</p> <p>③ 焼結炉、ロータリーキルンの接地状態を目視により確認する。</p>	<p>① 配置が申請内容の通りであること。</p> <p>② 配置が申請内容の通りであること。</p> <p>③ 焼結炉、ロータリーキルンが申請内容の通り接地されていること。</p>
据付	<p>① 設備・機器を取り付けるボルトの員数を目視により確認する。</p> <p>② 設備・機器を取り付けるボルトの寸法を品質記録または測定機器により確認する。</p> <p>③ ボルトの据付け状態を目視により確認する。</p> <p>④ ボルト、金属カバーの据付け状態を目視により確認する。</p>	<p>① ボルトの員数が申請内容の通りであること。</p> <p>② ボルトの寸法が申請内容の通りであること。</p> <p>③ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。</p> <p>④ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。</p>
系統	<p>① 機器と機器(配管)、または機器と気体廃棄設備との接続を目視により確認する。</p> <p>② 気体廃棄設備の経路を目視により確認する。</p> <p>③ 設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。</p> <p>④ 内部の圧力を測定する。</p> <p>⑤ 機器と窒素ガス予備系統との接続を目視により確認する。</p>	<p>① 申請書内容の通りに接続していること。</p> <p>② 申請書内容の通りに接続していること。</p> <p>③ 非常用電源系統に接続していること。</p> <p>④ 設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧であること。</p> <p>⑤ 申請書内容の通りに接続していること。</p>
単一ユニット	① ユニット寸法に適用されている寸法制限値を測定器により確認する。	① ユニットに適用されている寸法制限値を満足すること。
臨界安全 複数ユニット	<p>① 各ユニットをそれぞれ中心ユニットとして計算した総立体角が許容立体角以下であることを確認する。</p> <p>② ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であること、または、機器図に示された臨界評価上の設計仕様を満足することを確認する。</p> <p>③ 当該ユニットが属する領域と他の領域との最小の表面間距離が必要離隔距離以上であることを確認する。</p>	<p>① 計算した総立体角が許容立体角を満足すること。</p> <p>② 立体角法を適用した場合は、ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であること。 臨界計算コードを適用した場合は、機器図に記載された臨界評価上の設計仕様を満足すること。</p> <p>③ 当該ユニットが属する領域と他の領域との表面間距離が必要離隔距離以上であること。</p>
材料	① 使用材料を品質記録により確認する。	① 材料が申請内容のとおりであること。
面速	① フードボックスを有する機器については、開口部での面速を風速計により測定する。	① 面速が0.5m/sec以上であること。

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (3/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
作動 (保持)	<p>① 定格荷重(模擬荷重)を作用させ目視により動作を確認する。</p>	① 申請内容通りの搬送能力を有し、それが駆動電源断の状態でも維持すること。
作動 (IL)	<p>① 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ② 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ③ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ④ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑤ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑥ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑦ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑧ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑨ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑩ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑪ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑫ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑬ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑭ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑮ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑯ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑰ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。</p>	<p>① インターロック設定値信号を与えた際、加熱が停止すること。 ② インターロック設定値信号を与えた際、給液が停止すること。 ③ インターロック設定値信号を与えた際、扉開(またはフィーダ運転)操作をしても、扉開(またはフィーダ運転)とならないこと。 ④ インターロック設定pH信号を与えた際、ポンプが停止すること。 ⑤ インターロック設定回転数信号を与えた際、ポンプが停止すること。 ⑥ インターロック設定値信号を与えた際、扉が開錠できること。 ⑦ インターロック設定値信号を与えた際、ペレット明替機に焼結ポートが挿入できること。 ⑧ インターロック設定値信号を与えた際、ケーキを供給するポンプが停止すること。 ⑨ インターロック設定値信号を与えた際、水素遮断弁が閉止すること。 ⑩ インターロック設定値信号を与えた際、水素供給弁が閉、窒素供給弁が開となること。 ⑪ インターロック設定値信号を与えた際、屋外窒素供給弁が開となること。 ⑫ インターロック設定値信号を与えた際、スクリューフィーダ及び充填装置が停止すること。 ⑬ インターロック設定値信号(排気ファン停止)を与えた際、給気ファンが停止する(または起動できない)こと。 ⑭ インターロック設定値信号を与えた際、助燃用プロパンガスの供給が停止すること。 ⑮ インターロック設定値信号を与えた際、工業用水遮断弁、水道水遮断弁、及び蒸気遮断弁が閉止すること。 ⑯ インターロック設定値信号を与えた際、送液ポンプが停止すること。 ⑰ インターロック設定値信号を与えた際、灯油供給弁が閉止すること。</p>

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法（4/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準
作動（他）	① 電源断もしくは信号断により動作を確認する。 ② 設定値を実信号または模擬信号で入力し確認する。 ③ 設備・機器の消火水侵入防止機構の動作を確認する。 ④ 商用電源の模擬停電後、無停電電源装置及び非常用ディーゼル発電機に接続している設備・機器が作動することを確認する。	① 動作が申請の内容の通りであること。 ② 警報設定値信号を与えた際、警報が吹鳴すること。 ③ 設備・機器の消火水侵入機構が閉止すること。 ④ 無停電電源装置及び非常用ディーゼル発電機に接続している設備・機器が作動すること。
仕様上求められる性能	① 第1種管理区域の圧力を測定する。 ② 廃棄能力を品質記録により確認する。 ③ 高性能エアフィルタ単体の捕集効率を品質記録により確認する。 ④ ダクトのシール施工を品質記録により確認する。 ⑤ 電圧及び周波数を試験にて確認する。	① 第1種管理区域内の圧力が申請内容の通りであること。 ② 廃棄能力が申請内容の通りであること。 ③ 捕集効率は99.97%以上であること ④ ダクトのシール施工が申請内容の通りであること。 ⑤ 電圧が±10%、周波数が±5%以内の範囲に収まっていること。
品質マネジメントシステムに係る検査	① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

表 2-6-2 撤去する設備・機器の検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準
外観	⑩ 設備・機器(配管・排気系統を含む)が撤去され、排気の閉止措置が行われていることを目視により確認する。 ⑪ 設備・機器が撤去され、閉止措置が行われていることを目視により確認する。また、撤去後の地面が整地され、床表面が樹脂系塗料で塗装されていることを目視により確認する。	⑩ 撤去設備・機器(配管・排気系統を含む)について、当該機器が撤去され、排気の閉止措置がされていること。 ⑪ 撤去設備・機器について、当該機器が撤去され、閉止措置がされていること。撤去後の床表面が樹脂系塗料で塗装されていること。
品質マネジメントシステムに係る検査	① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

追表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4) (5 次)

検査の項目	検査の方法	判定基準
寸法 ^{*1}	① 外寸（幅、奥行き、高さ）、配管の支持間隔を測定により確認する。 ② 壁高さを測定により確認する。 ③ 耐圧部位（胴板、鏡板厚さ）の寸法を測定により確認する。 ④ 落下防止構造の寸法（板厚他）を測定により確認する。 ⑤ オイルパンの寸法（幅、奥行き、高さ）、遮熱板（板厚）の寸法及び設置位置を測定により確認する。 ⑥ 設備・機器のウランの存在高さまたは、開口部の高さを測定により確認する。 ⑦ 液位計の取り付け位置を測定により確認する。 ⑧ ダクトの支持間隔を測定により確認する。	① 寸法が申請内容の通りであること。 ② 寸法が申請内容の通りであること。 ③ 寸法が申請内容の通りであること。 ④ 寸法が申請内容の通りであること。 ⑤ 寸法、設置位置が申請内容のとおりであること。 ⑥ ウランの存在高さまたは開口部の高さが溢水高さ以上であること。 ⑦ 寸法が申請内容の通りであること。 ⑧ 適切な支持間隔であること。
配置	① 設備・機器の配置を目視により確認する。 ② UF ₆ を正圧で取り扱う機器の設置場所を目視により確認する。 ③ 設備・機器（壁、防護カバー含む）の配置を目視により確認する。	① 配置が申請内容の通りであること。 ② UF ₆ を正圧で取り扱う機器が申請内容の通りに設置されていること。 ③ 配置が申請内容の通りであること。
据付	① 設備・機器を取り付けるボルトの員数を目視により確認する。 ② 設備・機器を取り付けるボルトの寸法を品質記録または測定により確認する。 ③ ボルトの据付け状態を目視により確認する。	① ボルトの員数が申請内容の通りであること。 ② ボルトの寸法が申請内容の通りであること。 ③ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
系統	① 機器と機器（配管）、または機器と気体廃棄設備との接続を目視により確認する。 ② 気体廃棄設備の経路を目視により確認する。 ③ 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側ケーブルを切り離していること、新設非常用ディーゼル発電機に負荷系統が接続していることを目視により確認する ④ 設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。	① 申請書内容の通りに接続していること。 ② 申請書内容の通りに接続していること。 ③ 申請内容通りの切り離し/接続していること。 ④ 非常用電源系統に接続していること。
臨界安全	单一ユニット	① ユニットに適用されている寸法制限値を満足していることを確認する。
	複数ユニット	① 各ユニットをそれぞれ中心ユニットとして計算した総立体角が許容立体角以下であることを確認する。 ② 単一ユニット間の表面間距離が30.5 cm以上であることを確認する。
*1 品質記録による確認も含む		

追表 2-1-1 (5 次) その他の加工施設の検査の項目

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項※3								二号 ※1				三号※2		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ※1				二号 ※1				三号※2		
				具数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	臨界安全	仕様 性能	面速	保持	作動性	IL	他
その他の 加工施設	付属建物 発電機室	非常用ディーゼル発電機 改造		①	①②③	①⑥	①	①②③	③	—	—	遮蔽	材料	材料	保持	作動性	IL	他

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

注4：「切替配電盤」に関する検査を示す。

注5：5次申請で次回以降申請としていた検査を示す。(本申請書の「追表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4) (5次)」参照)

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 参照

3. 加工施設の性能検査

本申請及び既認可の分割申請における加工施設の性能検査（旧加工規則第三条の六の四号に基づく加工施設の性能検査を含む）として、商用電源喪失を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の総合負荷試験を実施する。加工施設の安全機能として安全を確保するうえで重要な機能として、非常用ディーゼル発電機が発動し、非常用電源系統に接続されている各設備・機器が正常に作動すること、並びに最終バウンダリである第1種管理区域を設定する建物の負圧が維持されること、を確認するものとする。性能検査（非常用ディーゼル発電機の負荷対象か否かの確認を含む）の対象は先行申請含め全ての建物・構築物及び設備・機器である。

表3-1に検査の方法、判定基準を示す。

表3-1 性能検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準
性能検査	商用電源を模擬停電後、非常用ディーゼル発電機を起動させ、非常用電源系統に接続されている設備・機器が作動し、第1種管理区域を有する建物の負圧が維持されることを確認する。	非常用ディーゼル発電機が起動し、非常用電源系統に接続されている各設備・機器が正常に作動するとともに、第1種管理区域を有する建物の負圧が大気圧以下であること。

I - 3 添付図面

I - 3 - 1 添付図面（建物）

～ 貯蔵施設

- 図へ建-1-1 敷地内建物配置図
- 図へ建-1-2(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)
- 図へ建-1-2(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階)
- 図へ建-1-3 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図
- 図へ建-1-4 付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係
- 図へ建-1-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係
- 図へ建-1-6(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階)
- 図へ建-1-6(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(2階)
- 図へ建-1-7 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図
- 図へ建-1-8(1/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1階)
- 図へ建-1-8(2/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
- 図へ建-1-8(3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(R階)
- 図へ建-1-9 付属建物 第3核燃料倉庫 建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固縛概要図
- 図へ建-1-10 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン
- 図へ建-1-11(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)
- 図へ建-1-11(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階)
- 図へ建-1-12 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図
- 図へ建-1-13 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
- 図へ建-1-14 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
- 図へ建-1-15 (1/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)
- 図へ建-1-15 (2/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
- 図へ建-1-15 (3/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
- 図へ建-1-15 (4/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
- 図へ建-1-15 (5/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
- 図へ建-1-15 (6/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
- 図へ建-1-15 (7/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
- 図へ建-1-15 (8/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)

図へ建－1－15 (9/10)	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図へ建－1－15 (10/10)	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(10)
図へ建－1－16 (1/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)
図へ建－1－16 (2/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
図へ建－1－16 (3/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
図へ建－1－16 (4/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図へ建－1－16 (5/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
図へ建－1－16 (6/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
図へ建－1－16 (7/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
図へ建－1－16 (8/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)
図へ建－1－16 (9/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図へ建－2－1	付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図
図へ建－2－2	付属建物 第3核燃料倉庫 2階 平面図
図へ建－2－3	付属建物 第3核燃料倉庫 屋根伏図
図へ建－2－4	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図(東側、西側)
図へ建－2－5	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図(南側、北側)
図へ建－2－6	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(1/2)
図へ建－2－7	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(2/2)
図へ建－2－8	付属建物 第3核燃料倉庫 杣及び基礎及び1階伏図
図へ建－2－9	付属建物 第3核燃料倉庫 2階 梁伏図
図へ建－2－10	付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏図
図へ建－2－11	付属建物 第3核燃料倉庫 R階 小屋伏図
図へ建－2－12	付属建物 第3核燃料倉庫 A,B通り 軸組図
図へ建－2－13	付属建物 第3核燃料倉庫 C,D通り 軸組図
図へ建－2－14	付属建物 第3核燃料倉庫 1,4通り 軸組図
図へ建－2－15	付属建物 第3核燃料倉庫 5,6,7,8通り 軸組図
図へ建－3－1	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図
図へ建－3－2	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図
図へ建－3－3	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 立面図

図へ建-3-4	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 断面図
図へ建-3-5	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図
図へ建-3-6	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R階 梁伏図
図へ建-3-7	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 A通り 軸組図
図へ建-3-8	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り 軸組図
図へ建-3-9	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1, 2, 3通り 軸組図
図へ遮-1	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物1階平面)
図へ遮-2	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物2階平面)
図へ遮-3	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面)
図へ遮-4	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物平面)
図へ遮-5	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物立面)

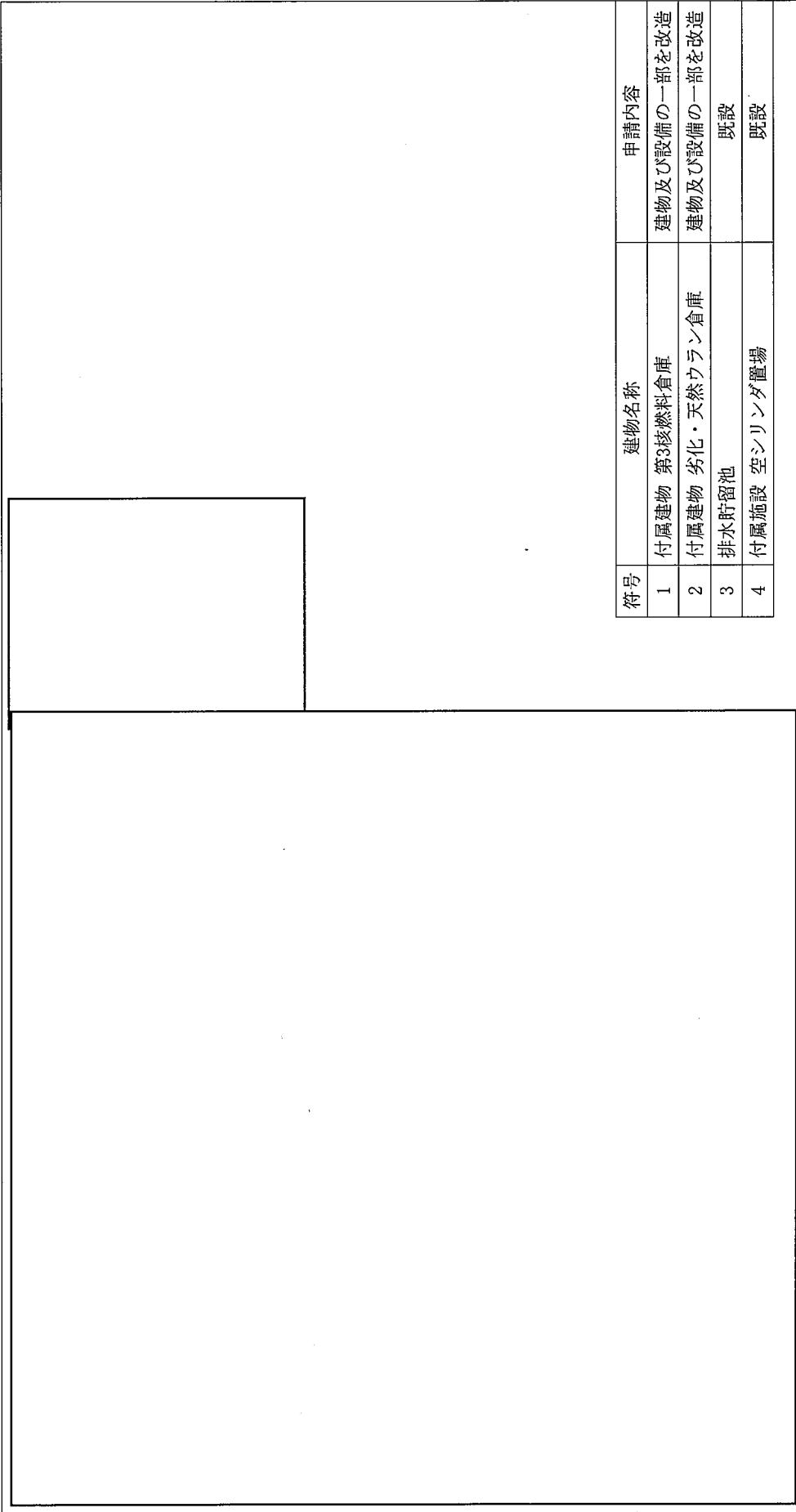
ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	排水貯留池(1) 詳細図
図ト建-2	排水貯留池(2) 詳細図

リ その他の加工施設

図リ建-1	付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図
図リ非-1-1	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫 1階)
図リ非-1-2	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫 2階)
図リ非-1-3	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-2-1	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (第3核燃料倉庫 1階)
図リ非-2-2	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (第3核燃料倉庫 2階)
図リ非-2-3	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-3-1	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第3核燃料倉庫 1階)
図リ非-3-2	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第3核燃料倉庫 2階)
図リ非-3-3	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-4-1	消防設備 屋外消火栓配置図(1)
図リ非-4-2	消防設備 屋外消火栓配置図(2)
図リ非-4-3	第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート
図リ非-4-4	劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート
図リ非-4-5	消防設備 防火水槽配置図
図リ非-4-5-1	消防設備 防火水槽(1)(2) 平面図、断面図
図リ非-4-5-2	消防設備 防火水槽(3)(4) 平面図、断面図

- 図リ非-4-6 消火設備 可搬消防ポンプ配置図
- 図リ非-4-6-1 消火設備 可搬消防ポンプ詳細図
- 図リ非-4-7 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫1階)
- 図リ非-4-8 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫2階)
- 図リ非-4-9 消火設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)
- 図リ非-5-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図
(第3核燃料倉庫1階)
- 図リ非-5-2 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図
(第3核燃料倉庫2階)
- 図リ非-6 非常用設備配置図
- 図リ電建-1 付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図



符号	建物名称	申請内容
1	付属建物 第3核燃料倉庫	建物及び設備の一部を改造
2	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	建物及び設備の一部を改造
3	排水貯留池	既設
4	付属施設 空シリソダ置場	既設

凡例	敷地内建物配置図		
	申請する建物及び施設		
	敷地境界		
	周辺監視区域境界		
	立入制限区域		
	図番	図へ建-1-1	—

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)
圖 番	図へ建-1-2(1/2) 第3核燃料倉庫

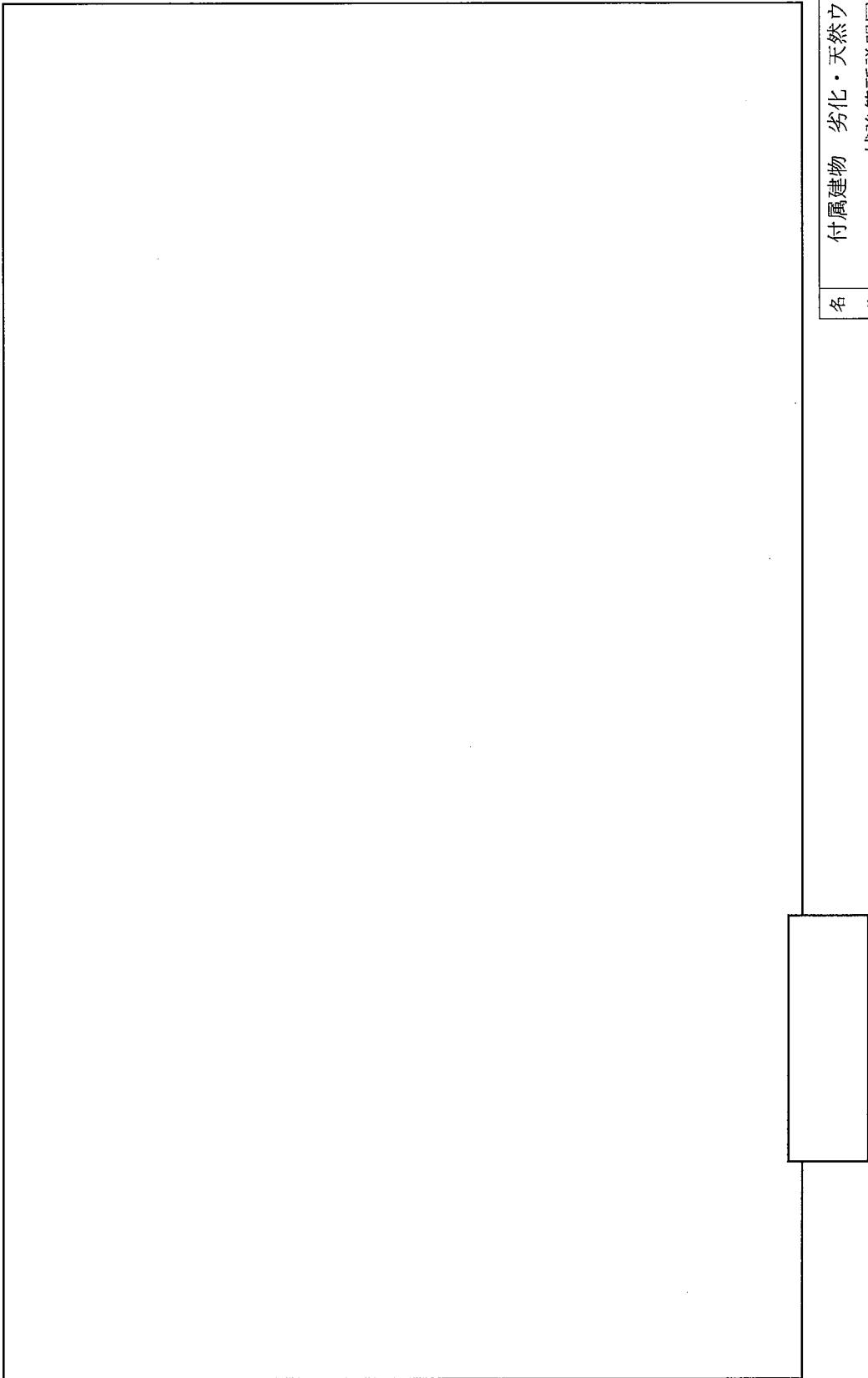
- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
注2) 龍巻対策のための工事を青字青囲いで示す
注3) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階)
図 番	図へ建-1-2(2/2) 第3核燃料倉庫

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
注2) 龍巻対策のための工事を青字青囲いで示す
注3) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図
図 番	図へ建ー1-3 劣化・天然ウラン倉庫

注1) 図中の番号は工事番号を示す
注2) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す



建物 名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐竜巻	火災	航空機落水火災	遮蔽
第3核燃料倉庫	a. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止のために、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)及び更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設する。	—	—	○ (内部)	—	—
	b. 鉄扉補強	耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により補強する。	—	○	○ (内部)	—	—
	c. 鉄扉交換	耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たに交換する。	—	○	○ (内外部)	—	—
	d. 鉄扉新設	耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存シャッタ及び本体2階の既存ドアを撤去し、鍛扉(SD-31, SD-33)を新設する。	—	○	○ (内外部)	—	—
	e. 鋼板新設	内部火災による延焼防止のために、本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)境界の既存ドアを撤去し、鍛扉を新設する。 耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の非管理区画の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。	—	—	○ (内部)	—	—

凡例

○ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注)耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係
図 番	図へ建-1-4 付属建物 第3核燃料倉庫

建物 名称	工事番号及び工事名称	工事の方法						工事の主目的・影響評価			
		耐震	耐竜巻	火災	航空機降下火災	遮蔽	臨界				
劣化 ウラン・ 天然 倉庫	a. 鉄扉補強	耐竜巻性能向上を目的に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の既存 鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄扉補強材により 補強する。	—	◎	○ (内外部)	—	—	—	—	—	—

凡例

◎ : 工事の目的
○ : 影響評価をしている項目

注)耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係
図 番	図へ建-1-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例	：建物の境界
—	：第1種管理区域
	：第2種管理区域
	付属建物 管理区域区分図（1階）
	付属建物 第3核燃料倉庫
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	図へ建-1-6 (1/2)

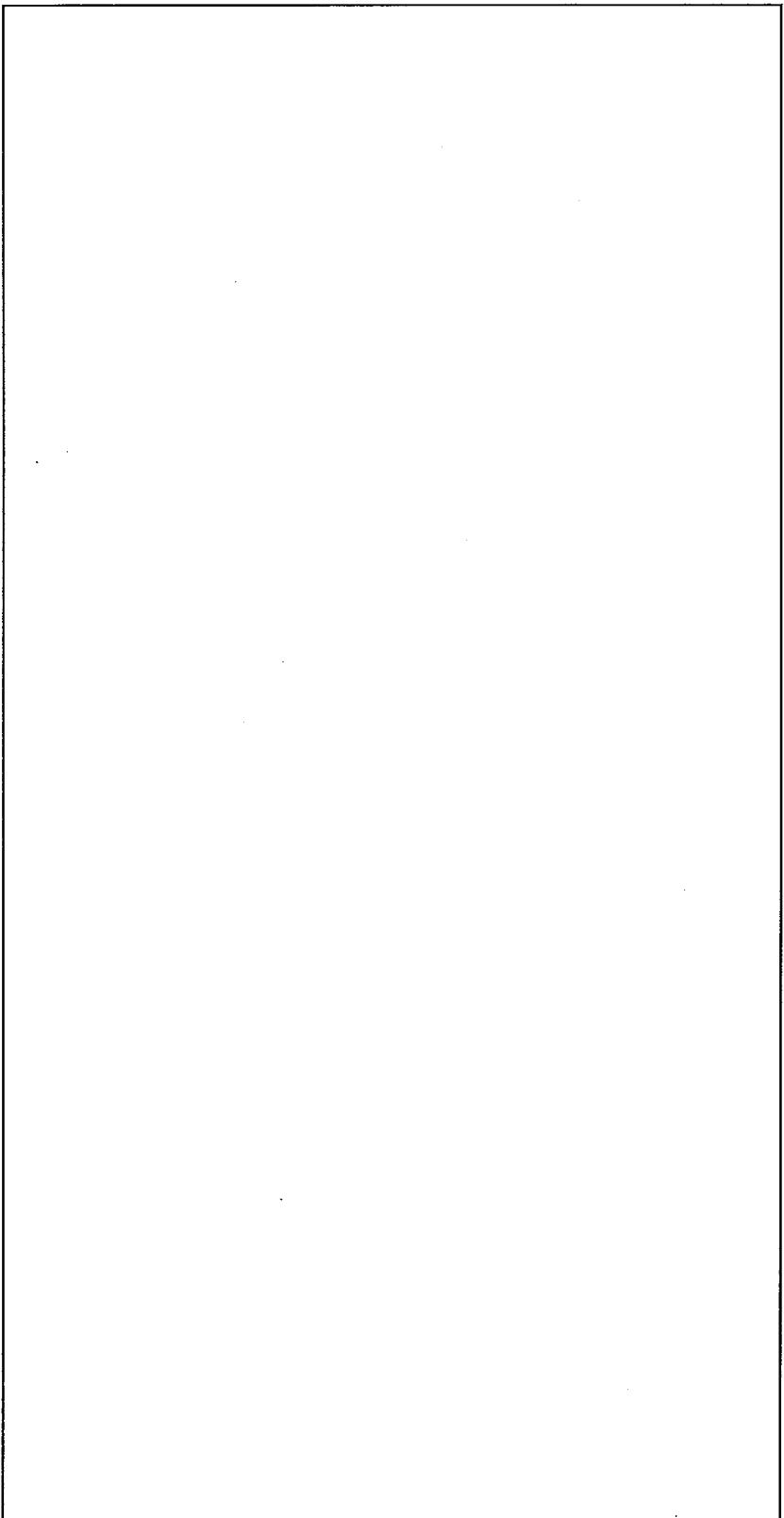
凡例	<input checked="" type="checkbox"/>	：吹抜け
	<input type="checkbox"/>	：建物の境界
	<input type="checkbox"/>	：第1種管理区域
	<input type="checkbox"/>	：出入管理装置設置位置

名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫
管 理 区 域 分 図 番 号	管理区域分図	付属建物
出 入 管 理 装 置 設 置 位 置	出入口位置	劣化・天然ウラン倉庫

- 凡例
- : 建物の境界
 - : 第2種管理区域
 - : 出入管理装置設置位置

凡例	付属建物 第3核燃料倉庫
----- : 龍巻防護ライン	付属建物 第3核燃料倉庫
SD : 鉄扉	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	図へ建-1-8 (1/3)

注) 龍巻防護ライン上の鉄扉はF3電巻で耐える設計とする



凡例

---- : 龍巻防護ライン
SD : 鋼扉

注) 龍巻防護ライン上の鋸扉はF3巻で耐える設計とする

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	鉄扉配置及び龍巻防護ライン (2階) 図へ建-1-8 (2/3)
	付属建物 第3核燃料倉庫

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン (R階)
図 番	図へ建-1-8 (3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
 — : 勾配
 - - - : 竜巻防護ライン (屋根部)
 ▨ : 竜巻防護ライン (屋根部)

		付属建物 第3核燃料倉庫
名 称	建具表及び新設鋳鋼、鉄扉補強、ガラリ固縛概要図	
図 番	図へ建-1-9	付属建物 第3核燃料倉庫

補強材(ランス落とし) : 角棒

			単位 : mm
名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫	
図 番	図へ建-1-10	付属建物	付属建物
		劣化・天然ウラン倉庫	

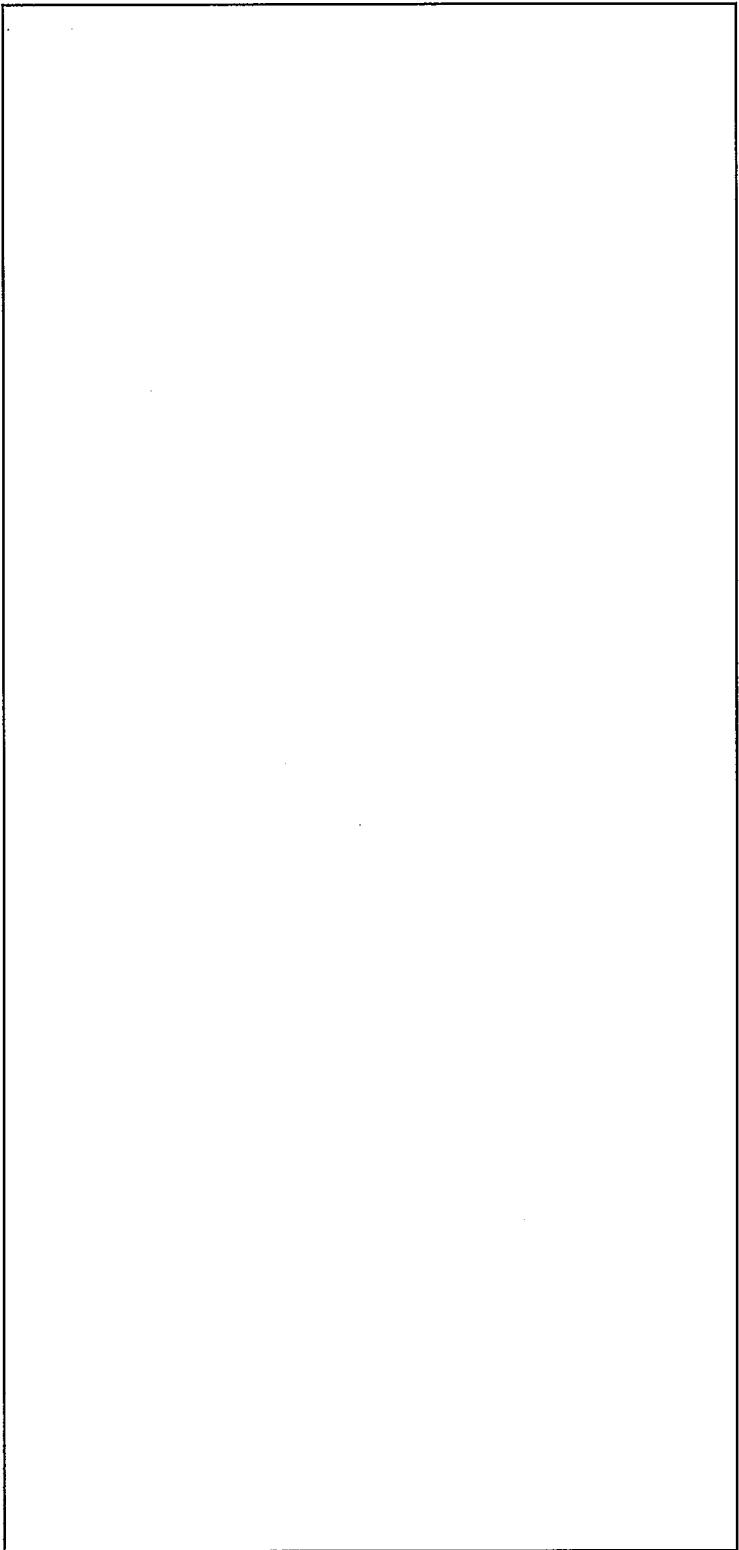
凡例
 : 竜巻防護ライン
 : 鉄扉
注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする
注2) 屋根部も竜巻防護ラインとする

SD : 鉄扉
 : 竜巻防護ライン

			単位 : mm
名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫	
図 番	図へ建-1-10	付属建物	付属建物
		劣化・天然ウラン倉庫	

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)
図 番	図へ建-1-11(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
--- : 火災区域



名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階)
図 番	図へ建-1-11(2/2) 第3核燃料倉庫

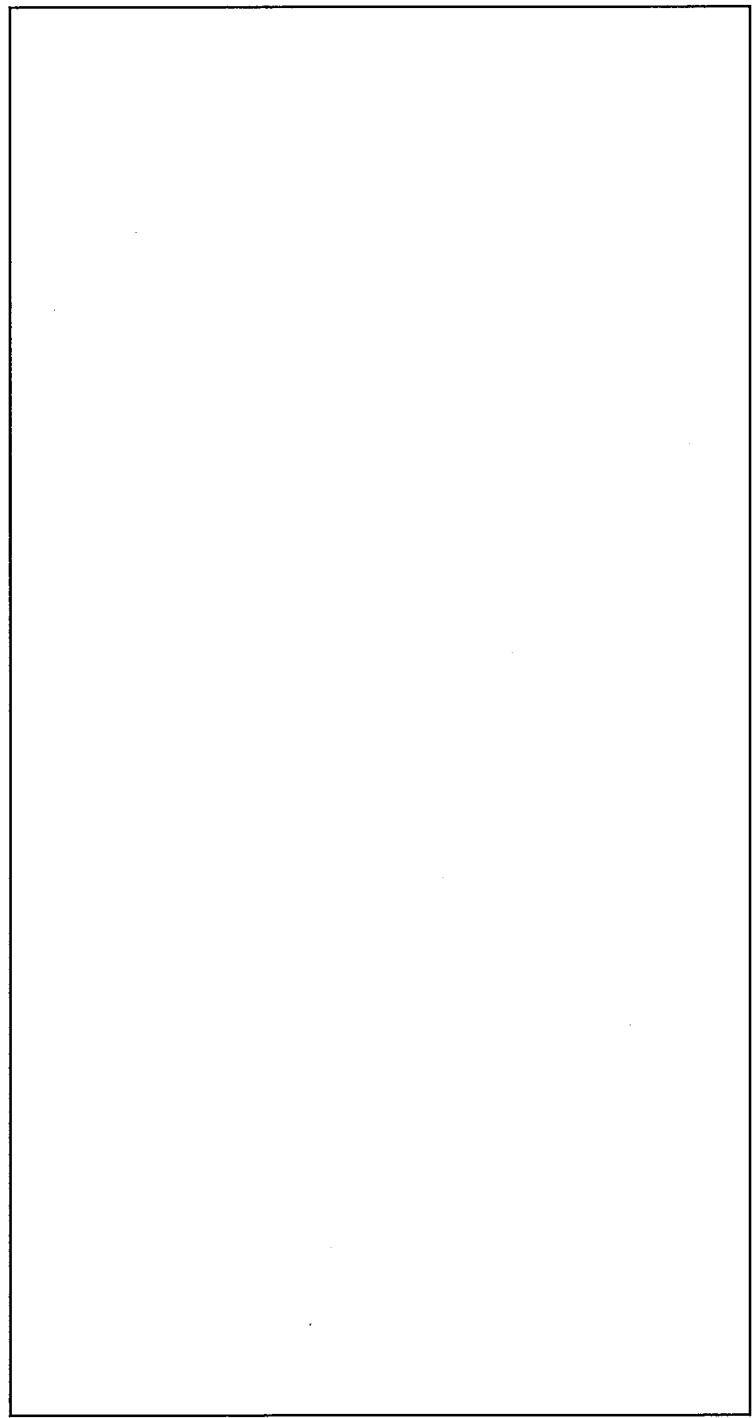
注) 括弧は共通の火災区域であることを示す。

凡例

— — : 火災区域
□ : 吹抜け

名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫
図 番	図へ建-1-12	火災区域図
		付属建物
		劣化 天然ウラン倉庫

凡例
■ 火災区域



建物名称	火災区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)	
			壁(主寸法)	屋根/天井 床
第3核燃料倉庫 (前室を除く)	R1	東		
		西		
		南		
		北		
第3核燃料倉庫 (前室)	R2	東		
		西		
		南		
		北		

名	付属建物 第3核燃料倉庫
称	火災区域毎の材料及び厚さ一覧
図番	図～建-1-13 第3核燃料倉庫

注1) RC(コンクリート)を示す
 注2) 全ての鉄扉及びシャッタは1.5mm以上の鋼板

建物名称	火災区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		
			壁(主寸法)	屋根/天井	床
劣化・天然ウラン倉庫		東			
		西			
V		南			
		北			

注1) RC(コンクリート)を示す
注2) 全ての鉄扉及びシャッタは1.5mm以上の鋼板

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
火災区域毎の材料及び厚さ一覧	
図 番	図へ建-1-14 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

<p>敷地外：三菱マテリアル株式会社 LPガス貯蔵設備、高压ガス貯蔵所(第二種貯蔵所) (容器管理棟から228m離隔)</p> <p>敷地外：ニューエクリア・デペロップメント株式会社 危険物屋外タンク貯蔵所 (評価対象建物から100m以上離隔)</p> <p>◆ : 水素供給設備隔壁</p> <p>□ : 水素供給設備隔壁</p>																															
<p>タンクローリーの経路及び火災評価時の場所(※1 参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参照図面</th> <th>経路</th> <th>火災評価時の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図へ建-1-15(3/10)</td> <td>—</td> <td>危険物置外タンク貯蔵所(1)</td> </tr> <tr> <td>(2) 図へ建-1-15(4/10)</td> <td>—</td> <td>危険物置外タンク貯蔵所(2)</td> </tr> <tr> <td>(3) 図へ建-1-15(5/10)</td> <td>—</td> <td>危険物置外タンク貯蔵所(3)</td> </tr> <tr> <td>(4) 図へ建-1-15(6/10)</td> <td>—</td> <td>高压ガス貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>(5) 図へ建-1-15(7/10)</td> <td>A重油用タンクローリーの経路</td> <td>A重油用タンクローリー(12kL以下)の火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(6) 図へ建-1-15(8/10)</td> <td>灯油用タンクローリーの経路</td> <td>灯油用タンクローリー(4t以下)の火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(7) 図へ建-1-15(9/10)</td> <td>液化アンモニアローリーの経路</td> <td>液化アンモニアローリー(10t)の火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(8) 図へ建-1-15(10/10)</td> <td>LPガスローリーの経路</td> <td>LPガスローリー(5t)の火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(9) —</td> <td>—</td> <td>タンクローリー</td> </tr> </tbody> </table>		参照図面	経路	火災評価時の場所	(1) 図へ建-1-15(3/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(1)	(2) 図へ建-1-15(4/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(2)	(3) 図へ建-1-15(5/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(3)	(4) 図へ建-1-15(6/10)	—	高压ガス貯蔵所	(5) 図へ建-1-15(7/10)	A重油用タンクローリーの経路	A重油用タンクローリー(12kL以下)の火災評価時の場所	(6) 図へ建-1-15(8/10)	灯油用タンクローリーの経路	灯油用タンクローリー(4t以下)の火災評価時の場所	(7) 図へ建-1-15(9/10)	液化アンモニアローリーの経路	液化アンモニアローリー(10t)の火災評価時の場所	(8) 図へ建-1-15(10/10)	LPガスローリーの経路	LPガスローリー(5t)の火災評価時の場所	(9) —	—	タンクローリー
参照図面	経路	火災評価時の場所																													
(1) 図へ建-1-15(3/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(1)																													
(2) 図へ建-1-15(4/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(2)																													
(3) 図へ建-1-15(5/10)	—	危険物置外タンク貯蔵所(3)																													
(4) 図へ建-1-15(6/10)	—	高压ガス貯蔵所																													
(5) 図へ建-1-15(7/10)	A重油用タンクローリーの経路	A重油用タンクローリー(12kL以下)の火災評価時の場所																													
(6) 図へ建-1-15(8/10)	灯油用タンクローリーの経路	灯油用タンクローリー(4t以下)の火災評価時の場所																													
(7) 図へ建-1-15(9/10)	液化アンモニアローリーの経路	液化アンモニアローリー(10t)の火災評価時の場所																													
(8) 図へ建-1-15(10/10)	LPガスローリーの経路	LPガスローリー(5t)の火災評価時の場所																													
(9) —	—	タンクローリー																													
<p>※ 1:水素トレーラの経路については図へ建-1-15(2/10)を参照のこと</p> <p>注) 灯油用タンクローリーの経路は、事業許可で定めた経路よりも更に加工施設から離れた経路に見直した。 先行申請の経路はより安全側の評価条件であり、先行申請の評価見直しは不要である。</p>																															
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>付属建物 第3核燃料倉庫</td> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>図へ建-1-15(1/10)</td> </tr> <tr> <td>付 属 建 物</td> <td>外部火災、爆発の影響評価(1)</td> </tr> <tr> <td>核 燃 料 倉 庫</td> <td>付属建物</td> </tr> </table>		名 称	付属建物 第3核燃料倉庫	番 号	図へ建-1-15(1/10)	付 属 建 物	外部火災、爆発の影響評価(1)	核 燃 料 倉 庫	付属建物																						
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫																														
番 号	図へ建-1-15(1/10)																														
付 属 建 物	外部火災、爆発の影響評価(1)																														
核 燃 料 倉 庫	付属建物																														

名 称 図 番	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響範囲(2) 図へ建-1-15(2/10)	付属建物 第3核燃料倉庫	

(1) 危険物屋外タンク貯蔵所 (1) 油種名 : A重油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1 : 排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいか、
保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2 : 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として
評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
図 番	図へ建-1-15(3/10) 第3核燃料倉庫

(2) 危険物屋外タンク貯蔵所 (2) 油種名 : 灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位

① 第3核燃料倉庫				_____

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1 : 排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいたが、
保守的に壁厚さが最も薄い[]である排気塔で評価した。

*2 : 鋼扉の板厚は保守的に全て鋼板[]として
評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図 番	図へ建-1-15(4/10) 付属建物 第3核燃料倉庫

(3) 危険物屋外タンク貯蔵所(3) 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫		

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいため、
保守的に壁厚さが最も薄い、□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として
評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
図 番	図へ建-1-15(5/10)

(4) 高圧ガス製造所 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	評価対象部位
			厚さ(mm)
① 第3核燃料倉庫			—

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいか、
保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として
評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
図 番	図へ建-1-15(6/10)

(5) A重油用タンクローリ 油種名：A重油			
	対象建物	距離(m)	評価対象部位
①	第3核燃料倉庫	_____	_____

注)対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいかが、
保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として評価した。

なお、評価部位に鋼板□があるが、
□を用いて評価しました。
□より

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
図 番	図へ建-1-15(7/10)

付属建物
第3核燃料倉庫

(6) 灯油用タンクローリ 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
				—
① 第3核燃料倉庫				—

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいかが、保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として評価した。

なお、評価部位に鋼板□があるが、□は、□より□を用いて評価した。

名	付属建物 第3核燃料倉庫
称	外部火災、爆発の影響評価(8)
図番	図へ建-1-15(8/10)

付属建物	第3核燃料倉庫
外部火災、爆発の影響評価(8)	
図番	図へ建-1-15(8/10)

付属建物	第3核燃料倉庫
外部火災、爆発の影響評価(8)	
図番	図へ建-1-15(8/10)

(7) 液化アンモニアローリ 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象		評価対象部位
		厚さ(mm)	――	
① 第3核燃料倉庫	――	――	――	――

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいかが、保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図 番	図へ建-1-15 (9/10) 第3核燃料倉庫

(8) LPガスローリー 油種名：液化プロパンガス

対象建物	距離(m)	評価対象		評価対象部位
		厚さ(mm)	—	
① 第3核燃料倉庫	—	—	—	—

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいため、
保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として

評価した。

なお、評価部位に鋼板□があるが、
□を用いて評価した。

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(10)	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	図へ建-1-15(10/10)	第3核燃料倉庫

<p>敷地外：三菱マテリアル株式会社 LPガス貯蔵設備、高圧ガス貯蔵所(第二種貯蔵所) (容器管理規から228m離隔)</p> <p>敷地外：ニユーカリア・ペロップメント株式会社 危険物屋外タンク貯蔵所 (評価対象建物から109m以上離隔)</p> <p>◆ : 水素供給設備障壁</p>																															
<p>タンクローリーの経路及び火災評価時の場所(※1 参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参照図面</th> <th>経路</th> <th>火災評価時の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図へ建-1-16(3/9)</td> <td>—</td> <td>危険物量がタンク貯蔵所(1)</td> </tr> <tr> <td>(2) —</td> <td>—</td> <td>危険物量がタンク貯蔵所(2)</td> </tr> <tr> <td>(3) 図へ建-1-16(4/9)</td> <td>—</td> <td>危険物量がタンク貯蔵所(3)</td> </tr> <tr> <td>(4) 図へ建-1-16(5/9)</td> <td>—</td> <td>高压ガス製造所</td> </tr> <tr> <td>(5) 図へ建-1-16(6/9)</td> <td>—</td> <td>石油用タンクローリーの経路 火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(6) 図へ建-1-16(7/9)</td> <td>石油用タンクローリーの経路</td> <td>石油用タンクローリー(1t以下)の 火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(7) 図へ建-1-16(8/9)</td> <td>液化アンモニアローリーの経路</td> <td>液化アンモニアローリー(1t)の 火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(8) 図へ建-1-16(9/9)</td> <td>LPガスローリーの経路</td> <td>LPガスローリー(3t)の 火災評価時の場所</td> </tr> <tr> <td>(9) —</td> <td>—</td> <td>タンクローリー</td> </tr> </tbody> </table>		参照図面	経路	火災評価時の場所	(1) 図へ建-1-16(3/9)	—	危険物量がタンク貯蔵所(1)	(2) —	—	危険物量がタンク貯蔵所(2)	(3) 図へ建-1-16(4/9)	—	危険物量がタンク貯蔵所(3)	(4) 図へ建-1-16(5/9)	—	高压ガス製造所	(5) 図へ建-1-16(6/9)	—	石油用タンクローリーの経路 火災評価時の場所	(6) 図へ建-1-16(7/9)	石油用タンクローリーの経路	石油用タンクローリー(1t以下)の 火災評価時の場所	(7) 図へ建-1-16(8/9)	液化アンモニアローリーの経路	液化アンモニアローリー(1t)の 火災評価時の場所	(8) 図へ建-1-16(9/9)	LPガスローリーの経路	LPガスローリー(3t)の 火災評価時の場所	(9) —	—	タンクローリー
参照図面	経路	火災評価時の場所																													
(1) 図へ建-1-16(3/9)	—	危険物量がタンク貯蔵所(1)																													
(2) —	—	危険物量がタンク貯蔵所(2)																													
(3) 図へ建-1-16(4/9)	—	危険物量がタンク貯蔵所(3)																													
(4) 図へ建-1-16(5/9)	—	高压ガス製造所																													
(5) 図へ建-1-16(6/9)	—	石油用タンクローリーの経路 火災評価時の場所																													
(6) 図へ建-1-16(7/9)	石油用タンクローリーの経路	石油用タンクローリー(1t以下)の 火災評価時の場所																													
(7) 図へ建-1-16(8/9)	液化アンモニアローリーの経路	液化アンモニアローリー(1t)の 火災評価時の場所																													
(8) 図へ建-1-16(9/9)	LPガスローリーの経路	LPガスローリー(3t)の 火災評価時の場所																													
(9) —	—	タンクローリー																													
<p>※1:水素トレーラーの経路については図へ建-1-16(2/9)を参照のこと</p> <p>注) 石油用タンクローリーの経路は、事業許可で定めた経路よりも更に加工施設から離れた経路に見直した。 先行申請の経路はより安全側の評価条件であり、先行申請の評価見直しは不要である。</p>																															
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図へ建-1-16(1/9)</td> </tr> <tr> <td>付 属 建 物</td> <td>劣化・天然ウラン倉庫</td> </tr> </table>		名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)	図 番	図へ建-1-16(1/9)	付 属 建 物	劣化・天然ウラン倉庫																								
名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)																														
図 番	図へ建-1-16(1/9)																														
付 属 建 物	劣化・天然ウラン倉庫																														

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)	付属建物	付属建物 劣化 天然ウラン倉庫
図 番	図へ建ー1ー16(2/9)		

(1) 危険物屋外タンク貯蔵所(1) 油種名 : A重油

	対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
②	劣化・天然ウラン 倉庫			—	
				—	

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照
*1: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [] として
評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
図 番	図へ建-1-16(3/9)

付属建物 劣化 天然ウラン倉庫

(3) 危険物屋外タンク貯蔵所 (3) 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 変化・天然ウラン 倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照
*1 : 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [] として
評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図 番	図へ建-1-16(4/9)

(4) 高圧ガス製造所 油種名：液化アンモニア				
対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン 倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照
 *1: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [] として
 評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
図 番	図へ建-1-16 (5/9)

(5) A重油用タンクローリ 油種名：A重油

対象部位	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
			—	—
② 劣化・天然ウラン 倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 として
評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
図 番	図へ建-1-16 (6/9)

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 変化・天然ラン 倉庫				

(6) 灯油用タンクローリ 油種名 : 灯油
 注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照
 *1: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [] として
 評価した。

名 称	付属建物 変化・天然ラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
図 番	図へ建-1-16 (7/9)

(7) 液化アンモニアローリ 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
				——
② 液化・天然ウラン 倉庫				——

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照
*1: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [] として
評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)
図 番	図へ建-1-16(8/9)

(8) LPガスローリ 油種名：液化プロパンガス

	対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
②	劣化・天然ウラン 倉庫			—	
				—	

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 として評価した。

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図 番	図へ建-1-16 (9/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

主要な構造材	柱, 梁	付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図	単位: mm
	屋根, 壁		

注1) SDは鉄扉を示す
注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 第3核燃料倉庫)」を参照

凡例
* : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える



凡例
□ : 吹抜け
* : F1竪卷で損傷しない、且つF3竪卷で耐える

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	2階 平面図
図 番	付属建物 第3核燃料倉庫

			単位 : mm
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 屋根伏図		
図 番	図～建-2-3	付属建物 第3核燃料倉庫	

凡例
→ : 勾配
注) 屋根には防水層を設置



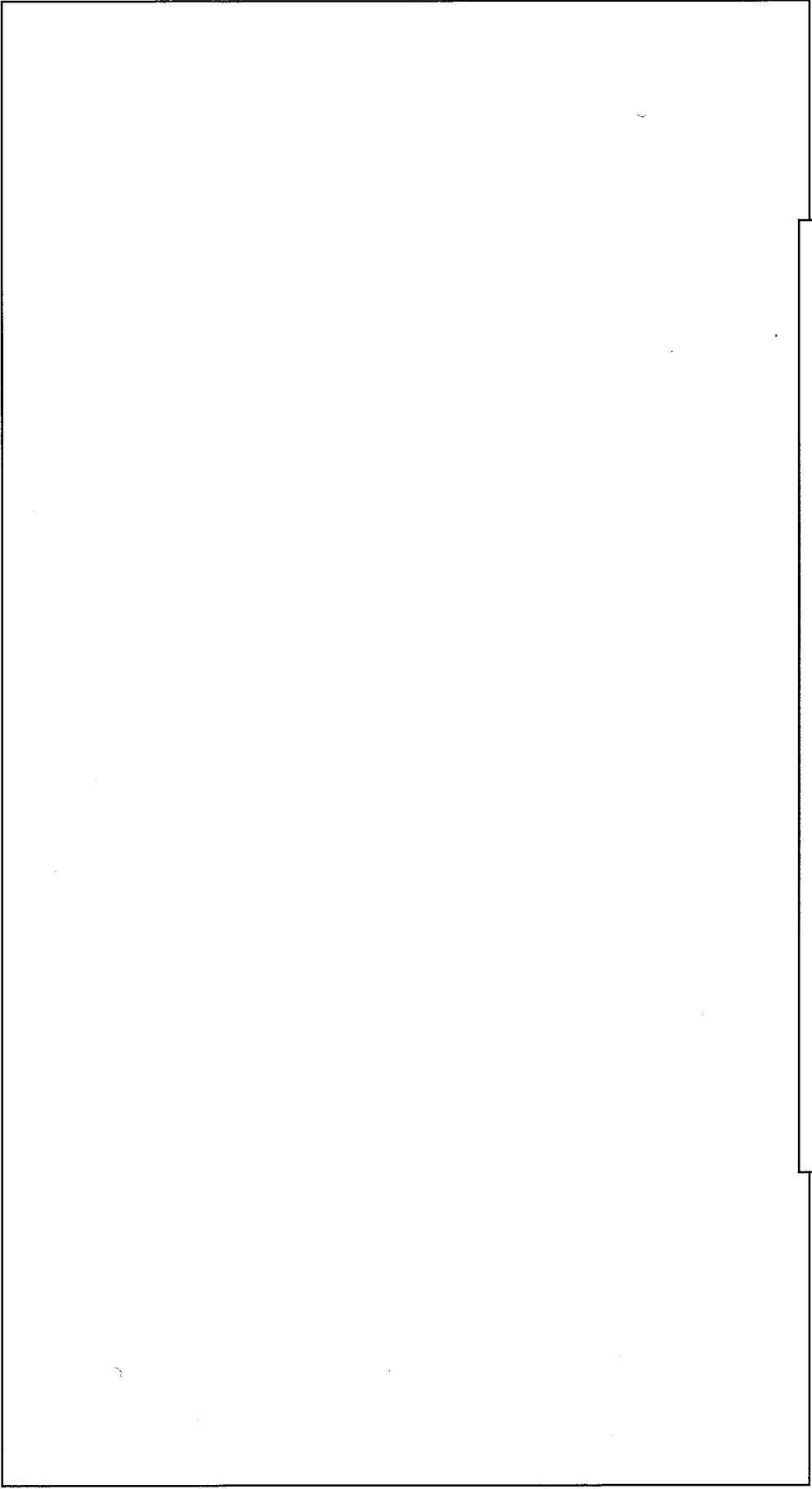
			単位 : mm
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (東側、西側)		
図 番	図へ建-2-4	付属建物 第3核燃料倉庫	

注) SDは鉄扉を示す

凡例
—← : 勾配

		単位 : mm	
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (南側、北側)	付属建物 第3核燃料倉庫	
図 番	図～建-2-5	付属建物 第3核燃料倉庫	

注) SDは鉄扉を示す



			单位 : mm
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図 (1/2)		
図 番	図～建-2-6	付属建物 第3核燃料倉庫	

			单位 : mm
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図 (2/2)		
図 番	図～建－2－7	付属建物 第3核燃料倉庫	



凡例
→ : 勾配

			单位 : mm
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 杭及び基礎及び1階状図		
図 番	図～建-2-8	付属建物 第3核燃料倉庫	

凡例
 ○ ; 設置杭(Φ500)

単位 : mm

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	2階 梁伏図
図 番	付属建物
図 番	第3核燃料倉庫

凡例
 : 吹抜け
 : 開口部

単位 : mm

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏図
図 番	図-建-2-10 付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
 : 吹抜け

単位 : mm

名 称	付属建物	第3核燃料倉庫
図 番	R階 小屋伏図	付属建物
図 番	図～建—2—11	第3核燃料倉庫

凡例
 : 吹抜け

単位 : mm		
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 A, B通り 軸組図	
図 番	図～建-2-12	付属建物 第3核燃料倉庫



凡例
 : 開口部

単位 : mm

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 C,D通り 軸組図
図 番	図へ建-2-13 付属建物 第3核燃料倉庫



凡例
□ : 開口部

単位 : mm

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 1,4通り 軸組図
図 番	図へ建-2-14 付属建物 第3核燃料倉庫

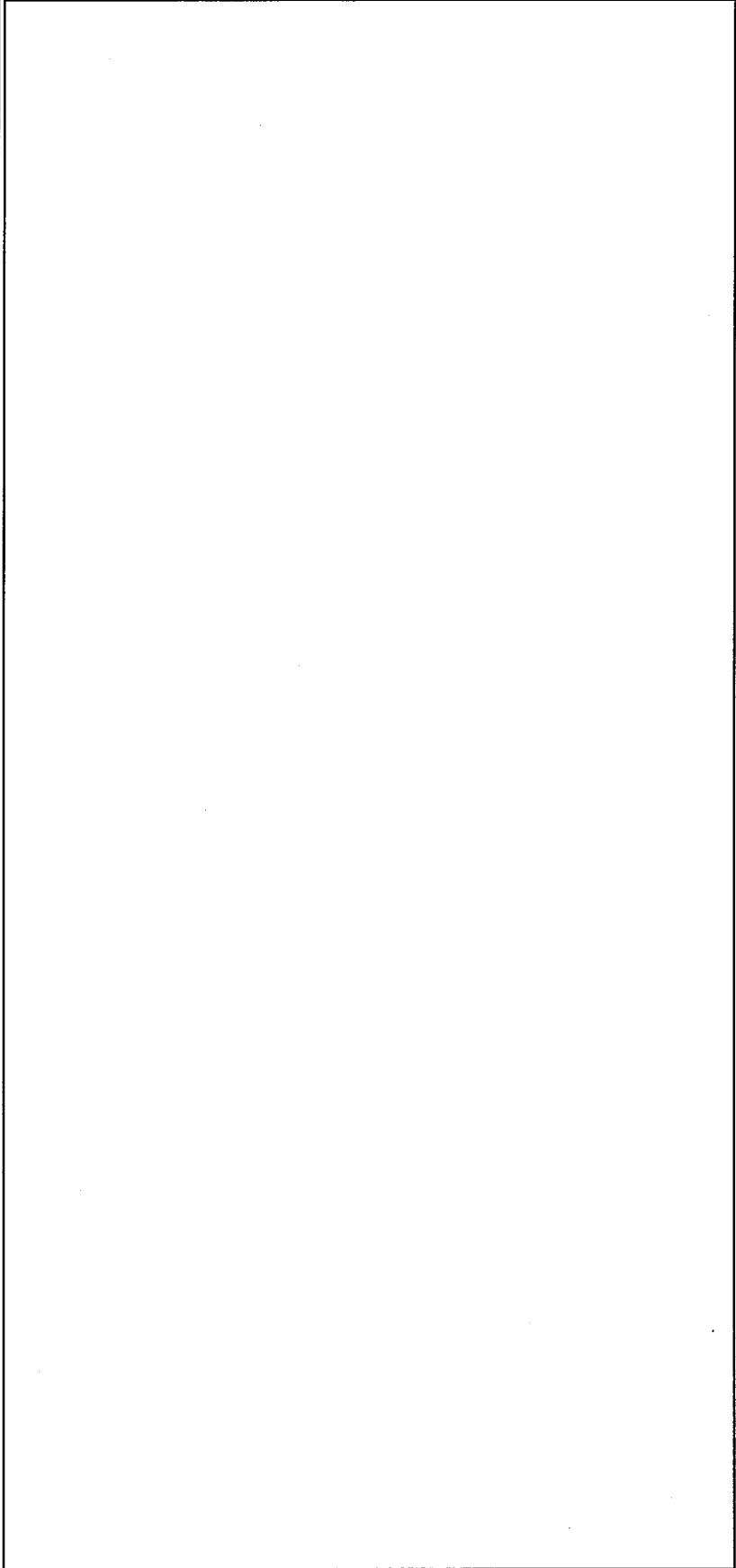
凡例
 : 開口部

単位 : mm

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 5, 6, 7, 8通り 軸組図	
図 番	図へ建-2-15	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
 : 開口部

主要な構造材	梁	屋根、壁
	屋根、壁	



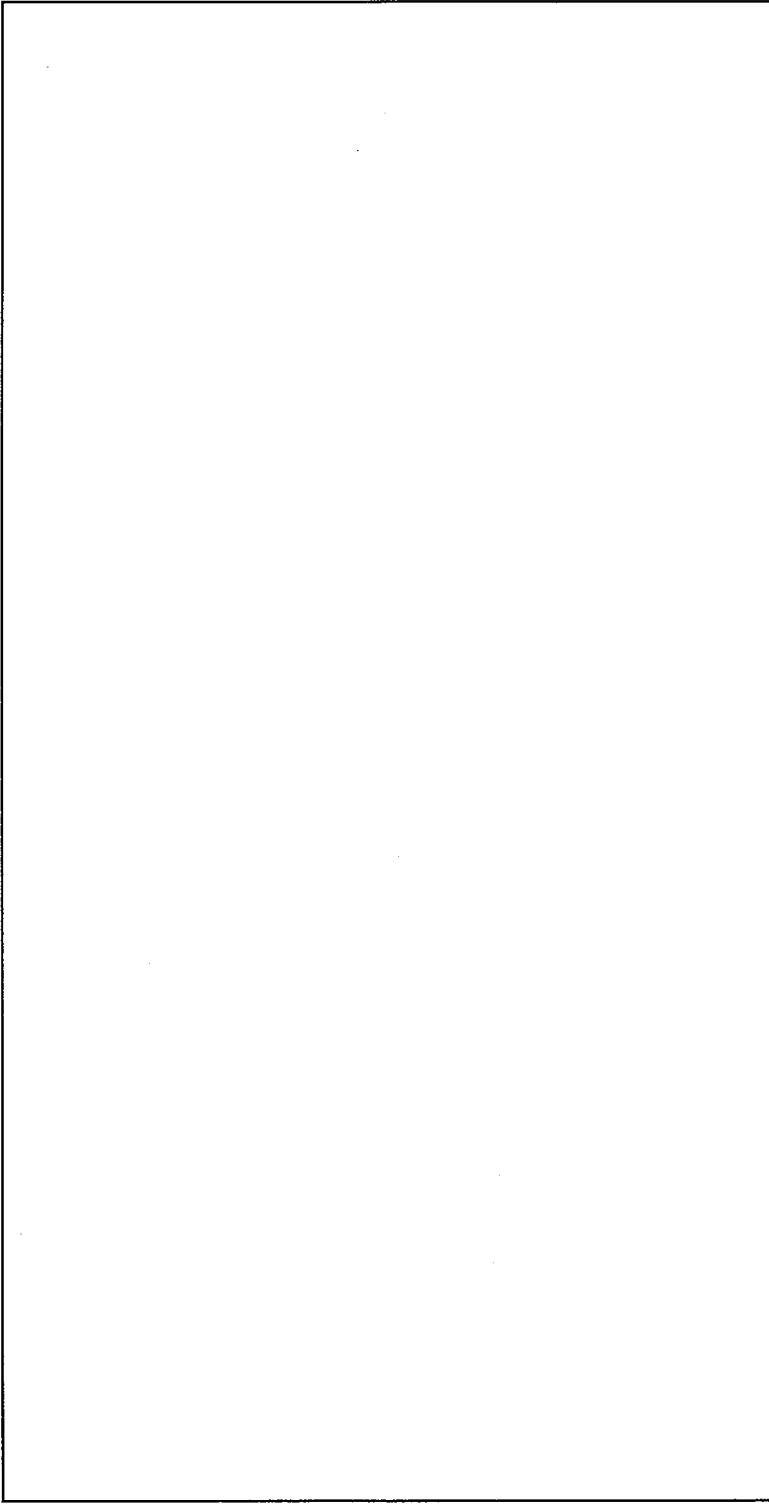
注1) SDは鉄扉を示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 劣化・天然ウラン倉庫)」を参照
 単位 : mm

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図
図 番	図へ建-3-1 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

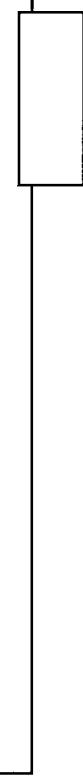
凡例
* : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図
図 番	図へ建—3—2 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例
— : 勾配



			单位 : mm
名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫	
図 番	立面図	図へ建—3—3	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



凡例
□ : 開口部

注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫 断面図
図番	図へ建-3-4	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例
□ : 開口部
← : 勾配

単位 : mm

名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図
図 番	図へ建—3—5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

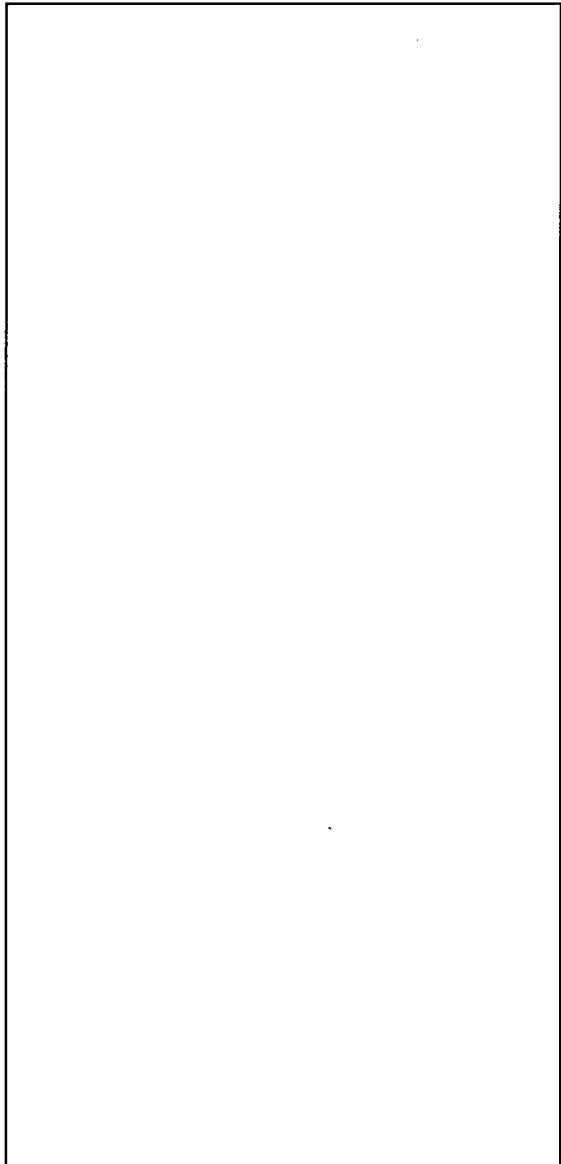
凡例
○ : 設置杭(Φ300)

		単位：mm
名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R階 梁状図	
図 番	図へ建—3—6	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

			単位：mm
名 称	付属建物 劣化・天然ラン倉庫 A通り 軸組図		
図 番	図へ建—3—7	付属建物 劣化・天然ラン倉庫	

単位 : mm	
名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り 軸組図
図 番	図へ建-3-8 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例
 : 開口部



单位 : mm	
名 称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1, 2, 3通り 軸組図
図 番	図へ建-3-9 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例
 : 開口部

主要な構造材	柱, 梁
	屋根, 壁

--	--

凡例

- * 1 : 遮蔽計算上の設計確認値は * 6 : 遮蔽計算上の設計確認値は
- * 2 : 高さ (設計確認値)
- * 3 : 高さ (設計確認値)
- * 4 : ①-⑥通り 高さ (設計確認値)、⑥-⑧通り 高さ (設計確認値)
- * 5 : ①-⑥通り 高さ (設計確認値)、⑦-⑨通り 高さ (設計確認値)

単位 : mm		
名 称	付属建物 第3核燃料倉庫	
圖 番	遮蔽関係図 (建物1階平面) 図～遮～1	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例			単位 : mm
名 称	付属建物	第3核燃料倉庫	
圖 番	遮蔽関係図	(建物2階平面)	

- 凡例
-  : 吹抜け
 : 遮蔽能力を期待する壁
 * 1 : 遮蔽計算上の設計確認値は
 * 2 : 高さ (設計確認値)
 * 3 : ①-⑥通り 高さ (設計確認値)、⑥-⑧通り 高さ (設計確認値)
 * 4 : ①-⑧通り 高さ (設計確認値)、⑨-①通り 高さ (設計確認値)

単位 : mm		
名 称	付属建物 遮蔽関係図 (建物断面)	第3核燃料倉庫
図 番	図～遮-3	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
：遮蔽能力を期待する天井及び屋根(鉄筋コンクリート)

- *1 : 遮蔽計算上の設計確認値は
- *2 : 遮蔽計算上の設計確認値は

	主要な構造材	梁	屋根、壁
名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物平面)	単位 : mm
図 番	図へ遮-4	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫

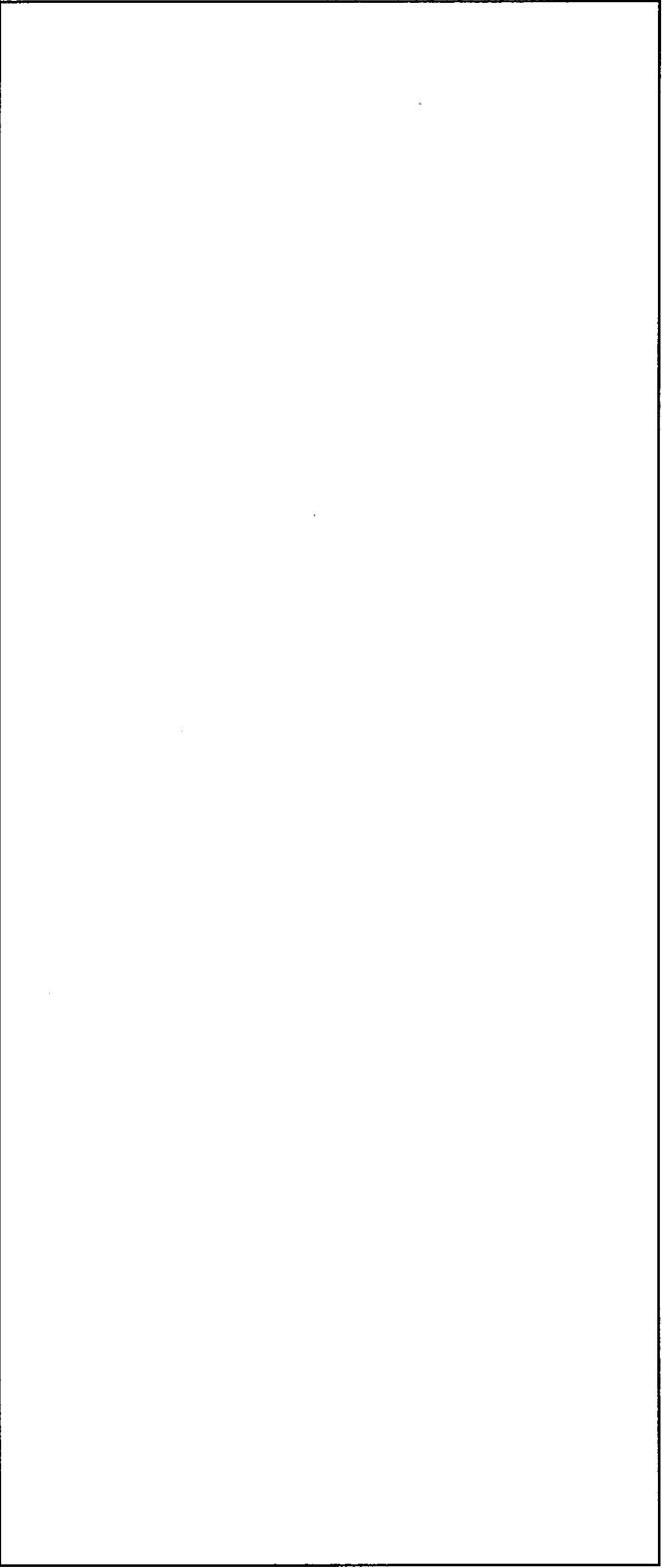
凡例

*1 : 遮蔽能力を期待する壁
*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は

単位 : mm

名 称	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫
圖 番	図へ遮-5	付属建物
		劣化・天然ウラン倉庫

凡例
：遮蔽能力を期待する屋根(鉄筋コンクリート)
＊1：遮蔽計算上の設計確認値は



単位：mm

名称	排水貯留池(1) 詳細図	
図番	図ト建-1	工場棟 廃棄物処理所

注)@は鉄筋のピッチを示す

名 称	排水貯留池(2) 詳細図	
図 番	図ト建-2	工場棟 廃棄物処理所

注)@は鉄筋のピッチを示す

単位 : mm	
名 称	付属施設 空シリソダ置場 平面図及び管理区域区分図
図 番	図リ建-1 付属施設 空シリソダ置場

凡例
 —— フェンス
 * 施錠による出入り管理
 第2種管理区域

記号	
—／—	配線用遮断器
—＼—	切替器
—	ケーブル
名 称	
緊急対策設備(1)	
非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫1階)	
図 番	図リ非-1-1
付属建物	第3核燃料倉庫

- 凡例
- : 非常用照明(10台)
 - : 安全避難通路
 - : 誘導灯(避難口誘導灯)(4個)
 - * : 避難口
 - : 誘導灯(通路誘導灯)(7個)
 - ☒ : 分電盤
 - : 既申請範囲
 - ※非常用ディーゼル発電機から切替器ケーブルは非常用ディーゼル発電機(888)の申請範囲

記号	
—／—	配線用遮断器
—＼—	切替器
—	ケーブル

凡例	● : 非常用照明(12台)	■ : 安全避難通路
	● : 誘導灯(避難口誘導灯)(5個)	* : 避難口
	○ : 誘導灯(通路誘導灯)(2個)	▣ : 分電盤
	□ : 既申請範囲	△× : 吹抜け
	※非常用ディーゼル発電機から切替器ケーブルは非常用ディーゼル発電機{888}の申請範囲	

名	緊急対策設備(1)
称	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫2階)
図番	図リ非-1-2



- 凡例
- : 非常用照明 (1台)
 - : 誘導灯 (避難口誘導灯) (1個)
 - * : 誘導灯 (通路誘導灯) (1個)
 - : 誘導灯 (通路) (1個)
- ※非常用ディーゼル発電機から切替器ケーブルは非常用ディーゼル発電機(888)の申請範囲

名 称	緊急対策設備 (1)	劣化・天然ウラン倉庫
■	非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
□	避難口	
×	分電盤	
○		
△		
□	図リ非-1-3	付属建物
△		劣化・天然ウラン倉庫

名	非常用通報設備
称	非常ベル設置、放送設置、通信連絡設備(電話設備)(第3核燃料倉庫1階)
図	図リ非—2—1
番	第3核燃料倉庫

凡例
 ① 放送設備 (スピーカー 3台)
 ② 電話設備 (有線式 1台)
 ③ 非常ベル設備 (3個)

名	非常用通報設備
称	非常ベル装置、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3核燃料倉庫2階)
図番	図リ非-2-2

凡例	○ : 放送設備 (スピーカー 1台)
	○ : 電話設備 (無線式 1台)
	■ : 非常ベル設備 (1個)
	✉ : 吹抜け

凡例

- ◎ : 放送設備 (スピーカー 1台)
- : 電話設備 (有線式 1台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- : 非常ベル設備 (1個)

名 称	非常用通報設備	
◎ 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (劣化・天然ガス倉庫)		
● 図 番	図リ非-2-3	付属建物 劣化天然ガス倉庫

凡例

- 煙感知器 (8個)
- 熱感知器 (1個)
- 発信機 (P型 3個)
- 警報設備 (ベル) (3個)

名 称	自動火災報知設備	
火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第3核燃料倉庫1階)		
図 番	図リ非-3-1	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例

- Ⓐ 煙感知器 (10個)
- Ⓑ 热感知器 (4個)
- Ⓒ 空気管式感知器 (空気管)
Ⓓ 空気管式感知器 (感知器 5基)
- Ⓐ 発信機 (P型 2個)
- Ⓑ 警報設備 (ベル) (2個)
- Ⓐ 吹抜け
- 图
番

名	自動火災報知設備
火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3核燃料倉庫2階)	
図 番	図リ非—3—2 第3核燃料倉庫

凡例		
<input type="checkbox"/>	：空気管式感知器（空気管）	
<input checked="" type="checkbox"/>	：空気管式感知器（感知器 1基）	
<input checked="" type="checkbox"/>	：警報設備（ベル）（1個）	
<input checked="" type="checkbox"/>	：発信機（P型 1個）	
	名 称	自動火災報知設備
	図 番	図リ非—3—3
	付 属 建 物	劣化 天然ガス倉庫

凡例	消火栓		
HO	屋外消火栓	名称	消火設備
■	木一ス格納箱(ホース 20m×2本)	番号	屋外消火栓配置図(1)
☒	木一ス格納箱(ホース 20m×3本)	図番	図リ非-4-1
---	配管	番	-
▨	別建物		

凡例

- : 屋外消火栓
- : 木一ス格納箱(ホース 20m×2本)
- ▣ : 木一ス格納箱(ホース 20m×3本)
- ▨ : 屋外消火栓(ホース 20m×2本内蔵型)
- : 配管

名 称	消火設備 屋外消火栓配置図 (2)
図 番	図リ非-4-2

名 称	第3核燃料倉庫		
消火栓から のア クセスルート			
図 番	図 リ 非 — 4 — 3	付 属 建 物	第3核 燃 料 倉 庫
HOU	：屋外消火栓	：屋内消火栓	：屋外消火栓からのアksesルート

凡例
 : 屋外消火栓からのアksesルート
 : 屋内の消火栓アksesルート
HOU : 屋外消火栓

凡例	劣化・天然ウラン倉庫
→	消火栓からのアクセスルート
IOH	屋外消火栓
図番	図リ非-4-4
	付属建物
	劣化・天然ウラン倉庫

名称	消火設備 防火水槽配置図
図番	図リ非—4—5
凡例	□：従来の申請で設置場所としていた防火水槽

注)⑩は鉄筋のピッチを示す

単位 : mm

名 称	消火設備
図 番	防火水槽(1)(2) 平面図、断面図 図リ非-4-5-1
	—

単位 : mm

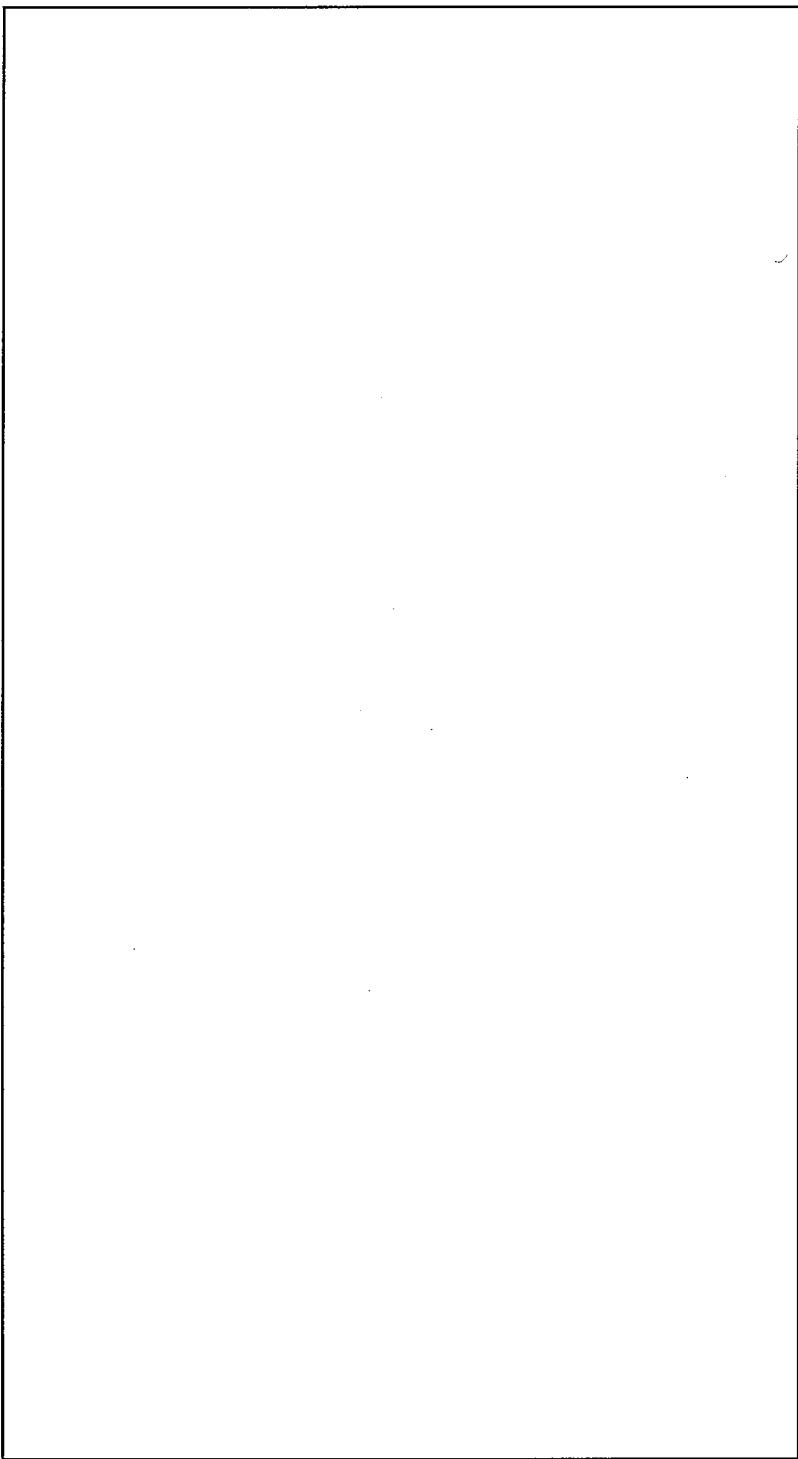
名 称	消防設備
圖 番	防火水槽(3)(4) 平面図、断面図 図リ非-4-5-2
	-

名 称	消火設備 可搬消防ポンプ配置図
番	図リ非-4-6

凡例	注1) 可搬消防ポンプは巻きで飛来物とならないよう固定する
■ : 可搬消防ポンプ設置位置	注2) 各可搬消防ポンプ設置場所には、ホース 20m×5本、管鉢、給水管を設置

単位 : mm

名 称	消火設備 可搬消防水ポンプ詳細図
図 番	図リ非-4-6-1



名 称	消火設備 消火器(第3核燃料倉庫1階)	
図 番	図リ非-4-7	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
◎：粉末消火器(10型 7本)

名 称	消火設備	
◎	消火器(10型 4本) 吹抜け	
図 番	図リ非—4—8	付属建物 第3核燃料倉庫

凡例
 ◎ : 粉末消火器(10型 4本)


名 称	消防設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)	
図 番	図リ非—4—9	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例
◎：粉末消火器(10型 1本)

- 注1) 作業室(1) 北東部にも溢水源があるため、新たに溢水防護区画を設定する
- 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
- 注3) 溢水防護区画の既存堰高さは□(設計確認値:□以上)の鉄筋コンクリート
- 注4) 堰の溢水源側に漏水検知警報設備を設置する

単位 : mm

名 称	緊急対策設備 (3)	
溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3核燃料倉庫1階)		
図 番	図リ非—5—1	付属建物 第3核燃料倉庫

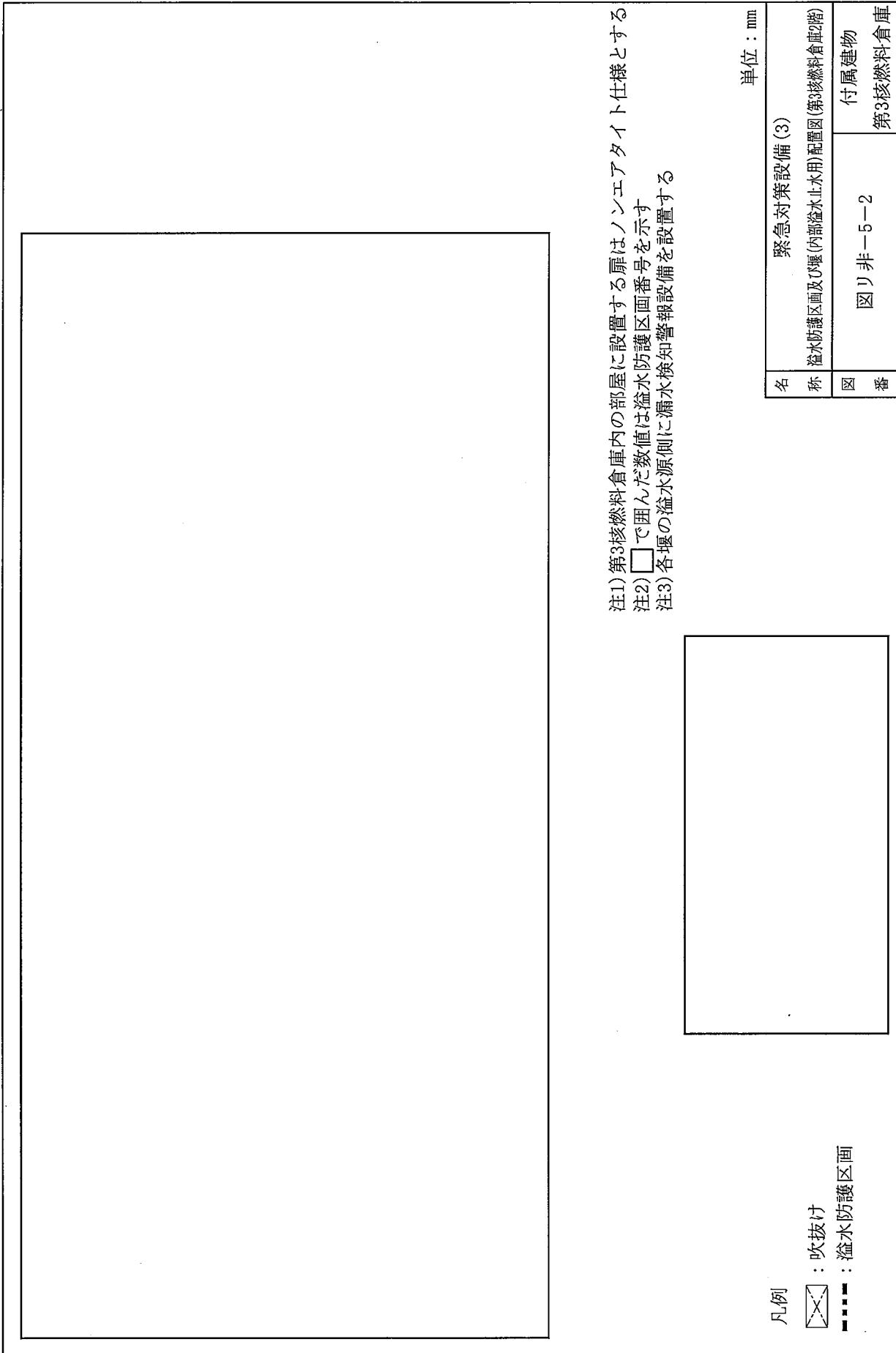
凡例

----- : 溢水防護区画

- 注1) 第3核燃料倉庫内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備を設置する

単位 : mm	
名 称	緊急対策設備(3)
図 番	図リ非—5—2

凡例
 : 吹抜け
 : 溢水防護区画



凡例
— — : 敷地境界

※ : 消防法上の設置義務はないが、更なる安全裕度向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する

□ : 非常用通報設備 非常用ベル設備設置場所(表り建-1-4(1/5)非常用設備参照)

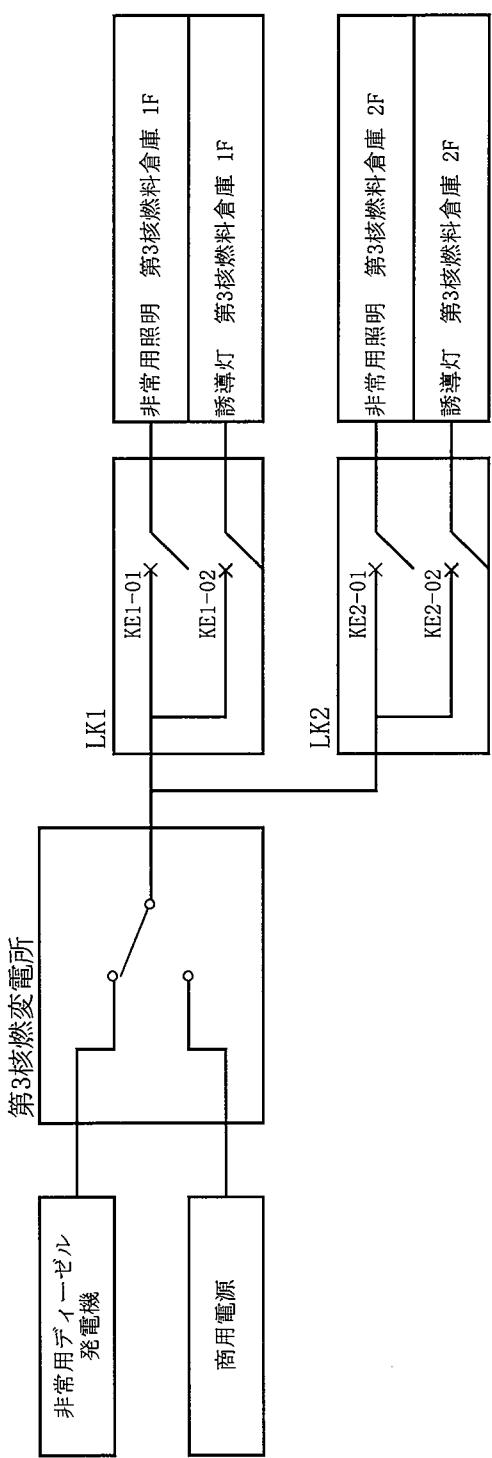
△ : 非常用通報設備 放送設備設置場所(表り建-1-4(1/5)非常用設備参照)

▲ : 非常用通報設備 通信連絡設備設置場所(表り建-1-4(2/5)(3/5)(4/5)非常用設備参照)

○ : 自動火災報知設備 火災感知設備設置場所(表り建-1-4(5/5)非常用設備参照)

● : 自動火災報知設備 警報設備設置場所(表り建-1-4(5/5)非常用設備参照)

名 称	非常用設備配置図
図 番	図リ非-6



凡例

○ ○	切替器
× /	配線用遮断器

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図	
図番	図電建-1	付属建物 第3核燃料倉庫

I - 3 - 2 添付図面（設備・機器）

イ 化学処理施設

図イ配-1	化学処理施設 機器配置図
図イ系-1(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 系統図
図イ系-補1(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 耐震分類系統図
図イ設-1(1/4)～(4/4)	ウラン回収設備（第4系列） シリンダ洗浄装置、シリンド検査装置
図イ設-2(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 壇（シリンド洗浄装置）
図イ設-3	ウラン回収設備（第4系列） スクラバ
図イ設-4(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(1)
図イ設-5	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(2)
図イ設-6	ウラン回収設備（第4系列） クレーン（洗浄室）
図イ設-7(1/3)～(3/3)	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)
図イ設-8	ウラン回収設備（第4系列） ロ過器
図イ設-9(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 遠心分離機
図イ設-10(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 液受槽
図イ制-1	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック系統図
図イ制-2	ウラン回収設備（第4系列） 壇（シリンド洗浄装置） 壇漏水検知警報設備系統図
図イ制-3	ウラン回収設備（第4系列） スクラバ液位高警報設備系統図
図イ制-4	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(1)液位高警報設備系統図
図イ制-5	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(2)液位高警報設備系統図
図イ制-6	ウラン回収設備（第4系列） 液受槽 液位高警報設備系統図
図イ制配-1	ウラン回収設備（第4系列） 耐震重要度分類第3類インターロック盤、警報盤配置図

ヘ 核燃料物質の貯蔵施設

図ヘ配-1	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図ヘ配-2(1/2)、(2/2)	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図ヘ配-3	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図ヘ配-4	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図ヘ配-5	核燃料物質の貯蔵施設 構内運搬経路
図ヘ設-1(1/2)、(2/2)	原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠(1)(2)
図ヘ設-2(1/3)～(3/3)	原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)
図ヘ設-3	原料貯蔵設備 天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)
図ヘ設-4	粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
図ヘ設-5(1/6)～(6/6)	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
図ヘ設-6	粉末貯蔵設備 内容器用台車

図へ設-7	粉末貯蔵設備 他社缶用台車
図へ設-8	粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(2)
図へ設-9(1/6)～(6/6)	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
図へ設-10	粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
図へ設-11	粉末貯蔵設備 クレーン (第3核燃料倉庫)
図へ設-12	劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器 (劣化・天然ウラン用)
図へ設-13(1/3)～(3/3)	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
図へ設-14	UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
図へ設-15	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
図へ設-16	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車
図へ設-17(1/2)、(2/2)	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
図へ設-18	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)
図へ設-19(1/2)、(2/2)	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
図へ設-20(1/4)～(4/4)	洗净残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)
図へ設-21	洗净残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
図へ設-22	洗净残渣貯蔵設備 チャッキングリフト
図へ設-23(1/2)、(2/2)	洗净残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
図へ設-24	洗净残渣貯蔵設備 SUS 容器用台車(5)
図へ設-25(1/3)～(3/3)	洗净残渣貯蔵設備 洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス
図へ設-26	洗净残渣貯蔵設備 回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)
ト 放射性廃棄物の廃棄施設	
図ト配一気 1(1/2)	気体廃棄設備(4) 機器配置図(1階)
図ト配一気 1(2/2)	気体廃棄設備(4) 機器配置図(2階)
図ト配一液 1(1/3)～(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図ト配一液 2(1/2)、(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 屋外配管配置図
図ト配一固 1(1/4)～(4/4)	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図ト系一気 4-1	気体廃棄設備(4) 貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 室内排気系統
図ト系一気 4-2	気体廃棄設備(4) 作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排気系統
図ト系一気 4-3(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備(4) 作業室(1) 局所排気系統
図ト系一気 4-4	気体廃棄設備(4) 貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 給気系統
図ト系一気 4-5	気体廃棄設備(4) 作業室(1)、更衣室、シャワー室 給気系統
図ト系一液 1(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 系統図
図ト系一液 2	排水貯留設備系統図
図ト系一液補 1(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 耐震分類系統図
図ト系一液補 2	排水貯留設備 耐震分類系統図

図ト系一固 1	焼却設備系統図
図ト系一固 2	除染設備系統図
図ト系一固補 1	焼却設備耐震分類系統図
図ト系一固補 2	除染設備耐震分類系統図
図ト設一気 1(1/2)、(2/2)	气体廃棄設備 排気ファン（床置き型）
図ト設一気 2(1/2)	气体廃棄設備 高性能エアフィルタ（タイプ8）
図ト設一気 2(2/2)	气体廃棄設備 高性能エアフィルタ（タイプ9）
図ト設一気 3(1/2)、(2/2)	气体廃棄設備 給気ファン（床置き型）
図ト設一気 4	气体廃棄設備 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）
図ト設一液 1	廃液処理設備(3) 廃液貯槽（洗浄工程）
図ト設一液 2	廃液処理設備(3) 沈殿槽
図ト設一液 3	廃液処理設備(3) 遠心ろ過機
図ト設一液 4	廃液処理設備(3) 液受槽(1)
図ト設一液 5	廃液処理設備(3) ろ過機
図ト設一液 6	廃液処理設備(3) 液受槽(2)
図ト設一液 7	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)(1)(2)
図ト設一液 8(1/3)～(3/3)	廃液処理設備(3) イオン交換塔(1)(2)
図ト設一液 9	廃液処理設備(3) 液受槽(3)
図ト設一液 10	廃液処理設備(3) 乾燥機
図ト設一液 11	廃液処理設備(3) フードボックス
図ト設一液 12(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)(1)(2)
図ト設一液 13	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット
図ト設一液 14	廃液処理設備(3) 堰（廃液貯槽（洗浄工程））
図ト設一液 15	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット
図ト設一液 16	排水貯留設備
図ト設一液 17(1/4)～(4/4)	保管廃棄設備 保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器
図ト設一固 1(1/6)～(6/6)	焼却設備 焼却炉
図ト設一固 2(1/2)、(2/2)	焼却設備 サイクロン
図ト設一固 3	焼却設備 フラッシュチャンバ
図ト設一固 4(1/2)、(2/2)	焼却設備 イオン交換材混合機
図ト設一固 5(1/2)、(2/2)	焼却設備 イオン交換材成型機
図ト設一固 6	焼却設備 ピット
図ト設一固 7	焼却設備 クレーン（第1廃棄物処理所前室）
図ト設一固 8(1/9)～(9/9)	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
図ト設一固 9(1/2)、(2/2)	固体廃棄物処理設備 破碎機
図ト設一固 10(1/2)、(2/2)	固体廃棄物処理設備 クレーン（第2廃棄物処理所）
図ト設一固 11(1/3)～(3/3)	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス

図ト設一固 12(1/2)、(2/2)	除染設備 超音波洗浄機(1)(2)
図ト設一固 13(1/4)～(4/4)	除染設備 廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽
図ト設一固 14(1/3)～(3/3)	除染設備 分別・解体フード
図ト設一固 15	除染設備 水洗槽
図ト設一固 16	除染設備 切断フード
図ト設一固 17	除染設備 排水受槽
図ト設一固 18(1/3)～(3/3)	除染設備 乾燥機(1)(2)(3)
図ト設一固 19(1/2)、(2/2)	除染設備 プラスト装置(1)(2)
図ト設一固 20	除染設備 クレーン(除染室(2))
図ト設一固 21	除染設備 解体用フードボックス
図ト設一固 22(1/2)、(2/2)	除染設備 切断機(1)(2)
図ト設一固 23(1/2)、(2/2)	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)
図ト設一固 24(1/2)、(2/2)	保管廃棄設備 ドラム缶ウラン量測定装置
図ト設一固 25	保管廃棄設備 クレーン(廃棄物一時貯蔵所)
図ト設一固 26	保管廃棄設備 クレーン(放射線管理棟前室)
図ト設一固 27	固体廃棄物の廃棄設備 第1廃棄物処理所
図ト設一固 28	固体廃棄物の廃棄設備 第2廃棄物処理所
図ト設一固 29	固体廃棄物の廃棄設備 除染室・分析室
図ト制一気 1(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備(4) 給排気ファンの起動停止インターロック系統図
図ト制一気 2	気体廃棄設備(4) 負圧警報装置系統図
図ト制一1	焼却設備 焼却炉燃焼装置失火インターロック系統図
図ト制一2	焼却設備 焼却炉排ガス温度高インターロック系統図
図ト制一3	焼却設備 焼却炉燃焼用空気停止インターロック系統図
図ト制一4	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(洗浄工程)液位高警報設備系統図
図ト制一5	廃液処理設備(3) 沈殿槽液位高警報設備系統図
図ト制一6	廃液処理設備(3) 液受槽(1)液位高警報設備系統図
図ト制一7	廃液処理設備(3) 液受槽(2)液位高警報設備系統図
図ト制一8(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)液位高警報設備系統図
図ト制一9(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) イオン交換塔液位高警報設備系統図
図ト制一10	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット液位高警報設備系統図
図ト制一11	廃液処理設備(3) 液受槽(3)液位高警報設備系統図
図ト制一12(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)液位高警報設備系統図
図ト制一13	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット液位高警報設備系統図
図ト制一14(1/2)、(2/2)	排水貯留設備液位高警報設備系統図
図ト制一15(1/2)、(2/2)	保管廃棄設備 保管棚漏水検知警報設備系統図
図ト制一16	焼却設備 ピット液位高警報設備系統図
図ト制一17	除染設備 廃水中和設備液位高警報設備系統図
図ト制一18	除染設備 排水受槽液位高警報設備系統図

図ト制-19	廃液処理設備(3) 堰(廃液貯槽(洗浄工程))漏水検知警報設備系統図
図ト制配一気1	ガス廃棄設備(4) 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図ト制配-1	焼却設備 耐震重要度分類第3類 インターロック盤、警報盤配置図
図ト制配-2	廃液処理設備(3) 耐震重要度分類第3類 警報盤配置図
図ト制配-3	保管廃棄設備、排水貯留設備 耐震重要度分類第3類警報盤配置図
図ト制配-4	除染設備 耐震重要度分類第3類警報盤配置図
チ 放射線管理施設	
図チ配-1(1/14)～(14/14)	放射線管理施設 エアスニファ機器配置図
図チ配-2	放射線管理施設 エリアモニタ機器配置図
図チ配-3(1/6)～(6/6)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ機器配置図
図チ配-4(1/9)～(9/9)	放射線管理施設 ダストモニタ機器配置図
図チ配-5	放射線管理施設 モニタリングポスト機器配置図
図チ配-6	放射線管理施設 放射能測定装置(α、β線用)、気象観測装置機器配置図
図チ系-1	放射線管理施設 エアスニファ系統図
図チ系-2(1/3)～(3/3)	放射線管理施設 ダストモニタ系統図
図チ系-3	放射線管理施設 モニタリングポスト系統図
図チ系-4(1/5)～(5/5)	放射線管理施設 非常用電源設備との接続設備
図チ設-1(1/4)～(4/4)	放射線管理施設 エリアモニタ(Ch-1～8)
図チ設-2(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ
図チ設-3(1/12)～(12/12)	放射線管理施設 ダストモニタ
図チ設-4(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 モニタリングポスト
図チ制-1	放射線管理施設 エリアモニタ警報設備系統図
図チ制-2(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ警報設備系統図
図チ制-3	放射線管理施設 ダストモニタ警報設備系統図
図チ制-4	放射線管理施設 モニタリングポスト警報設備系統図
図チ制-盤1(1/7)～(7/7)	放射線管理施設 ダストモニタ
リ その他の加工施設	
図リ配-1	非常用電源設備 無停電電源装置機器配置図
図リ配-2(1/17)～(17/17)	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図リ配-3(1/2)、(2/2)	付属設備 水素供給設備、水素供給設備配置図
図リ配-4(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備配置図
図リ配-5	付属設備 機器配置図
図リ配-6	外部火災・爆発源と機器配置図
図リ配-7	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 機器配置図
図リ系-1	付属設備 水素供給設備系統図

図リ系-2	付属設備 水素供給設備系統図
図リ系-3(1/5)～(5/5)	付属設備 溢水源供給停止設備系統図
図リ系-4	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図
図リ設-1	非常用電源設備 無停電電源装置
図リ設-2(1/3)～(3/3)	付属設備 窒素供給設備
図リ設-3(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備（手動）
図リ設-4(1/3)～(3/3)	付属設備 溢水源供給停止設備（自動）
図リ設-5	付属設備 UF ₆ シリンドラ称量器
図リ設-6	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 (1)(2)
図リ制-1(1/2)、(2/2)	付属設備 水素ガス供給配管系統 地震インターロック系統図
図リ制-2	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インターロック系統図
図リ制-3(1/14)～(14/14)	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インターロック系統図
図リ制-4(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インターロック系統図
図リ制-5(1/2)、(2/2)	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-6(1/2)、(2/2)	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-7(1/2)、(2/2)	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-8	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-9	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-10	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-11	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-12	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-13	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制-14	建物 壇漏水検知警報設備系統図
図リ制配-1	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配-2	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配-3	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配-4	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配-5	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配-6	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制一盤 1(1/2)、(2/2)	付属設備 水素ガス供給配管系統 水素貯蔵所地震計 IL 盤 A, B 外形図
図リ制一盤 2(1/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震計 IL 盤（蒸気）外形図
図リ制一盤 2(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震計 IL 盤（シリンドラ蒸気）外形図

WLAN回収設備(第4系列)
(付属建物 シリンダ洗浄棟)

符号	機器名	変更内容
1	シリンダ洗浄装置	改造
2	シリンダ検査装置	改造
3	堰(シリンダ洗浄装置)	新設
4	スクラバ	改造
5	洗浄液受槽(1)	改造
6	洗浄液受槽(2)	改造
7	クレーン(洗浄室)	変更なし
8	洗浄残渣沈殿槽(1)	改造
9	洗浄残渣沈殿槽(2)	改造
10	ろ過器	改造
11	遠心分離機	改造
12	液受槽	改造
13	シリンダ傾転台	撤去
14	シリンダ貯蔵ピット	撤去

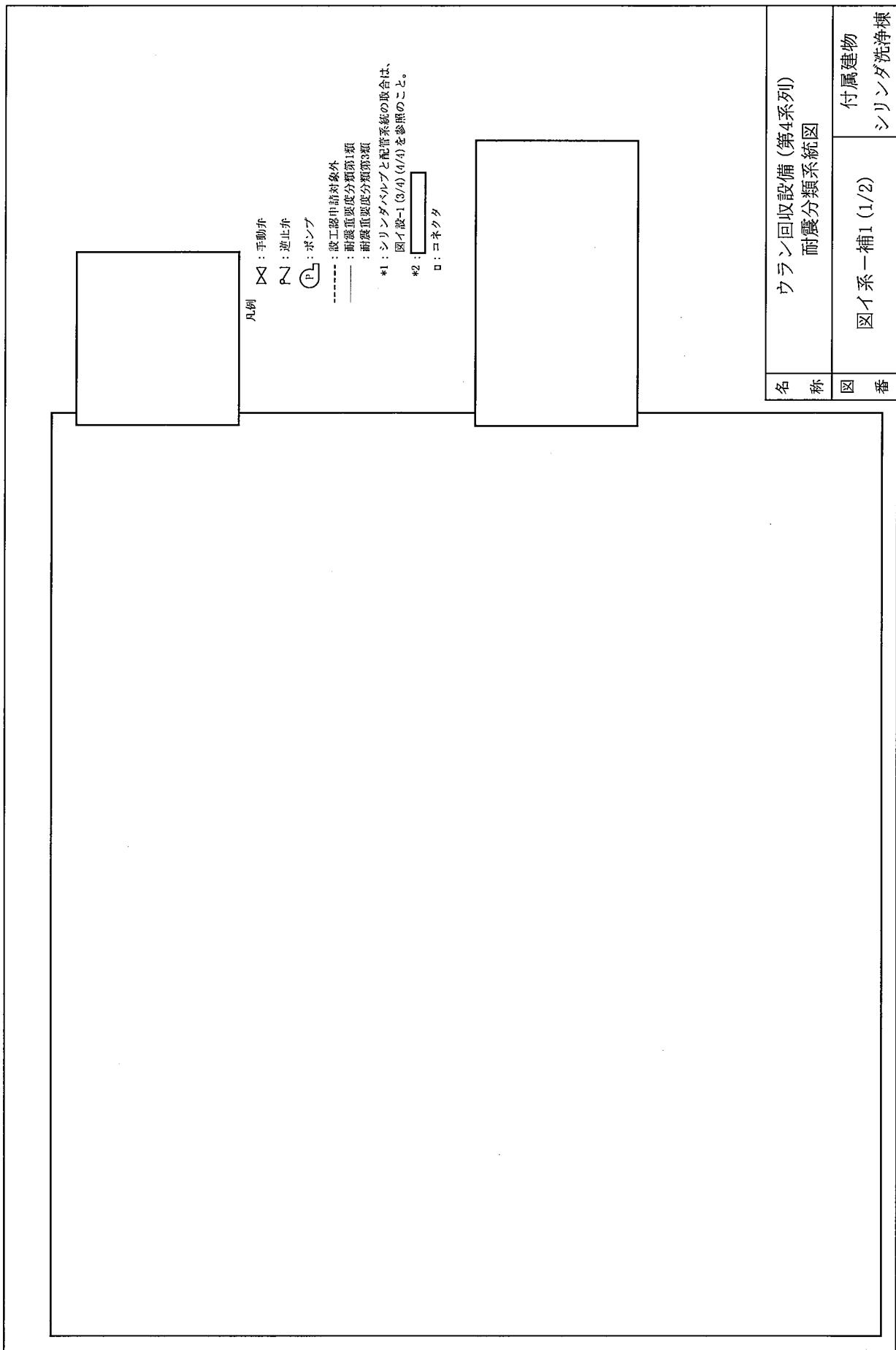
※※ : 洗浄室側の床面(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0)より80mm低い範囲
 ■■■ : 洗浄室側の床面(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0)より50mm低い範囲

：申請する機器

名 称	化学処理施設 機器配置図	付属建物 シリンダ洗浄棟
図 番	図イ配-1	

名 称	ウラン回収設備（第4系列）系統図	付属建物
図 番	図イ系-1(1/2)	シリンドラ洗浄棟

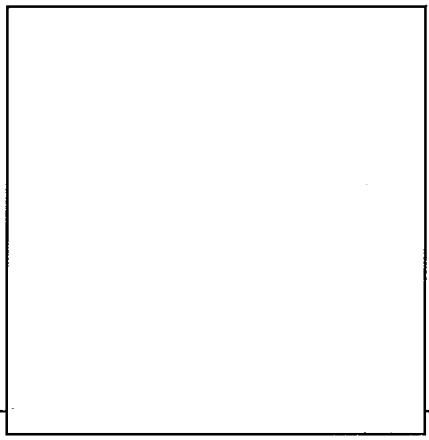
凡例	: 手動弁 : 逆止弁 : ポンプ : 液位計
(赤)付/付属線	今向中譲記管 管の区分は系統範囲を示す <hr/>  1. : 液位計 <hr/>  2. : コネクタ <hr/>  3. : インターロック信号線 <hr/>  4. : 截工認申請対象外 <hr/>  5. : シリンダーベルブと配管系統の眞合は、 図イ設-1(3/4)(4/4)を参照のこと。 <hr/>  6. :



凡例

N : 逆止弁
P : ポンプ

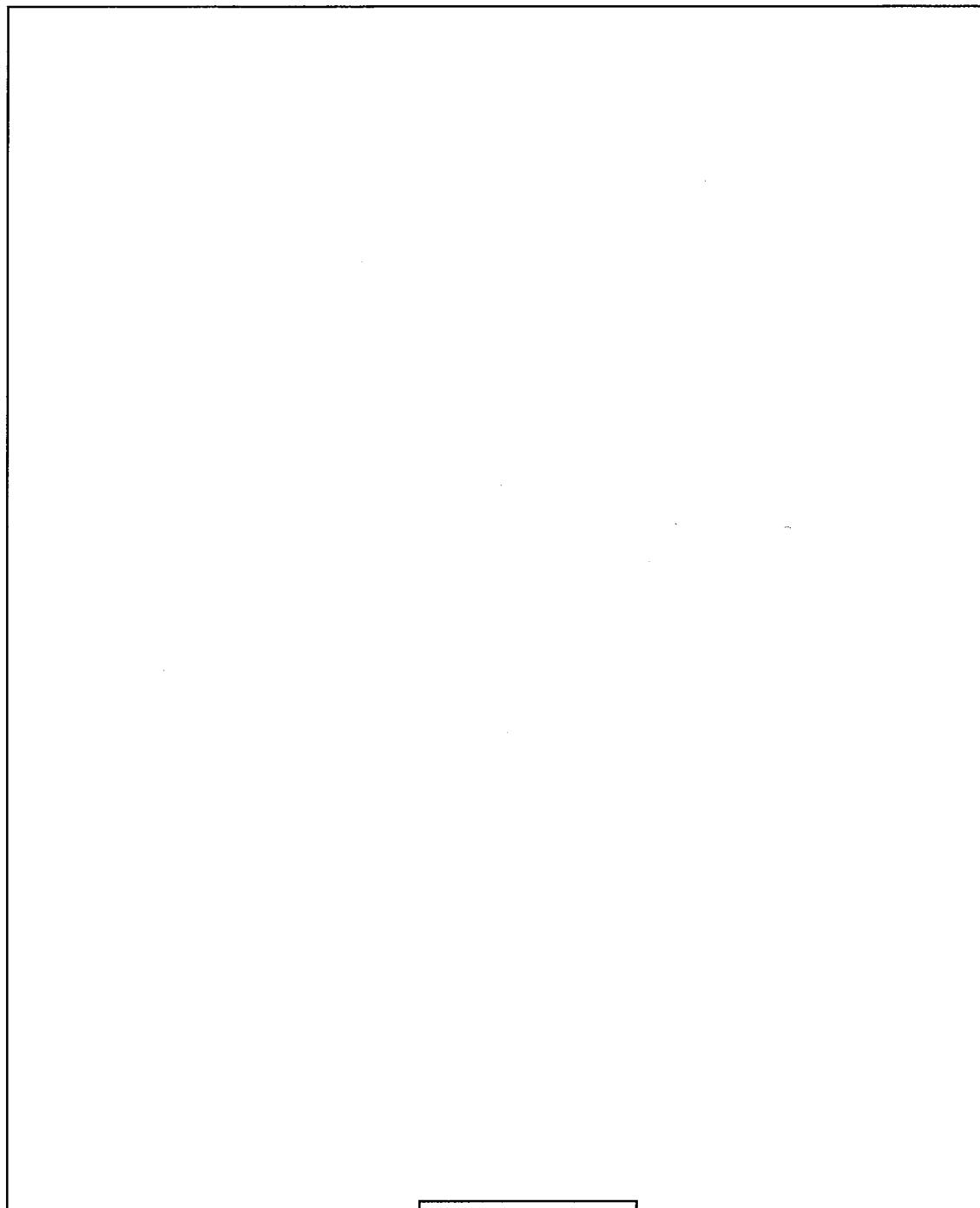
- ：耐震重要度分類第1類
- - - - -：設工認申請者外
- - - - -：前回までの申請範囲
- ：フードボックス
- *1：気体発生設備としての申請範囲
- *2：_____



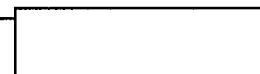
名 称	ウラン回収設備(第4系列) 耐震分類系統図	
図 番	図イ系一補1 (2/2)	付属建物 シリンド洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{249}	シリンド洗浄装置	1式

[] 内は、耐震計算書の部位名称を示す



*1 : 溢水水位 (床面より 140mm)



*2 : 5次申請 図へ設-1参照

*3 : シリンダバルブと配管系統の取合は、図イ設-1(3/4)参照

単位 : mm

*4 : {1} 蒸発器で蒸発した後のUF₆シリンド

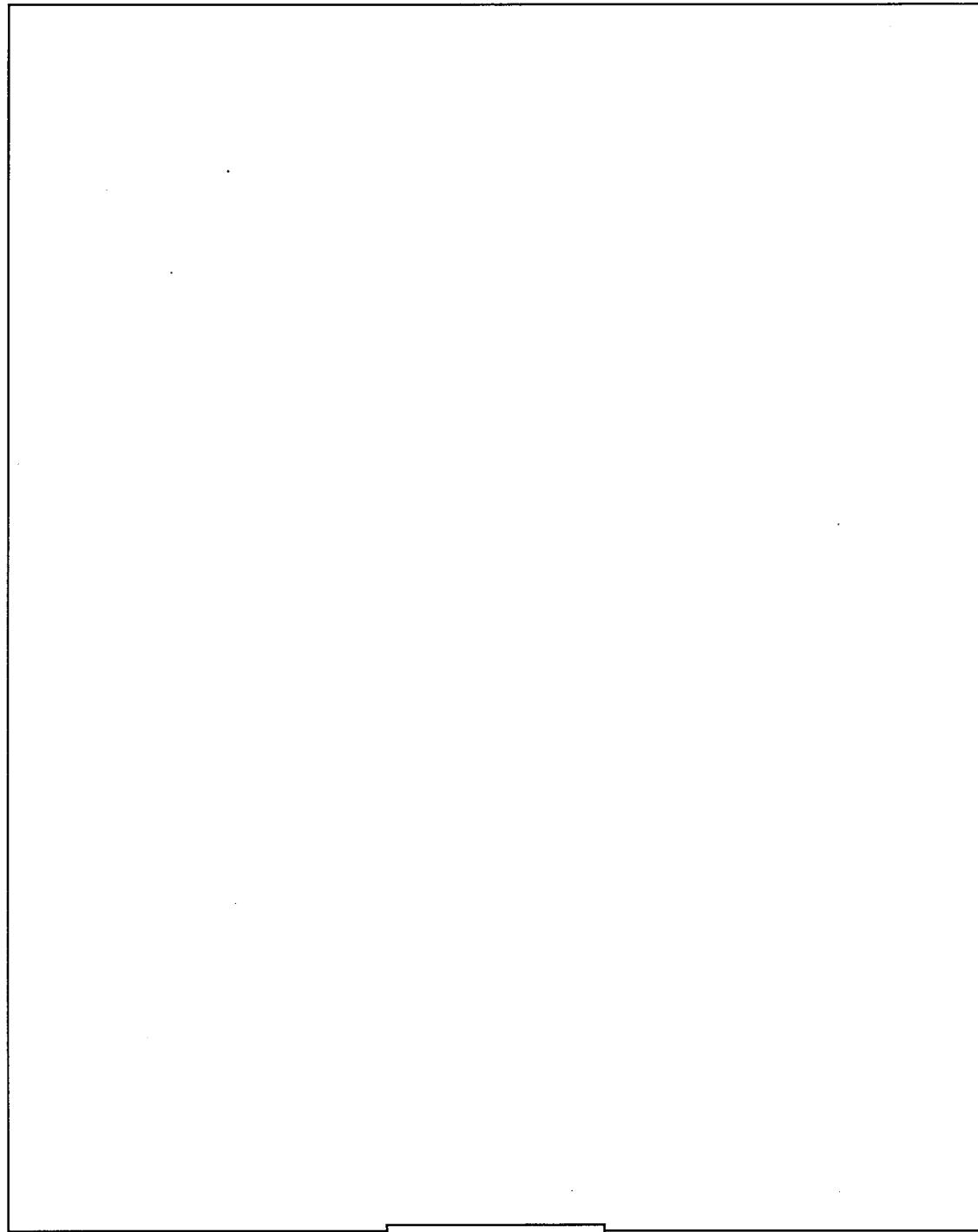
残留したUF₄等粉末が存在

☒☒☒ : 追加ベースプレート (□mm : □□)

☒☒☒ : ウランが滞留する部分

名 称	ウラン回収設備(第4系列)	
	シリンド洗浄装置、シリンド検査装置	
図 番	図イ設-1(1/4)	付属建物
		シリンド洗浄棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



*1 : 溢水水位 (床面より 140mm)

*2 : 5次申請 図へ設-1参照

*3 : シリンダバルブと配管系統の取合は、図イ設-1(4/4)参照

単位 : mm

*4 : 洗浄済UF₆シリンド

■ : 追加ベースプレート (□mm : □)

■ : ウランが滞留する部分

名 称	ウラン回収設備(第4系列) シリンド洗浄装置、シリンド検査装置	
図 番	図イ設-1(2/4)	付属建物 シリンド洗浄棟

名 称	ウラン回収設備(第4系列) シリンド洗浄装置、シリンド検査装置	
図 番	図イ設-1(3/4)	付属建物 シリンド洗浄棟

名 称	ウラン回収設備(第4系列) シリンド洗浄装置、シリンド検査装置	
図 番	図イ設-1(4/4)	付属建物 シリンド洗浄棟

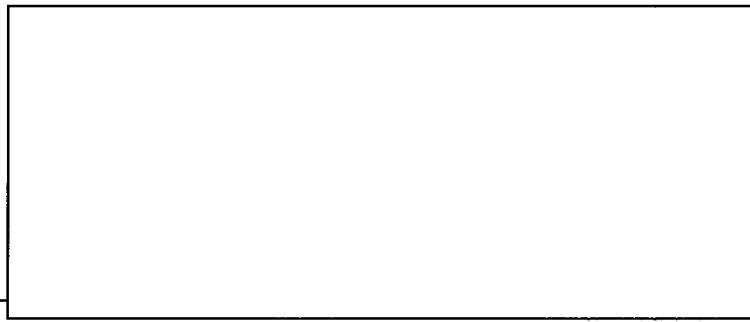
*5

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{250} 壁		1式
{251} 濡漏水検知警報設備		-

内は、耐震計算書の部位名を示す

*1 : 壁の溢流水堰側に漏水検知警報設備を設置する	*5 : 警報設備の基数については 警報設備系統図(図イ制-2)参照
*2 : 耐腐食性材料(<input type="checkbox"/>)	*6 : 床面はコンクリート表面に <input type="checkbox"/> 塗装
*3 : 床との接觸面(耐薬品性を有する) <input type="checkbox"/>	*7 : {250} 壁高さ設定位置:床面より38mm以上
*4 : {251} 濡漏水検知警報設備(漏水検知器(電極式))	高さ:洗浄室床面の高さから10mm以上、50mm以下
番	図イ設-2(1/2)
圖	シリンドラ洗浄機

□内は、耐震計算書の部位名稱を示す



名 称	WLAN回収設備(第4系列) 壁(シリンドラ洗浄装置)
図 番	図イ設-2(2/2) 付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[252]	スクラバ	1
[253]	液位高警報設備	-

- *1 : 耐腐食性材料 ()
- *2 : {253} 液位高検知設定位置
槽上面より 11mm 以上
- *3 : 液位計 (電極式)
- *4 : 警報設備の基数については
警報設備系統図 (国イ制-3) 参照
- : 申請機器の配管系統
→ : 設工認申請対象外

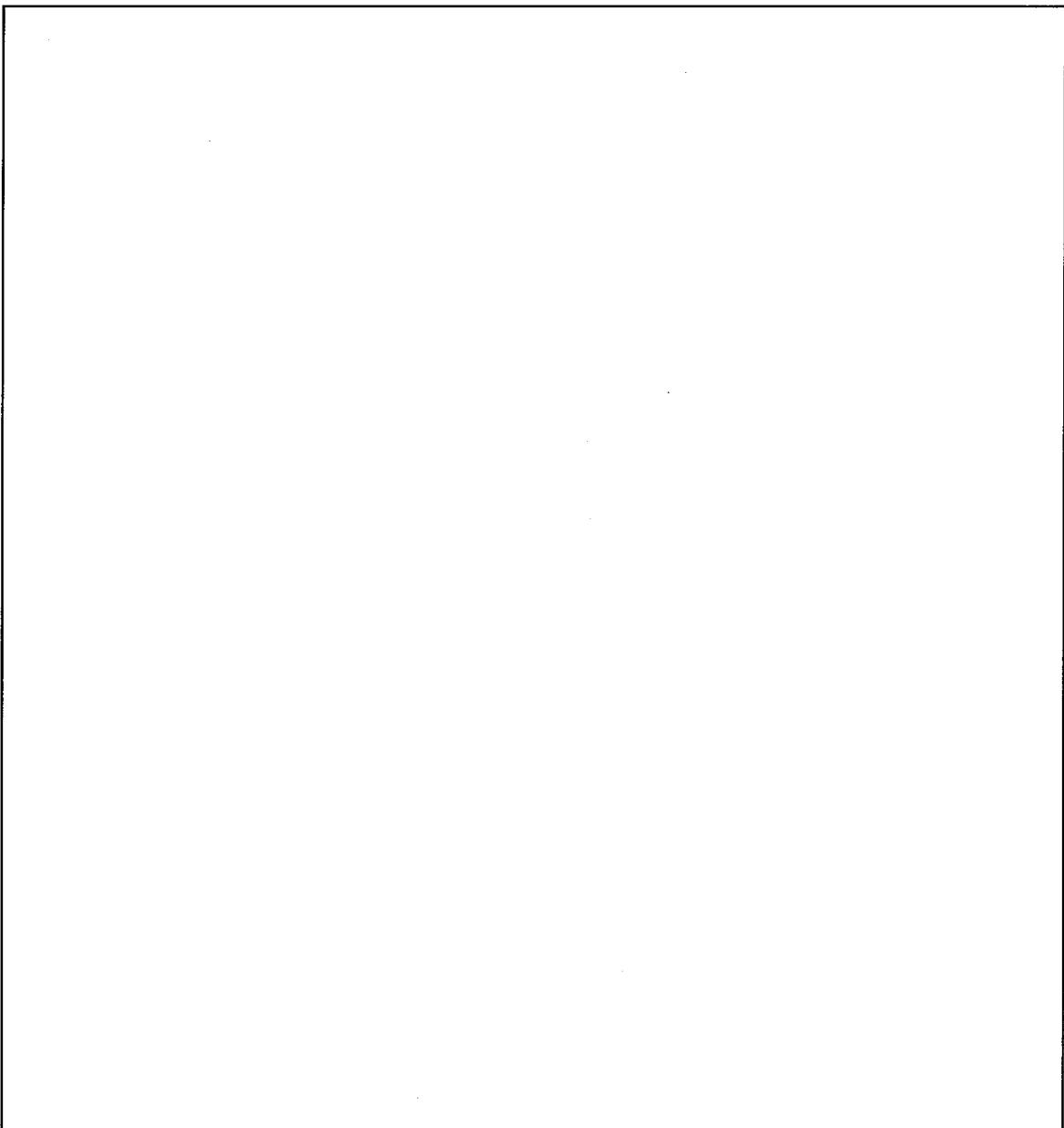
車両番号	車両名	車両構造	車両寸法
3-1	ウラン回収設備(第4系列)	スクラバ	シリンドラ洗浄棟 付属建物

→：申請機器の配管系統
----：設工認申請対象外

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{254}	洗净液受槽(1)	1
{255}	液位高警報設備	-

*4

[] 内は、耐震計算書の部位名称を示す



*1 : 溢水水位 (床面より140mm)

← : 申請機器の配管系統

*2 : {255} 液位高検知設定位置

[] : ウランが滞留する部分

: 槽上面より85mm以上

*3 : 液位計(電極式)

単位 : mm

*4 : 警報設備の基数については

警報設備系統図 (図イ制-4) 参照

*5 : 槽内面に []

*6 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm
以上とする

名 称	ウラン回収設備(第4系列) 洗净液受槽(1)	
図 番	図イ設-4(1/2)	付属建物 シリンド洗净棟

- *1：溢水水位（床面より140mm）
- *6：単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする
- *7：形状寸法制限（容積26.5L以下）
- *8：臨界安全評価に使用

：ヴァランが滞留する部分

単位：mm		
名 称	ヴァラン回収設備(第4系列)	
図 番	洗浄液受槽(1)	付属建物
図 番	図イ設—4(2/2)	シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{256}	洗净液受槽(2)	1
{257}	液位高警報設備	-

*4



*1 : 耐腐食性材料 (□)

*2 : {257} 液位高検知設定位置

: 槽上面より 117mm 以上

*3 : 液位計(電極式)

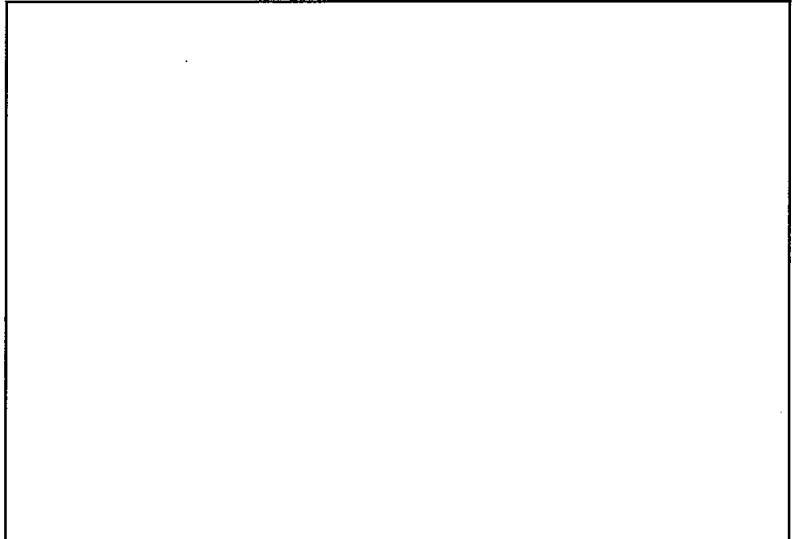
*4 : 警報設備の基數については

警報設備系統図(図イ制-5) 参照

← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名 称	ウラン回収設備(第4系列) 洗净液受槽(2)	
図 番	図イ設-5	付属建物 シリンド洗净棟

No. {238}	安全機能を有する施設名称 クレーン	基數 1
		
		単位 : mm
名 称	ワラン回収設備(第4系列) クレーン(洗浄室)	
図 番	図イ設—6	付属建物 シリンドラ洗浄棟

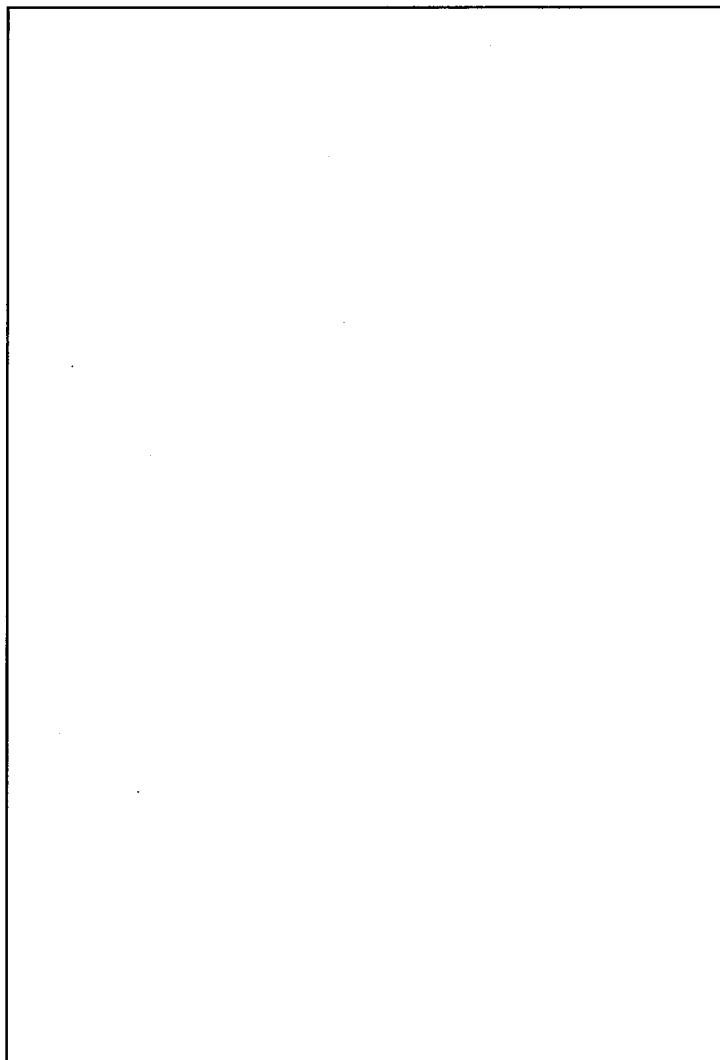
□内は、耐震計算書の部位名稱を示す

- *1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L. 0より140mm)
- *2 : {260}液位高検知設定位置：上面より10mm以上
- *3 : 液位計(電極式)
- *5 : 檻内面に : ヴランが滞留する部分
- *6 : 床面(F.L.-80)より500mm以上
- *7 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする
- *8 : {263}配管系統との接合部まで
- *10 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図イ配-1参照)
- : 申請機器の配管系統
- 単位:mm
- | 名 称 | 図 番 | 名 称 | 図 番 |
|---------------|------------|---------------|----------|
| ウラン回収設備(第4系列) | 図イ設-7(2/3) | 洗浄残渣沈殿槽(1)(2) | シリンドラ洗浄棟 |

- *1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L. 0より140mm)
- *10 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図イ配-1参照)
- *11 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする
- *12 : 形状寸法制限 (容積26.5L以下)
- *13 : 容積11L以上
- *14 : オイルパンから防護対象パネル(□)までの距離773mm以上
- : 潤滑油を有する部位
- : ランが滞留する部分

		単位 : mm
名 称	ラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)	
図 番	図イ設-7(3/3)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{261}	ろ過器	1



- *1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)
- *2 : 耐腐食性材料 (□)
- *3 : 溢水水位 (シリンド洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF. L. 0より140mm)
- *4 : 廃液に含まれるウランの除去
- *5 : 単一ユニット間の表面距離は305mm
以上とする
- *6 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図イ配-1参照)

■: ウランが滞留する部分

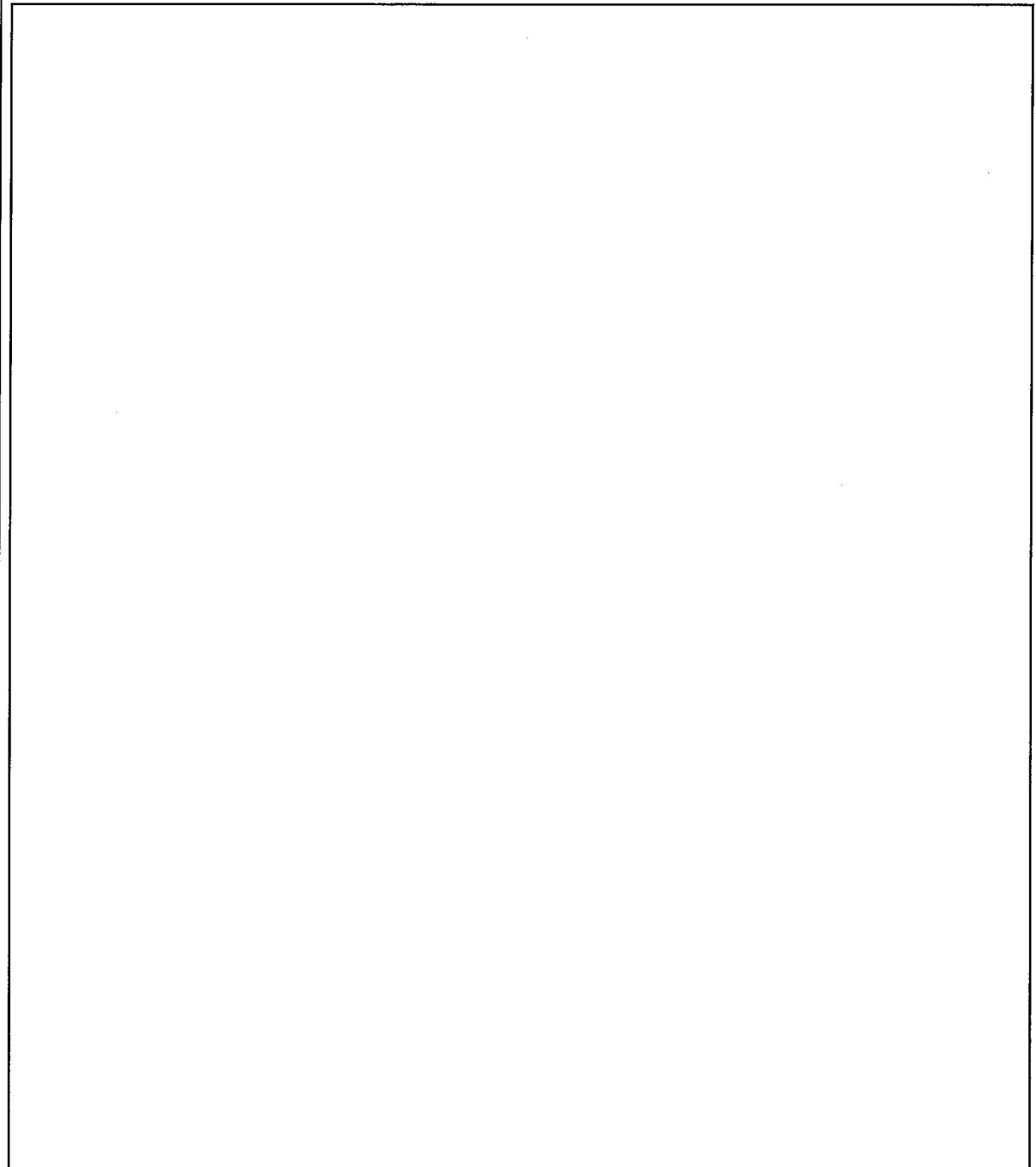
←: 申請機器の配管系統

単位 : mm

名 称	ウラン回収設備(第4系列) ろ過器	
図 番	図イ設-8	付属建物 シリンド洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{262}	遠心分離機	1

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



*1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)

*2 : 耐腐食性材料 (□)

*3 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ (図イ配-1参照)

□: 追加部材 (□ : □)

□: 追加部材 (□ : □)

□: 追加ベースプレート (□ mm : □)

□: ウランが滞留する部分

←: 申請機器の配管系統

---: 設工認申請対象外

↖: 逆止弁

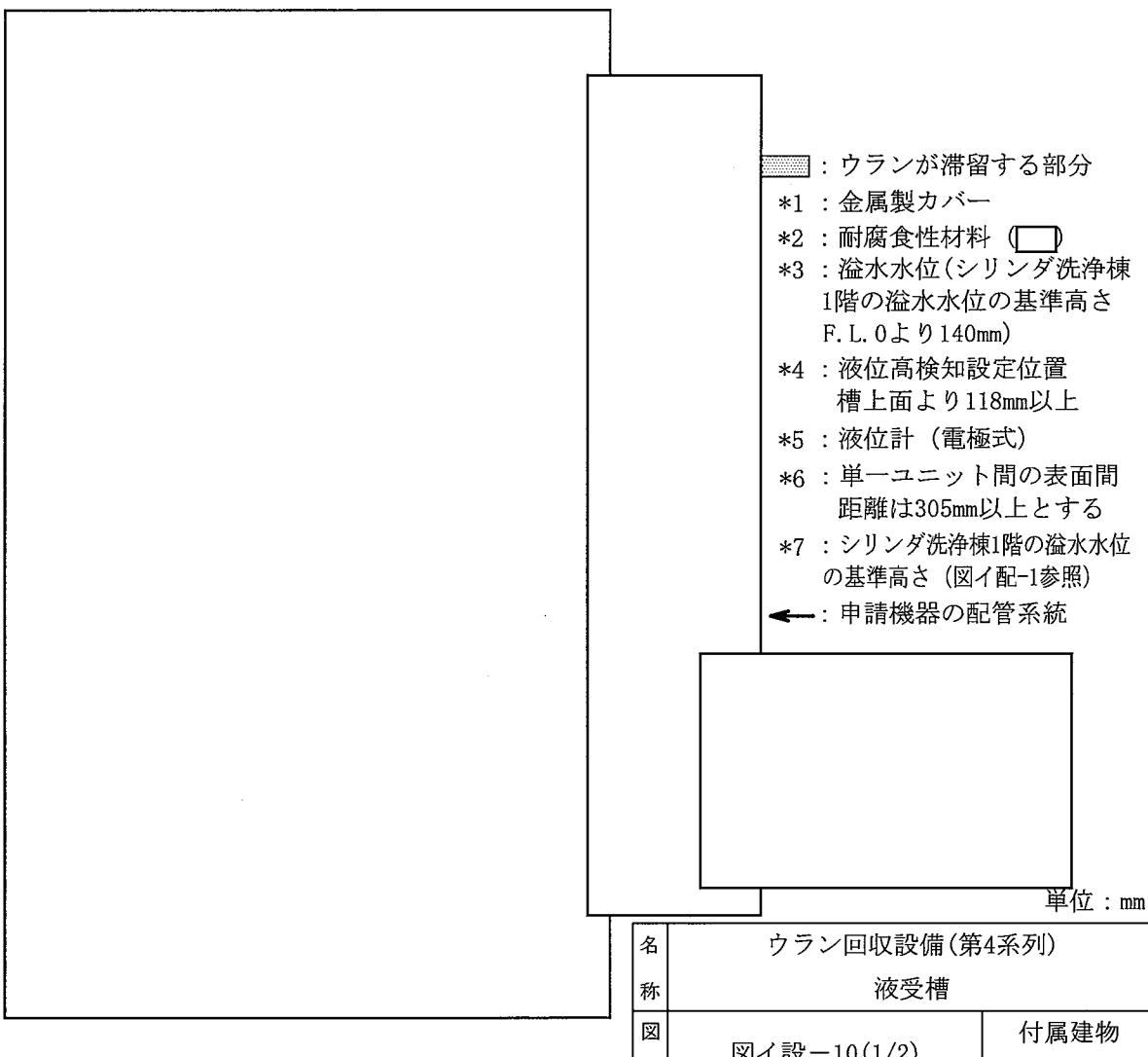
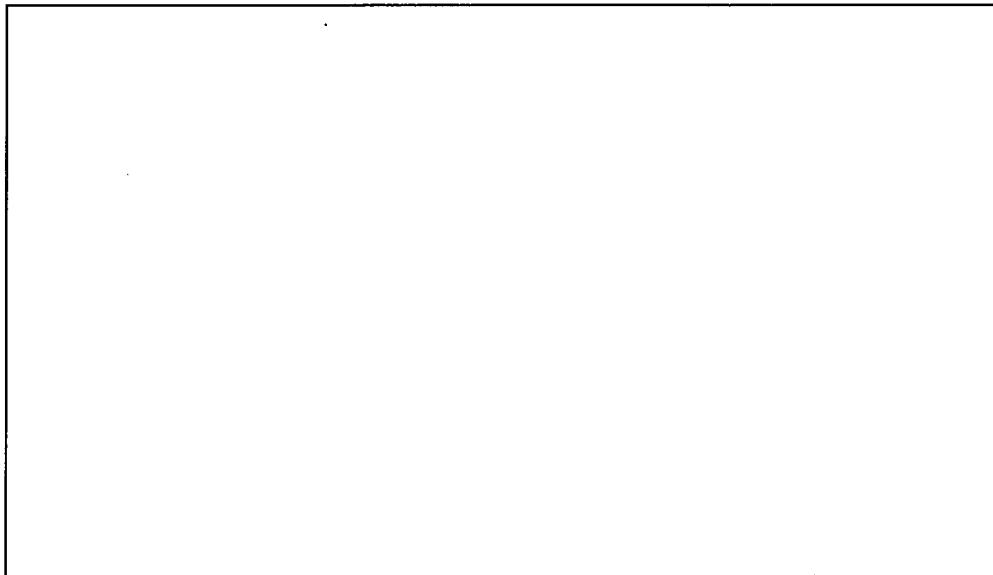
単位 : mm

名 称	ウラン回収設備(第4系列) 遠心分離機	
図 番	図イ設-9(1/2)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

- *4 : 容積0.7L以上
*5 : 火災源より高い位置にウランを取り扱う
フードボックスはない、
■: 潤滑油を有する部位

単位 : mm		
名 称	ウラン回収設備(第4系列) 遠心分離機	
図 番	図イ設-9(2/2)	付属建物 シンダ洗浄棟

<input type="checkbox"/>	内は、耐震計算書の部位名称を示す	No.	安全機能を有する施設名称	基数
{263}	液受槽			1



*1：溢水水位(シンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)

*7：シンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図イ配-1参照)

*8：單一ユニット間の表面間距離は
305mm以上とする

*9：形状寸法制限 (容積26.5L以下)

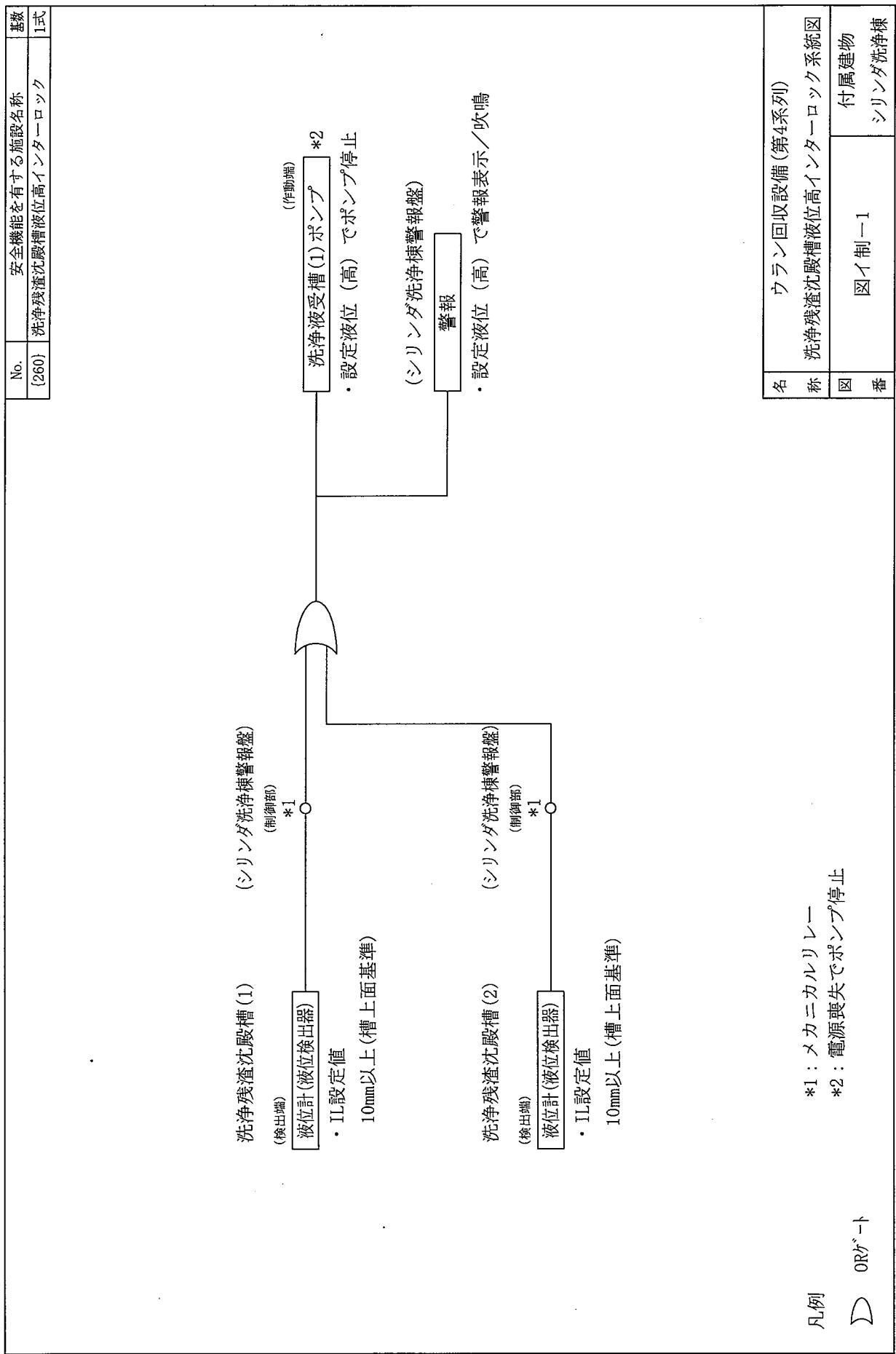
*10：容積11L以上

*11：オイルパンから防護対象ペネル(□)
までの距離773mm以上

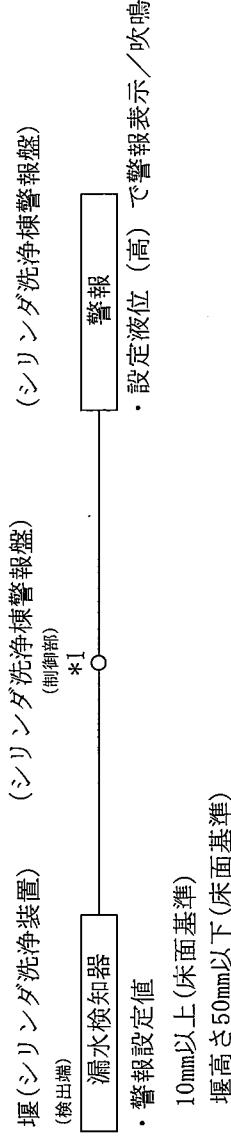
■：潤滑油を有する部位
□：ランが滞留する部分

単位：mm

名 称	ラン回収設備(第4系列)	
図 番	液受槽	付属建物
イ設-10(2/2)	シリダ洗浄棟	



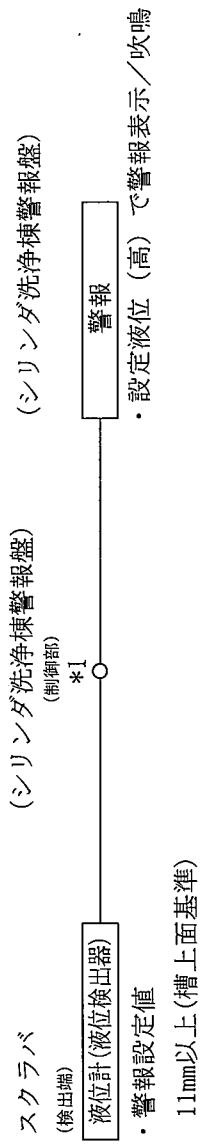
No.	安全機能を有する施設名称	基數
[251]	堰漏水検知警報設備	1基



名 称	ヴァラン回収設備(第4系列)	
堰(シリンドラ洗浄装置)堰漏水検知警報設備系統図		
図 番	図イ制-2	付属建物
		シリンドラ洗浄棟

*1 : メカニカルリレー

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{233}	液位高警報設備	1式



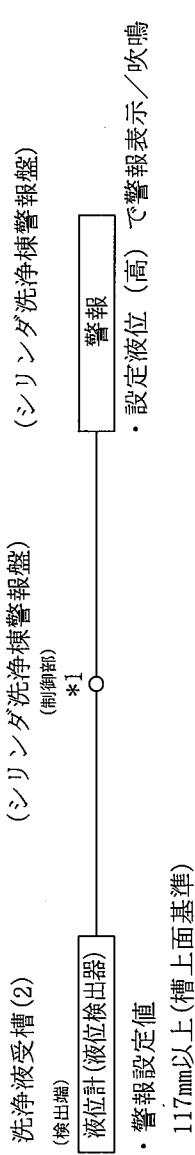
名 称	ウラン回収設備(第4系列) スクラバ液位高警報設備系統図	
図 番	図イ制-3	付属建物 シリンドラ洗浄棟

*1: メカニカルリレー

No. (255)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備	基數 1式
<p>洗浄液受槽(1) (シリンドラ洗浄棟警報盤) (制御部) (後出端)</p> <p>*1 警報 ・警報設定値 85mm以上(槽上面基準)</p>		
名 称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(1)液位高警報設備系統図	
図 番	図イ制-4	付属建物 シリンドラ洗浄棟

*1 : メカニカルリレー

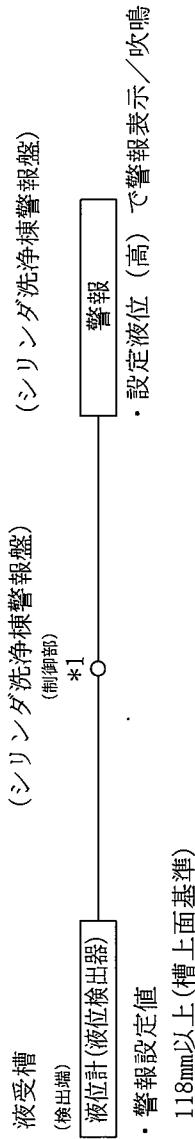
No.	安全機能を有する施設名称	基數
{257}	液位高警報設備	1式



名 称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(2)液位高警報設備系統図
図 番	付属建物 シリソダ洗浄棟 図イ制-5

*1: メカニカルリレー

No.	安全機能を有する施設名	基數
{263}	液受槽	1基



名 称	ウラン回収設備(第4系列) 液受槽 液位高警報設備系統図	
図 番	図イ制-6	付属建物 シリンドラ洗浄槽

*1 : メカニカルリレー

WLAN回収設備(第4系列)

(発泡処理室)

符号	機器名	変更内容
1	シリンドラ洗浄機警報盤	改造

■ : インターロック盤、警報盤配置エリア

名 称	WLAN回収設備(第4系列) 耐震重要度分類第3類インターロック盤、警報盤配置図
図 番	図イ制配-1 付属建物 シリンドラ洗浄機

■ : 申請する機器

原料貯蔵設備 (原料貯蔵所)		
符号	機器名称	変更内容
1	粉末輸送容器防護枠(1)	改造
2	粉末輸送容器防護枠(2)	改造
3	シリンドラム倒裝装置	改造
4	天井走行クレーン(原料貯蔵所)	改造

名 称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	付属建物	原 料貯 蔵所
図番	図へ配-1		

■ : 申請する機器

名 称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	
図 番	図へ配-2 (1/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

粉末貯蔵設備

(作業室 (1))

符号	機器名称	変更内容
1-1	粉末回収・ペレット取扱ボックス	変更なし
1-2	粉末容器ハンドリング装置 (ワードボックス (1))	変更なし
1-3	粉末容器ハンドリング装置 (ワードボックス (2))	変更なし
1-4	粉末容器ハンドリング装置 (コンベア (1))	変更なし
1-5	粉末容器ハンドリング装置 (コンベア (3))	変更なし
1-6	粉末容器ハンドリング装置 (バランサー (1))	変更なし
1-7	粉末容器ハンドリング装置 (バランサー (2))	変更なし

(貯蔵室 (1))

符号	機器名称	変更内容
1-8	スクラッピング装置 (粉末) (1)	改造
1-9	スクラッピング装置 (粉末) (2)	改造
1-10	スクラッピング装置 (粉末) (3)	改造
1-11	スクラッピング装置 (粉末) (4)	改造
1-12	スクラッピング装置 (粉末) (5)	改造
1-13	スクラッピング装置 (粉末) (6)	改造
1-14	リフタ (1)	改造
1-15	リフタ (2)	改造
1-16	リフタ (3)	改造
1-17	クレーン	改造

U02ペレット貯蔵設備

(貯蔵室 (2))

符号	機器名称	機器名稱	変更内容
2-1	ペレット貯蔵庫 (1) -1	改造	改造
2-2	ペレット貯蔵庫 (1) -2	改造	改造
2-3	ペレット貯蔵庫 (1) -3	改造	改造
2-4	ペレット貯蔵庫 (1) -4	改造	改造
2-5	ペレット貯蔵庫 (1) -5	改造	改造
2-6	ペレット貯蔵庫 (1) -6	改造	改造
2-7	ペレット貯蔵庫 (1) -7	改造	改造
2-8	ペレット貯蔵庫 (1) -8	改造	改造
2-9	ペレット貯蔵庫 (1) -9	改造	改造
2-10	ペレット貯蔵庫 (1) -10	改造	改造
2-11	ペレット貯蔵庫 (1) -11	改造	改造
2-12	ペレット貯蔵庫 (1) -12	改造	改造
2-13	ペレット貯蔵庫 (1) -13	改造	改造
2-14	ペレット貯蔵庫 (1) -14	改造	改造
2-15	ペレット貯蔵庫 (1) -15	改造	改造
2-16	ペレット貯蔵庫 (1) -16	改造	改造
2-17	ペレット貯蔵庫 (1) -17	改造	改造
2-18	ペレット貯蔵庫 (1) -18	改造	改造
2-19	ペレット貯蔵庫 (1) -19	改造	改造
2-20	ペレット貯蔵庫 (1) -20	改造	改造
2-21	ペレット貯蔵庫 (1) -21	改造	改造
2-22	ペレット貯蔵庫 (2) -1	改造	改造
2-23	ペレット貯蔵庫 (2) -2	改造	改造
2-24	ペレット貯蔵庫 (2) -3	改造	改造
2-25	ペレット貯蔵庫 (2) -4	改造	改造
2-26	ペレット貯蔵庫 (2) -5	改造	改造
2-27	ペレット貯蔵庫 (2) -6	改造	改造
2-28	ペレット貯蔵庫 (2) -7	改造	改造
2-29	ペレット貯蔵庫 (2) -8	改造	改造
2-30	ペレット貯蔵庫 (2) -9	改造	改造

燃料棒貯蔵設備

(貯蔵室 (2))

符号	機器名稱	機器名稱	変更内容
3-1	保存燃料棒貯蔵庫	機器名稱	変更内容

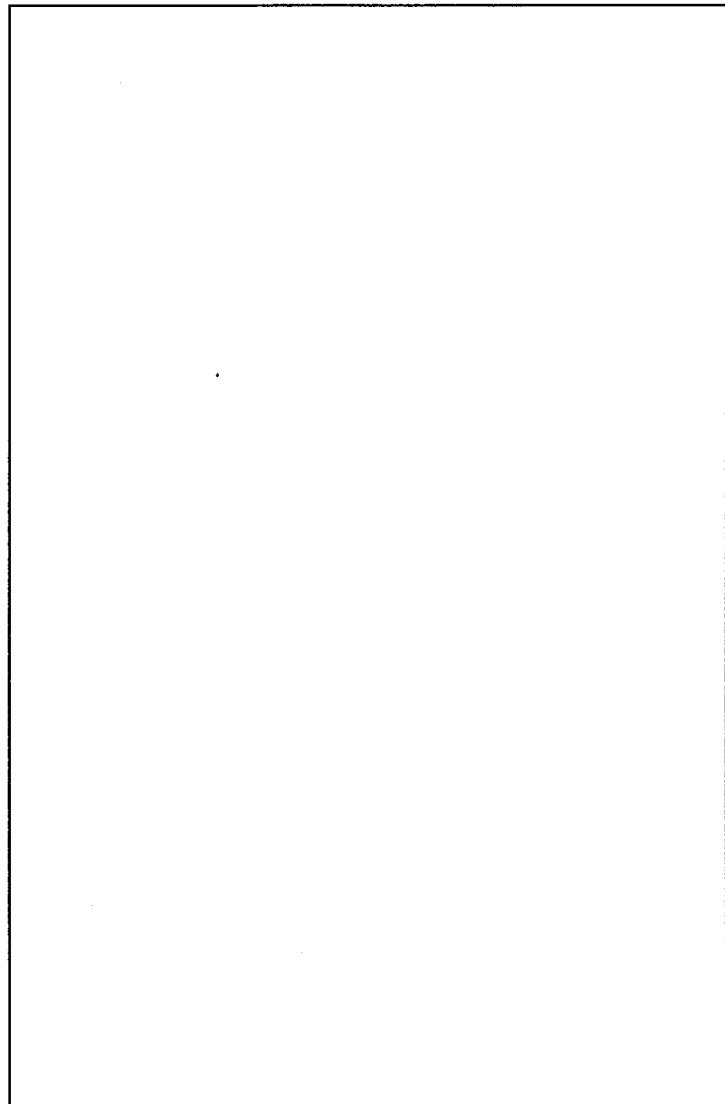
核燃料物質の貯蔵施設

機器配置図

付属建物
第3核燃料倉庫

劣化・天然ウラン貯蔵設備
(劣化・天然ウラン貯蔵)

符号	機器名稱	變更內容
1	保管容器(劣化・天然ウラン用) (保管容器(1)(2))	変更なし



: 保管容器(1)(2)を置く範囲
(配置は任意とする)

名 称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	
図 番	図へ配-3	付属建物 劣化・天然ウラン貯蔵



洗浄・残渣貯蔵設備
(付属建物 シリンダ洗浄機)

符号	機器名	変更内容
1	洗浄残渣貯蔵槽(1)	改造
2	洗浄残渣貯蔵槽(2)	改造
3	洗浄残渣貯蔵槽(3)	改造
4	洗浄残渣コンベア	改造
5	チャッキングリフト	改造
6	搬臓入コンベア	改造
7	搬臓入乾燥機	改造
8	洗浄残渣乾燥機フードボックス	改造
9	貯伝混合機(金属容器)物末混合	改造

※※：洗浄室側の床面(*1)より 80mm低い範囲

■■■：洗浄室側の床面(*1)より 50mm低い範囲

□□□：洗浄残渣貯蔵槽側の床面(*2)より 150mm低い範囲

△△△：申請する機器

名 称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	付属建物 シリンド洗浄棟
図 番	図へ配-4	

*1：シリンド洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0

*2：シリンド洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0

凡例		名 称	核燃料物質の貯蔵施設 構内運搬経路	図 番
_____	: {543} 粉末容器構内運搬車			
_____	: {578} ペレット構内運搬容器			
_____	: {589} 燃料棒構内運搬車			
_____	: {545} 保管容器 (劣化・天然ウラン用)			
_____	: 粉末輸送容器 (事業所外運搬規則に適合)	図へ配-5	-	

No.	安全機能を有する施設名称	基數
(486)	粉末輸送容器貯蔵枠	1式
<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す		
*1	転倒防止 (ベルト破断強度3ton以上)	原料貯蔵設備
*2	積載制限 (粉末輸送容器 2段以下)	粉末輸送容器貯蔵枠(1) (2)
	: 撤去部材	<input type="checkbox"/>
	: 補強部材	(<input type="checkbox"/> : <input type="checkbox"/>)
図	図へ設-1 (1/2)	付属建物
単位	mm	原料貯蔵所

※ 粉末輸送容器を置く場合は、◎ のシリンドラ貯蔵ピット（6次申請）に蓋をしてUF₆シリンドラの貯蔵はしない

- *3 : 柱内側から壁間の距離 1347.5mm以上
- *4 : 柱内側から壁間の距離 500mm以上
- *5 : 柱内側から壁間の距離 347.5mm以上
- *6 : 柱内側から壁間の距離 1000mm以上
- *7 : 柱内側からピット内側間の距離 1233.5mm以上
- *8 : ピット内側から壁間の距離 1500mm以上
- *9 : ピット内側から壁間の距離 500mm以上

名 称	原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵柱(1)(2)	付属建物 原料貯蔵所
図 番	図へ設-1 (2/2)	

単位 : mm

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(489)	シリンドラ転倒装置	1
<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名を示す		
*1 : 設工認申請対象外	名 称	原 料貯蔵設備
 : 潤滑油を有する部位	シリンドラ転倒装置(原 料貯蔵所)	
 : 追加ベースプレート(□mm: <input type="text"/>)	単位 : mm	図 番
	付 属 建 物	原 料貯 蔵 所

*2 : 落下防止 (ベルト破断強度3ton以上)

*3 : 落下防止 (ベルト位置1000mm以上、2000mm以下)

■: ワランが滞留する部分

単位: mm

名 称	原 料 貯 蔵 設 備	シリ ン ダ 転 倒 装 置 (原 料 貯 蔵 所)	付 属 建 物	原 料 貯 蔵 所
図 番	図へ設-2 (2/3)			

*4：容積 10.8L以上

*5：遮熱板とUF₆シリコンダとの距離 (290mm以上)

■：潤滑油を有する部位

単位：mm

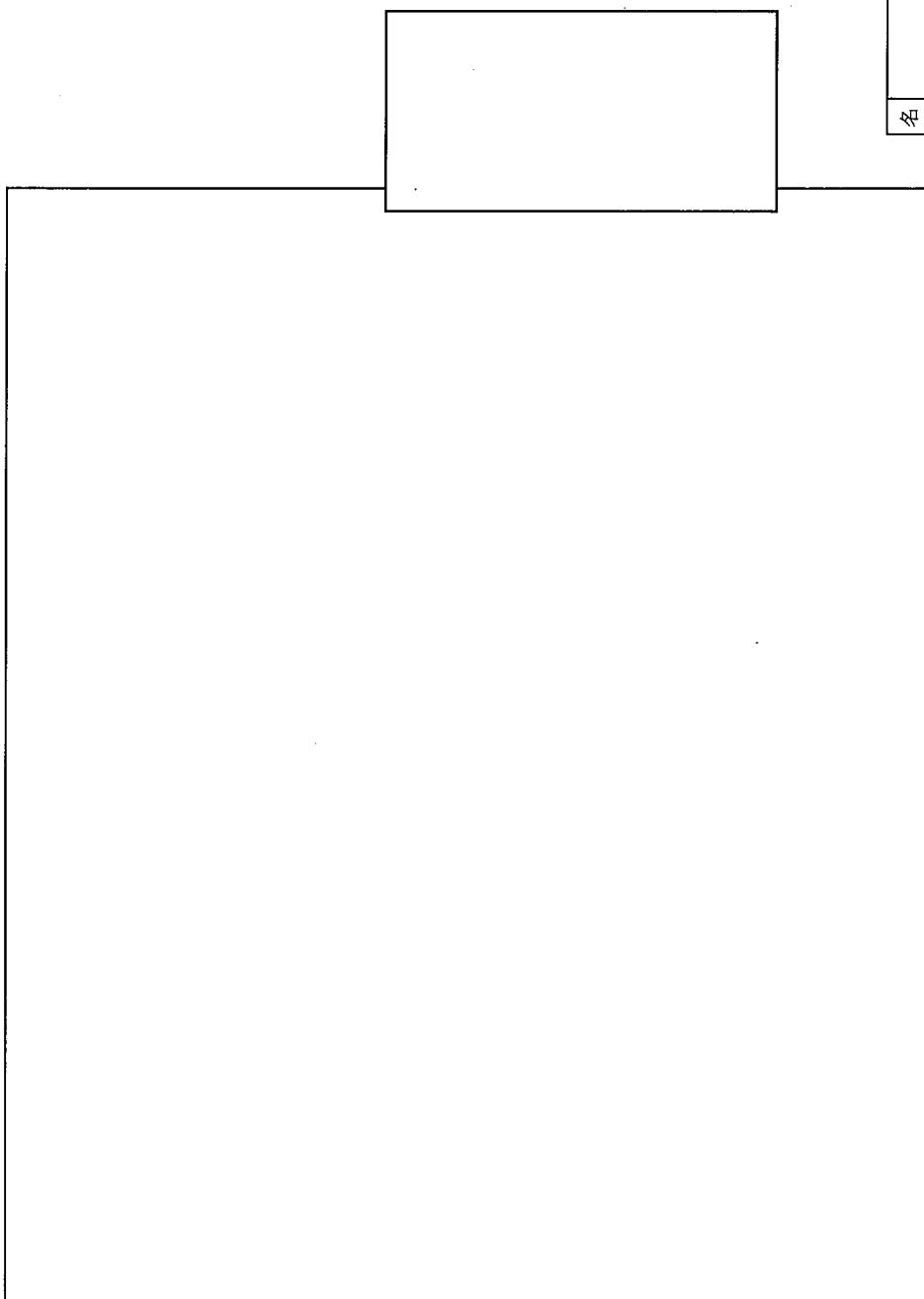
名 称	原料貯蔵設備 シリコンダ転倒装置(原料貯蔵所)
図 番	図へ設-2 (3/3) 付属建物 原料貯蔵所

No.	安全機能を有する施設名稱	基數
{490}	天井走行クレーン	1
<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名稱を示す		
		単位 : mm
<p>*1 : 停電時保持機能</p> <p>*2 : 落下防止 (ラッチロック式フック (荷重 5t以下))</p> <p>*3 : 積載制限 (UF₆シリンダ 1以下) (粉末輸送容器 1以下)</p> <p>*4 : {921}{923}秤量設備秤 (保安秤量器 (ウラン管理5)) にてUF₆シリンダ 又は粉末輸送容器を秤量する場合、{490}天井走行クレーンに設置した ラッチロック式フックに秤を掛け、秤に設置したラッチロック式フック により、UF₆シリンダ又は粉末輸送容器の落下防止を図る。</p>		
名 称	天井走行クレーン (原料貯蔵所5t)	原料貯蔵設備
圖 番	図へ設-3	付属建物 原料貯蔵所

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[535]	粉末回収・ペレット取扱ボックス	1
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す		
*1	開口部風速 0.5m/秒以上	
*2	気体廃棄設備(4)としての申請範囲 (図ト系 気4-3参照)	
	機器を囲うフードボックス	
	ウランを取り扱うフードボックス	
	ウランが滞留する部分	
単位: mm		
名 称	粉末貯蔵設備	
図 番	図へ設-4	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數								
{S36}	粉末容器ハンドリング装置	1								
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す										
<p>*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上 *2 : 気体廃棄設備(4)としての申請範囲 (図上系 気4-3参照) *3 : 設工認申請対象外(事業所外運搬規則に適合したものを持ちより支給) *4 : 設工認申請対象外(波及的破損を生じさせないことを確認)</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td><td style="padding: 2px;">機器を囲うフードボックス</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td><td style="padding: 2px;">ワランを取り扱うフードボックス</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">■</td><td style="padding: 2px;">ワランが滞留する部分</td></tr> </table>			□	機器を囲うフードボックス	□	ワランを取り扱うフードボックス	■	ワランが滞留する部分		
□	機器を囲うフードボックス									
□	ワランを取り扱うフードボックス									
■	ワランが滞留する部分									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">名</td><td style="padding: 2px;">粉末貯蔵設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">称</td><td style="padding: 2px;">粉末容器ハンドリング装置</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">図</td><td style="padding: 2px;">図へ設-5 (1/6)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">番</td><td style="padding: 2px;">第3核燃料倉庫</td></tr> </table>			名	粉末貯蔵設備	称	粉末容器ハンドリング装置	図	図へ設-5 (1/6)	番	第3核燃料倉庫
名	粉末貯蔵設備									
称	粉末容器ハンドリング装置									
図	図へ設-5 (1/6)									
番	第3核燃料倉庫									

内は、耐震計算書の部位名称を示す



名 称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置	
図 番	図へ設—5 (2/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

- *5 : 形状寸法制限(コンベア(1))
幅320以下、長さ1000以下、高さ380以下
- *6 : 形状寸法制限(フードボックス(1)上部)
幅1000以下、長さ1700以下、高さ540以下
- *7 : 形状寸法制限(フードボックス(1)下部、コンベア(3)、アードボックス(2))
幅380以下、長さ(合計)3820以下、高さ380以下
- *8 : 形状寸法制限(コンベア(3)容器拡出部)
幅400以下、長さ640以下、高さ380以下
- *9 : 容器の落下防止(高さ20mm以上)

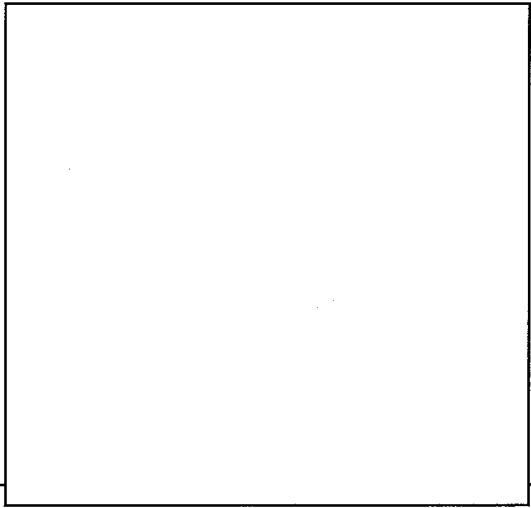
単位 : mm		
名 称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置	
図 番	図へ設-5 (3/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す

- *10 : スクラップ貯蔵棚 (粉末) より
*11 : 作業者がSUS容器をコンベア(1)へ移動する
その際、作業負荷軽減のため作業補助機を使用
*12 : SUS容器からUO₂粉末を他社缶または粉末容器に詰め替える
- *13 : 容器出し用ブッシャーにて他社缶または
粉末容器をコンベア(3)へ移動する
- : ランが滞留する部分
← : ランの流れ
- ウランの流れ説明図 (1/3)
- ※出荷工程の流れを示し、入荷工程の流れは逆になる

名 称	粉末貯蔵設備	粉末容器ハンドリング装置
図 番	図へ設一5 (4/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

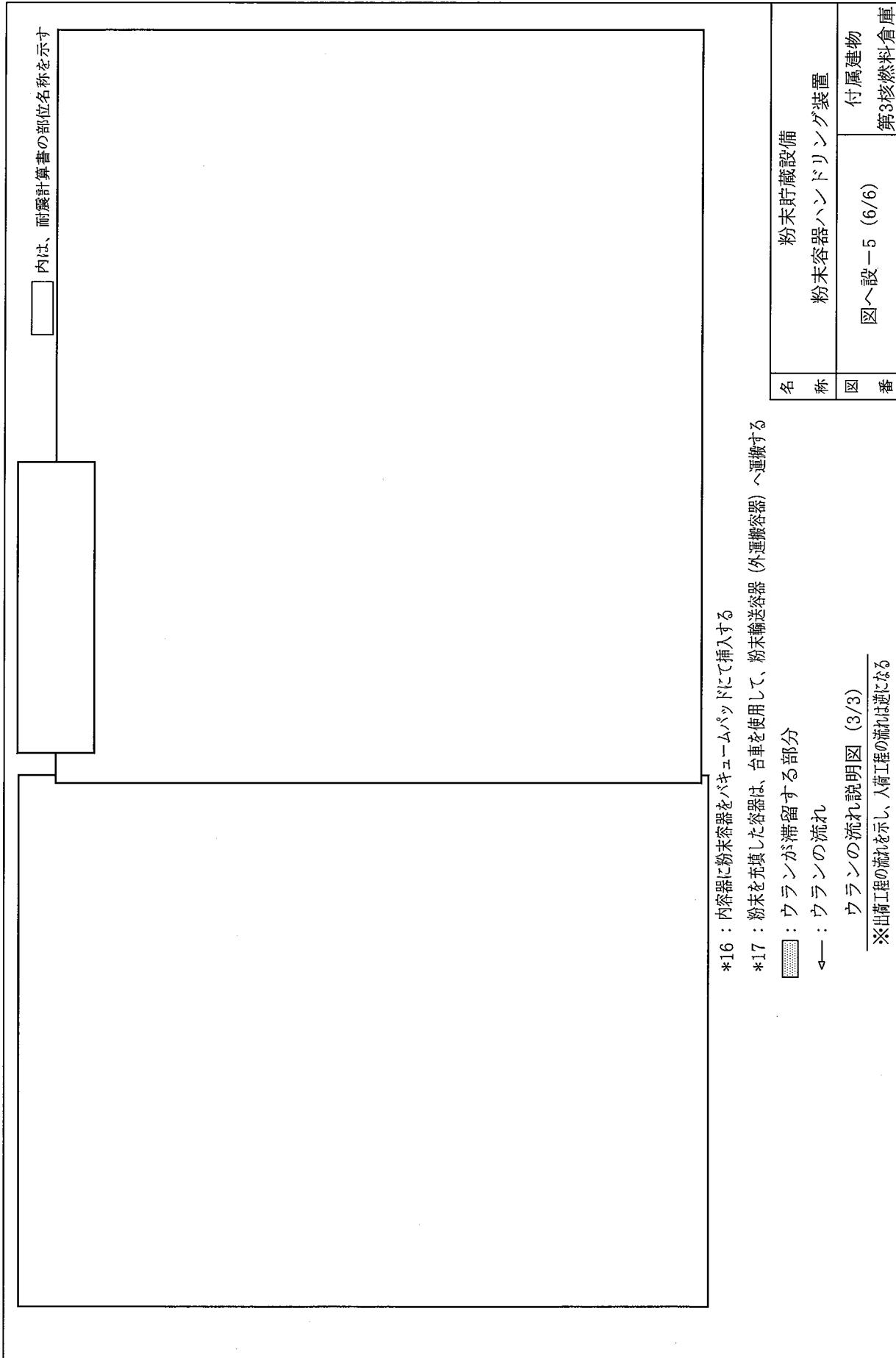
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す



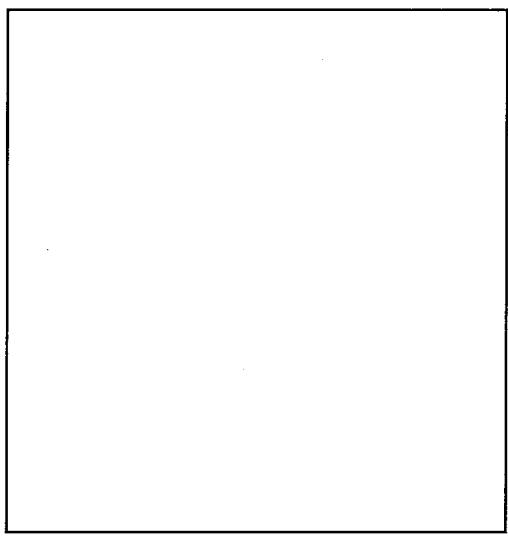
*14：作業者が他社缶を台車に移動
その後、作業負荷軽減のため作業補助機を使用
その後、粉末輸送容器（外運搬容器）へ運搬する

*15：粉末容器はフードボックス(2)へ移動
■：ランが滞留する部分
←：ランの流れ

名 称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置	
図 番	図へ設—5 (5/6)	付属建物 第3核燃料倉庫



No.	安全機能を有する施設名	基數
{537}	内容器用台車	6



*1：形状寸法制限（容器の直径 217mm以下）

*2：積載制限
(積載数 内容器 1以下)

*3：スペーサー(155mm以上)
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)

*4：容器の落下防止（45mm以上）
（設工認申請対象外（事業所外運搬規則に適合したもの
他社より支給）

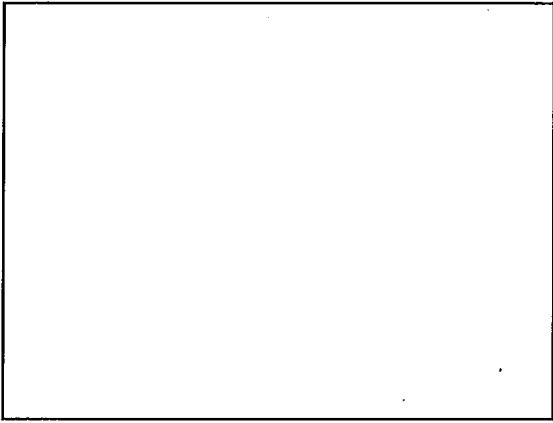
■：ランが滞留する部分

単位：mm

名 称	粉末貯蔵設備 内容器用台車	付属建物
図 番	図へ設-6	第3核燃料倉庫



No.	安全機能を有する施設名・称	基數
{538}	他社缶用台車	3



*1：積載制限
(積載数 他社缶 1以下)

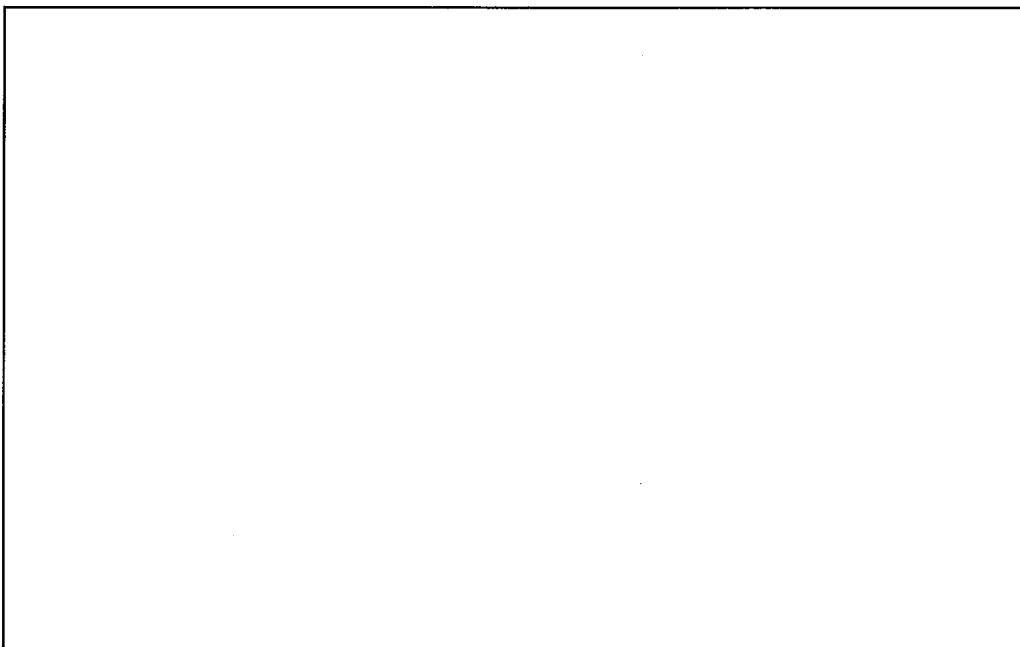
*2：スペーサー(155mm以上)
(ニット表面間で必要な隔離距離を維持できる
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)

*3：容器の落下防止 (45mm以上)
*4：設工認申請対象外 (事業所外運搬規則に適合したもの
他社より支給)

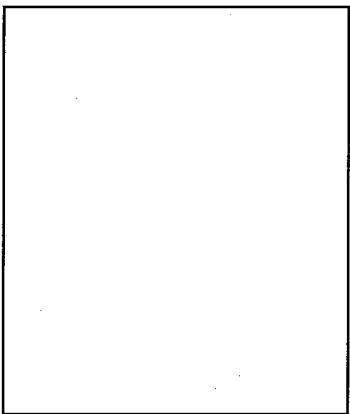
■：ランが滞留する部分

単位：mm

名 称	粉末貯蔵設備 他社缶用台車	付属建物	第3核燃料倉庫
図 番	図へ設-7		



No.	安全機能を有する施設名	基數
{533}	SUS容器用台車(2)	3



*1：形状寸法制限（容器の直径 251mm以下）

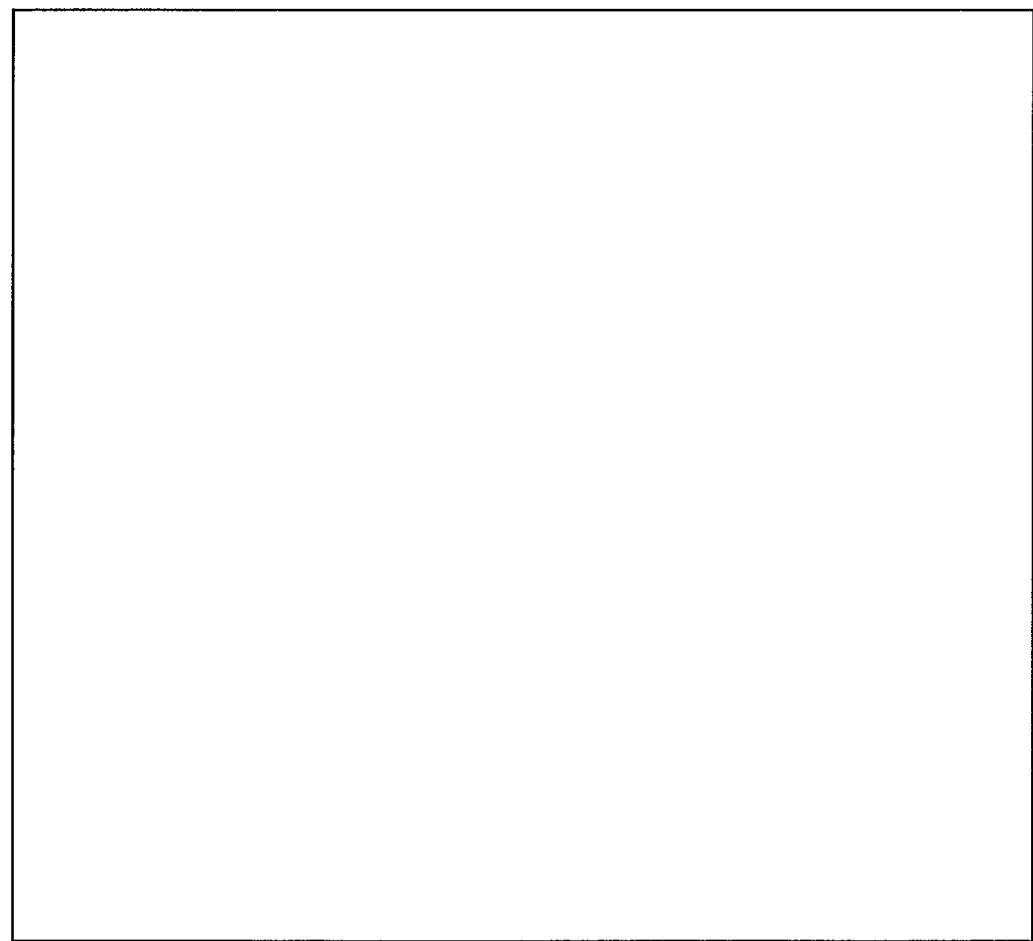
*2：スペーサー（155mm以上）
(ニット表面間で必要な隔離距離を維持できる
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)

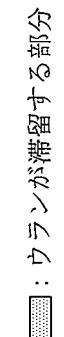
*3：容器の落下防止（45mm以上：□）

□：ランが滞留する部分

単位：mm

名 称	粉末貯蔵設備	
SUS容器用台車(2)		
図 番	図へ設—8	付属建物 第3核燃料倉庫



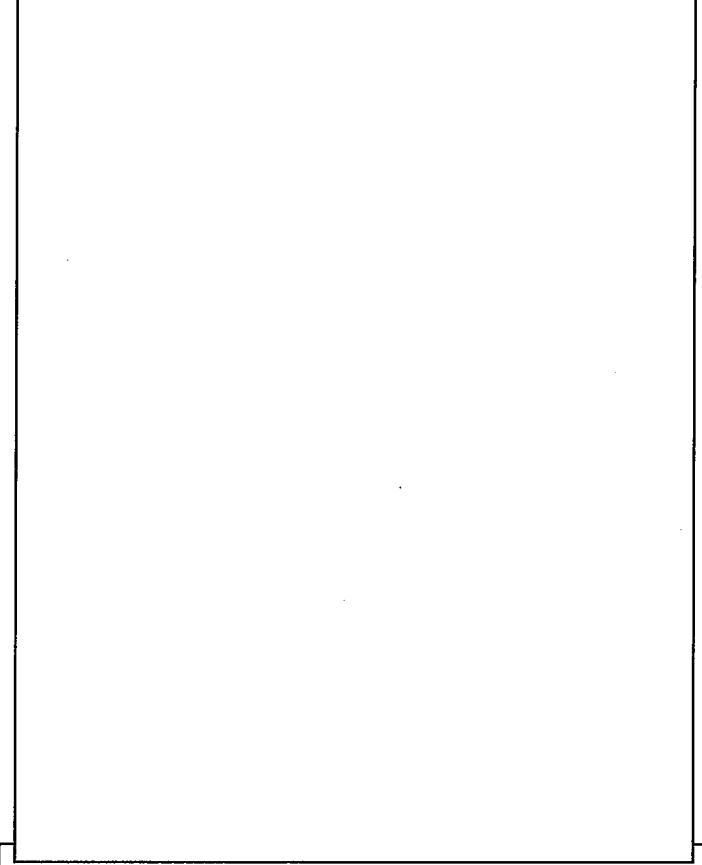
No.	安全機能を有する施設名称	基數
{540}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	6
{542}	リフタ	3
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す		
*1 : 形状寸法制限 (容器の直径 251mm以下) *2 : 容器の落下防止  *3 : 容器列間の表面間隔 水平方向 305mm以上 *4 : 容器列間の表面間隔 鉛直方向 305mm以上 (ストッパー間隔175mm以上、240mm以下) (ストッパー板厚2.5mm以上)		
 : ウランが滞留する部分  : 図へ設-9 (1/6) 番 単位 : mm		
名称 フタ リフタ スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 第3核燃料倉庫		

名 称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）	付属建物
図 番	図へ設-9 (2/6)	第3核燃料倉庫

図面番号: 架台補強 ()
柱間に28ヶ所

名 称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	付属建物
図面番号	図へ設-9 (3/6)	第3核燃料倉庫

名 称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	
図 番	図へ設-9 (4/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

 内は、耐震計算書の部位名称を示す

*5 : 容器の落下防止 (高さ5mm以上)

*6 : 停電時保持機能

 : ランが滞留する部分

単位 : mm

名 称	粉末貯蔵設備
図 番	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 図へ設-9 (5/6)
付 属 物	
建 物	第3核燃料倉庫

- *7 : 最北隔壁側収納容器列と設置位置北側壁面の表面間隔 328.5mm以上
- *8 : 最南隔壁側収納容器列と設置位置南側壁面の表面間隔 328.5mm以上
- *9 : 最西隔壁側収納容器列と設置位置西側壁面の表面間隔 305mm以上

 : SUS容器貯蔵エリア

単位 : mm

名 称	粉末貯蔵設備	
		スクラッパ貯蔵棚 (粉末用)
図 番	図へ設-9 (6/6)	付属建物
		第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名	基數
{543}	粉末容器構内運搬車	1



*1 : 容器の落下防止 ()

*2 : 形状寸法制限 (容器の直径 251mm以下)

*3 : 容器列間の表面間隔 水平方向 305mm以上
名 称 粉末貯蔵設備

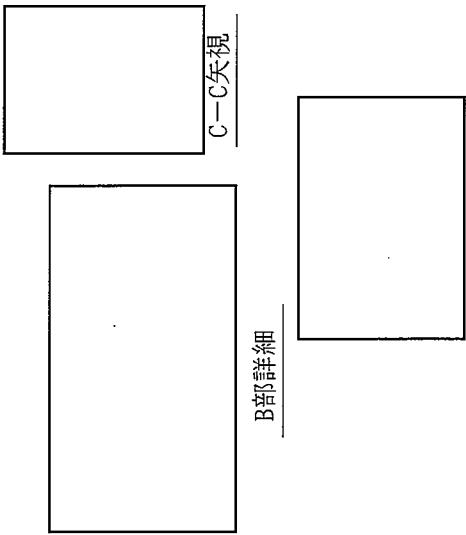
*4 : 設工認申請対象外

■ : ヴランが滞留する部分

単位 : mm 図番 図へ設 - 10 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[544] クレーン		1

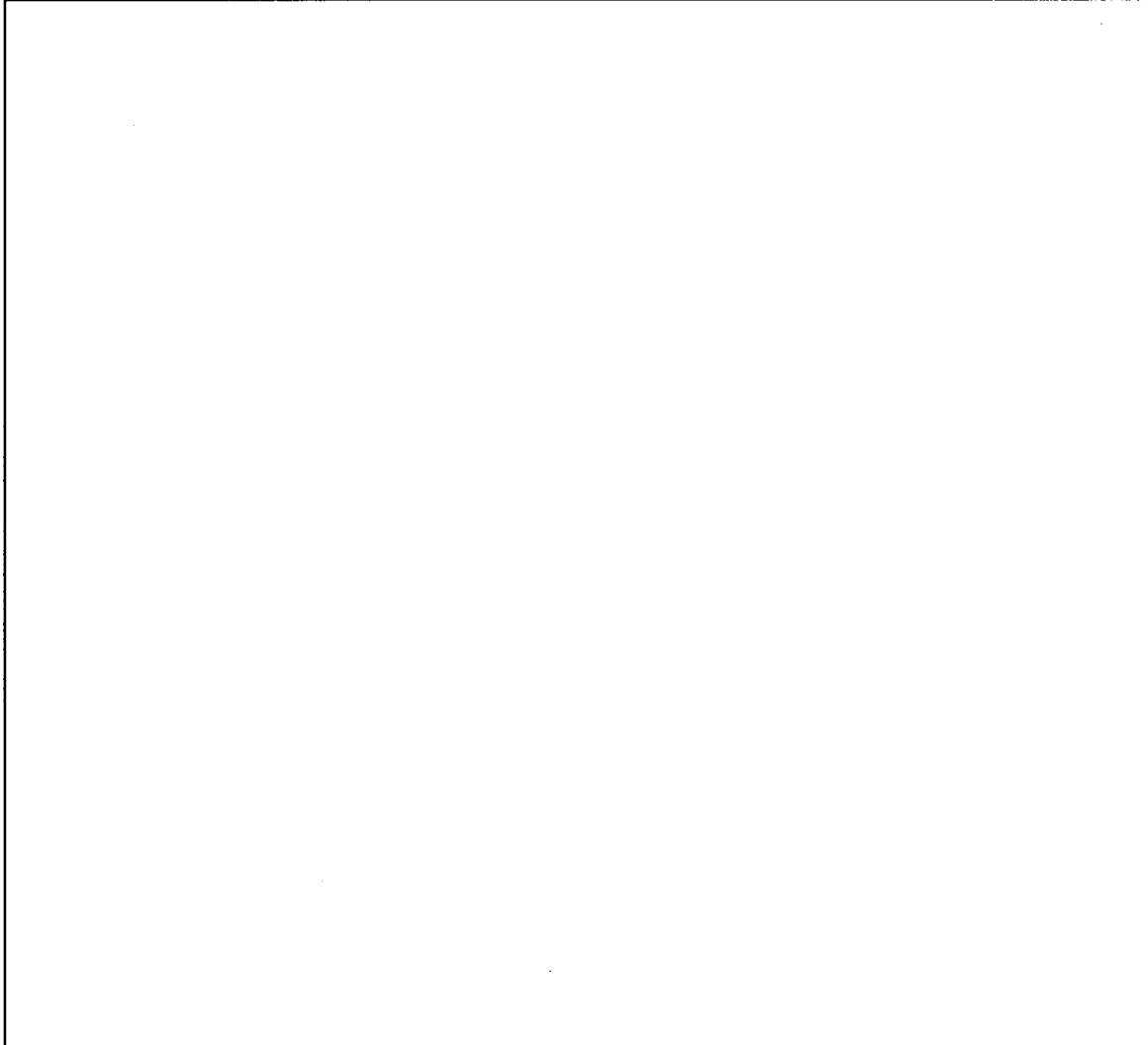
内は、耐震計算書の部位名称を示す



- *1 : 容器の落下防止 (荷重 0.125t, 2t以下)
- *2 : 停電時保持機能
- *3 : 内容器1以下、他社缶3容器以下
- *4 : 輸送容器1以下、内容器1以下、他社缶3容器以下
- *5 : ワラン取り扱いの同時使用はしない
- *6 : (921)923種量體罐體(保安秤量器(ケラン管壁5))にて粉末輸送容器を秤量する場合、(544)クーンに設置したラッチロック式フックに秤掛け、秤に設置したラッチロック式フックにより粉末輸送容器の落下防止を図る。

单位：mm

名 称	粉末貯蔵設備 クレーン(第3核燃料倉庫)	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	図ヘ設-11	

No. {545}	安全機能を有する施設名称 保管容器(劣化・天然ガス用)	基數 1式
		単位 : mm
名 称 稱	劣化・天然ガス貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ガス用)	
図 番 番	図へ設-12	付属建物 劣化・天然ガス倉庫
		ノーフ (鉄鋼)

No.	安全機能を有する施設名称 (576) ペレット貯蔵棚(金属缶を含む)	基數 30
□ 内は、耐震計算書の部位名を示す		
名 称	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚	単位 : mm
図 番	図へ設-13 (1/3)	付属建物 第3核燃料倉庫

□ 内は、耐震計算書の部位名を示す

- *1 : 落下防止 (25A Sch40以上)
- *2 : 形状寸法制限 (収納部厚み95mm以下)
- *3 : 棚収納部幅 610mm以下
- *4 : 収納部(金属缶)間の上下表面間隔 305mm以上
- *5 : 収納部(金属缶)と設置床面の表面間隔 305mm以上
- : 追加部材 (□)
- ▨ : 追加ベースプレート (□ mm : □)
- ▨ : ランが滞留する部分

単位 : mm

名 称	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚	
図 番	図へ設-13 (2/3)	付属建物 第3核燃料倉庫

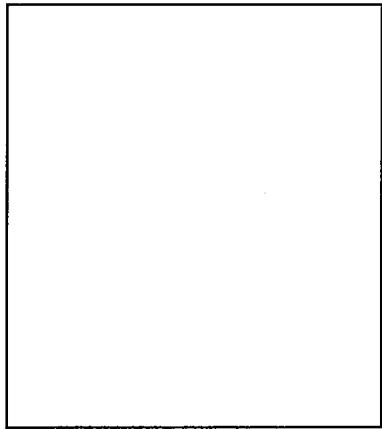
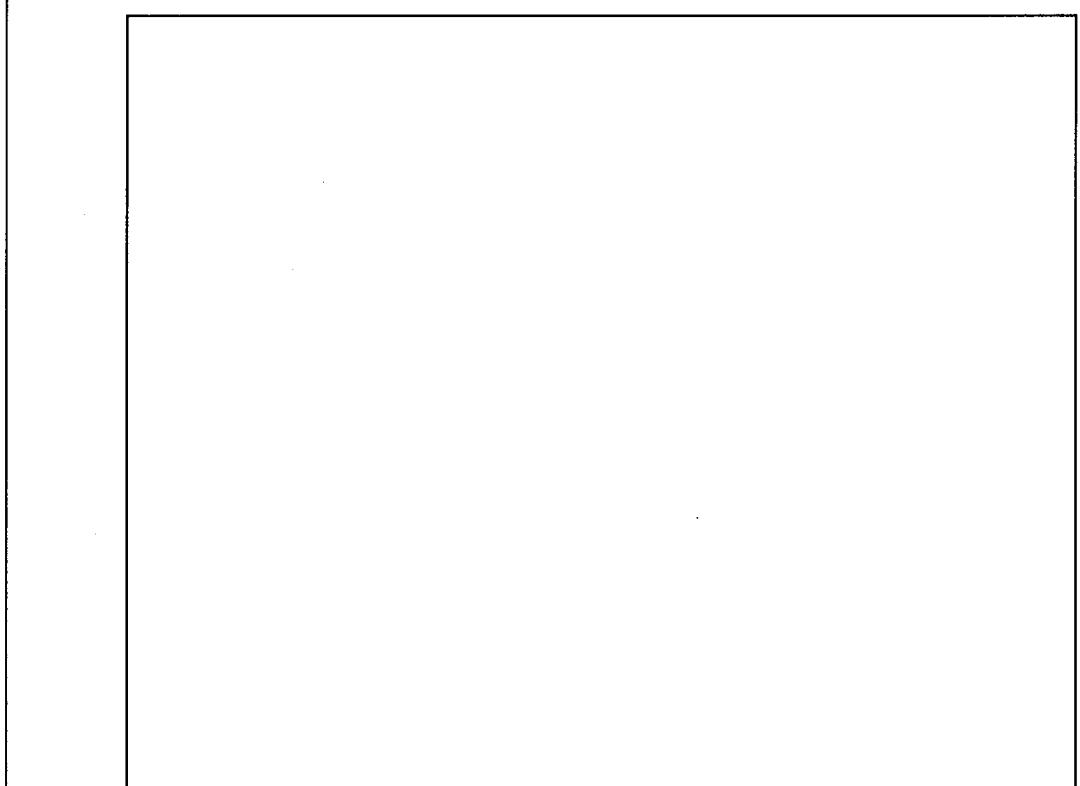
*6 : 景北隔壁側収納容器列と設置位置北隔壁面の表面間隔 305mm以上
 *7 : 景西隔壁側収納容器列と設置位置西隔壁面の表面間隔 305mm以上
 *8 : 景南隔壁側収納容器列と設置位置南隔壁面の表面間隔 305mm以上

 : 金属缶貯蔵エリア (ペレット貯蔵棚 (1))
 : 金属缶貯蔵エリア (ペレット貯蔵棚 (2))

単位 : mm

名 称	UO ₂ ペレット貯蔵設備	
	ペレット貯蔵棚	
図 番	図へ設-13 (3/3)	付属建物
		第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称
{577}	金属缶用台車(2)



*1：形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)

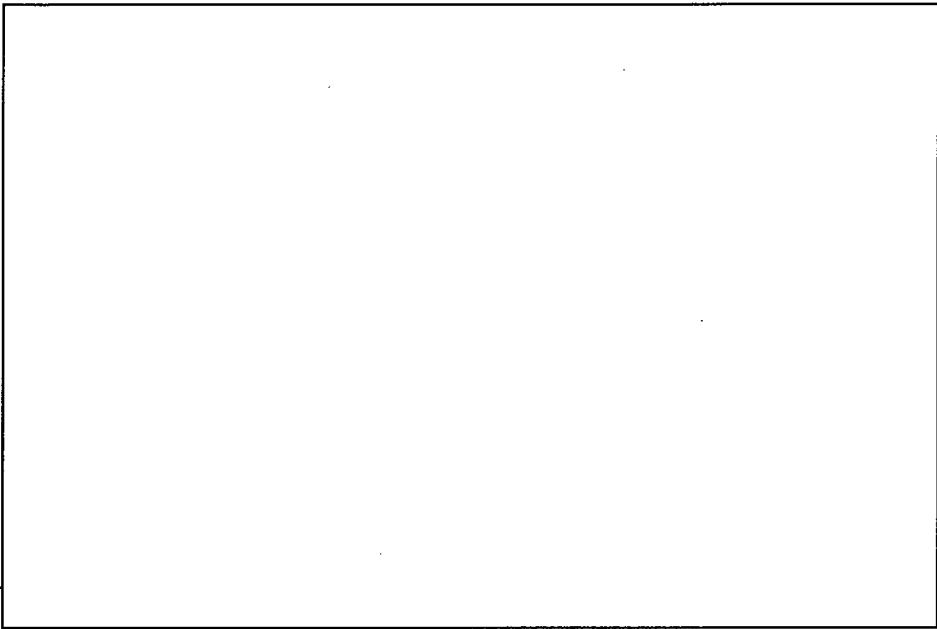
*2：スペーサー(155mm以上)
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる
よう155mm以上のスペーサーを設置する。)

*3：容器の落下防止 ()

■：ウランが滞留する部分

名 称		単位 : mm
UO ₂ ペレット貯蔵設備		
金属缶用台車(2)	付属建物	第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{578}	ペレット構内運搬容器	1.
[Large rectangular drawing area]		
*1	：形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)	
*2	：飛散のない構造	
*3	：容器の落下防止	()
*4	：収納部(金属缶)間の上下表面間隔	305mm以上
[Small square icon]	：ウランが滞留する部分	
図番	図へ設—15	付属建物
単位：mm		第3核燃料倉庫

No. {539}	安全機能を有する施設名称 燃料棒構内運搬車	基數 1						
								
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図～設－16</td> </tr> <tr> <td>単位 : mm</td> <td>成型工場</td> </tr> </table>			名 称	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車	図 番	図～設－16	単位 : mm	成型工場
名 称	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車							
図 番	図～設－16							
単位 : mm	成型工場							
<p>*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)</p> <p>*2 : 落下防止 (高さ10mm以上)</p> <p>*3 : 設工認申請対象外</p> <p> : ワランが滞留する部分</p> <p>*4 : 竜巻対策</p>								

No.	安全機能を有する施設名称	基數
(590)	保存燃料棒貯蔵棚	1
<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す		
名 称	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	図へ設-17 (1/2)	
単位 : mm		
*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)	*5 : 複数ユニット臨界防止 (収納部(燃料棒)と設置床面の表面間隔305mm以上)	
*2 : 落下防止 (高さ 10mm以上)		
*3 : 複数ユニット臨界防止 (収納部幅 1050mm以下)	*6 : 複数ユニット臨界防止 (収納部長さ 4100mm以下)	
*4 : 複数ユニット臨界防止 (収納部(燃料棒)間の上下表面間隔293mm以上)	▣ : 追加ベースプレート [mm : <input type="text"/>]	■ : ヴランが帶留する部分

*7 : 最北隔壁側収納容器列と設置位置北側壁面の表面間隔 305mm以上

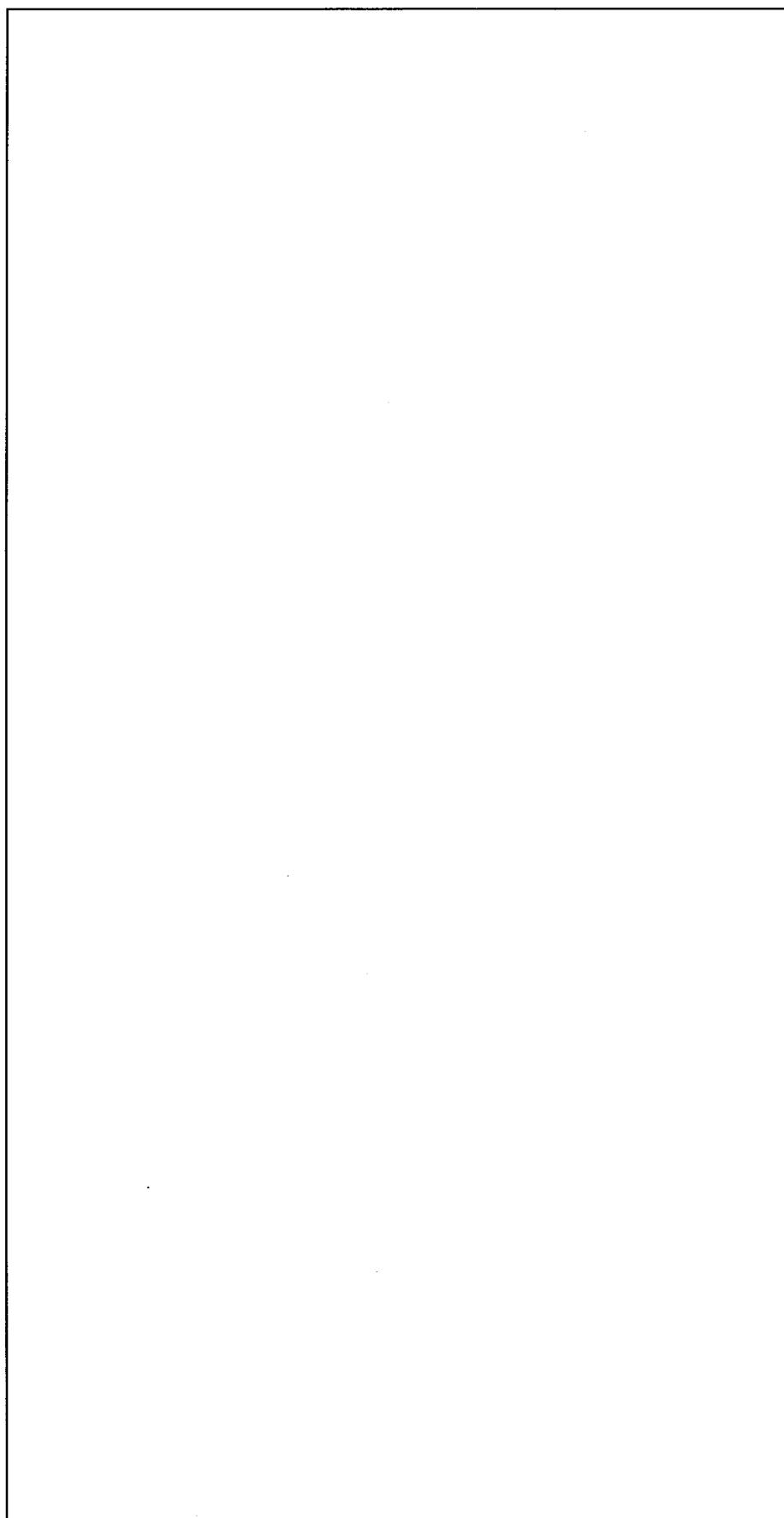
：燃料棒貯蔵エリア

単位 : mm

名 称	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚	
図 番	図へ設-17 (2/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{591}	ロッドチャンネル用台車(5)	1
	*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)	
	*2 : スペーサー (155mm以上) (ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる ように155mm以上のスペーサーを設置する。)	
	*3 : 落下防止 (高さ 10mm以上)  : ランジが滞留する部分	
図番	図へ設-18	付属建物
単位 : mm		第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{592}	ロッドチャンネル用リフタ	1



*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)

*2 : 落下防止 (高さ 10mm以上)

*3 : 停電時保持機能

■ : ウランが帶留する部分

名 称	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
図 番	図へ設-19 (1/2)
単位 : mm	第3核燃料倉庫

*4：ロッドチャンネル昇降にのみ使用

名 称	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ	
図 番	図へ設-19 (2/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

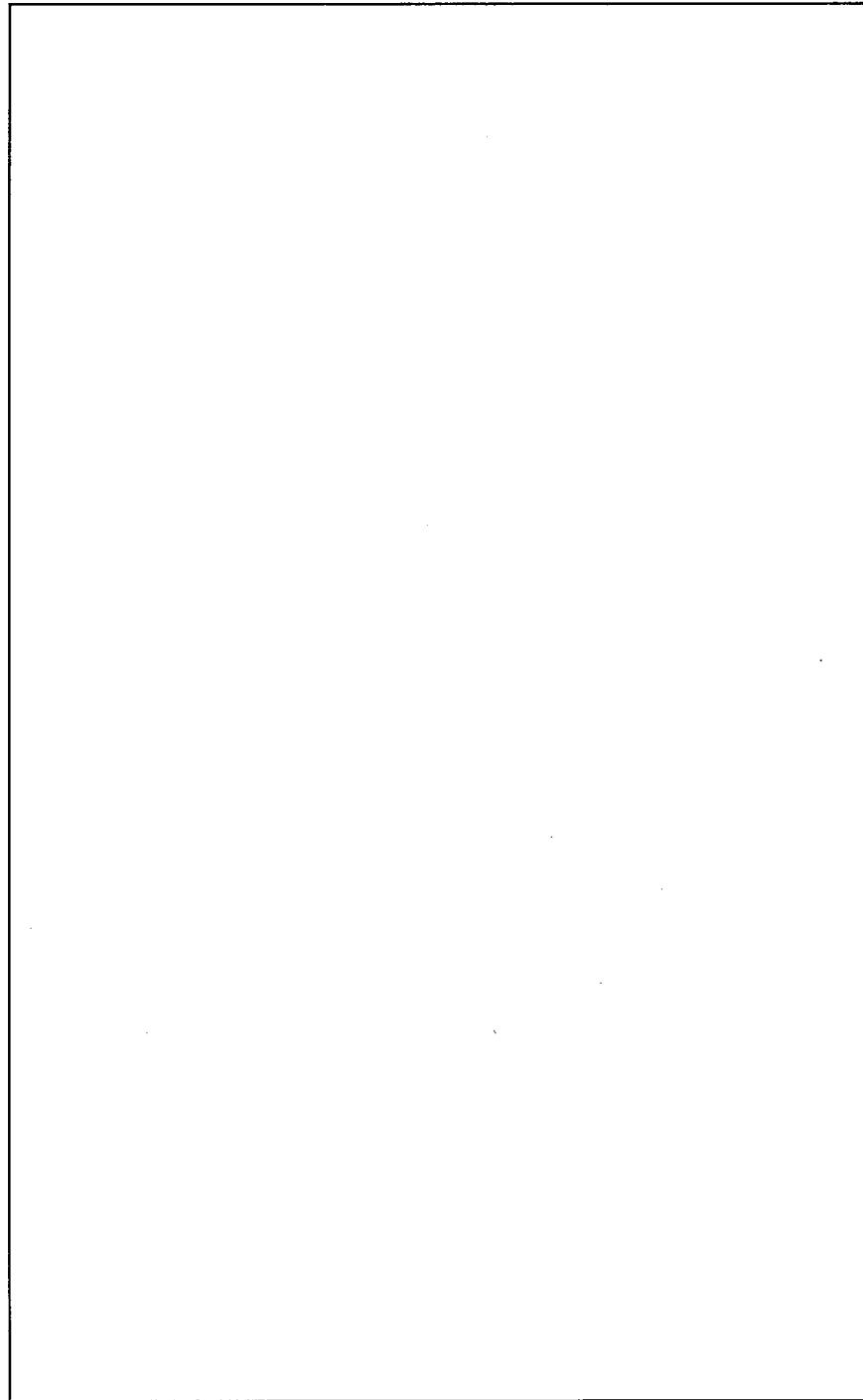
	□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す
No. [598]	安全機能を有する施設名称 洗浄残渣貯蔵棚

基數
3

単位 : mm

名 称	洗浄残渣貯蔵設備
図 番	洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



名 称	洗淨残渣貯蔵設備	
	洗淨残渣貯蔵棚(1)(2)(3)	
図 番	図へ設—20(2/4)	付属建物
		シリシダ洗淨棟

□内は、耐震計算書の部品名称を示す

単位 : mm	
名 称	洗浄残渣貯蔵設備
図 番	洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)
名 称	付属建物
図 番	シリンドラ洗浄棟

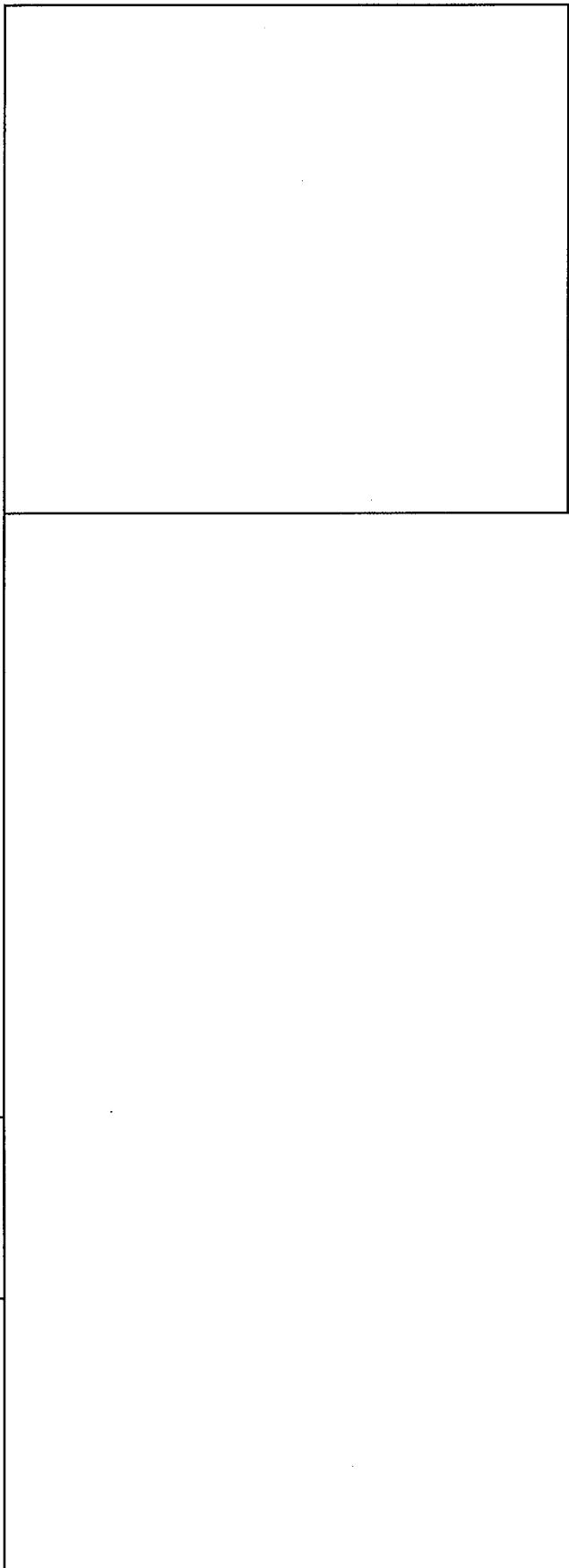
*6 : 容器の落下防止(高さ6mm以上)
*7 : 貯蔵容器用トレイ内寸 275mm以上
*8 : 貯蔵容器用トレイ(中性子遮蔽板)底板厚 2.9mm以上
*9 : SUS容器の中心間距離が520mm以上

単位：mm		
名 称	洗淨残渣貯蔵設備 洗淨残渣貯蔵棚(1)(2)(3)	
図 番	図へ設-20(4/4)	付属建物 シンダ洗浄棟
*10 : 最東棚壁側収納容器と設置位置東側壁面の表面間隔 700mm以上		
*11 : 隣り合う棚(収納容器列)の収納容器間隔 1075mm以上		
*12 : 最西棚壁側収納容器と設置位置西側壁面の表面間隔 700mm以上		
■ : SUS容器貯蔵エリア		

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[599]	洗浄残渣コンベア	1



□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す



- *1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)
- *2 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- *3 : 気体磨耗設備(6)としての申請範囲
(6次申請 図ト系6-2参照)
- *4 : 容器の落下防止(高さ6mm以上)
- *5 : 遠心分離機からUF粉末をSUS容器に充填する
- *6 : SUS容器をチャッキングリフトに移動する
- *7 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図へ配-4参照)

名 称	洗浄残渣貯蔵設備
図番	図へ設-21

：ウランを取り扱うフードボックス (□)

：ウランを取り扱うフードボックス (□)

：ウランが滞留する部分

←：ウランの流れ

---：設工認申請対象外(波及的破損を生じさせないことを確認)

名 称	洗浄残渣コンベア
図番	シリンドラ洗浄棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{600}	チャッキングリフト	1

*1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟1階の溢水
水位の基準高さF. L. 0より140mm)

*2 : 形状寸法制限(容器の直径251mm以下)
SUS容器は2次申請で認可済

*3 : 容器の落下防止(高さ6mm以上)

*4 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ
(図へ配-4参照)

■: ウランが滞留する部分

単位:mm

名 称	洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト	
図 番	図へ設-22	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{601}	棚搬入コンベア	1

□ 内は、耐震計算書の部立名称を示す

- *1 : 溢水水位 (床面より 380mm)
- *2 : 形状寸法制限 (容器の直径251mm以下)
SUS容器は2次申請で認可済
- *3 : 転倒防止部(幅125mm以上、板厚9mm以上) □

- : 追加部材 □ : □
- △: 追加部材 □ : □
- ×: 追加部材 □ : □
- 田: 追加部材 (ベースアーチ □ mm : □)
- : ワランが滞留する部分

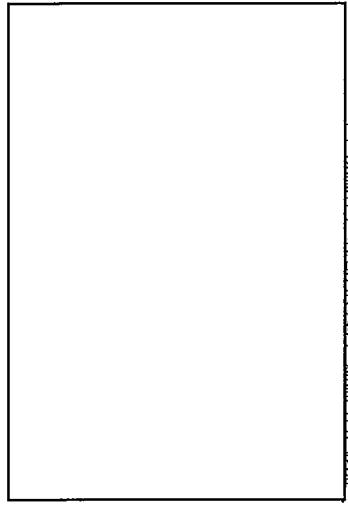
名 称	洗浄廃渣貯蔵設備 棚搬入コンベア	単位 : mm
図 番	図へ設-23(1/2)	付属建物 シリンドラ洗浄機

- *4 : 溢水水位 (床面より 380mm)
 *5 : 溢水水位 (シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ F. L. 0 より 140mm)
 *6 : 容器の落下防止 (高さ 6mm 以上)
 *7 : SUS容器をチャッキングリフトまで移動し、SUS容器を載せた貯蔵容器用トレイをチャッキングする
 *8 : チャッキングリフトを下降しSUS容器を載せた貯蔵容器トレイを、上昇された棚搬入コンベアの昇降台に移し替える
 *9 : 棚搬入コンベアの昇降台を下降させる
 *10 : 棚へ収納する
 *11 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ (図へ配-4参照)
 ← : ウランの流れ
 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名 称	洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア	
図 番	図へ設-23(2/2)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{602}	SUS容器用台車(5)	1



1
*

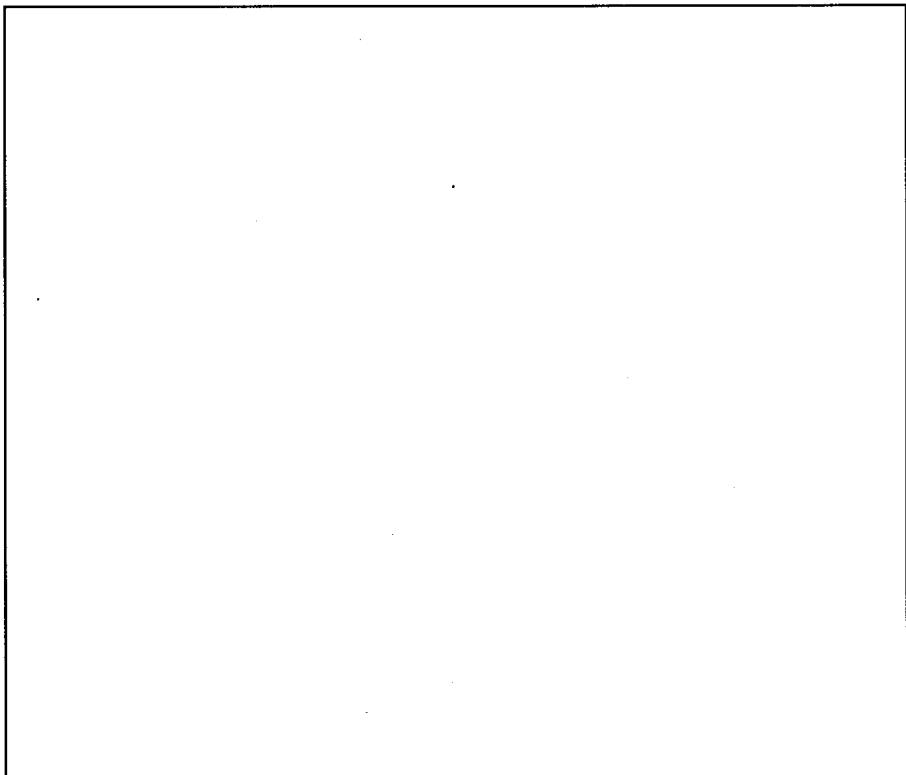
SUS容器は2次申請で認可済

スペースサー（155mm以上）
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる
ように155mm以上のスペースサーを設置する。)
容器器の落下防止
(スツッパー間隔247mm以下)

溢水水位（シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0より380mm）SUS容器は溢水範囲に開口部が無く、ワラン滞留部に溢水が侵入しない構造シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ（図へ配-4参照）



名 称	洗浄残渣貯蔵設備 SUS容器用台車(5)	図 番	図へ設—24	付属建物	シリンドラ洗浄棟
単位 : mm					



	No.	安全機能を有する施設名称	基數
	{604}	洗浄残渣明替フードボックス	1
	{605}	洗浄残渣乾燥機	1
*1 : 溢水水位 (シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0より380mm)			
	*2	: 開口部風速 0.5m/秒以上	
	*3	: 気体廃棄設備 (6)としての申請範囲 (6次申請 図ト系6-2参照)	
	*4	: 金属容器またはSUS容器と設置床面の表面間隔180mm以上	
	*5	: 金属容器(粉末)、SUS容器のどちらかを使用	
	*6	: シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ (図へ配-4参照)	
		: ワランを取り扱うフードボックス(PC)	
	XXXX	: 追加部材(梁)	
	XXXX	: 追加部材(梁)	
	XXXX	: 追加部材(座板 mm:)	
	XXXX	: ワランが滞留する部分	
単位 : mm		名 称	洗浄残渣貯蔵設備
図 番		図へ設-25(1/3)	洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス
		付属建物	シリンドラ洗浄棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

*1：溢水水位（シリンドラ洗浄棟地階の
溢水水位の基準高さF.L.0より380mm）
*2：シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ
(図へ配-4参照)

×××：追加部材梁 □：□

△△△：追加部材梁 □：□

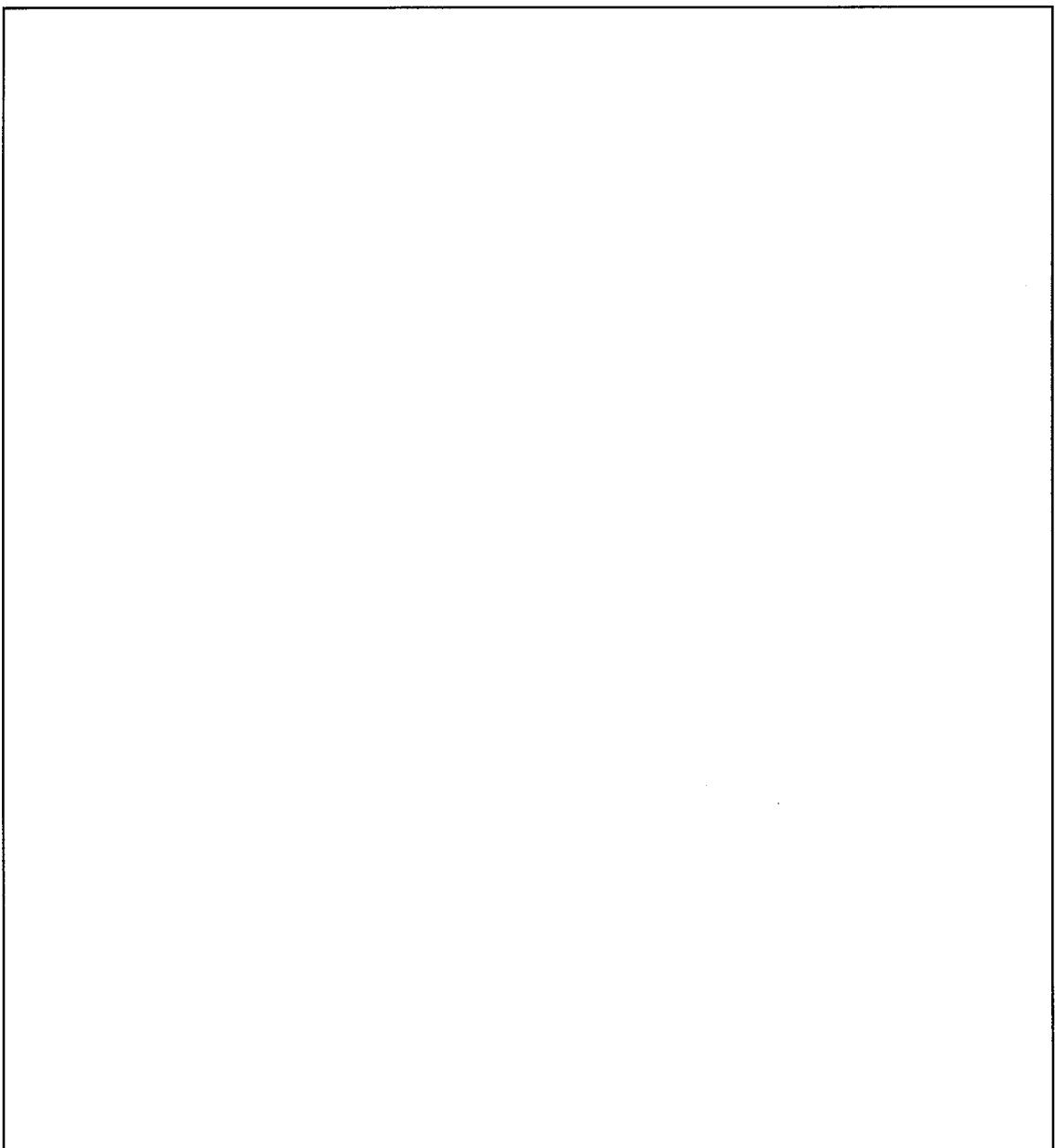
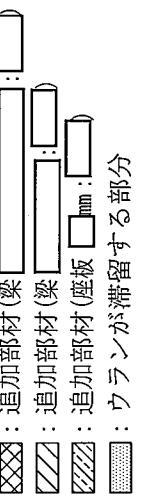
■■■：ウランが滞留する部分

単位：mm

名 称	洗浄残渣貯蔵設備
図 番	図へ設-25(2/3) シリンダ洗浄棟

- *1 : SUS容器を洗净残渣貯蔵棚より、SUS容器用台車(5)へ載せる
- *2 : SUS容器用台車(5)で洗净残渣明替ワードボックスまで移動する
- *3 : ワードボックス内で作業者がSUS容器内のUF粉末を乾燥バットに詰め替える
- *4 : 乾燥バットを収納ラックにセトする
- *5 : 収納ラックを洗净残渣乾燥機に移動する
- *6 : UF粉末を入れた乾燥バットを、洗净残渣明替ワードボックスに移動する
- *7 : 乾燥バットからUF粉末を金属容器(粉末)に詰め替える
- *8 : 作業者が金属容器(粉末)を回転混合器に移動して混合する。
- *9 : 混合後に金属容器(粉末)を回転混合器から洗净残渣明替ワードボックスに移動する
- *10 : 洗净残渣明替ワードボックス内で作業者が金属容器(粉末)内のUF粉末をSUS容器に詰め替える
- *11 : 洗净残渣明替ワードボックス内からSUS容器をSUS容器用台車(5)に載せる
- *12 : SUS容器用台車(5)を洗净残渣貯蔵棚(1)(2)(3)へ移動しSUS容器を棚へ収納する
→ : ランの流れ

名 称	洗净残渣貯蔵設備	
図 番	図へ設-25(3/3)	
名 称	洗净残渣乾燥機、洗净残渣明替ワードボックス	付属建物
図 番	シリンドラ洗浄棟	

<p><input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す</p> 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">No.</td><td style="width: 40%;">安全機能を有する施設名称</td><td style="width: 10%;">基數</td></tr> <tr> <td>[606]</td><td>回転混合機(金属)混合</td><td>1</td></tr> </table> <p>*1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0より380mm)</p> <p>*2 : 容器の落下防止 (容器高さ以下、厚さ2mm以上)</p> <p>*3 : 形状寸法制限(容器の直径251mm以下)</p> <p>*4 : 金属容器(粉末)は2次申請で認可済 金属容器(粉末)は2次申請で認可済</p> <p>*5 : ウラン粉未を充填した容器は、 作業員が洗浄残渣明替フードボックス へ運搬する (図へ配-4参照)</p> <p></p>	No.	安全機能を有する施設名称	基數	[606]	回転混合機(金属)混合	1
No.	安全機能を有する施設名称	基數					
[606]	回転混合機(金属)混合	1					
<p>名 称</p> <p>回転混合機(金属)混合</p> <p>付属建物</p> <p>シリンドラ洗浄棟</p>	<p>単位 : mm</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">図番</td><td style="width: 50%;">図へ設-26</td></tr> </table>	図番	図へ設-26			
図番	図へ設-26						

No.	安全用排ガス装置名	機器名
(657)	抽気ファン	低圧ファン No. 
(658)	換気ファン	高圧ファン No. 
(659)	高圧電アフリック	 フラッシュ No.
(660)	抽気遮断止弁バ [屋外との界線]	 安全用止弁  安全用止弁
(661)	抽気遮断止弁バ [屋外との界線]	 安全用止弁
(662)	負圧警報器	 安全用止弁
-	ブレーカー	PF 

名 称	气体陥落設備(4) 機器配置図(1階)	
図 番	図上配 ₁ (1/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

名 称	気体廢棄設備(4) 機器配置図(2階)	
図 番	図卜配-氣1 (2/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

□ : 申請する機器

名 称	液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
図 番	図ト配一液1 (1/3)	付属建物 シリンド洗净機

図 : 申請する機器

名 称	液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
図 番	図ト配一液1 (2/3)	放射線管理棟

廃液処理設備（3）
(付属物 シリンダ洗浄棟)

保管廃棄設備
(放射線管型棟)

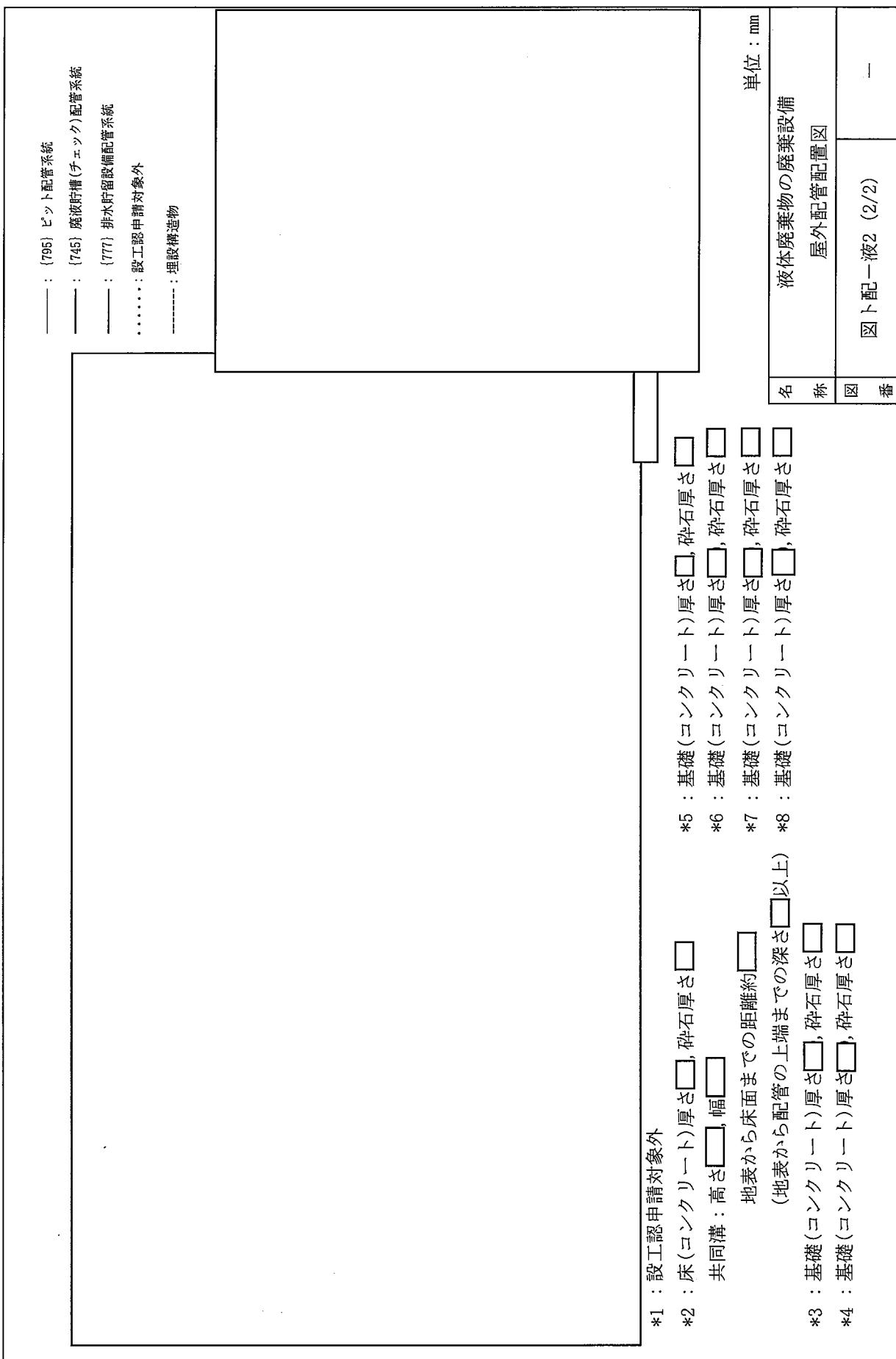
符号	機器名	変更内容
1-1	腐液貯槽(洗浄工程)	改造
1-2	沈殿槽	改造
1-3	遠心ろ過機	改造
1-4	液受槽(1)	改造
1-5	ろ過機	改造
1-6	液受槽(2)	改造
1-7	集水槽(チェック)(1)	改造
1-8	集水槽(チェック)(2)	改造
1-9	イオン交換塔(1)	改造
1-10	イオン交換塔(2)	改造
1-11	液受槽(3)	改造
1-12	乾燥機	改造
1-13	フードボックス	改造
1-14	腐液貯槽(チェック)(1)	改造
1-15	腐液貯槽(チェック)(2)	改造
1-16	腐液処理室回収ピット	改造
1-17	槽(腐液貯槽(洗浄工程))	新設
1-18	測定室回収ピット	改造

符号	機器名	機器名	変更内容
2-1	保管棚(1)		改造
2-2	保管棚(2)		改造
2-3	保管棚(3)		変更なし
2-4	受容器		改造

名 称	液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図 番	図 ト配一液1 (3/3) -

———	既設配管 (屋内)
-----	既設配管 (屋外)
———	共同溝
- - - -	設工認申請対象外

名 称	液体廃棄物の廃棄設備 屋外配管配置図	
図 番	図ト配一液2 (1/2)	—

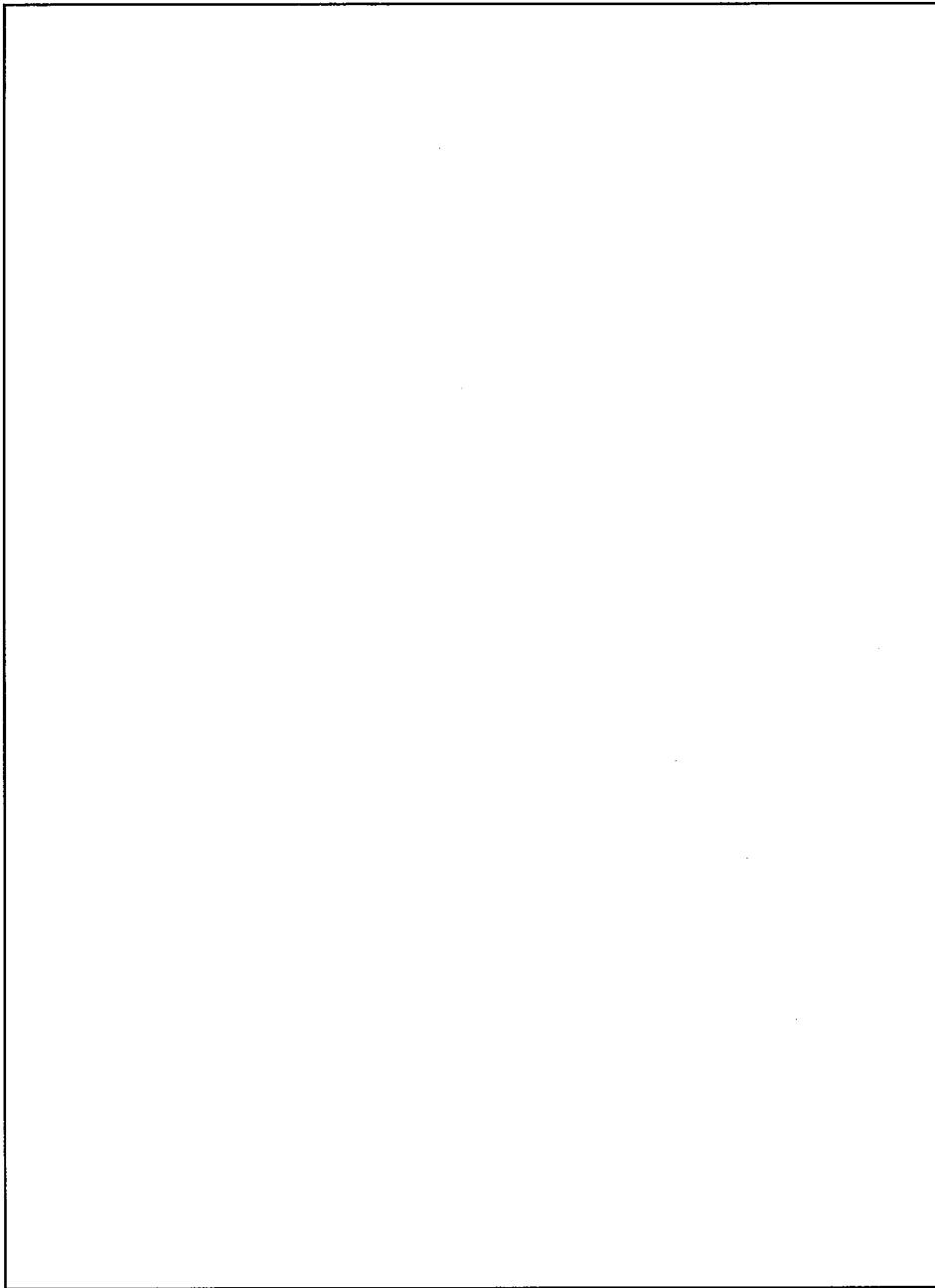


	申請する機器
名 称	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図 番	図 ト配一固1 (1/4)

	付属建物
図 番	第2廃棄物処理所 第2廃棄物処理所

■ : 申請する機器

名 称	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
図 番	図 ト配一固1 (2/4)	付属建物 除染室・分析室



*1：太線の内側を廃棄物貯蔵設備(1)とする。

■：申請する機器

名 称	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
図 番	図ト配一固1 (3/4)	放射線管理棟

焼却設備 (付廃建物 第1 廃棄物処理所)			
符号	機器名	機器名	変更内容
1-1	焼却炉	改造	改造
1-2	サイクロン	変更なし	改造
1-3	フラッシュチャンバ	改造	改造*2
1-4	イオン交換材混合機	変更なし	改造
1-5	イオン交換材成型機	変更なし	改造
1-6	ビット	改造*1	改造
焼却設備 (付廃建物 第1 廃棄物処理所前室)			
符号	機器名	機器名	変更内容
1-7	クレーン(第1 廃棄物処理所前室)	新設	新設
固体廃棄物処理設備 (付廃建物 第2 廃棄物処理所)			
符号	機器名	機器名	変更内容
2-1	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造	改造
2-2	破碎機	改造	改造
2-3	クレーン(第2 廃棄物処理所)	改造	改造
除染設備 (放射線管理棟)			
保管廃棄設備 (放射線管理棟)			
保管廃棄設備 (付廃建屋 放射線管理棟前室)			
保管廃棄設備 (付廃建屋 放射線管理棟前室)			
除染設備 (放射線管理棟)			
固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図			
名 称	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	図番	図ト配一固1 (4/4) —

*1：既設を撤去し、集水槽を新規に製作し設置する
 *2：既設を撤去し、クレーンを新規に製作し設置する

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{668}	排気ファン	1
{669}	高性能エアフィルタ	1
{671}	排気逆流防止ダンバ(屋外との境界部)	1
{673}	排気ダクト・ダンバ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
{674}	排気ダクト・ダンバ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
{677}	排気ダクト・ダンバ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1

名 称	氣体廢棄設備(4) 貯藏室(1)、備品室、防護室(2)、フィルタ室	室内排氣系統	付屬建物
図 番	図卜系一気4-1		第3核燃料倉庫

*新設：新設、重複度分類第1類

：改造*

（注）ダクト取合点：ダクト・ダンパに関する工事個所を示す。
（なお、ダクトは全て耐震補強を実施）

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[668]	排気ファン	1
[669]	高性能エアフィルタ	1
[671]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
[673]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
[674]	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
[677]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1

<input type="checkbox"/> :新設*	<input checked="" type="checkbox"/> :耐震重要度分類第1類	气体廃棄設備(4)
<input checked="" type="checkbox"/> :改造*	<input type="checkbox"/> :耐震重要度分類第2類	作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排氣系統
●:ダクト取合点	●:耐震重要度分類第3類	
*:ダクト・ダンパに関する工事箇所を示す。 (なおダクトは全て耐震補強を実施)	図番	図ト系-気4-2 付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{668}	排気ファン	1
{669}	高性能エアフィルタ	1
{671}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
{673}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
{674}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
{677}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1

<input type="checkbox"/> :新設*	<input checked="" type="checkbox"/> :耐震重要度分類第1類	气体廃棄設備(4)
<input checked="" type="checkbox"/> :改造*	<input checked="" type="checkbox"/> :耐震重要度分類第2類	作業室(1) 局所排気系統
●:ダクト取合点		
*:ダクト・ダンパに関する工事箇所を示す。 (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)		付属建物 番号 図ト系・気4-3(1/2)
		第3核燃料倉庫

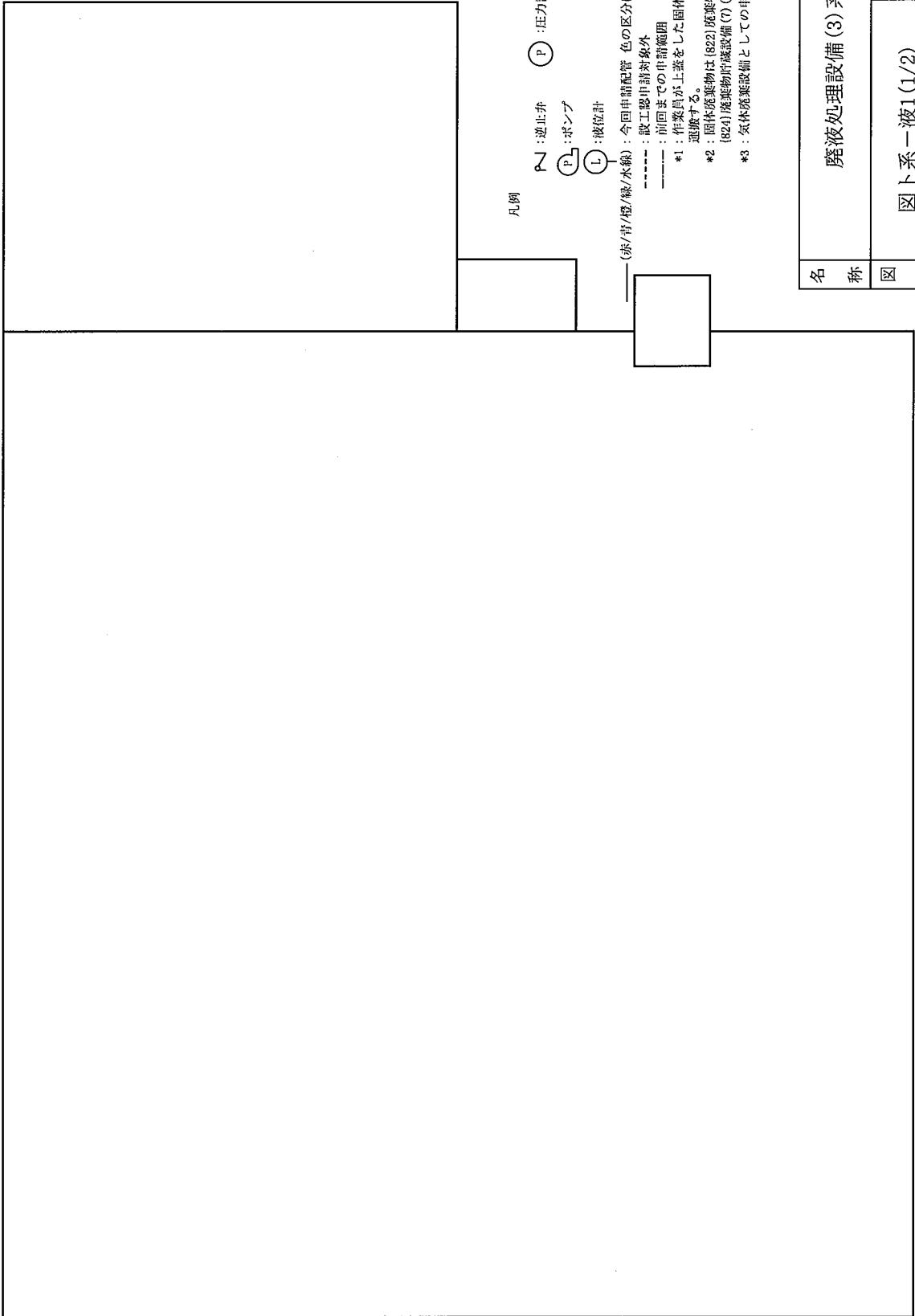
No.	安全機能を有する施設設備名	基數
{667}	給気ファン	1
{670}	給気逆流防止ダンバ(屋外との境界部)	1
{672}	給気ダクト・ダンバ	1
{676}	給気ダクト・ダンバ	1

<input type="checkbox"/> :新設*	<input checked="" type="checkbox"/> :耐震重要度分類第1類
<input checked="" type="checkbox"/> :改造*	<input type="checkbox"/> :耐震重要度分類第2類
	<input type="checkbox"/> :耐震重要度分類第3類
●:ダクト取合点 *:ダクト・ダンバに関する工事箇所を示す。 (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)	

名 称	气体廢棄設備(4)	
貯藏室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室	給氣系統	
図 番	図ト系-気4-4	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{667}	給気ファン	1
{670}	給気逆流防止ダンバ(屋外との境界部)	1
{672}	給気ダクト・ダンバ	1
{676}	給気ダクト・ダンバ	1

<input type="checkbox"/> :新設*	<input checked="" type="checkbox"/> :耐震重要度分類第1類
<input checked="" type="checkbox"/> :改造*	<input type="checkbox"/> :耐震重要度分類第2類
	<input type="checkbox"/> :耐震重要度分類第3類
●:ダクト取合点	
*:ダクト・ダンバに関する工事個所を示す。 (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)	番
	図
	ト系-気4-5
	付属建物
	第3核燃料倉庫



凡例

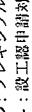
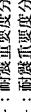
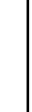
P:ポンプ
L:液位計
～:フレキシブル配管
—(赤/青/緑):今回申請配管色の区分は系統範囲を示す
---(点線):設工認申請未除外

名 称	尾液処理設備(3)系統図	
図 番	図ト系一液1(2/2)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

凡例

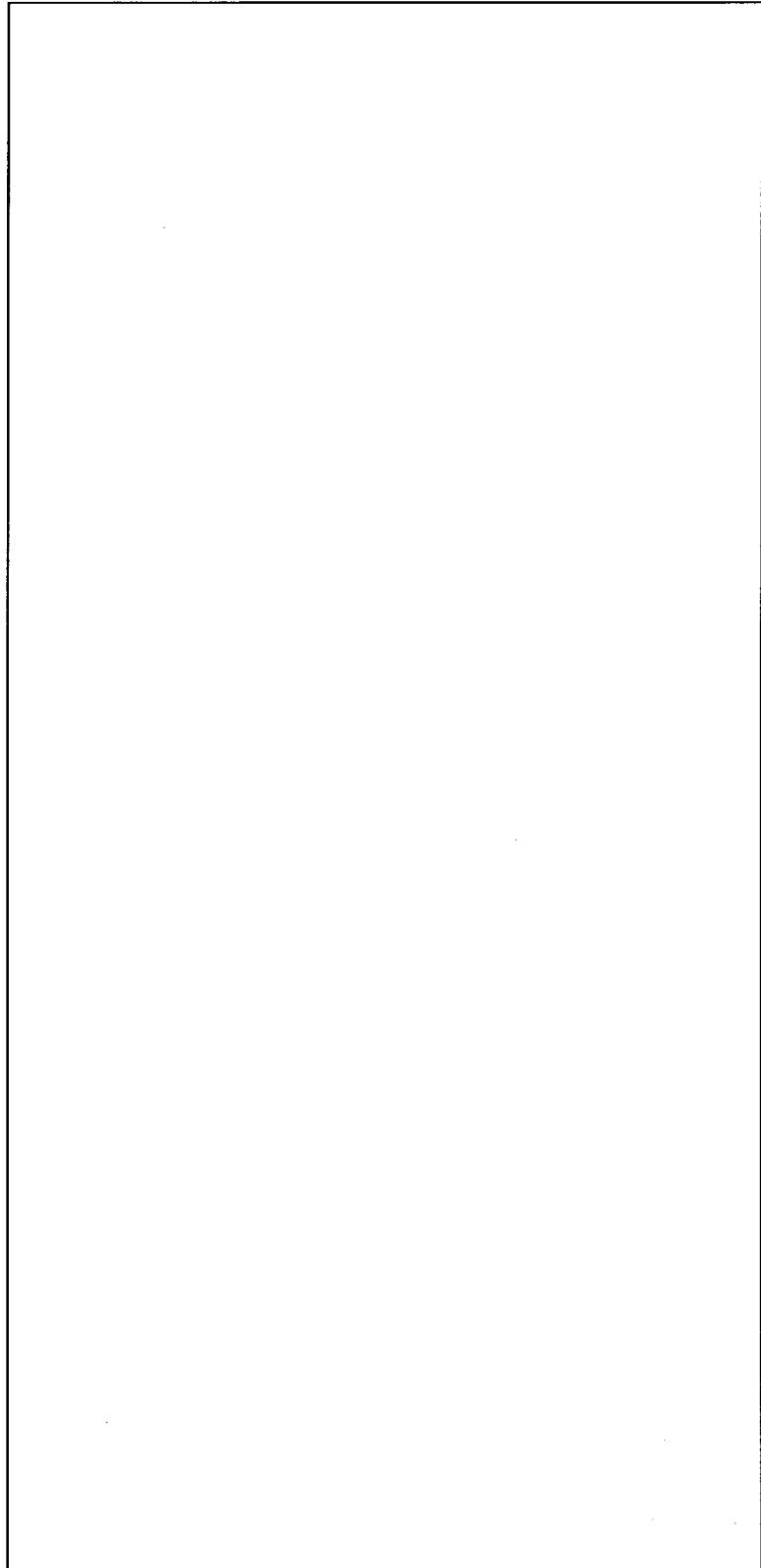
- ↖ : 逆止弁
- : ボンブ
- - - : 機工器用諸特象外
- — — : 耐震重要度分類第1類
- — — : 耐震重要度分類第3類

名 称	廃液処理設備 (3) 耐震分類系統図	
図 番	図ト系一液補1 (1/2)	付属建物 シリンド洗浄棟

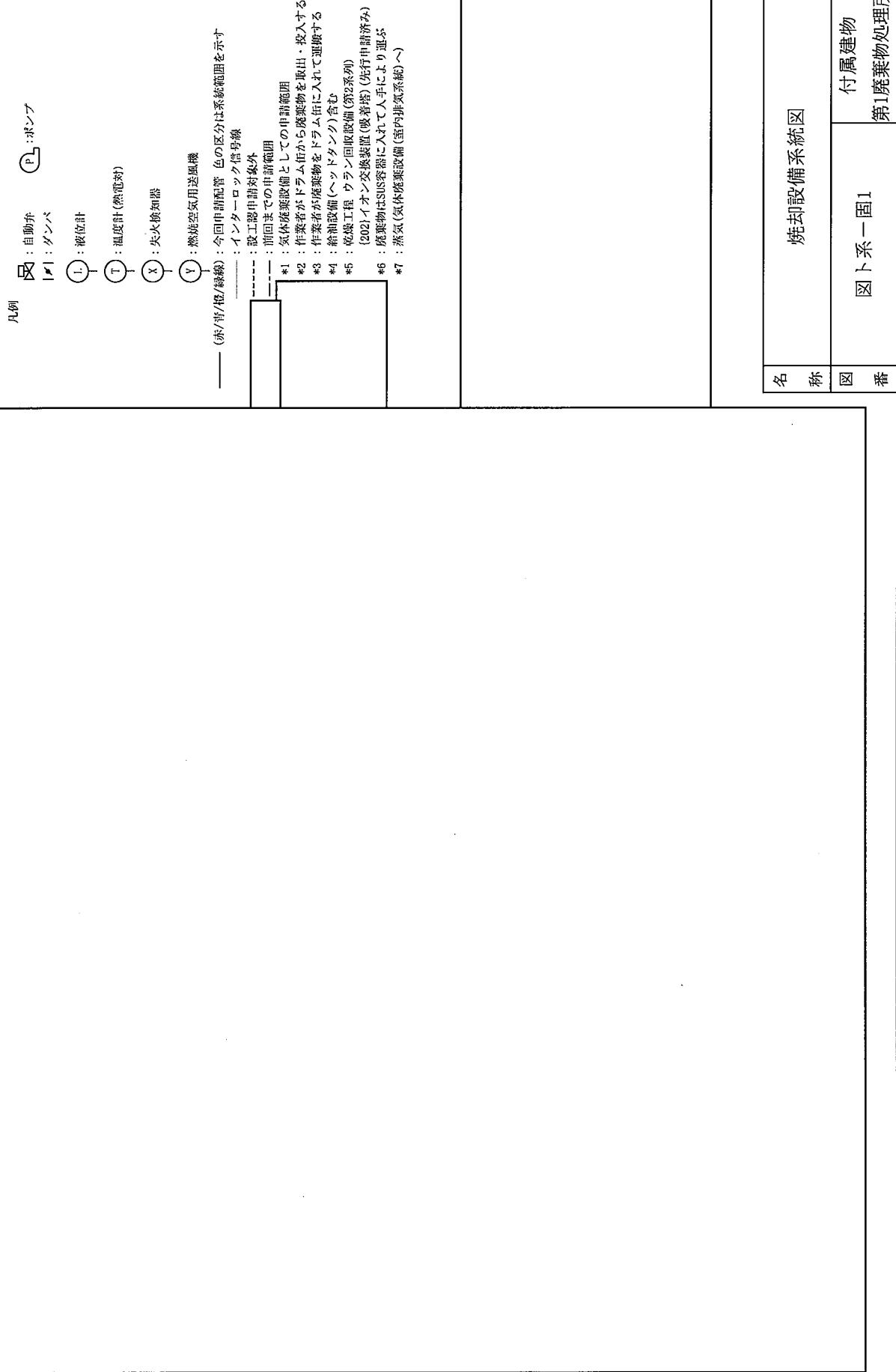
凡例	 : ポンプ  : フレキシブル配管  : 設工器申請対象外  : 耐震重要度分類第1類  : 耐震重要度分類第3類	
名 称	汚液処理設備 (3) 耐震分類系統図	付属建物 シリンド洗浄棟
図 番	図ト系一液捕1 (2/2)	

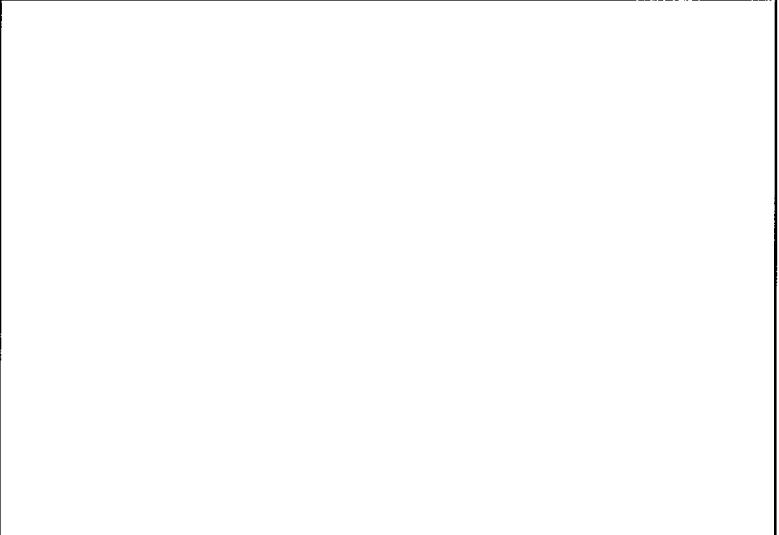
凡例

○ : ポンプ
△× : 手動弁
--- : 設工路申請対象外
— : 前回までの申請範囲
— : 耐震重要度分類第3類



名 称	排水貯留設備 耐震分類系統図	
図 番	図ト系一液桶2	屋外



<p>凡例</p> <p>▷ :并 ① :ポンプ ○ :液供給 — (赤/青/緑) :今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す --- :設工認申請外 *:前回までの申請範囲</p> 	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td colspan="2">除染設備系統図</td></tr> <tr> <td>図 番</td><td>図ト系一固2</td><td>付属建物 除染室・分析室</td></tr> </table> 	名 称	除染設備系統図		図 番	図ト系一固2	付属建物 除染室・分析室
名 称	除染設備系統図						
図 番	図ト系一固2	付属建物 除染室・分析室					

凡例



自動弁
|メ| : ダンバ

- : 設工認申請対象外
- : 耐震重要度分類第2類
- : 耐震重要度分類第3類
- : 前回までの申請範囲

*1: 気体発泡設備としての申請範囲
*2: 給油設備(ヘッドタンク)含む

名 称	焼却設備 耐震分類系統図	付属建物	第1廃棄物処理所
図 番	図ト系一固補1		

凡例  : 井

① : ポンプ

-----: 防震重要度分類第3類

----: 設工路申請対象外

*: 前回までの申請範囲



名 称	除染設備 耐震分類系統図	付属建物	除染室・分析室
図 番	図ト系一固補2		

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{688}	排気ファン	1

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

* : 溢水水位 (表内に示す)
 ** : 防護対象最下部
 (最下部は溢水水位以上)

名 称	气体廢棄設備 排気ファン (床置き型)	図 番	図ト設-気1 (1/2)	—
-----	------------------------	-----	--------------	---

No. 668 排気ファンリスト

系統名称	ファン番号	非常用ディーゼル発電機に接続する部品番号	ボルト間距離 d_0 [mm]	ボルト径 x本数	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
作業室(1) 局所排気系統	EF-1-1*,1*2 EF-1-2*	3.7, (-3.7)	b(1180) > 1150 以上	変更なし	90 なし		
貯蔵室(1)、備品室、貯藏室(2)、フィルタ室 室外排気系統	EF-2	-	b(1307) > 1250 以上	変更なし	90 なし		
作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排気系統	RF-1	-	b(1180) > 1150 以上	変更なし	90 なし		

*1：非常用ディーゼル発電機に接続するファン

*2：それと片系統ずつ連軸する



凡例

—	配線用遮断器
—	切替器
—	ケーブル

※ 非常用ディーゼル発電機から切替器ケーブルは(888)非常用ディーゼル発電機の申請範囲

名 称	气体廢棄設備
図 番	排気ファン (床置き型) 図 設-気1 (2/2)

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{669}	高性能エアフィルタ	1

No. 669 高性能エアフィルタ

フィルタ番号	溢水水位 [mm]	変更 内容
※ 092-1～092-4前	90	*1
092-1～092-4後	90	*1
093-1～093-4前	90	*1
093-1～093-4後	90	*1
094-5～094-8前	90	*1
094-5～094-8後	90	*1

※：フィルタ番号の「前」「後」は
2段フィルタの前段、後段を表す。

*：溢水水位（表内に示す）

**：防護対象最下部
(最下部は溢水水位以上)

*1:金属カバーを設置する。

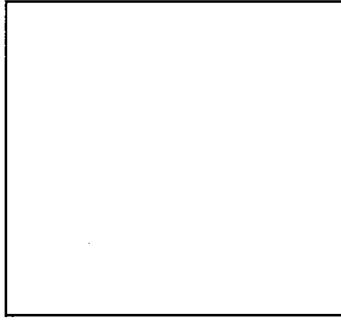
*2:アンカー bolt はベースプレート内に
設置する。

□：内は、耐震計算書の部位名稱を示す。

単位：mm

名 称	气体廃棄設備 高性能エアフィルタ（タイプ8）	—
図 番	図ト設一気2 (1/2)	—

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{669}	高性能エアフィルタ	1



No. 669 高性能エアフィルタ

フィルタ番号 ※	溢水水位 [mm]	変更 内容
091-1前, 091-2前	90	*1
091-後, 091-2後	90	*1

※：フィルタ番号の「前」「後」は2段フィルタの前段、後段を表す。

*：溢水水位 (表内に示す)
**：防護対象最下部
(最下部は溢水水位以上)

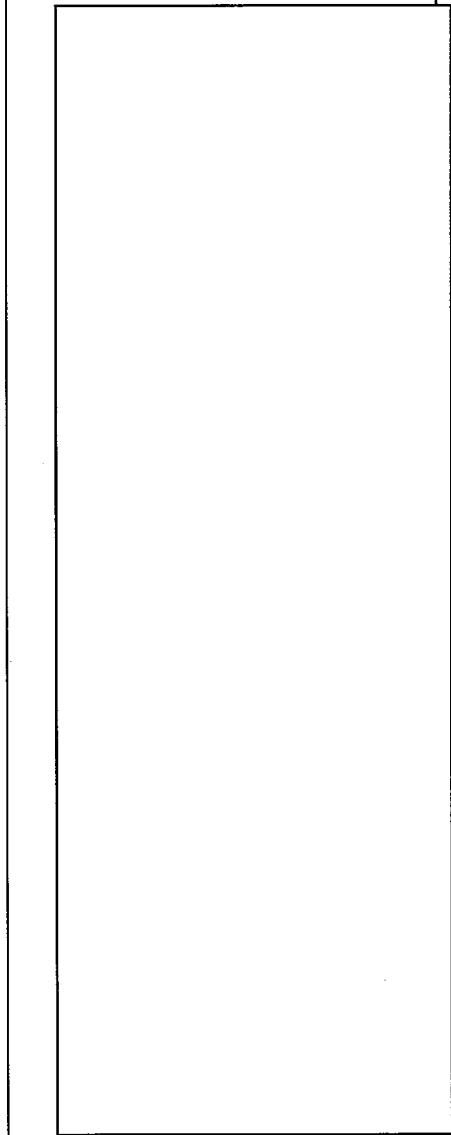
*1:金属カバーを設置する。
*2:アンカーボルトはベースプレート内に設置する。

□ 内は、耐震計算書の部位名稱を示す。

単位 : mm

名 称	気体廃棄設備	
高 性 能 エ ア フ ィ ル タ (タ イ ブ 9)		
番 号	図 ト 設 一 氣 2 (2 / 2)	—

No.	安全機能を有する施設名称
{667}	給気ファン



名 称	气体廃棄設備 給気ファン(床置き型)
図 番	図1設-気3 (1/2) —

No. 667 給気ファンリスト

系統名称	ファン番号	ボルト間距離 \varnothing [mm]	ボルト径 \varnothing [mm]	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
作業室(1)、更衣室、シャワー室 給気系統	SF-1	b(1050) > 1000 以上	b(1050)	変更なし	△	なし
貯蔵室(1)、備品室、附蔵室(2)、フィルタ室 給気系統	SF-2	b(1155) > 1100 以上	b(1155)	変更なし	△	なし

名 称	气体廢棄設備 給気ファン (床置き型)	
図 番	図1設-気3 (2/2)	—

No.	安全機能番号	寸法 [mm]
[670]	{670} (1)	
	{670} (2)	
[671]	{671} (1)	
	{671} (2)	
	{671} (3)	

名 称	給気逆流防止ダンパー(屋外との境界部) 排気逆流防止ダンパー(屋外との境界部)
図 番	図 ト設-気4
	—

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{727}	廃液貯槽(洗浄工程)	1
{728}	液位高警報設備	-

*5

*1 : 金属製カバー

*2 : 耐腐食性材料(□)

*3 : {728}液位高検知設定位置
槽上面より223mm以上

*4 : 液位計(フロート式)

*5 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-4)参照

*6 : {735}配管系統との接合部まで

← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(洗浄工程)	
図 番	図ト設-液1	付属建物 シリンドラ洗浄棟

*4

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{729}	沈殿槽	1
{730}	液位警報設備	-



- *1 : 耐腐食性材料 ()
- *2 : {730}液位高検知設定位置
: 槽上面より143mm以上
- *3 : 液位計(電極式)
- *4 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-5) 参照
- *5 : {734}配管系統との接合部まで
- *6 : {731}配管系統との接合部まで

- : 申請機器の配管系統
- - - : 設工認申請対象外
- ↖ : 逆止弁

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3)	
図 番	図ト設一液2	シリンド洗浄棟 沈殿槽 付属建物

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{731}	遠心ろ過機	1

*1 : 耐腐食性材料 []

→ : 申請機器の配管系統

--- : 設工認申請対象外

↖ : 逆止弁

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 遠心ろ過機	
図 番	図ト設一液3	付属建物 シリンド洗浄棟

*4

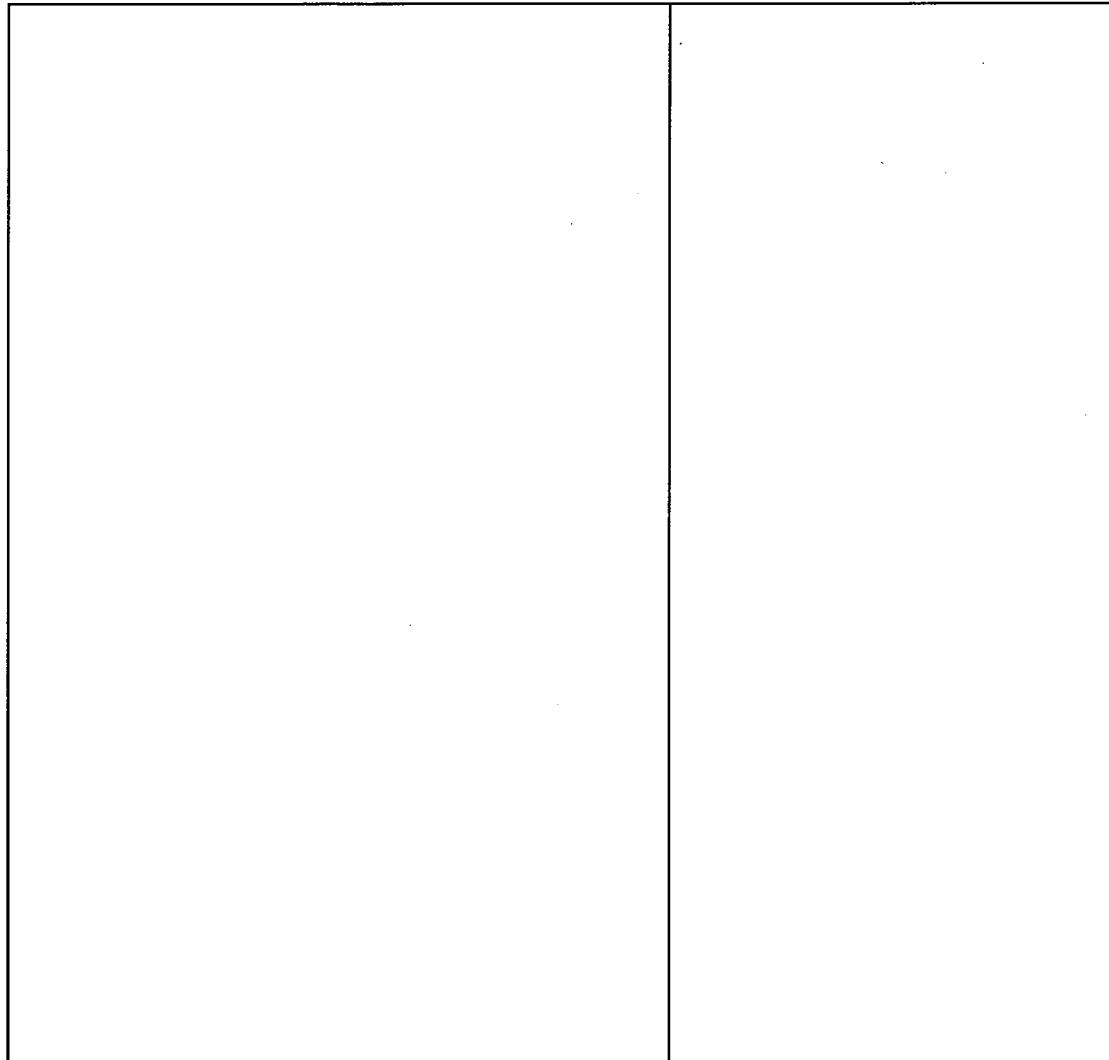
No.	安全機能を有する施設名称	基數
{732}	液受槽	1
{733}	液立警報設備	-

- *1 : 耐腐食性材料 ()
- *2 : {733}液位高検知設定位置
槽上面より 84mm以上
- *3 : 液位計 (電極式)
- *4 : 警報設備の基數については
警報設備系統図 (図ト制-6) 参照
- *5 : {734}配管系統との接合部まで

→ : 申請機器の配管系統

単位 : mm		
名 称	廃液処理設備(3) 液受槽(1)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{734}	ろ過機	1



*1 : 耐腐食性材料 ()

*2 : 液体廃棄物に含まれるウランの除去

*3 : 回収した固体廃棄物は、固体廃棄物回収容器に受けて作業員が運搬する

← : 申請機器の配管系統

---- : 設工認申請対象外(波及的破損を生じさせないことを確認)

↖ : 逆止弁

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) ろ過機	
図 番	図ト設一液5	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{735}	液受槽	1
{736}	液位高警報設備	-

*5

- *1 : 金属製カバー
- *2 : 耐腐食性材料 (□)
- *3 : {736} 液位高検知設定位置
槽上面より87mm以上
- *4 : 液位計 (電極式)
- *5 : 警報設備の基数については
警報設備系統図 (図ト制-7) 参照
- *6 : {729} 配管系統との接合部まで
- *7 : {727} 配管系統との接合部まで
- ← : 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外

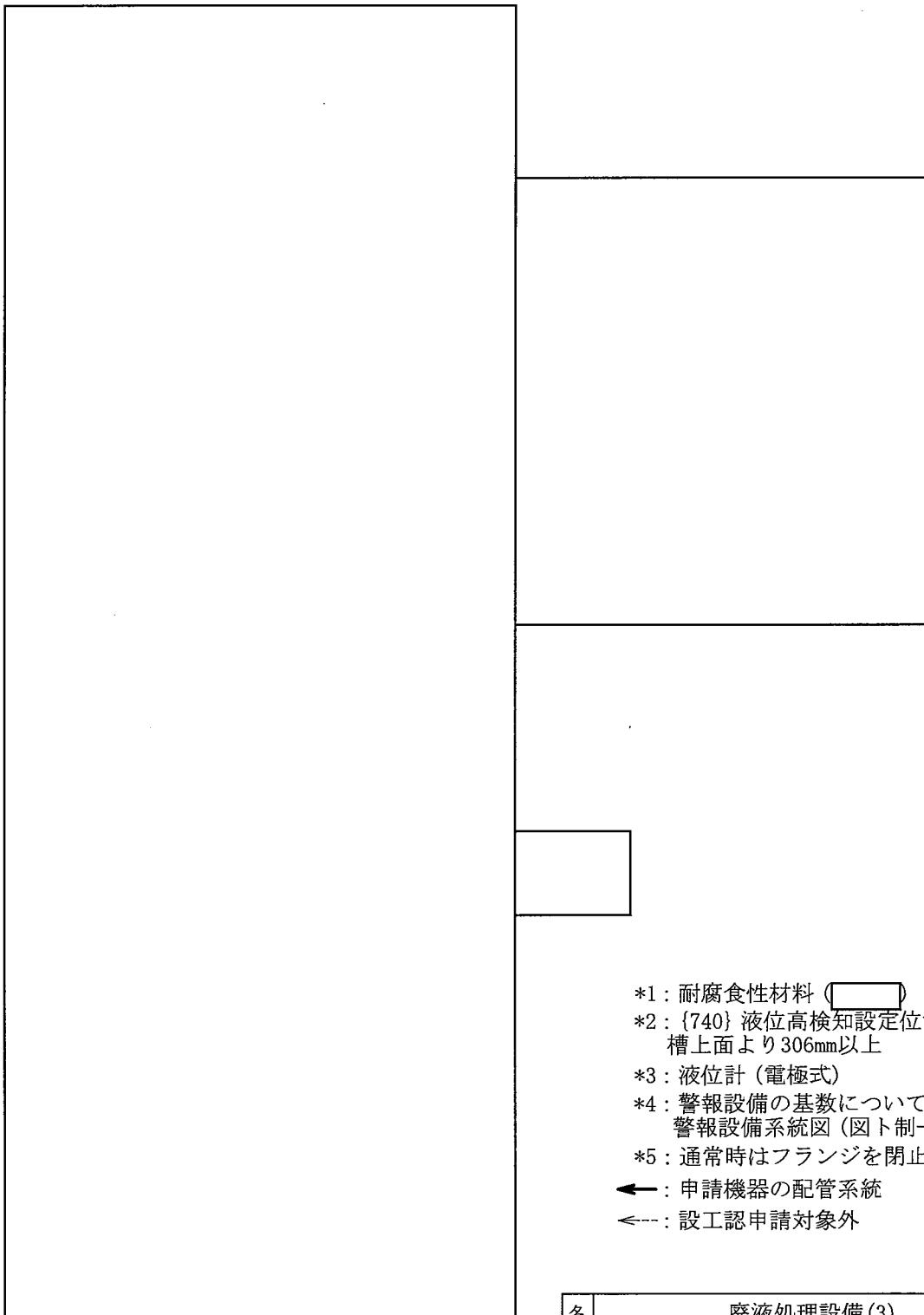
単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 液受槽(2)	
図 番	図ト設-液6	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称		基數
{737}	集水槽(チェック)		2
{738}	液位高警報設備		-
*5			
← : 申請機器の配管系統 ----- : 設工認申請対象外			
単位 : mm			
名 称	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)(1)(2)		
図 番	図ト設一液7	付属建物	シンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{739}	イオン交換塔	2
{740}	液位高警報設備(イオン交換塔)	-

*4



*1：耐腐食性材料 ()

*2：{740} 液位高検知設定位置
槽上面より 306mm以上

*3：液位計(電極式)

*4：警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-9) 参照

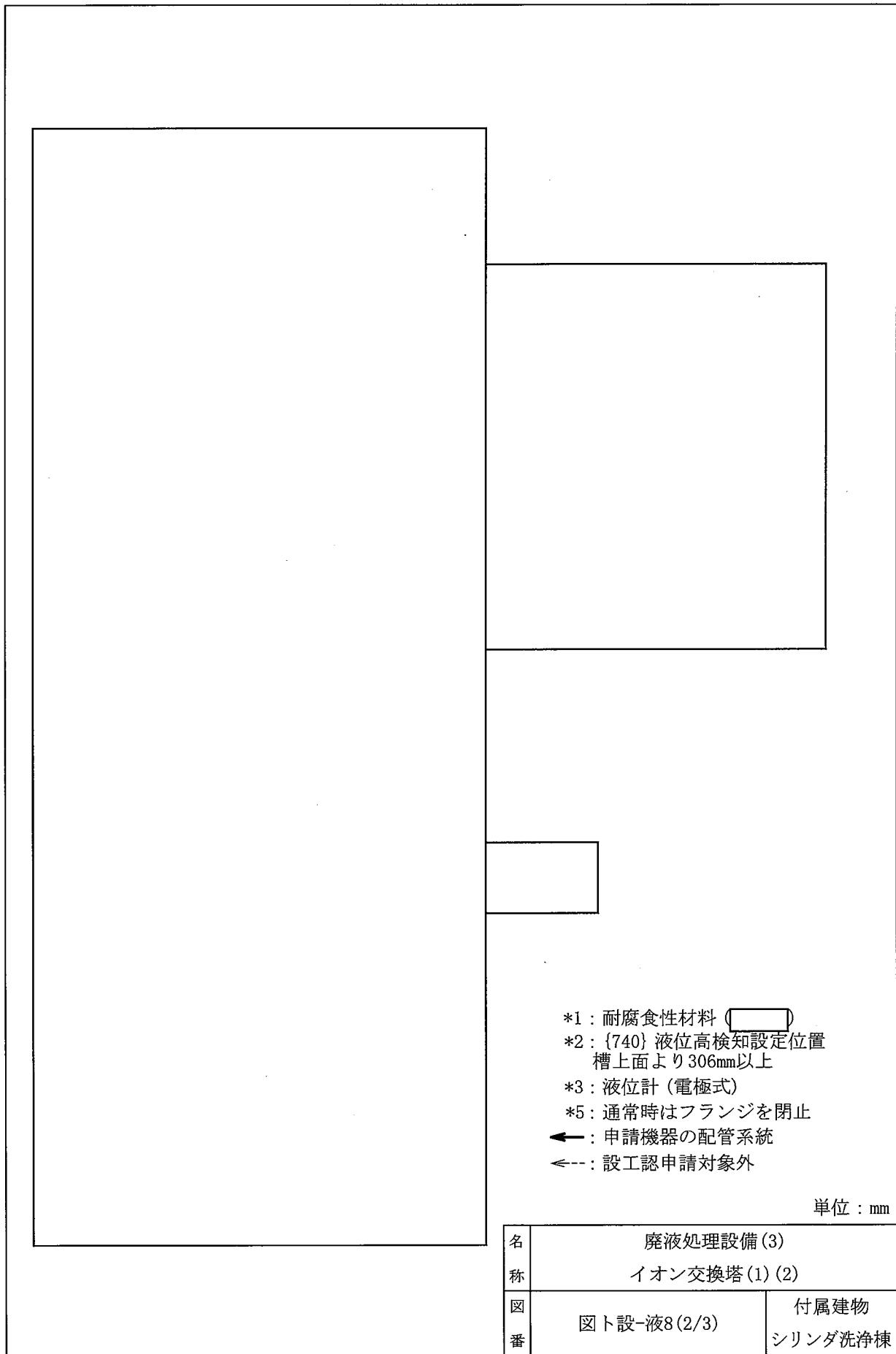
*5：通常時はフランジを閉止

←：申請機器の配管系統

<---：設工認申請対象外

単位：mm

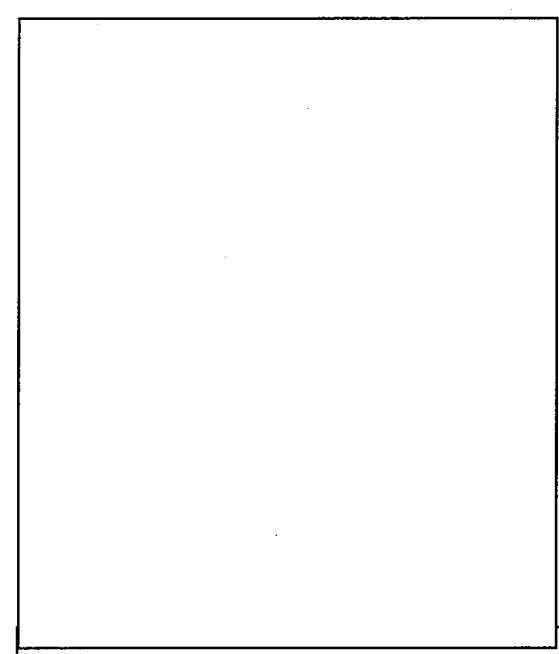
名 称	廃液処理設備(3) イオン交換塔(1)(2)	
図 番	図ト設-液8(1/3)	付属建物 シリンドラ洗浄棟



名 称	廃液処理設備(3) イオン交換塔(1)(2)
図 番	図ト設-液8(3/3) 付属建物 シリンド洗浄棟

： 設工認申請対象外

単位 : mm



*5

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[741]	液受槽	1
[742]	液位高警報設備(液受槽)	-

- *1 : 金属製カバー
- *2 : 耐腐食性材料
- *3 : {742}液位高警報設備位置
槽上面より87mm以上
- *4 : 液位計（電極式）
- *5 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-11) 参照
→ 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外

単位 : mm

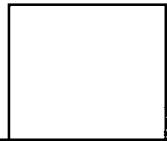
名 称	基 數	備 考
図 番	図ト設-液9	シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{743}	乾燥機	1

- *1 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲
 (6次申請 図ト系6-2参照)
- *2 :②圧力計 局所排気設備による負圧維持(室内雰囲気に対して、9.8Pa以上)

名 称		廃液処理設備(3) 乾燥機	単位 : mm
図 番	図ト設一液10	付属建物 シリンド洗浄棟	

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{744}	フードボックス	1



- *1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- *2 : 気体廢棄設備 (6)としての申請範囲
(6次申請 図ト系6-2参照)
- : 固体廢棄物を取り扱うフードボックス()
- △ : 固体廢棄物を取り扱うフードボックス()
- × : 追加ベースプレート (mm :)

単位 : mm

名 称	廢液処理設備(3) フードボックス	付属建物 シリンドラ洗浄棟
図 番	図ト設一液11	

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{745}	廃液貯槽(チェック)	2
{746}	液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))	-

*9

- *1 : 金属製カバー
- *2 : 耐腐食性材料 (□)
- *3 : {746} 液位高検知設定位置
槽上面より365mm以上
- *4 : 液位計 (フロート式)
- *5 : 排水配管は丸いため、
積雪の影響及び降下火碎物の
堆積の影響を受けにくい。
- *6 : 屋外配管は配管表面に
保温材(グラスウール)を施工
- *7 : 配管耐腐食性材料 (□)
- *8 : 屋外配管は外部方向への
排水配管であり虫等の
侵入の影響を受けない。
- *9 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-12) 参照
- *10: {737} 配管系統との接続部まで

← : 申請機器の配管系統

-----: 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)(1)(2)	
図 番	図ト設一液12(1/2)	付属建物 シリンドラ洗浄棟

- *1 : 金属製カバー
 *2 : 耐腐食性材料 (□)
 *3 : {746} 液位高検知設定位置
 槽上面より365mm以上
 *4 : 液位計 (フロート式)
 *5 : 排水配管は丸いため、
 積雪の影響及び降下火砕物の
 堆積の影響を受けにくい。
 *6 : 屋外配管は配管表面に
 保温材(グラスウール)を施工
 *7 : 配管耐腐食性材料 (□)
 *8 : 屋外配管は外部方向への
 排水配管であり虫等の
 侵入の影響を受けない。
 *10: {737} 配管系統との接続部まで

← : 申請機器の配管系統

-----: 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)(1)(2)	
図 番	図ト設一液12(2/2)	付属建物 シリンド洗净棟

[] 内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{747}	廃液処理室回収ピット	1
{748}	液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)	-

*4

*1 : 耐腐食性材料 ([])

*2 : {748} 液位高検知設定位置
槽上面より 86mm 以上

*3 : 液位計 (電極式)

*4 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-10) 参照

XXXX : 追加部材(梁 [] : [])
(ベースプレート [] mm : [])

← : 申請機器の配管系統

～ : フレキシブル配管

---- : 設工認申請対象外

単位 : mm

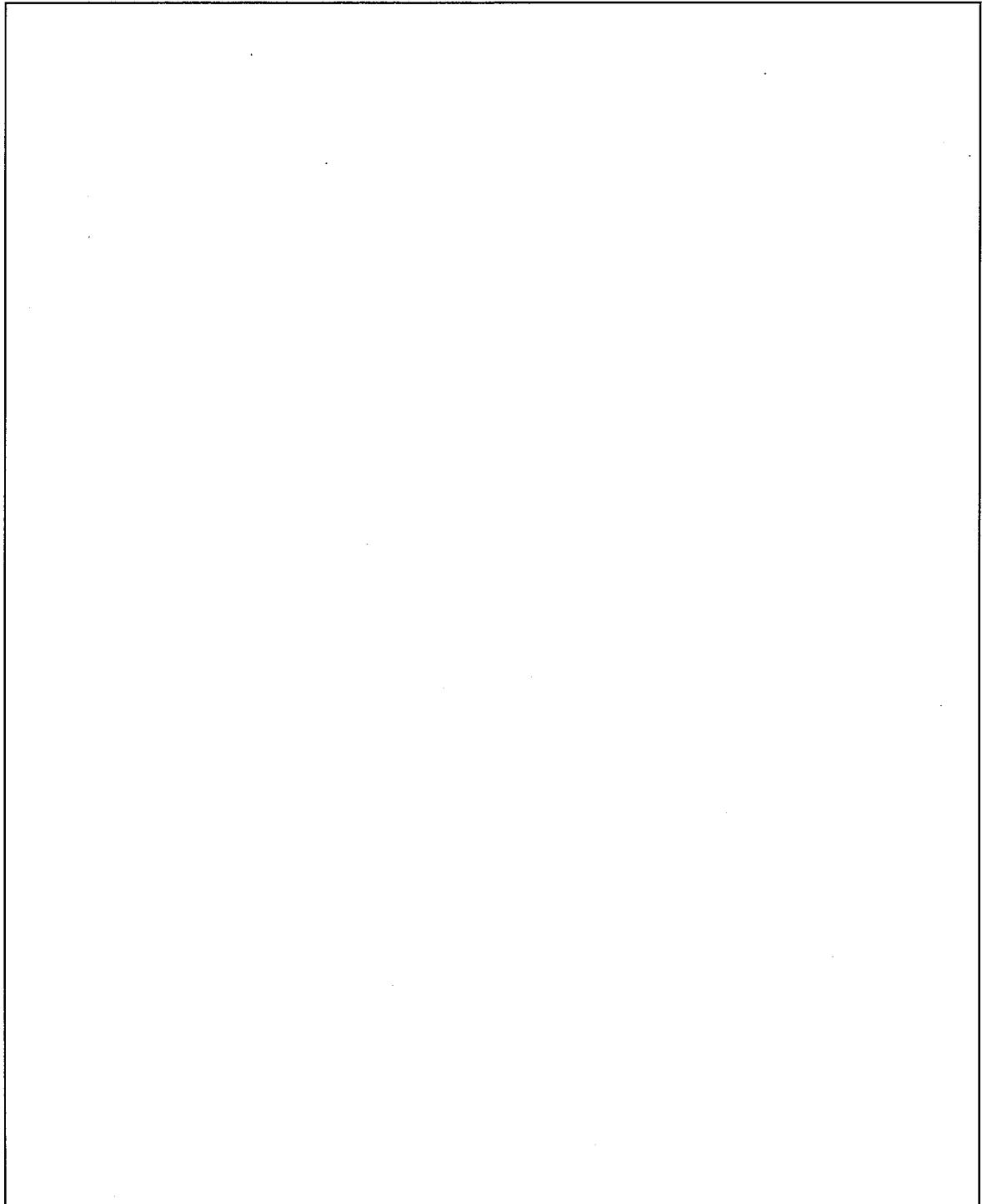
名 称	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット	
図 番	図ト設一液13	付属建物 シリンドラ洗浄棟

	No. {749}	安全機能を有する施設名称 堰(廃液貯槽(洗浄工程))	基 数 式 1式
			単位 : mm
*1 : 床面はコンクリート表面に			
*2 : 廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室床面の段差構造については、図へ配-4参照			
*3 : 堰(廃液貯槽(洗浄工程))	図	ト設一液14	付属建物
*4 : 漏水検知高さ：廃液処理室床面から10mm以上50mm以下	番	シリンダ洗浄床	

[] 内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{750}	測定室回収ピット	1
{751}	液位高警報設備	-

*3



*1 : {751} 液位高検知設定位置

: 槽上面より 95mm 以上

*2 : 液位計(電極式)

*3 : 警報設備の基数については

警報設備系統図(図ト制-13) 参照

*4 : 耐腐食性材料 ([])

XXXX : 追加部材(梁 [] : [])

← : 申請機器の配管系統

～ : フレキシブル配管

----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット	
図 番	図ト設-液15	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{777} 液位高警報設備	-	*1

- *1 : 警報設備の基數については
警報設備系統図（図ト制-14）参照
- *2 : {777}液位高検知設定位置
- : 槽上面より69mm以上
- *3 : 液位計（電極式）
- *4 : 排水貯留池から排水口までの配管は管理区域とつながっていないため、虫等が管理区域に侵入することはない。
- *5 : 排水配管は丸いため、積雪の影響及び
降下火碎物の堆積の影響を受けにくい。
- *6 : 屋外配管は配管表面に保温材
(グラスウール)を施工。

- : 申請機器の配管系統
 —— : 前回までの申請範囲
 - - - : 設工認申請対象外

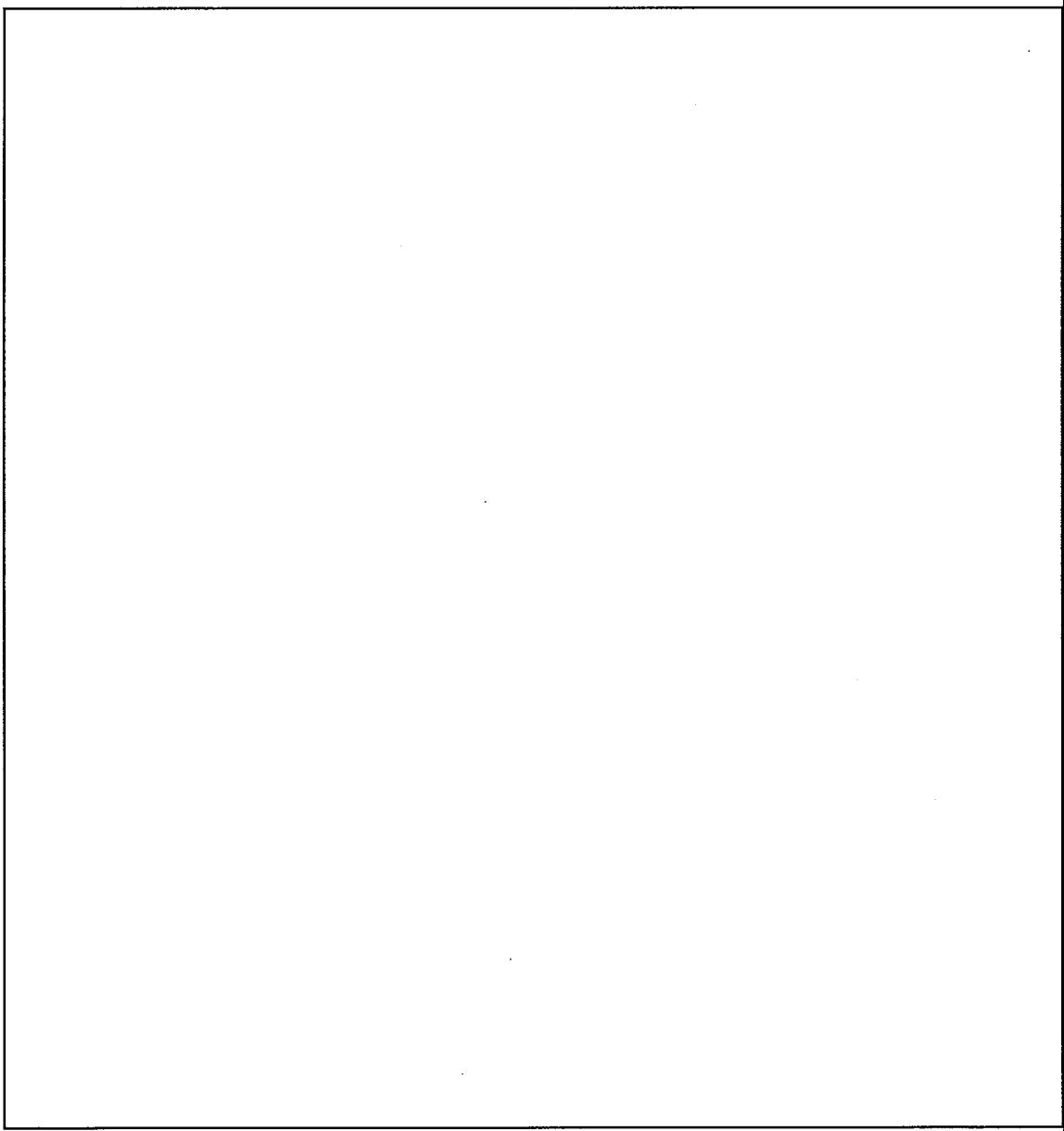
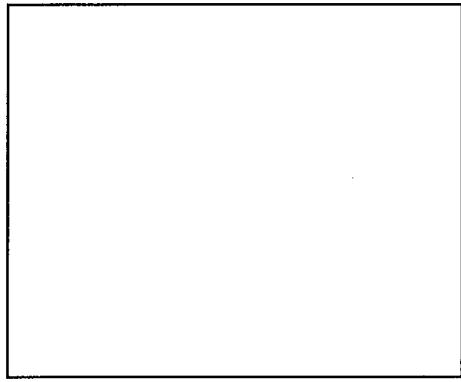
単位 : mm	
名 称	排水貯留設備
図 番	図ト設一液16
	屋外

No.	安全機能を有する施設名	基數
{778}	保管棚	3
{779}	廃液容器	1式
{780}	受容器(保管棚)	1式
{781}	漏水検知警報設備	-
*2		
<p>*1 : 容器の落下防止 (ストッパー(扉)板厚:2mm以上)</p> <p>*2 : 警報設備の基數については 警報設備系統図(図ト制-15) 参照</p> <p>*3 : {781}漏水検知高さ 受容器底面より20mm以上 80mm以下</p> <p>*4 : 漏水検知器 (電極式)</p> <p>*5 : 耐腐食性材料 ([])</p>		
単位 : mm		
名 称	保管窓兼設備	
図 番	図ト設一液17(1/4)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所

名 称	保管棚(1)(2)(3)、廢液容器、受容器 保管廃棄設備
図 番	図17-1(2/4) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所

*6 : 容器内面

単位 : mm



単位 : mm

*1 : 容器の落下防止
(ストップバー(扉)板厚:2mm以上)

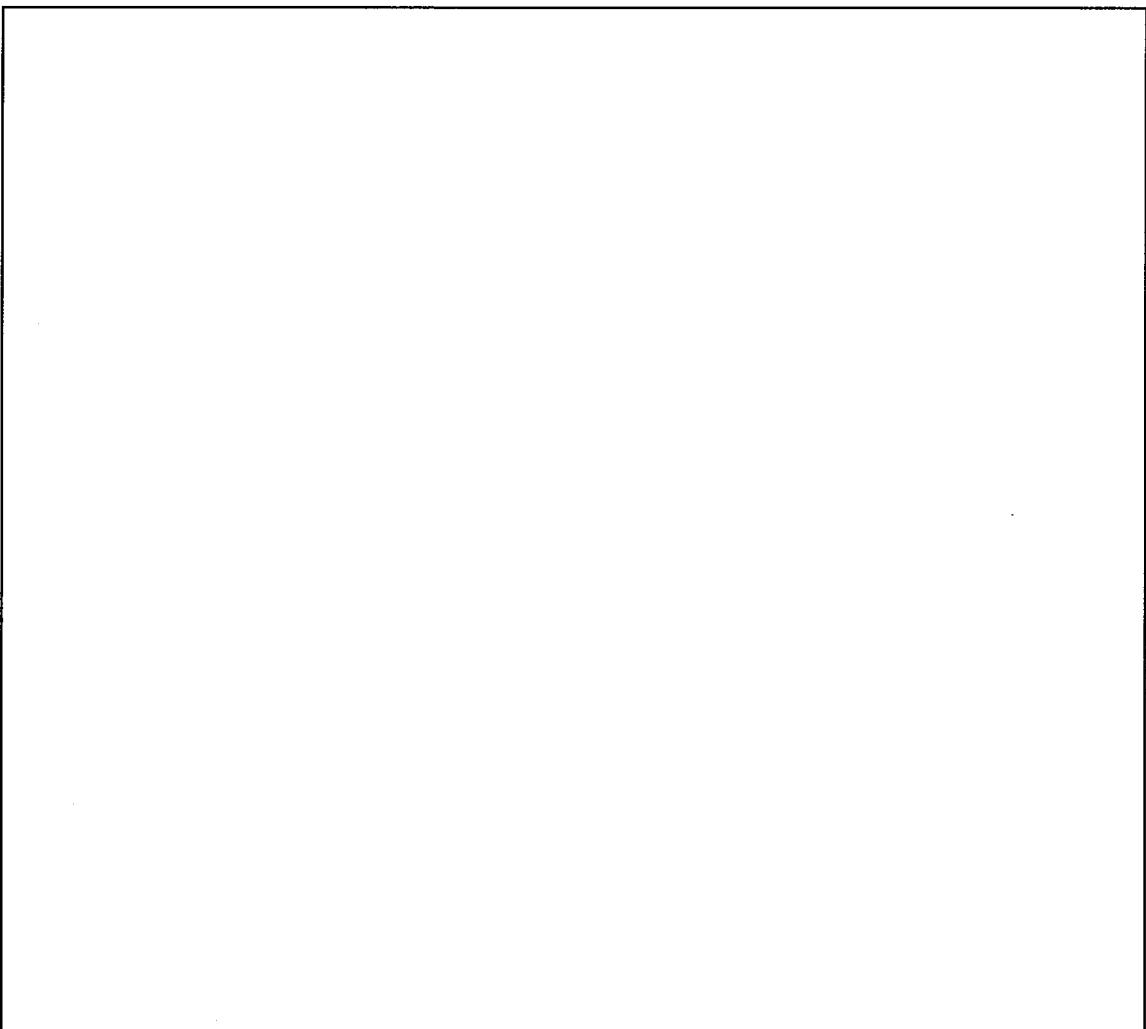
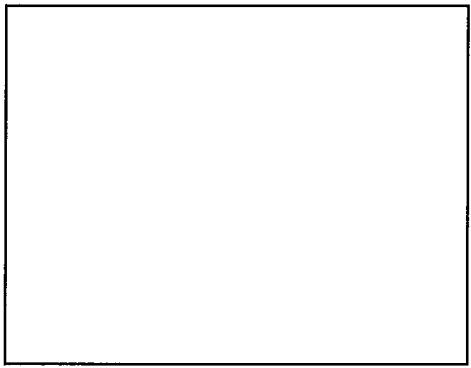
*3 : {781}漏水検知高さ
受容器底面より20mm以上 80mm以下

*4 : 漏水検知器 (電極式)
 *5 : 耐腐食性材料 ()

名 称	保管棚(1)(2)(3)、 溶液容器、受容器	保管廃棄設備
図 番	図ト設一液17(3/4)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所

名 称	保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器 保管廢棄設備	单位 : mm
図 番	図卜設一液17(4/4)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所

*6 : 容器内面



No.	安全機能を有する施設名称	基數
[782]	焼却炉	1
[783]	投入フードボックス	1
[784]	排出フードボックス	1
[785]	燃焼装置失火インターロック	-
[786]	排ガス温度高インターロック	-
[787]	燃焼用空気停止インターロック	-
[788]	送風機ファン	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

*1 : インターロック設備の基数については
　　インターロック系統図(図ト制-1~3)参照

*2 : 失火検知器

*3 : 溫度計(熱電対)

*4 : 送風機ファン停止検知器

→ : 申請機器の配管系統

↓ : 設工認申請対象外

*1：インターロック設備の基数については
　　インターロック系統図(図ト制-1~3)参照

*2 : 失火檢知器

*3 : 溫度計 (熱電対)

*4 : 送風機ファン停止検知器
→ : 申請機器の配管系統
← : 設工認申請対象外

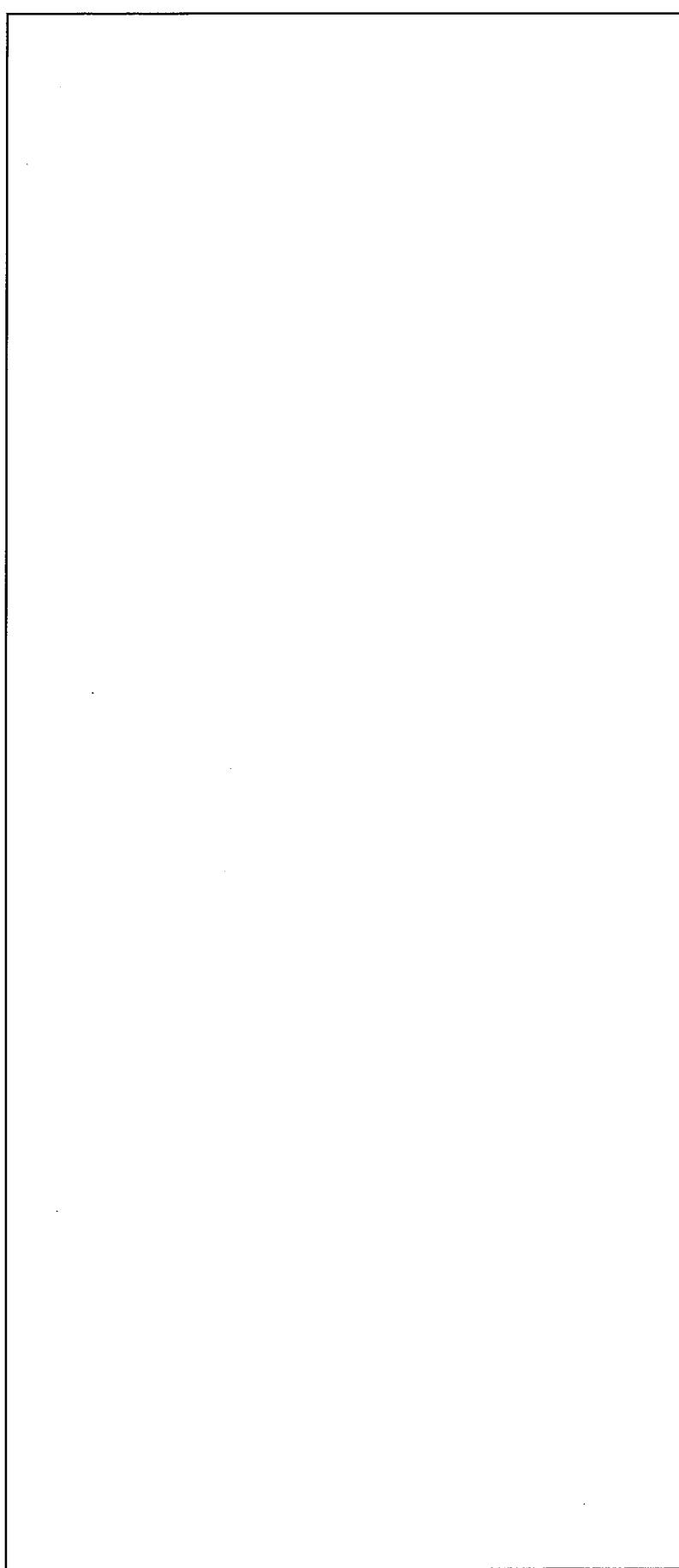
单位：mm

燒却爐

図1-1(1/6)

第1廢棄物處理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位 : mm	
名 称	焼却設備
名 称	焼却炉
図 番	図 ト設一固1 (2/6)
備考	付属建物 第1廃棄物処理所

*5 : 気体燃棄設備(5)としての申請範囲
(6次申請 図ト系5-2参照)

*6 : 開口部風速 0.5m/秒以上

： 固体燃棄物を取り扱うフードボックス □

： 固体燃棄物を取り扱うフードボックス □

： 設工認申請対象外

： 追加部材 □ ; □)

： 追加部材 □ ; □)

： 追加部材 (①mm : □)

□ 内は、耐震計算書の部位名を示す

		単位 : mm
名 称	焼却設備 焼却炉	
図 番	図 ト設一固1(3/6)	付属建物 第1燃棄物処理所
□ : 固体燃棄物を取り扱うフードボックス(□)		
▨ : 縞鋼板		
……… : 設工認申請対象外		

□ : 追加ベースプレート(1mm : □)

単位 : mm

名 称	焼却設備 焼却炉	付属建物 第1廃棄物処理所
図 番	図1設一固1(4/6)	

← : 申請機器の配管系統

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

*5 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲
(6次申請 図ト系5-2参照)

*6 : 開口部風速 0.5m/秒以上

：固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

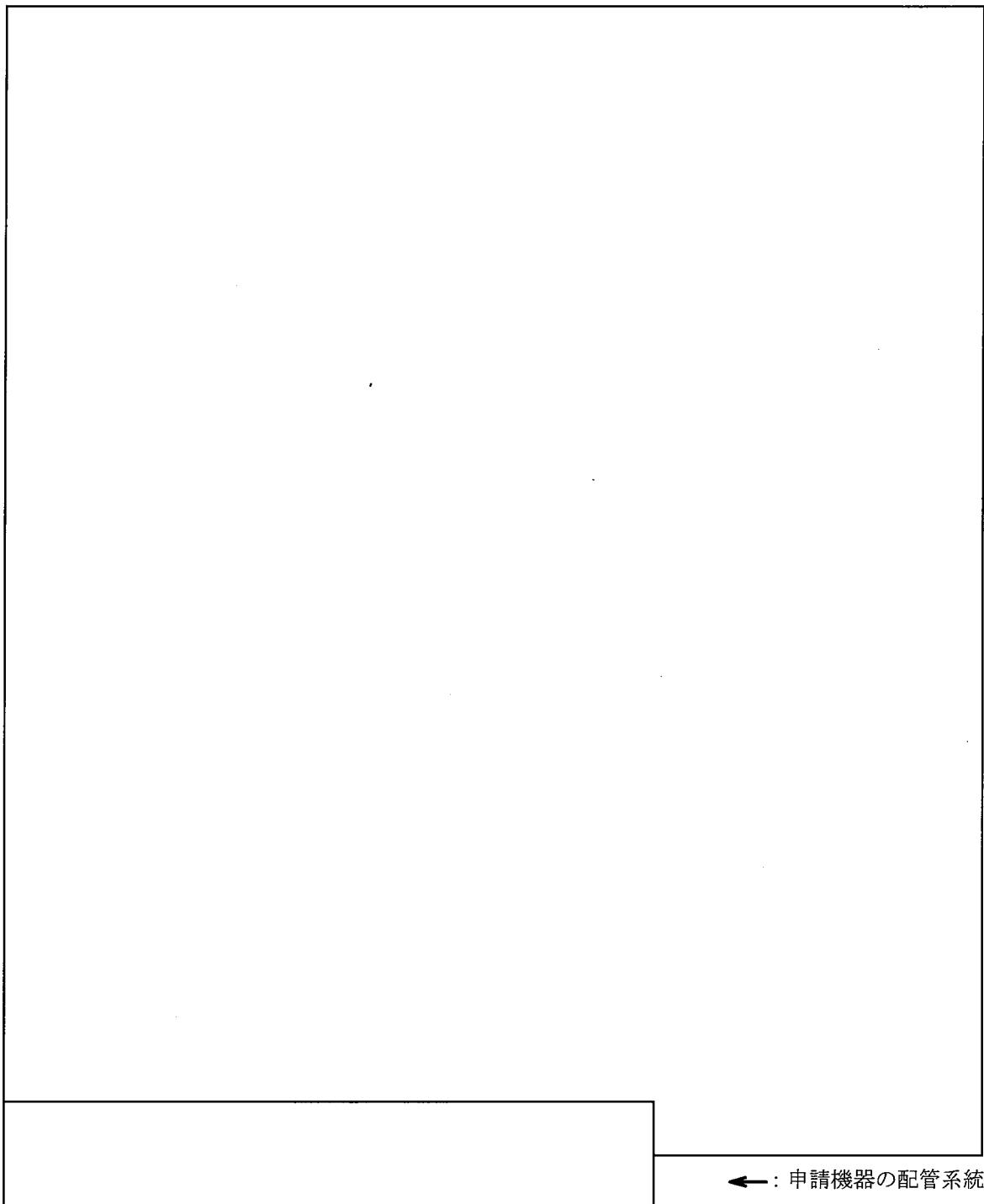
：固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

：追加ベースプレート [mm : □]

単位 : mm

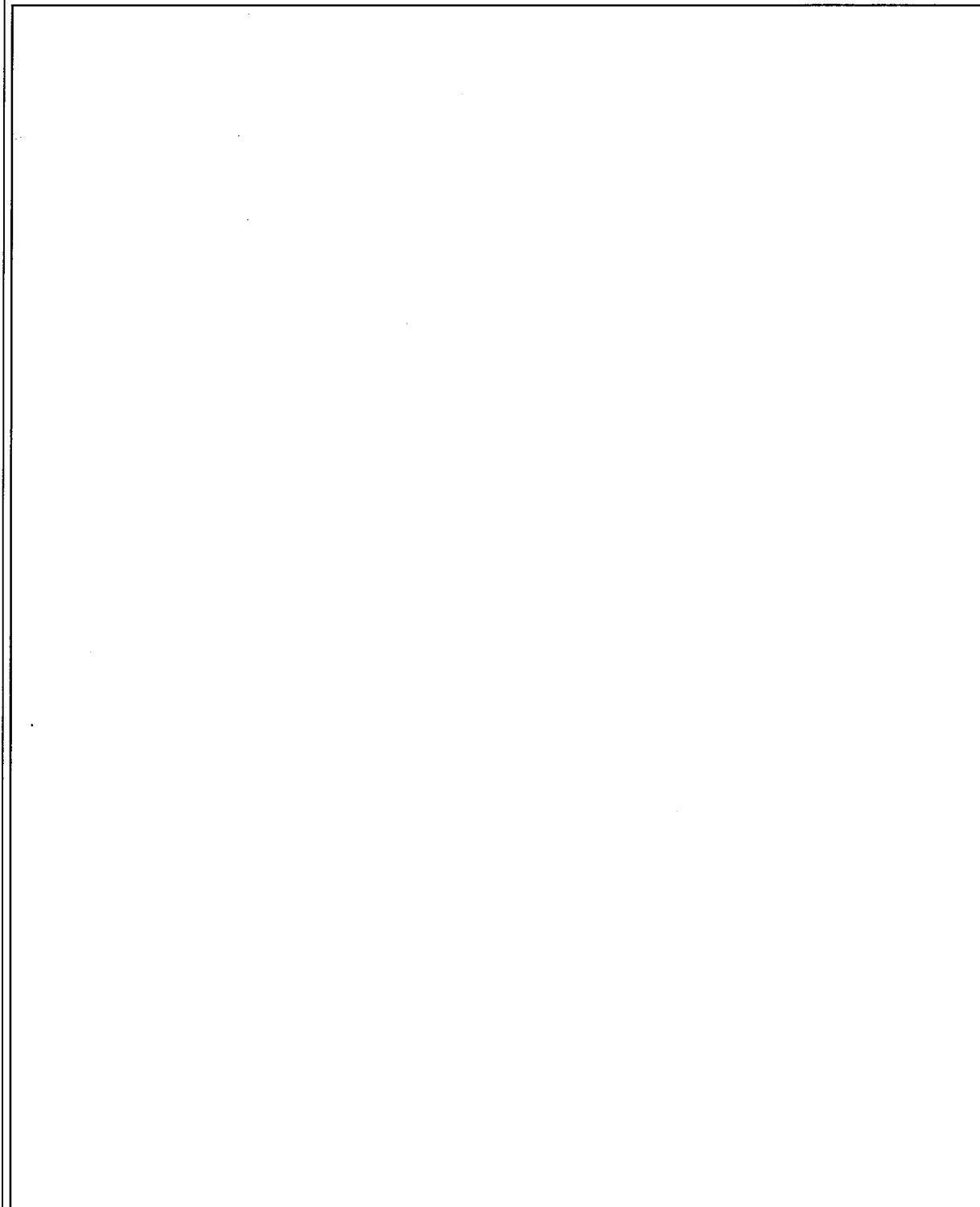
名 称	焼却設備	焼却炉	付属建物	第1廃棄物処理所
図 番	図ト設一固1(5/6)			

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



名 称	焼却設備 焼却炉	
図 番	図ト設一固1(6/6)	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{789}	サイクロン	1
{790}	フードボックス	1



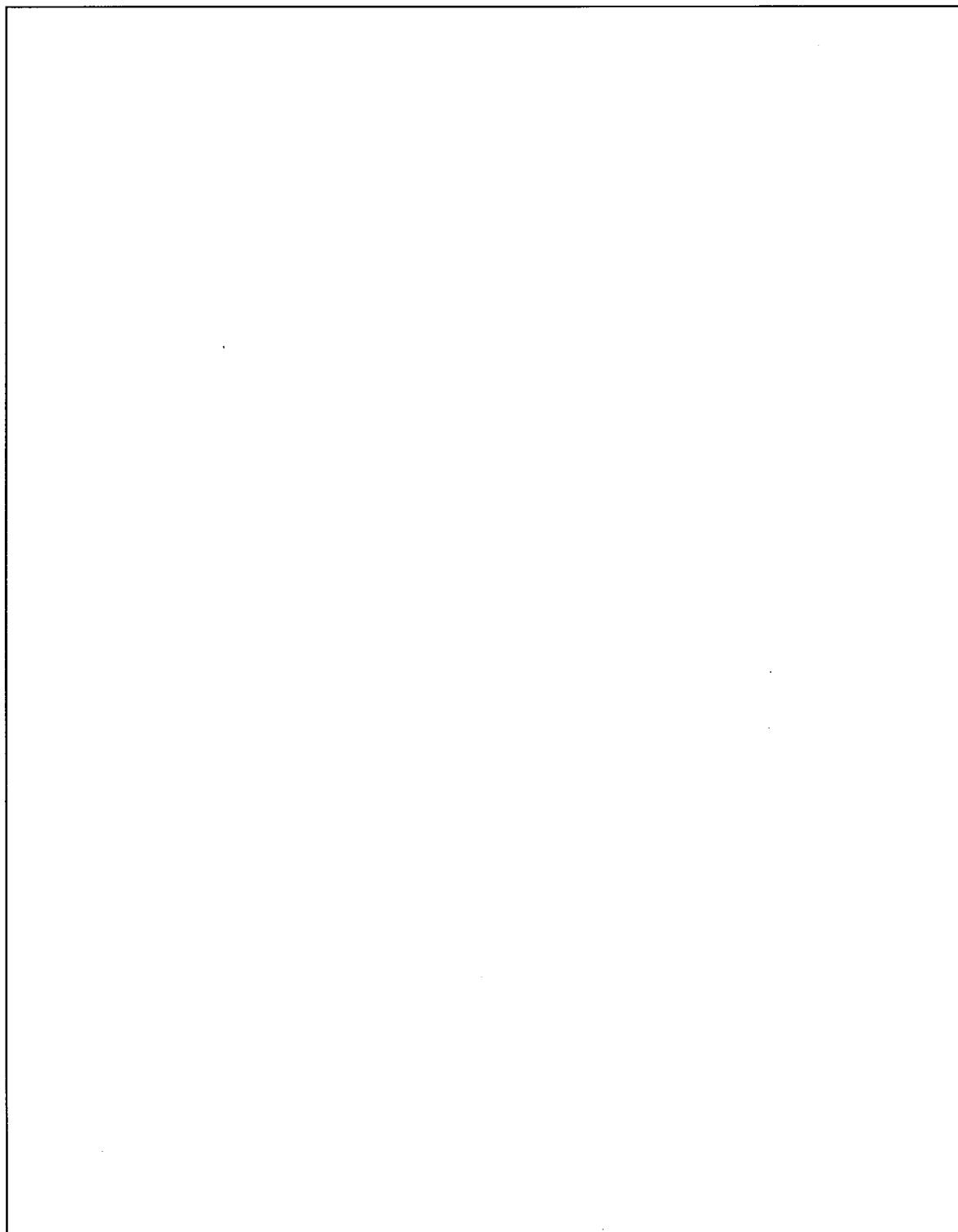
		単位 : mm
*1 : 回収した固体廃棄物は 保管廃棄物設備へ	名 称	焼却設備 サイクロン
*2 : 設工認申請対象外 ← : 申請機器の配管系統	図 番	図ト設一固2(1/2) 付属建物 第1廃棄物処理所

単位：mm		
名 称	焼却設備 サイクロン	付属建物 第1廃棄物処理所
図 番	図ト設一固2(2/2)	

*3 : 閉口部風速 0.5m/秒以上
 *4 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲
 (6次申請 図ト系5-2参照)

*5 : {789}サイクロン
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{791}	フラッシュチャンバ	1

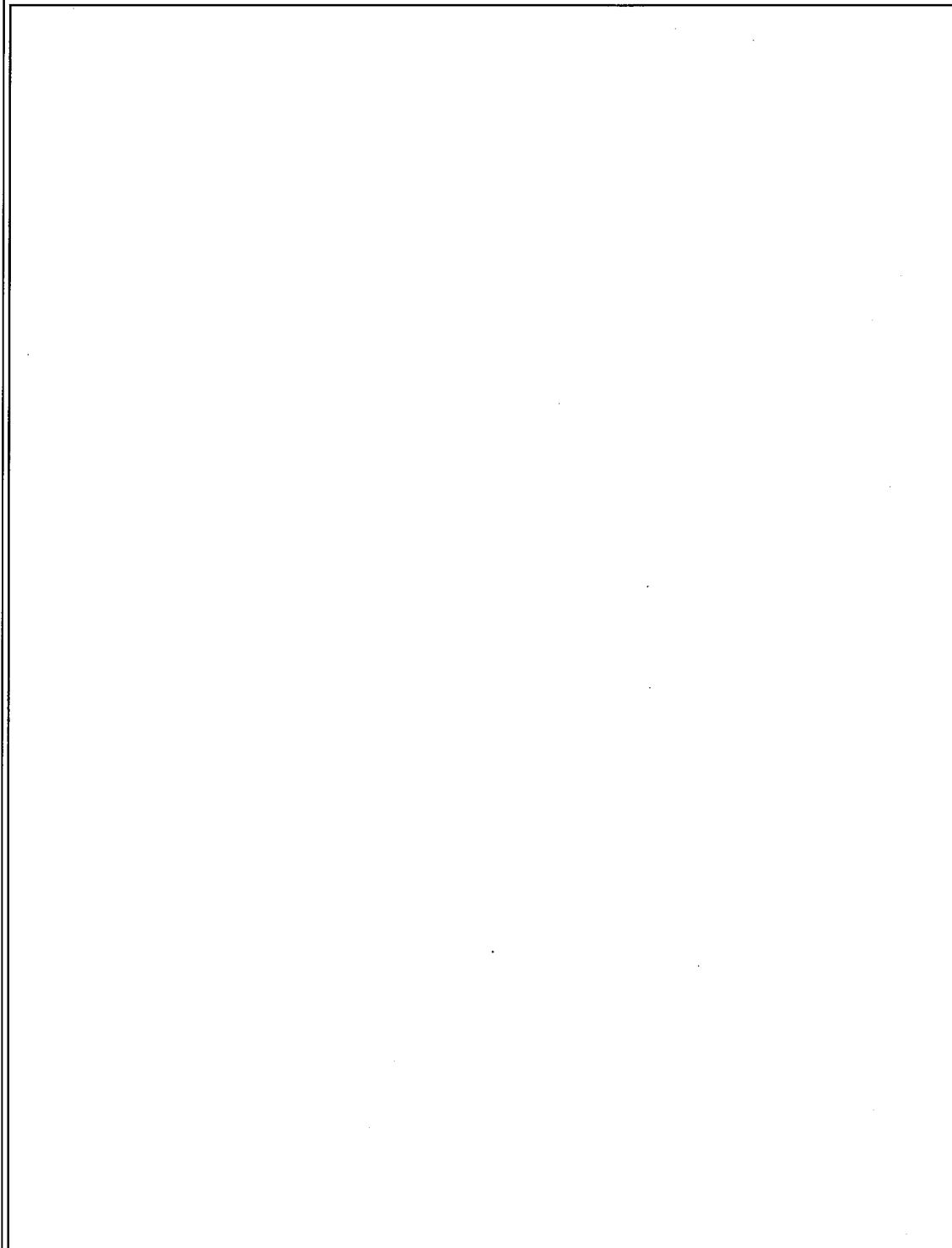


単位 : mm

*1 : 6次申請 図ト設一固2参照
 ← : 申請機器の配管系統
 // : 追加部材 ([] : [])

名 称	焼却設備 フラッシュチャンバ	
図 番	図ト設一固3	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{793}	イオン交換材混合機	1



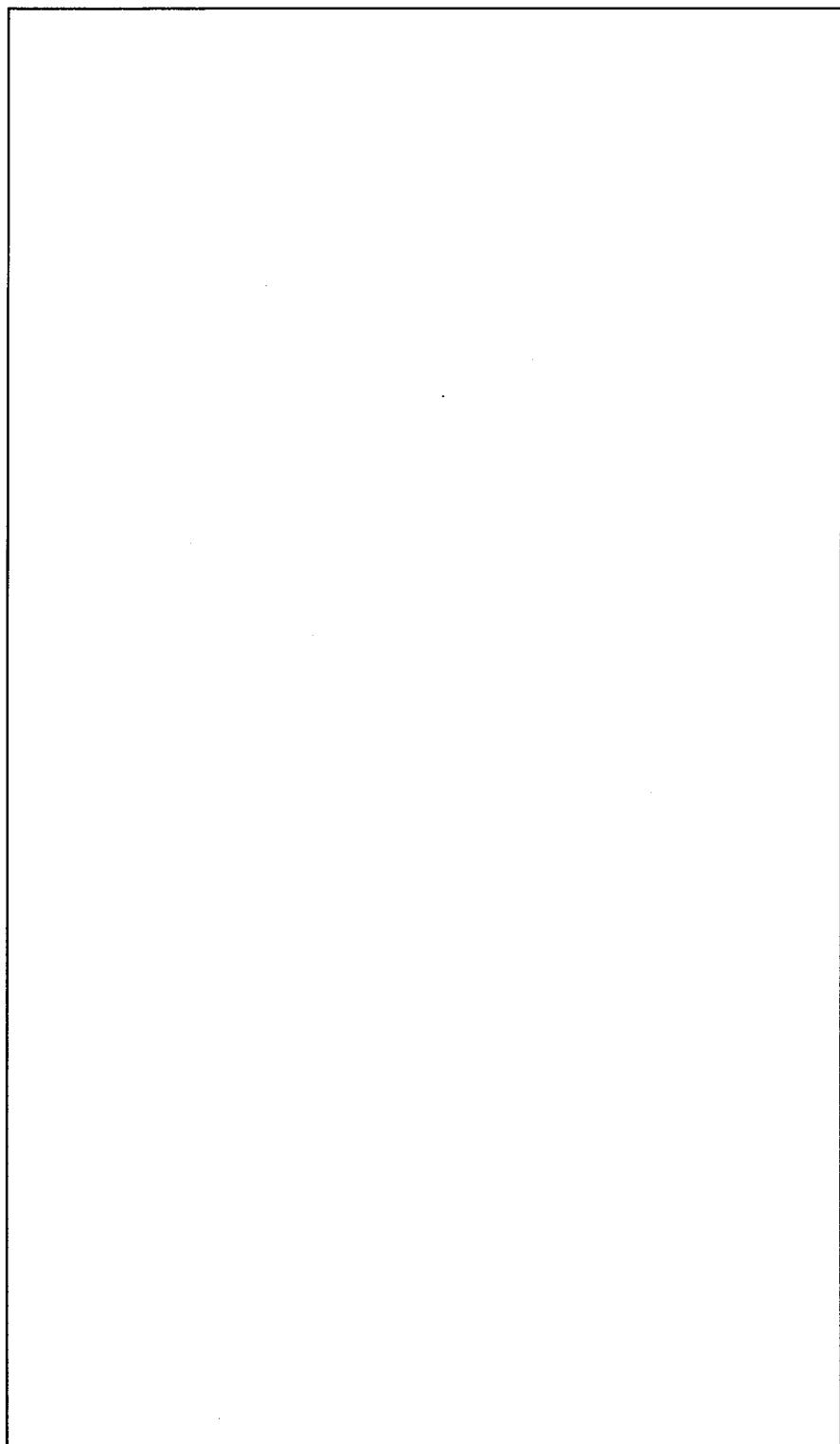
単位 : mm

*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上

*2 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲
(6次申請 図ト系5-2参照)

【】: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス □

名 称	焼却設備 イオン交換材混合機	
図 番	図ト設一固4(1/2)	付属建物 第1廃棄物処理所



単位 : mm

名 称	焼却設備 イオン交換材混合機	
図 番	図 ト設一固4(2/2)	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称
{794}	イオン交換材成型機

基數
1

- *1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
 *2 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲
 (6次申請 図ト系5-2参照)

□: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

単位 : mm

名 称	焼却設備 イオン交換材成型機
図 番	図ト設一固5(1/2) 付属建物 第1廃棄物処理所

名 称	焼却設備 イオン交換材成型機	単位 : mm
図 番	図1設一固5(2/2)	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{795}	ピット	1
{796}	波立高警報設備	-

耐震計算の部位名を示す

- *1 : [796] 流液位高検知設定位置
槽上面より 51mm以上
 - *2 : 液位計(電極式)
 - *3 : 警報設備の基数については
警報設備系統図(図ト制-12) 参照
 - *4 : 排配管は丸いため、
積雪の影響及び降下火碎物の
堆積の影響を受けにくく、
 - *5 : 屋外配管は配管表面に
保溫材(グラスワール)を施工
 - *6 : 屋外配管は開口部のない構造とする
 - *7 : 耐腐食性材料()
 - : 申請機器の配管系統
 - : 設工認申請対象外

名 称	焼却設備 ビット	図 牆設一固6	付属建物 第1廃棄物処理所
-----	-------------	---------	------------------

No. [798]	安全機能を有する施設名称 クレーン	基數 1
名 称	クレーン(第1廃棄物処理所前室) 焼却設備	単位 : mm
図 番	図卜設一固7	付属建物 第1廃棄物処理所前室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{799}	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	1
{800}	フードボックス	1
名 称	固体廃棄物処理設備	
	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図 番	図1-1(1/9)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

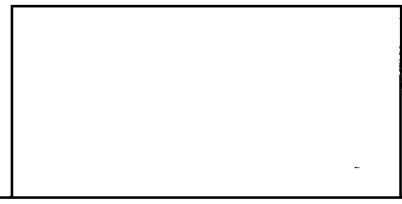
名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	単位 : mm
*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上		
*2 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲 (6次申請 図ト系6-4参照)		
□□□ : 追加プレス [] :		
■ ■ ■ : 追加柱 [mm :]		
/// : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス []		
図番	図ト設一固8(2/9)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図 番	図 ト設一固8(3/9)	付属建物 第2廃棄物処理所
単位 : mm		

□内は、耐震計算書の部位名称を示す		
単位：mm		
名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図 番	図1-1設一固8(4/9)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



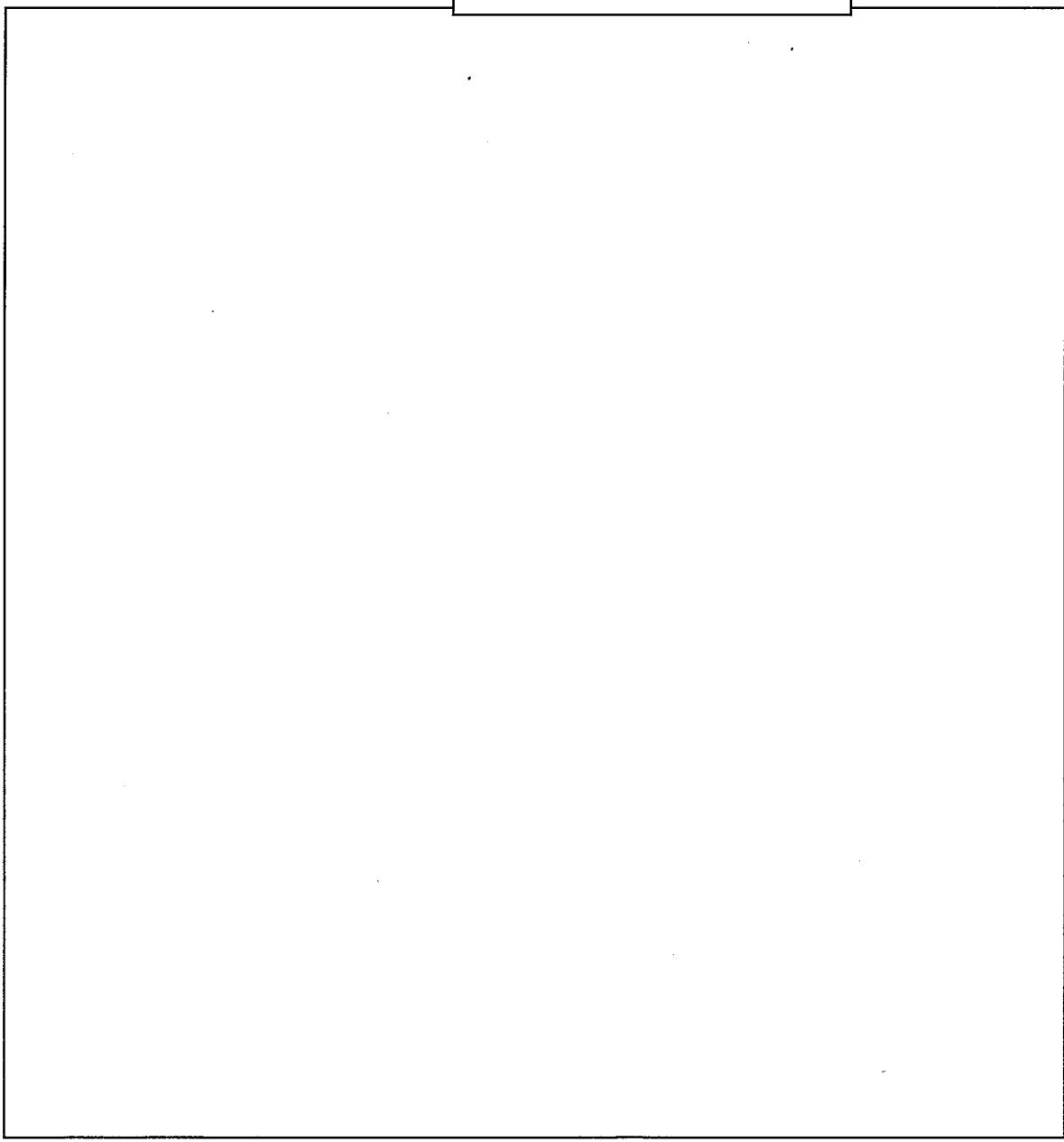
：追加ベースプレート () : ()

単位 : mm

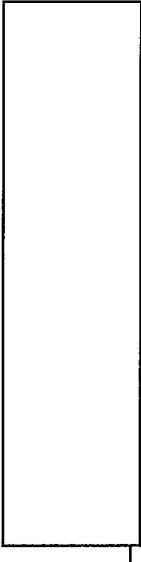
名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図 番	図 ト設一固8(5/9)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名を示す

単位：mm	
名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
図 番	図 ト設一固8 (6/9) 付属建物 第2廃棄物処理所



↗: 高性能エアフイル (デ'イ部+木枠) の流れ
 ←: 高性能エアフイル (デ'イ部) の流れ
 ☐: 高性能エアフイル (木枠) の流れ

	*1 : ハドリカで高性能エアフイル(デ'イ部+木枠)をコバ'まで移動し、リカを上昇させシバ'に載せる。
	*2 : ゴバ'にて帶錨まで移動する。
	*3 : 帯錨の回転式切断刃で高性能エアフイルの両端部を切り離す。
	*4 : ゴバ'にて高性能エアフイル(デ'イ部+木枠)をリカに移動する。
	*5 : 高性能エアフイル(デ'イ部+木枠)をチヤキ'でリカを上昇する。
	*6 : リカ上昇後、高性能エアフイル(デ'イ部+木枠)をチヤキ'した状態で、高性能エアフイル用廃棄物プロ'の抜き部まで移動する。
	*7 : 高性能エアフイル(デ'イ部+木枠)のデ'イ部を高性能エアフイル用廃棄物プロ'で打ち抜く。
	*8 : 高性能エアフイル(デ'イ部)を高性能エアフイル用廃棄物プロ'のリカ'ーで成型部まで移動する。
	*9 : 高性能エアフイル(デ'イ部)を高性能エアフイル用廃棄物プロ'のリカ'ーでデ'イ部の下に移動し円筒型に成型する。
	*10 : 円筒型に成型された高性能エアフイル(デ'イ部)をプロ'の減容する。
	*11 : ハドリカでドラ'缶を上昇し、プロ'の減容された高性能エアフイル(デ'イ部)を高性能エアフイル用廃棄物プロ'リカ'ー3を引きドラ'缶に収める。
	*12 : *7で打ち抜かれて残った高性能エアフイル(木枠部)をリカ'でチヤキ'してゴバ'まで戻す。
	*13 : *3で切離された高性能エアフイル両端部と*12で戻された高性能エアフイル(木枠部)を常設されているエア'カ'ア'機で潰し、ドラ'缶に詰め込む。

名 称	固体廃棄物処理設備
図 番	図 ト設一固8 (7/9)

第2廃棄物処理所

■：潤滑油を有する部位

名 称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	付属建物
図 番	図 ト設一固8 (8/9)	第2廃棄物処理所

*3 : 容積1,000L以上
*4 : 遮熱板から防護対象パネル□

までの距離20mm以上

単位: mm

■: 潤滑油を有する部位

固体廃棄物処理設備

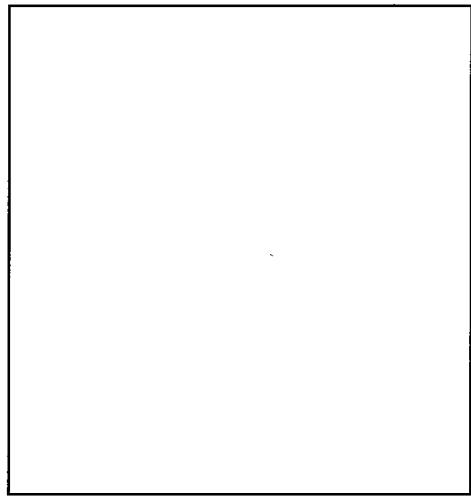
高性能エアフィルタ用廃棄物プレス

付属建物
第2廃棄物処理所

名	固体廃棄物処理設備
称	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
図番	図 ト設一固8 (9/9)
	付属建物 第2廃棄物処理所

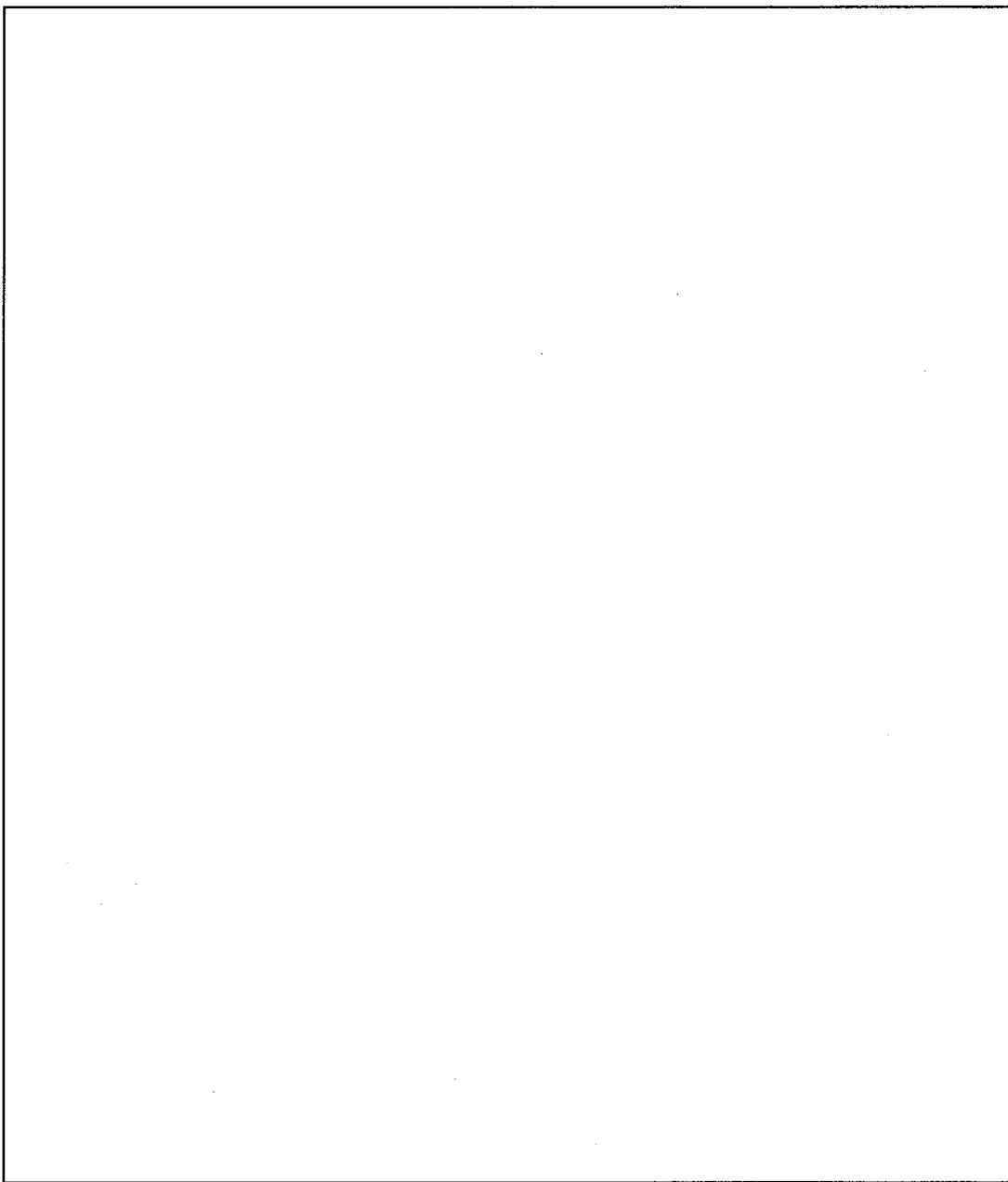
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す		No.	安全機能を有する施設名称	基數
		{801}	破砕機	1
		{802}	フードボックス	1
*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上		□ : 追加柱 (mm : mm)	□ : 追加ベースプレート (mm : mm)	□ : 固体廃棄物処理設備 □ : 固体廃棄物 □ : 設工認申請対象外 □ : 固体廃棄物の流れ
*2 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲 (6次申請 図ト系6-4参照)		□ : 追加プレス (mm : mm)	□ : 追加ブレス (mm : mm)	□ : 破砕機 □ : 付属建物 □ : 第2廃棄物処理所

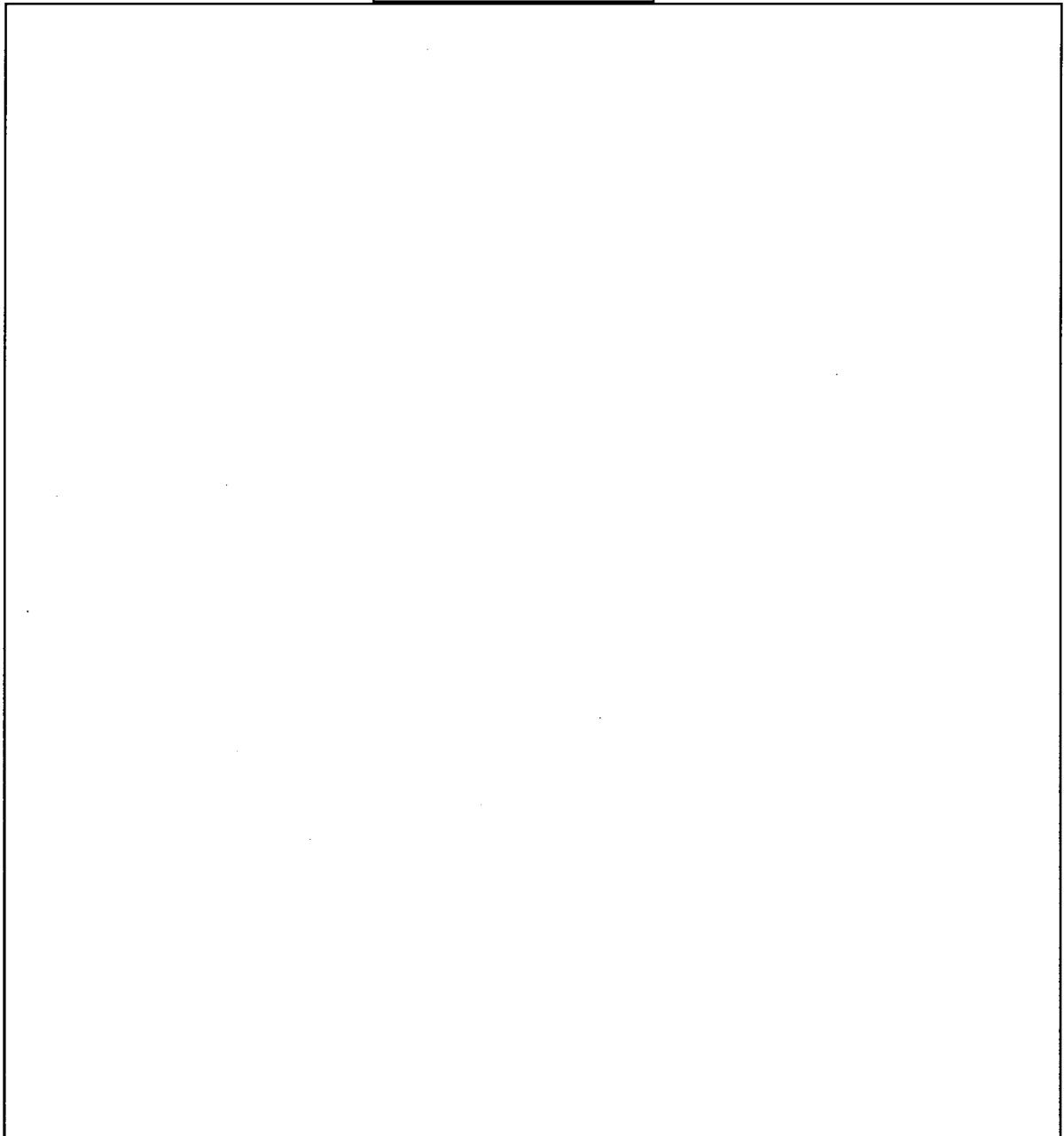
□内は、耐震計算書の部位名を示す

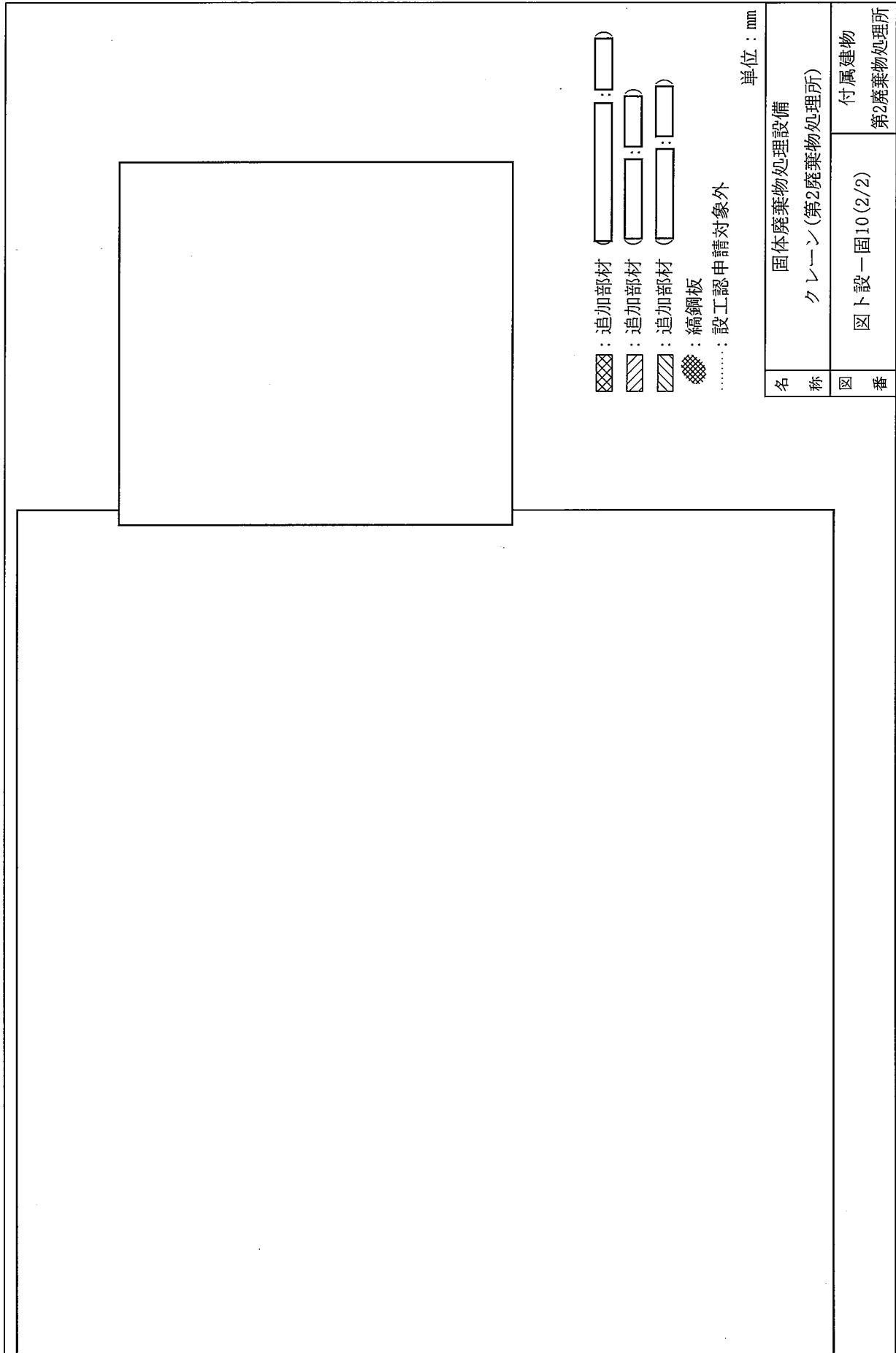


××：追加プレス (□ mm : □)
××：追加部材 (□ mm : □)
××：追加ベースプレート (□ mm : □)

単位 : mm	
名称	固体廃棄物処理設備 破碎機
図番	図 ト設一固9(2/2) 第2焼却物処理所



No. 〔803〕	安全機能を有する施設名称 クレーン	基數 1
		
*1: 停電時保持機能 *2: 落下防止 (荷重 1t 以下) ……：設工認申請対象外		単位 : mm
名 称	固体廃棄物処理設備 クレーン(第2廃棄物処理所)	
図 番	図卜設一固10(1/2)	付属建物 第2廃棄物処理所



No.	安全機能を有する施設名称	基數
{804}	ドラム缶用廃棄物プレス	1

- *1：設工認申請対象外
：追加ベースプレート(□mm : □)
 - - - - -：設工認申請対象外

名 称	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス	
図 番	図 ト設一固11(1/3)	放射線管理棟 廃棄物缶詰室

*2 : 開口部風速 0.5m/秒以上
*3 : 気体廃棄設備(2)としての申請範囲
(6次申請 図ト系2-13参照)
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)
 : 追加ベースプレート(□mm : □)
----- : 設工認申請対象外
----- : 単位 : mm

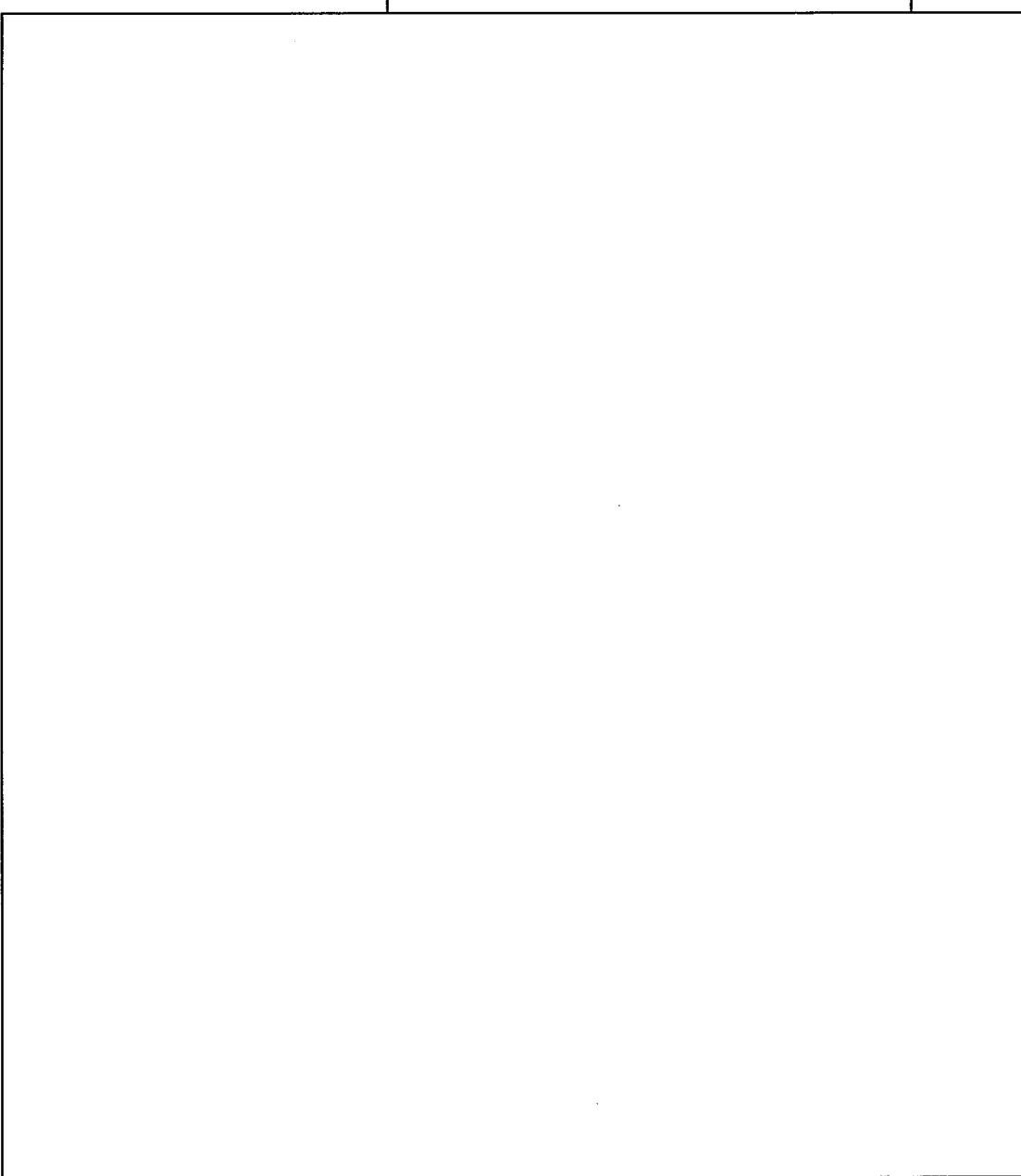
名 称	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス	
図 番	図ト設一固11(2/3)	放射線管理棟 廃棄物缶詰室

*4	容積100L以上
*5	遮熱板から防護対象ハネル(□) までの距離22mm以上
▨	固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)
▨	作動油を有する部立
---	設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス
図 番	図ト設一固11(3/3)

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{805}	超音波洗浄機	2



- *1 : 耐腐食性材料 ()
- *2 : 設工認申請対象外
- ← : 申請機器の配管系統
- ←---: 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	除染設備
図 番	超音波洗浄機(1)(2) 図ト設一固12(1/2)

付属建物
除染室・分析室

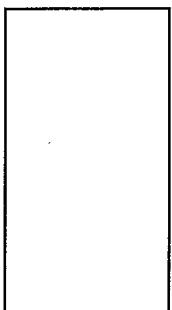
単位 : mm

名 称	除染設備 超音波洗浄機(1) (2)
図 番	図ト設一固12 (2/2)
	除染室・分析室

*1 : 耐腐食性材料 ()
 ← : 申請機器の配管系統
 ⇣ : 設工認申請対象外
 □ : 追加部材(ペースプレート) mm : □

*3

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{806}	廃水中和設備	1式
{807}	液位高警報設備	-



*1 : {807} 液位高検知設定位置
槽上面より42mm以上

*2 : 液位計（電極式）

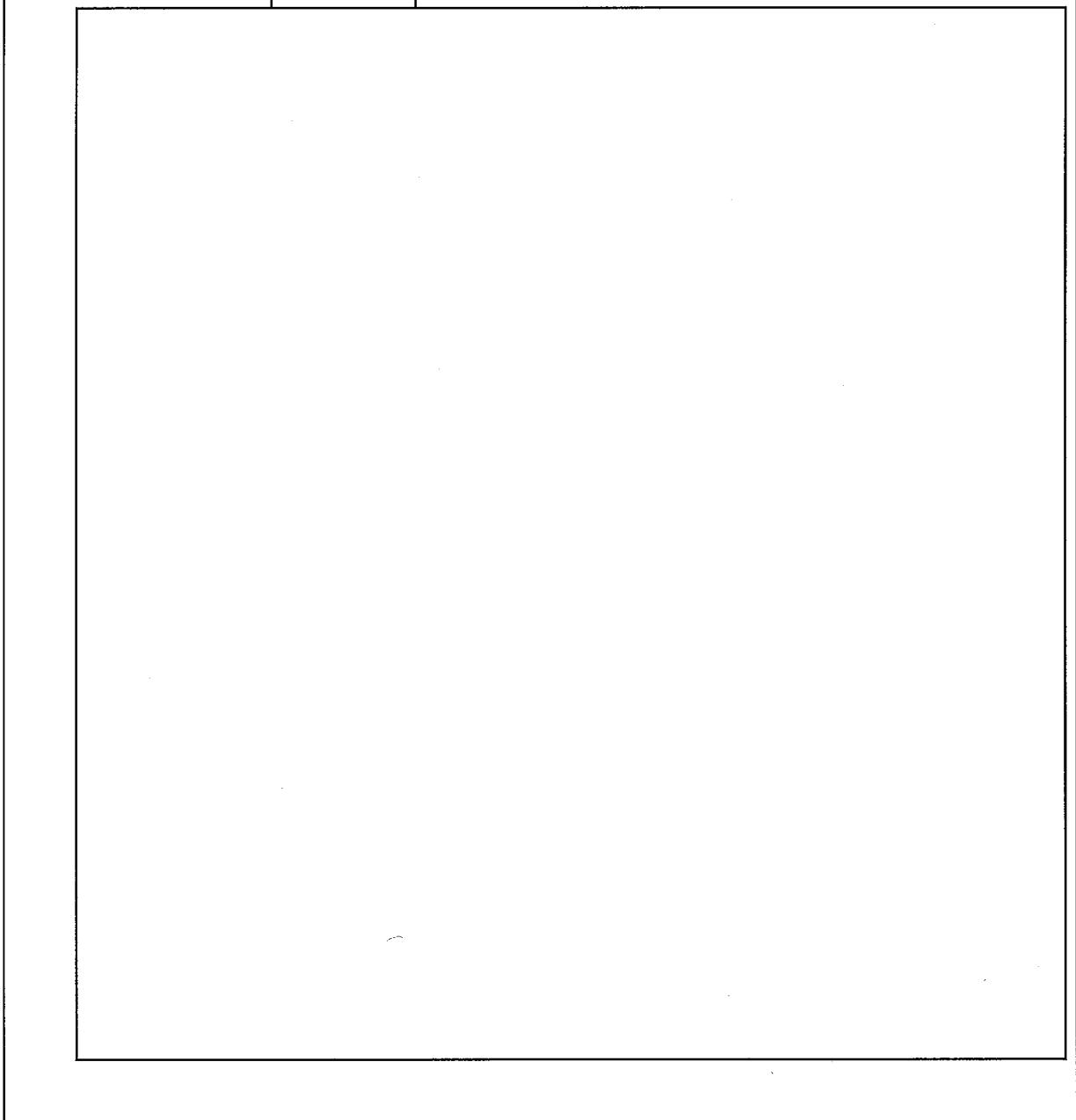
*3 : 警報設備の基數については
警報設備系統図(図ト制-17) 参照

*4 : 耐腐食性材料 ()

→ : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名 称	除染設備
図 番	廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽 図ト設一固13(1/4) 除染室・分析室



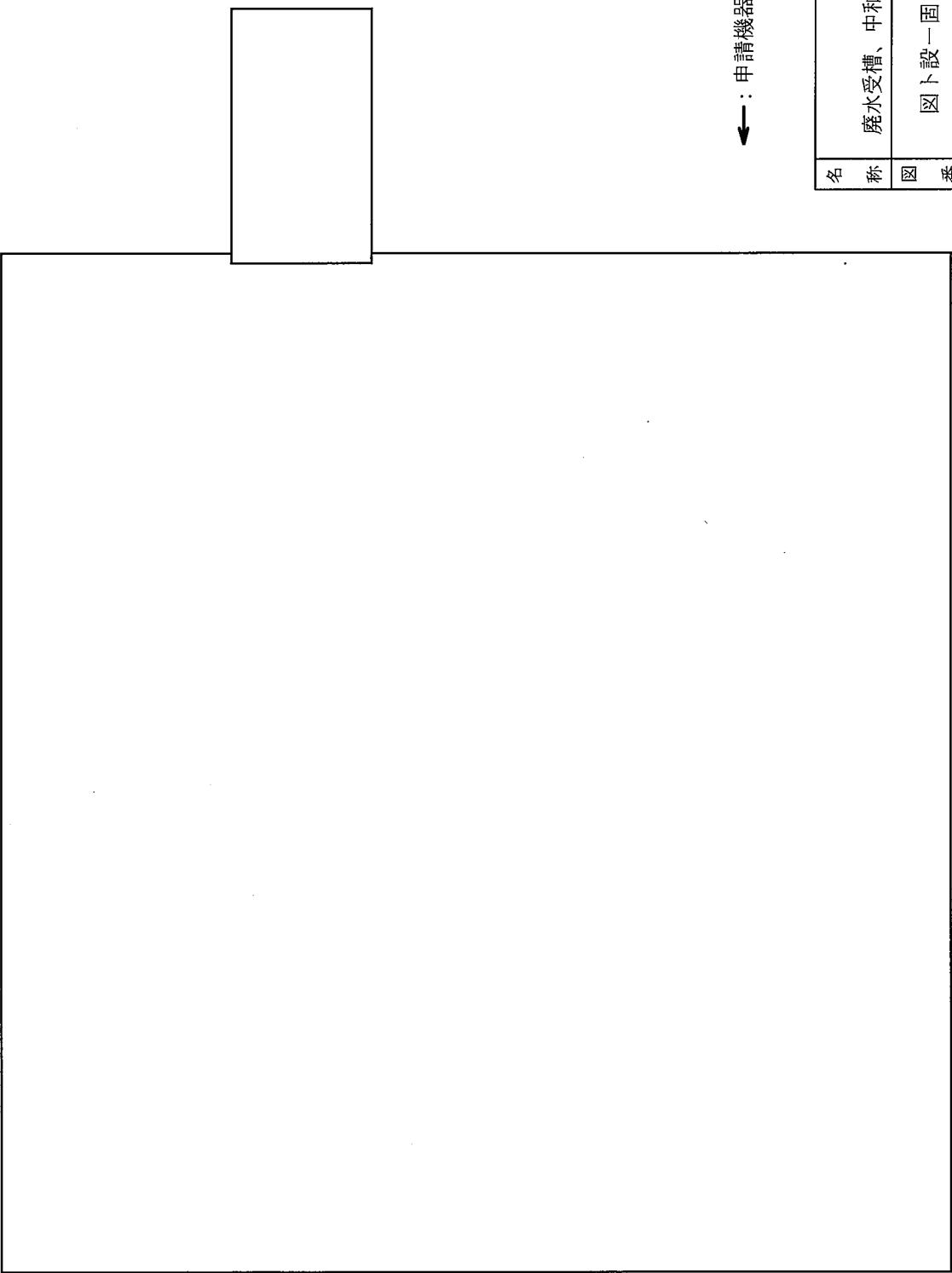
- *1 : {807} 液位高検知設定位置
槽上面より40mm以上
- *2 : 液位計(電極式)
- *4 : 耐腐食性材料()
- : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名 称	除染設備	付属建物	除染室・分析室
図 番	図ト設一固13(2/4)		

名 称	除染設備
図 番	図13(3/4)
単位 : mm	mm
付属建物 除染室・分析室	ろ液受槽

←：申請機器の配管系統

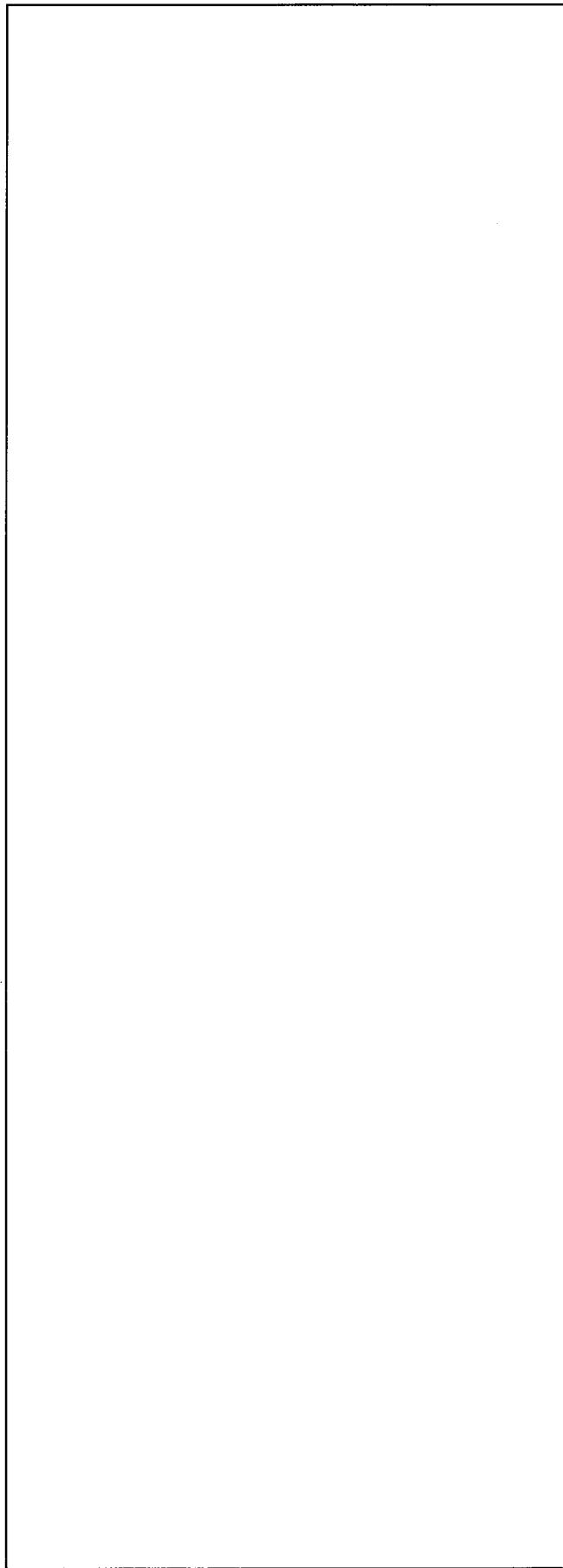


- *1 : {807} 液位高検知設定位置
槽上面より 68mm以上
- *2 : 液位計(電極式)
- *4 : 耐腐食性材料
- *5 : {805} 配管系統との接合部まで
- : 申請機器の配管系統

単位: mm

名 称	除染設備	付属建物	除染室・分析室
図 番	図ト設一固13(4/4)		

No. (808)	安全機能を有する施設名称 分別・解体フード	基數 1式
--------------	--------------------------	----------



*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上

*2 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲
(6次申請 図ト系1-25参照)

: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

: 追加部材(ベースフレート□mm : □)

名 称	除染設備
名 称	分別・解体フード
図 番	図ト設一固14(1/3)

アンカーボルト部詳細

符号	種別	サイズ	追加ベースプレート厚み
a	あと施工金属拡張アンカーボルト		
b	あと施工金属拡張アンカーボルト		
c	あと施工接着系アンカーボルト(新規)		
d	あと施工接着系アンカーボルト(新規)		
e	あと施工接着系アンカーボルト(新規)		
f	あと施工接着系アンカーボルト(新規)		

□：追加部材(ベースプレート) mm : □
 △：追加部材(ベースプレート) mm : □

単位 : mm

名 称	除染設備 分別・解体フード	付属建物 除染室・分析室
図 番	図 14(2/3)	

- *3 : 竜巻対策
*4 : 設工認申請対象外
*5 : 被水による電気火災防止のため、
パッテリーをカバー内に収納する

単位 : mm

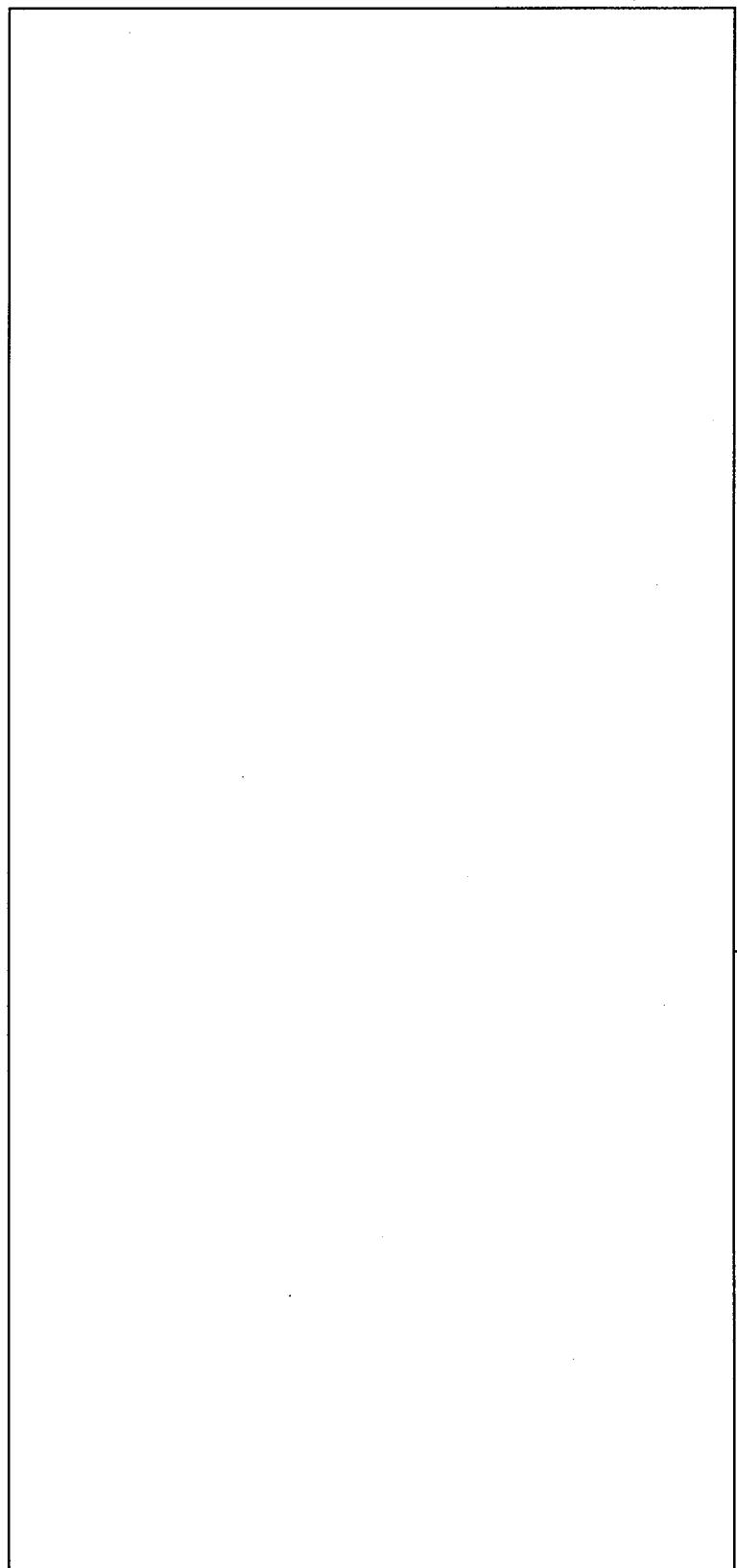
名 称	除染設備 分別・解体フード	付属建物	除染室・分別室
図 番	図ト設一固14(3/3)		

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{809}	水洗槽	1

<p>*1 : 耐腐食性材料 <input type="text"/></p> <p>*2 : {805} 配管系統との接合部まで</p> <p>← : 申請機器の配管系統</p> <p>↔ : 設工認申請対象外</p> <p>単位 : mm</p>		
---	--	--

名 称	除染設備	付属建物
図 番	図ト設一固15	除染室・分析室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{810}	切断フード	1



*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上

*2 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲
(6次申請 図ト系1-25参照)

*3 : 作業者が固体廃棄物をSUS容器に収納し、
その後ドラム缶に入れ替えて、保管廃棄設備
に運搬する

□: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

名 称	除染設備	単位 : mm
	切断フード	

図 番

ト設一固16

付属建物
除染室・分析室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{811}	排水受槽	1
{812}	液立警報設備	-

*3

□ 内は、耐震計算書の部位名稱を示す

← : 申請機器の配管系統
----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	除染設備	排水受槽	付属建物	除染室・分析室
図 番	図ト設一固17			

*1 : {812} 液位高検知設定位置
: 槽上面より99mm以上

*2 : 液位計(電極式)

*3 : 警報設備の基數については
警報設備系統図(図ト制-18) 参照

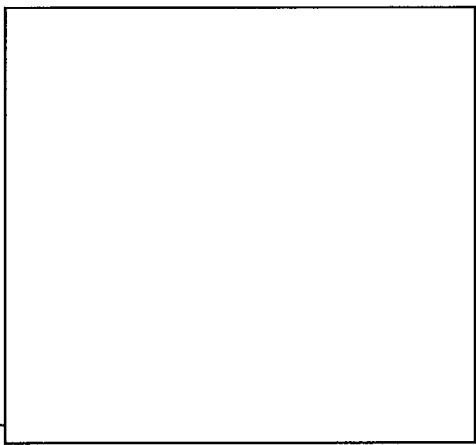
*4 : 4次申請 図ト設-1参照

*5 : 耐腐食性材料()

*6 : 6次申請 図ハ設-95参照

*7 : 6次申請 図ハ設-92参照

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{813}	乾燥機	3



- *1：内面耐腐食性材料（□）
寸法に接的制限値はない、
- *2：上蓋を取り外した状態で乾燥

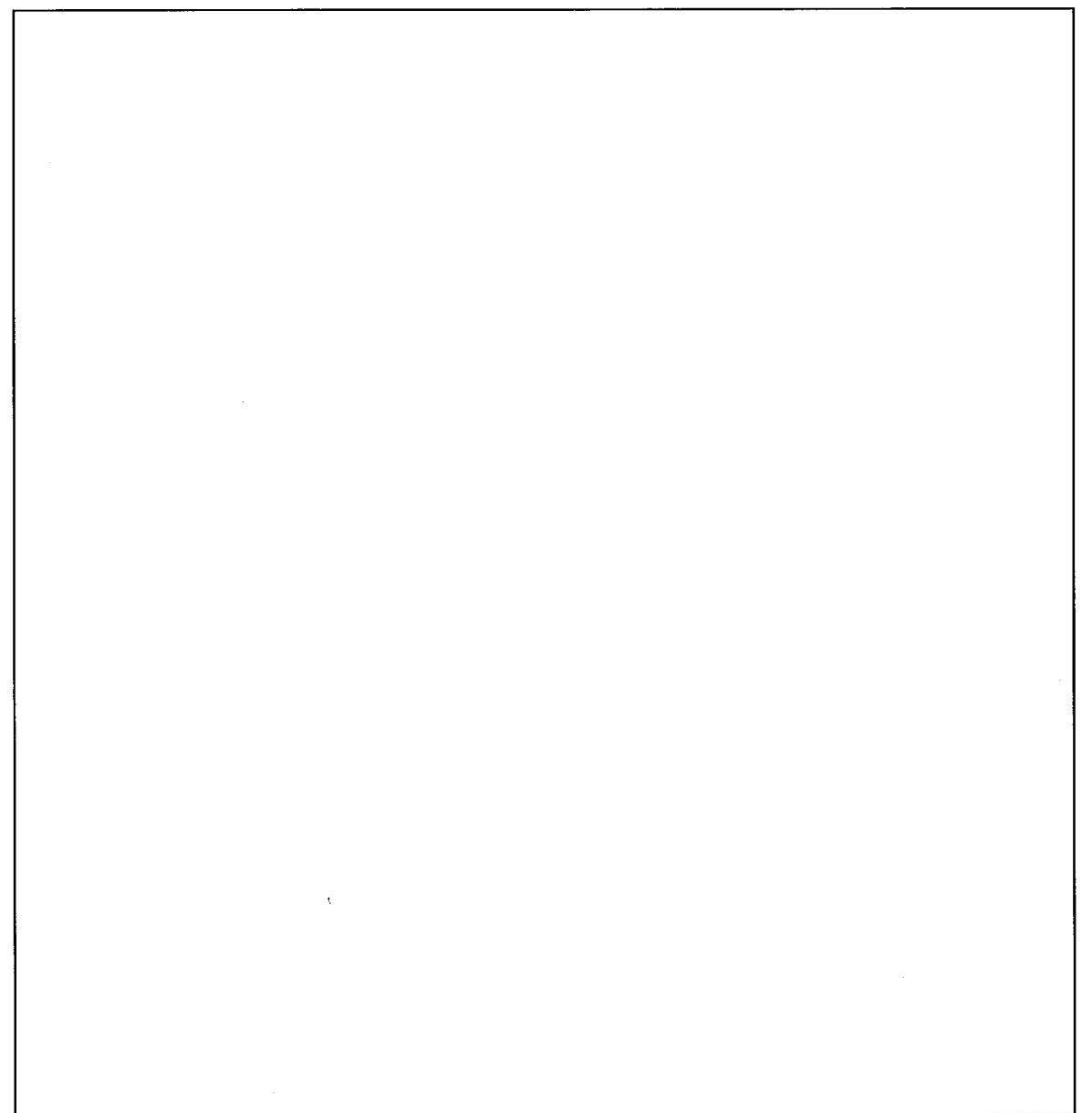
単位：mm

名 称	除染設備 乾燥機(1)(2)(3)		付属建物
図 番	図 ト設一固18(1/3)	除染室・分析室	

名 称	除染設備 乾燥機(1)(2)(3)	付属建物 除染室・分析室
図 番	ト設一固18(2/3)	

- *1：内面耐腐食性材料
寸法に核的制限値はない、
（ ）
*2：上蓋を取り外した状態で乾燥

単位：mm



*1：内面耐腐食性材料 ()
寸法に核的制限値はない、

*2：上蓋を取り外した状態で乾燥
図番 () : □

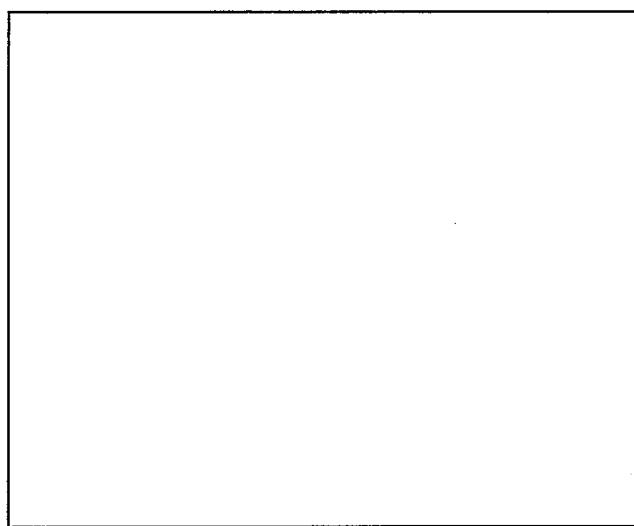
□ : □

△△△ : 架台取替 () : □

単位 : mm

名 称	除染設備 乾燥機(1)(2)(3)	付属建物 除染室 分析室
図 番	図 ト設一固18 (3/3)	

No. [814]	安全機能を有する施設名称 プラスト装置	基數 2
--------------	------------------------	---------



*1 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲
(6次申請 図ト系1-25参照)

→ : 申請機器の配管系統
(耐震重要度分類第3類:□□)

--- : 設工認申請対象外
N : 逆止弁

単位 : mm

名 称 図 番	除染設備 プラスト装置(1)(2) 図 設 一 固 19 (1/2)	付属建物 除染室・分析室
------------------	---	-----------------

	<p>*1 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲 (6次申請 図ト系1-25参照)</p> <p>→ : 申請機器の配管系統 (耐震重要度分類第3類:□□□)</p> <p>--- : 設工認申請対象外</p> <p>↖ : 逆止弁</p> <p>▨ : 追加部材(柱 □□□ : □□□)</p> <p>▨ : 追加部材(梁 □□□ : □□□)</p> <p>▨ : 追加部材(ベースアート □mm : □□□)</p>							
単位 : mm								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;">除染設備</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>プラスチック装置(1)(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>付属建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除染室・分析室</td> </tr> </table>	名 称	除染設備	図 番	プラスチック装置(1)(2)		付属建物		除染室・分析室
名 称	除染設備							
図 番	プラスチック装置(1)(2)							
	付属建物							
	除染室・分析室							

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{815}	クレーン	1

*1: 停電時保持機能
*2: 落下防止
(荷重 0.5t 以下)

単位 : mm

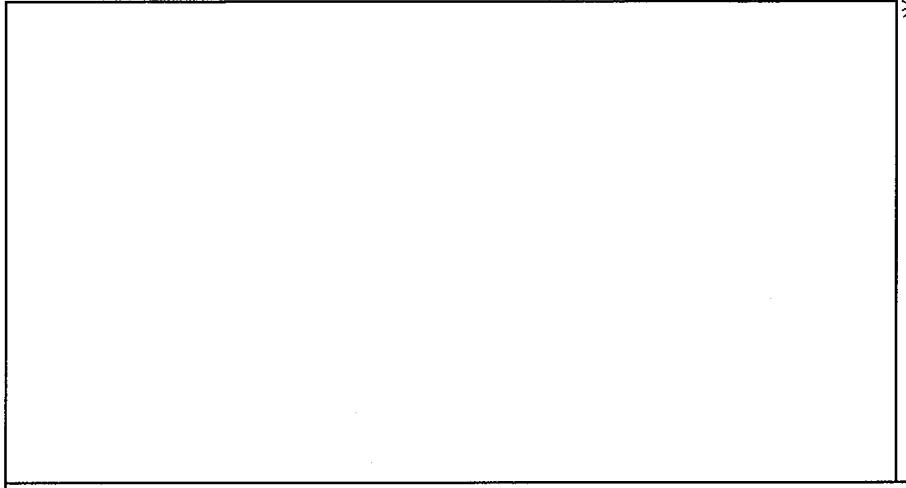
名 称	除染設備 クレーン(除染室(2))
図 番	図 ト設一 固20 除染室・分析室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[816]	解体用フードボックス	1式

*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
 *2 : 気体廃棄設備(2)としての申請範囲
 (6次申請 図ト系2-14参照)
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

- *1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- *2 : 氣体廃棄設備(2)としての申請範囲
 (6次申請 図ト系2-14参照)
-  : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス
-  : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

名 称	除染設備 解体用フードバックス	図 番	図 1 設一-固21	放射線管理棟 廃棄物缶詰室
-----	--------------------	-----	------------	------------------

No.	安全機能を有する施設名称	
{817}	切断機	基數 2
		
単位 : mm		
名 称	除染設備 切断機(1)(2)	
図 番	図卜設一固22(1/2)	放射線管理棟 廃棄物缶詰室

- *1：容積 2L以上
 *2：オイルパンから防護対象パネル(□)
 までの距離 0mm以上
 : 作動油を有する部位

単位：mm	
名 称	除染設備 切断機(1)(2)
図 番	図 ト設一固22(2/2)
	放射線管理棟 廃棄物缶詰室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{818}	廃棄物貯蔵設備(1)	1式
<p>*1 : ドラム缶は、設工認申請対象外</p> <p>*2 : 最大保管廃棄能力 : ドラム缶350本相当分</p> <p>*3 : 龍巻対策</p> <p>*4 : ドラム缶は飛散防止のため、蓋を設置する</p> <p>*5 : 落下防止、龍巻対策</p>		
*4		
単位 : mm		
名 称	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)	
図 番	図上設一回23(1/2)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所